# 村と領主の戦国世界

藤木久志

東京大学出版会

# はしがき

## 自力の村の発見

中世の村のナゾ解きに熱中して一〇年余りが過ぎた。

その起点になったのは、私の『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)であった。とくにその第二章「村落の平和=喧嘩停止令」の分析を通して私は、中世の村々が、村の自検断のために、また山野河海のナワバリを守るために、自前の「村の武力」をもって紛争解決の主体となり、その実現のために、村の内外でさまざまな独自の作法を作り上げていたという、思いがけない豊かな史実を知ることになった。それは私にとって「自力の村」「武装する村」の新たな発見であった。「村の発見」といってもいい。その新鮮な感興に動かされて、紛争解決をめぐる村の作法を本格的に追究しようとした第二作が、『戦国の作法』(平凡社選書、一九八七年)であった。

また同じ『豊臣平和令と戦国社会』の第三章「百姓の平和=刀狩令」の検討を通して私は、①秀吉の刀狩令の現実は、その令書が冒頭に明記したような、徹底した百姓の武装解除や村の武器の廃絶をめざしたものではなく、村の生活(神事や害獣駆除など)に必要な武器は保障し、もっぱら武装権を基軸にした身分規制をめざす法として作動したことを確かめることになった。②さらに徳川の体制の下でも、百姓町人の帯刀は、外観の規制を別にすれば、少なくとも十七世紀を通じて、原則的に禁止されることはなかったことを知ったばかりか、村の鉄炮の保有はむしろ増加傾向をたどったというような事実さえも教えられた(塚本学『生類をめぐる政治』平凡社選書、一九八三年)。

こうして私は、長く兵農分離の通念とされてきた、中世の土一揆や村落の敗北というのも、また近世の丸腰の民衆

Medieval Villages in Japan
Hisashi FUJIKI
University of Tokyo Press, 1997
ISBN4-13-020112-3

像というのも、その具象については本格的な再検討が必要であることに思いいたった。この反省が私を「自力の村」の検証に向かわせる一つの出発点になった。こうした視点から、中世以来の山野河海のナワバリ争いの場に共通してみられた「山方の作法」や、近世の百姓一揆の場に形成された「敢て人命をそこなふ得物は持たず」という得物原則の存在を考えるとき、現に手元にある武器の使用に対する民間の自己規制の作法を、刀狩令を軸とする統一権力の強制の帰結とみなす通念にも、徹底した再検討が必要であることに思いいたった。

その手がかりとして私がとくに注目したのは、秀吉が刀狩りの実施過程で、その令書の末尾に明記した「万民快楽」という標語のねらいを具体的に語って、「現には刀ゆへ闘諍に及び、身命あい果つるを助けんがために」（『多聞院日記』）と説いていた事実であった。その言明の意味するところは重大で、この刀狩りを通じて、自力救済という中世社会の行動原理のもとで深刻な現実であった、絶えざる流血（武器による殺し合い）の惨禍から中世百姓を解放し、中世では社会の諸集団に分有されていた「人を殺す権利」を権力のもとに独占することをめざす、というのがその核心であったにちがいない、と私は考えたのであった。

つまり人々を中世的な自力の惨禍（自力救済の恐怖）から解放することこそが、惣無事令＝豊臣平和令をつらぬく、統一政権の歴史的な課題であったのであり、百姓のあいだに広く認められた武器使用の自己規制は、自力の惨禍からの自己解放という大きな歴史的な課題に、民衆が同意を与えた結果であったにちがいない、とみたのである。

公儀による人を殺す権利の独占と徒党（集団の武力による紛争解決）の禁令をのぞけば、山野河海のナワバリ争いの場における村どうしの自力解決の習俗そのものには、中世から近世を通じて、大きな変更を加えられた形跡を認めることはできない。その点から私は、刀狩令を中世民衆や土一揆の敗北とみたり、権力の圧政に由来する中世百姓の社会的自律性の喪失とみなす、行きわたった通念に、深い疑問をもつようになった。

この自力の惨禍からの自己解放という私の見方については、ごく最近、近世史家の塚本学氏が社会的弱者の生命の



安全という観点から、こう述べている。

> 私法が広がって国の法が弱まるということは、人民の権限が強く国家の権限が弱いということを示し、素晴らしいことなのかと申しますと、そうではないのです。……それ（村の自検断の制約）を民衆の敗北ととるのは間違いで、中世の自検断方式といいますのは、民衆がたやすく集団によって殺される危険を含んでいた……このような危険から免除されるのが、自検断の制限であった、というのが藤木さんの論理なのです。……こういう変化というものは、自分の安全を守る上で、むしろ進歩だったということも、藤木さんの主張を支えております。（中世の）村が持っている私法の領域で、人を殺す権限まで認められていたということは、逆にいいますと、私法によって処刑される場面が多いということです。……社会的弱者の生命の安全という観点から見ますと、（中世的な）村の法といいますのは、必ずしも村民の生命や安全を図ったとはいえません。
>
> （「村の武力と村民の安全」『平出博物館ノート』10、一九九六年）

このようにして、「喧嘩停止令」や「刀狩令」などを内容とする豊臣惣無事令の歴史的な意義を、中世的な自力の惨禍からの解放とみる私の考えには、ほんの少しずつながら、共感が寄せられるようになっている。一義的に中世村落の敗北論や解体論に結果しない、豊かな移行期村落像を私もさらに深く追究しなければならないと思う。

### 村論の視角

さて、私の初めての論集『戦国社会史論』（東京大学出版会、一九七四年）から、本書にいたる私の中世農民論や村落論の視角や方法には、大きな曲折があった。その軌跡について、ここで率直に述べておきたい。

もう二〇年以上もまえに、室町期の村の地下請について、私はつぎのように記したことがあった。

> つきつめていえば、地下請の実現とは、宿老層による年貢徴収の強制、つまり惣規制が領主規制に転化したこと

を示すものに他ならぬ。したがって、村民相互のしめつけ・「ひとめ」が弱小の年貢負担者に、ある意味で、在外の領主の監視よりかえって厳しく重い強制・束縛として、おおいかぶさることになったであろうことも、また見逃しがたい。地下請の成立とは、惣内部の農民ひとりひとりにとって、そのまま直ちに、領主的収奪からの解放を展望しうるような事態では、けっしてなかったのではあるまいか。

（初め「戦国期の土地制度」一九七三年、のち『戦国社会史論』総論第一章）

この拙い叙述は、惣村の地下請が剰余を在地に留保させ、村の自立の物質的な土台を固める画期となったことを高く評価しつつも、むしろ、そのころ全盛をきわめていた「明るい中世」観の相対化をつよく意図していたのであった。そのため、地下請を村の共同体規制の重さなど否定的な側面でとらえすぎて、その積極的な側面を正当に評価する道を自ら閉ざす結果に陥ってしまっていた。その欠陥を的確についたのが、村請の積極面を説得的に明らかにし、荘園制にかわる町村制の形成を展望した、勝俣鎮夫氏であった（「戦国時代の村落」『社会史研究』6、一九八五年、のち『戦国時代論』に収録、岩波書店、一九九六年）。

折から『豊臣平和令と戦国社会』を書いたばかりで、中世をつうじてはっきりと認められる「武装する村」の存在に「村の発見」を強く感じていた私は、この勝俣説に共感するところ多く、ただちに「移行期村落論」（本書末尾の補論）を書いて、自身の村請の評価が否定的に過ぎていたことを率直に反省し、新たな村のナゾ解きに着手した。

「村をみる目」の反省を方法として具体化するために、私がとったのは、〈領主・農民関係〉論から、〈自力の村対領主〉論へ、つまり農民から村へ分析の視角を移すことであった。これまで私たちは〈領主・農民関係〉を問題にするとき、領主の方は、これを領主制と呼んで、まとまった大きな権力組織の存在を自明の前提にした。ところが、その基盤をなしていたはずの農民については、農民の作り上げた集団＝「村」の存在は、初めからまるで問題にしないか、問題にしても狭く畿内近国の惣村論だけに特化し、もっぱら農民一人ひとりの内部に細かく立入って、個々の農民経営のあり方や、階層構成や内部矛盾などを追究することに熱中し、結果として力ある惣村の組織までもばらばらに分解してしまうことが多かった。こうして私などは、強固な〈領主制〉とは比べものにならない、中間層や農民層の階層分裂や個々の百姓の無力ぶりを、否定的にばかり論じがちだったように思う。



先に引いた私の旧稿は、そうした村の内部矛盾を強調する見方の典型であったことになる。その結果、百姓が自分たちの生命維持の装置として集団を作り、それに拠って領主とも対峙していたはずの村を、農民の側で築き上げた〈集団で生き残るための自前の組織〉として積極的に追究する視点を、いつしか見失っていたことになる。本書の一連の論文が何よりも大きな反省点としたのはこの点である。

### 「自力の村」論批判の傾向

ところが最近、こうした私の「自力の村」論の試みに対して、逆に村内の矛盾を軽視するもの、という批判が寄せられるようになっている。いずれもまだ具体的な反証を伴わない印象批評なので、評者の名前はあげないが、たとえば、私の「村の城」論について、それは「村の城」というよりは、むしろ村の土豪や村落領主の城とみるべきではないか、という疑問がそれである。これについて私は、本書第八章で「かりに土豪主導型の村といえども、その土豪もまた、村の共同の秩序を体現することによってのみ土豪たりえた、という可能性を排除することはできない」と述べている。

またたとえば、私の村落論は「あたかも村落を一枚岩のものとして扱い、村落内の階層矛盾への視座を捨象し……領主権力の存在意義を過小視するもの」という論評がある。批判はいつも大切にしなければならないと思う。だが私の論証した事実に反する印象批評を、私はとうてい受け入れることはできない。「村の自力」がその内部にどのような矛盾をかかえこみ、どのような負の刻印を背負っていたかは、はじめから私の村論の大切な課題で、『豊臣平和令

と戦国社会』にはじまる、村の犠牲者・身代り・扶養者などの追究は、中世の村のはらんだ負の側面を検証する作業の一環にほかならない（「村の扶養者」『戦国の作法』、「村の牢人」『戦国史研究』18、「村の傭兵」『荘園と村を歩く』など参照）。

最近の私は、「歴史の中の危機論」の視角、すなわち中世社会に断続的に続いた戦争・災害・凶作・飢饉・疫病への関心から、中世社会をわけもなく安穏無事な世の中として描いてきた、私自身の姿勢をかえりみ、「村の生命維持の習俗」という視角から戦争論・飢饉論に学ぶ作業を通じて、わけもなく安定した村落像を描きすぎてきたことを、深く反省しようとしている。私の「生命維持の習俗三題」（『遥かなる中世』14、一九九五年）や、『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社、一九九五年）は、その本格的な試みの一環である。

またみぎの印象批評にいう「領主権力の存在意義の過小視」というのも、村の視座から一貫して領主の存在理由を追究してきた、私の一連の論文の論証事実を無視した的外れの論評である。思えば「村内の階層矛盾」を重視し、「領主権力の存在理由」を強調するといえば、かつての土一揆敗北論がたどった「もと来た道」そのものではないか。その道を逆戻りしてどこへ行こうというのか。本書の内容にもとづいた誠実な批判と力ある反証を期待したい。

なお坂田聡氏によれば、農民層内部の矛盾や中間層の存在理由などを重視する在来の方法を階層構造論的な村落論とすれば、近年の私のような研究の視角は、新しい社会集団論的な村落論というように特徴づけられるという（『日本中世の氏・家・村』一九九七年）。これによれば私は、かつての階層構造論的な村落論（『戦国社会史論』）と、『豊臣平和令と戦国社会』いらいの社会集団論的な村落論の双方に属していることになるわけだから、私にはこの二つの異なった方法による中世村落論をなんらかの形で総括することが求められることになる。二つの方法の成果をほどよく折衷しようとする傾向も一部にみられはするが、そうした小手先の器用さは研究の深化とは無縁のものである。私はいま新たに進めつつある中世飢饉論や戦争論の側から村を百姓たちの生命維持装置（生き延びるための仕組み）として分析する作業を通して、この宿題を深めるよう心がけたいと思う。



## 本書の編成

中世の村についての私の作品のうち、やや問題提起風の小編は、先に『戦国史をみる目』（一九九五年、校倉書房）に、またエッセー風の小品は、別に『戦国の村を行く』（一九九七年、朝日選書）に、それぞれ収めた。本書には、ややあらたまった論文風の個別分析ばかり一一編を〈Ⅰ 自立の習俗、Ⅱ 公事の習俗、Ⅲ 境界の習俗、Ⅳ 戦場の習俗、Ⅴ 世直の習俗〉という五部にわけて収め、村と領主に対する私の関心のありかを端的に示そうと試みた。これまでの中世村落論の方法として広くみられる、構造論・闘争論・景観論・身分論などに対比すれば、本書の方法の特徴は習俗論にあるということになる。

ここで習俗というのは、先に『戦国の作法』で「作法」といってみたのと同じことで、権力の作りだした制度や法を通してではなく、中世社会の流れを通して自から積み重ねられた、社会の共同意志や生活の秩序や紛争処理の先例を、できるだけ丹念に掘り起こして、Ⅰ＝村の自立の証や、Ⅱ＝村と領主の間の上納と下行の慣行や、Ⅲ＝山野河海のナワバリ争いや、Ⅳ＝戦争の中の民衆動員や戦場の村の自己防衛の現実や、Ⅴ＝自力の村が領主に求め続けた社会的な責務などについて、個別の詳しい分析を試み、「戦国世界」の素顔を見定めようというのである。

［Ⅰ 自立の習俗］には、1村の惣堂・2村の跡職の二編を収めた。

中世の村の自立を支える物質的な基礎のあり方を問うことが1の主題で、十四世紀ころから、「惣物」つまり惣有財産が村の惣堂や村の社に仏物・神物という形で形成され蓄積される過程を見届けようとしている。2では、その中世の村が、十五世紀ころになると、村の個々の百姓の跡職をできるだけ保全し、村の成員権を互いに支えあおうという動向が顕在化することを確かめようとしている。惣物としての村の惣堂は「みんなのもの」でありながら「だれのものでもない」存在として村の自立を象徴し、村の跡職は「自分のもの」の安定化する方向と村の成員権を象徴する

地位を占めた。こうした習俗の形成のなかに「村の自立」の手ごたえを確かめることができる。

〔Ⅱ 公事の習俗〕には、3村の公事・4村の指出の二編を収めた。

この3と4では、村が在地領主との間にとり結ぶ年貢・公事・夫役の習俗を分析して、それらのほとんどが節季ごとに村から現物・現夫の形で上納され、領主からもそのつど祝儀・酒手・台飯・中酒などの下行があったことをつきとめた。村は領主の代替りごとに、新たな領主との間で「指出」をもって、上納と下行つまり村と領主の双務関係を確認しあうようになっていたし、夫役には台飯・中酒も支給されて、村人が領主に提供する労働も、まったくの無償ではありえなかった事実が明らかになった。

〔Ⅲ 境界の習俗〕には、5村の境界・6村の当知行の二編を収めた。

村の山野河海は中世を通じて領主権力の下にまったく排他的・独占的に包摂されたわけではなく、現実にはそれぞれの果実ごとに、多くは山手・川手など課役の対価という形で、強固な用益事実つまり村ごとのナワバリが形成されていた。一方、村々のレベルでは、その用益事実の保全が村ごとの実力行使、つまり絶えざる「当知行」実現の努力に委ねられた。ことに中世後期いらい顕著な村どうしの激しい山野河海の紛争は、そうしたナワバリ争いの端的な表現に他ならなかった。

〔Ⅳ 戦場の習俗〕には、7村の動員・8村の隠物の二編を収めた。

7では、戦国最強と評される関東の北条領国でさえ、大名ははじめから村人の徴兵を志向せず、さいごまで民兵動員のシステムを確立しえていなかった事実を明らかにした。大名の民衆動員は領国の非常時、いわば国家の危機管理だけに厳しく限定され、それさえも、後方支援・二〇日間出動・兵粮支給・褒賞などの約束を通じてようやく実現されえたのであった。一方、中世の民衆は村の平和や地域の防衛には進んで連帯して「一揆」したが、権力の動員には容易には動かなかった。その背後には、すでに中世的な兵農分離と職能分化の意識が深まっていたことを想定せざる



をえない。

8では戦場の村人の財産・生命の維持の習俗を追究した。中世の村人は、戦争や火災や逃散や盗みに備えて、ふだんから家財や食糧や牛馬をよそに預けておく、隠物・預物の習俗を作り上げていた。預け先は地域の寺社や有徳人の家などが選ばれ、また里の村と山あいの村、町場と田舎との間も、しばしばこの習俗によって深く結ばれていた。また山間の村人は近くの山に「村の城」を作りあげ、平場の村人は領域の城に避難した。城は領主だけの象徴ではなく、領主の城も村の避難所となったのであり、村と領主の間柄については、この史実をふまえた見直しが求められることになる。

〔Ⅴ 世直の習俗〕には、9村の越訴・10村の世直・11村請の誓詞の三編を収めた。

戦国大名や豊臣の権力が村に保障した越訴のシステムは、もともと紛争解決の場にみられた嗷訴・逃散など、村の集団的な実力行使（戦争）を裁判という法的な手段（平和）に転化させるために設定された、戦争から平和へという新たな紛争処理の回路であり、権力の懸命な力わざにほかならなかった。この越訴の史的な位置と近世初期の史実からみて、近世史に行きわたった越訴非合法説は疑わしく、近世の権力もまた徒党禁令の強制とひきかえに越訴システムを持ちださざるをえなかったとみる余地がある。

10では領主の代替りごとに、その領域の村では、失地回復の訴訟（裁判）、上納と下行の確認（指出）、領主への未進分の棄捐（徳政）など、総じて代替り徳政ともいうべき一連の措置がとられる習わしがあり、〈領主の代替りは、村の世直〉という通念が戦国世界に広く行きわたっていた事実を明らかにした。近世の初めに徳川幕府が大名の転封原則を定めた国替法度にも、この通念は貫かれ、代替り徳政の習俗はその中に重要な地位を占めた。

11は村請の起請文の検討である。豊臣政権はその基本政策を施行するにあたって詳しい実施要項を村ごとに示して、その遵守を誓わせる起請文を、村ごとに出させるのが常であった。のち近世で広く行なわれた「法の村請」（横田冬

彦氏）といわれる請文の習俗は、おそくも豊臣政権の時にはじまる、村と権力のあいだの村請の契約にほかならなかった。

なお末尾には補論として「移行期村落論」を収めた。本書の序に当たる村落論の見取図であり、本書のすべての章の出発点となっているので、若い読者の方々には、この補論からお読みいただくのが便宜かと思う。

以上の個別分析を通して、本書で果そうとしているのは、戦国世界の村と領主の間柄、すなわち「自力の村」のあつい力量と、それに対峙して存在した領主権力の存在根拠を明らかにすることである。この本の標題を『村と領主の戦国世界』としたのは、こうした願いからである。まだ拙い本書に率直なご批判やご教示をいただければ、まことに嬉しいことである。



# 目次

## Ⅳ　戦場の習俗



## Ⅴ　世直の習俗

# I　自立の習俗

伝土佐光信筆『堅田景図』模本（部分．東京国立博物館所蔵）

# 第一章　村の惣堂

## はじめに——惣堂を焼く

夏の夜の夢幻能としてよく知られる「鵜飼」の舞台に、つぎのような場面がある。(1)

行きずりの旅の僧（ワキ、日蓮に比定される）に一夜の宿を乞われた里の男（アイ）は、「往来の人に宿を借し申すこと、禁制」というのが「所の大法」だからと、すげなく断わるが、ふと思い出して、「あれに見えたる、川崎のみ堂へ、おん出であって、お泊りやれや」と勧める。

あれはそなたの自堂か、と僧が尋ねると男は、

いや、惣堂にては候へども、あまりに痛はしく存じ、かやうに申すことにて候、

という。すると旅の僧は、惣堂なら、何もわざわざ断って借りるまでもない、とつぶやきながら、やむなくその仏堂に泊ることにし、やがて夏の川べり（笛吹川に比定される）の惣堂の闇のなかで、年老いた鵜飼いの亡霊（シテ）と出会うことになる。

このようにしてはじまる「鵜飼」は、世阿弥（一三六三?～一四四三?）が、先人の作に手を入れて、仕上げた作品であるというから、(2)その背景には、十五世紀前後ころの社会の習俗が映し出されている、とみてもよいであろう。

さて、この惣堂について、別本の「鵜飼」には、里びと（狂言）と旅の僧（ワキ）のあいだに、

狂言「あの川崎の御堂を貸し申さう

ワキ「その御堂に泊り候へば、方々に借るまでもなく候

狂言「我等が建てたる堂にてなく、寄り合ひ建てたる堂にて候……

というやりとりがある。[3]

つまり、惣堂とは、村人たちが「寄り合ひ建てたる堂」のことで、おなじく村の仏堂といっても、「我等が建てたる堂」つまり個人持ちの自堂とは峻別されて、そこならば何も村の「方々」に断わって借りるまでもない、というのが中世びとの通念であったらしい。どうやら惣堂は、「みんなのもの」でありながら、また「だれのものでもない」と、みなされていたのであった。

狂言「小傘」にも、「此度、一在所として、草堂を建立致して御座る」というせりふがみえる。この一在所つまり村として建立した草堂というのも、「寄り合ひ建てたる堂」と同じことであろう。そうした村持ちの惣堂は、能や狂言の、したがって中世びとの、大切な舞台のひとつであったらしい。[4]

「鵜飼」にいう「川崎のみ堂」というのは、川べりの仏堂（笛吹川の洲先の堂）というほどの意味であるが、横井清氏はこれを「河原の惣堂」とみて、そこが河原という境界の地であることに鋭く注目している。

村はずれ・村境いにある惣堂といえば、思い出すことがある。

たとえば十二世紀末ころ、摂津の垂水西牧のうち小曾禰村に「村寺」として現われる安徳寺も、ちょうど集落の北の境界（四至の北境）つまり村はずれに設けられていた、という。[5]

また十三世紀の終りころ、若狭の汲部浦と多烏浦の刀禰・百姓等が、互いに村ぐるみで山や海のナワバリを争い、山も海も互いに「中分」ということで和解した。中分は徹底したものであったらしく、二つの浦は村境にある「御堂」までも、西三間は汲部浦の分、東二間（住僧の坐はここ）は多烏浦の分と、二つに分けることになった。この堂は、文永八年（一二七一）の多烏浦注進状にみえる、阿弥陀堂か薬師堂のどちらかとみられ、[6] もともと浦の刀禰や百姓たちが、二つの村として共有する仏堂であったらしく、「北国ノ海辺ニモ、海人寄合テ堂ヲ立テ供養スル」という、『沙石集』の話を連想させる。



また浅香年木氏は、かつて加賀の村堂を舞台に盛んであった写経に注目して、ある奥書に文和二年（一三五三）書写の場所として記される、中嶋大日寺について、こう考えている。加賀の能美郡板津庄には、その南隅にあたる蛭川村には中島があり、そのすぐ東に接する大島村には大日堂の地名がある。だから、中嶋大日寺というのは、この二つの村にまたがる、村はずれにあった村堂に違いない、[7] と。

一つの堂を二つの村で分け合ったとか、一つの堂が二つの村の間にまたがっていたというからには、これらの堂は、村の内外の悪霊をはらう境堂として、両村の境いに立てられていたのであり、若狭の「中分」では、文字通り二つの村の境界を画する、聖なる標識としての位置をも占めることになった。こうした村境いの惣堂というのは、惣堂のありかたの一つの典型、とみてもよいのかもしれない。

また、村や町に外来の旅人の宿りを戒める掟というのが、まさしく「所の大法」といわれたほど、広く中世後期の社会に行きわたっていたのは、紛れもない史実であった。「とまり（泊）客人きんせい（禁制）の事」という、近江の村掟や、[8] むやみに他国者の宿をしてはならぬという、越後の港町に掲げられた大名の制札などは、[9] そうした禁制のよい例である。

しかも、この時代に「大法」とか「通法」といえば、領主によって出された個々の制定法を指すよりは、むしろ、もっと根強く日常化して人を制約する、世間の掟のことを意味するばあいが多かった。

だが、村の外から内を訪れる異人たちの宿りに、それほどまでに厳しい目を向けた、排他性の明らかな中世の社会にあっても、もしそこが個人持ちの自堂でなく、村の「惣堂」であるならば、旅人に宿貸すべからず、という「所の大法」にも抵触せず、そこを宿に借りるのに、わざわざ村人に断わる必要もないというのが、村々の習わしであったらしいのである。

先にみた「鵜飼」の別本では、この惣堂にやってきた老いた鵜飼の亡霊（シテ）と、先に来ていた旅の僧（ワキ）のあいだで、このような会話が交わされる。

シテ「や、これは、往来の人の御入り候よ
ワキ「さん候、往来の僧にて候が、里にて宿を借り候へば、禁制の由申し候程に、さて、この御堂に泊りて候

どうやら、惣堂で見知らぬ他人どうしが泊り合わせるのは、何も不思議なことではなかったようだ。おなじく村にある仏堂でも、「寄り合ひ建てたる」村持ちの「惣堂」は、領主の禁制も、所の大法も及ばない、無縁の場で、世間に大きく開かれた「だれのものでもない」公界、とみなされていたにちがいない。

元禄十五年（一七〇二）に出た、上方の雑俳集『当世俳諧楊梅』には、「惣堂は　案内なくて　人やすむ」という句がみえている。おそらく「人やすむ」は、そこにひとときを憩う旅人の姿を、「案内なくて」は、そこで休むのに何の遠慮も断わりもいらない、気楽さをいったもので、「だれのものでもない」惣堂（村レベルの公）のありようを、まことによくいい当てたもの、といわなければならない[10]。

「案内なくて人やすむ」中世の村の惣堂の面影を、今に伝える痕跡も少なくはない。

たとえば、会津境いの北越後（新潟県東蒲原郡）の深い山あいにあって、中世に建てられた仏堂として知られる、岩谷の薬師堂や日出谷の観音堂などは、そのよい例である。ともに三間四面の仏堂の内陣に、地元の越後や会津のほか関東の各地など、さまざまな国からやってきて泊った中世の旅人たちが、堂の羽目板や柱や鴨居に、思い思いに気ままな墨書の落書きを、数多くのこしている。

そこには、旅人たちそれぞれの生国や名前や、訪れた年月日をはじめ、「この口一見のため」とか「回国六十六部」という旅の目的、さらには盛んだった男色の風をしのばせる「若もしさま恋しや、のふ〳〵」とか「……さま、せめて一夕御なさけうけ申度候」というような落書きまでもが、長い年月の間にいくども書き重ねられている。だから、



どれもが判読しにくいのであるが、苦心して読み解けば、おのずから旅人の宿りとなった、中世の惣堂の生きた姿をほうふつとさせる。

また、同じ越後の南、信濃境いの山あい（頸城郡犬伏村）にある、松苧神社の内陣の羽目板や板壁の落書きも、紀年のわかるものだけで、明応四年（一四九五）から天正四年（一五七六）と、ほぼ戦国の全期にわたっている。

そこには「参籠、諸願成就」など、信心深い地元の人々の気まじめな祈りの記録のほかに、ここでも「東国一見」とか「あら〳〵しりしたや、のう〳〵、あわれよき若もし」というような、気ままな落書きも少なくない。その書き手の生国は、地元の各地をはじめ、北陸の越中から畿内の河内・山城にまで、じつに広く及んでいる。この村の小さな社殿もまた、みぎの仏堂とよく似た、旅人に開かれた村堂の一つであったにちがいない[11]。

さきに浅香年木氏は、十三～十四世紀の村々に広く成立してくる、地方の中小の寺庵を「村堂」という角度から追究して、地方の中小寺院や草堂―村堂が、必ずしもその在所を単位とするだけの、孤立・閉鎖的な存在ではなく、その宗教活動はかなり幅広い地域的なつながりをもっていたのではないか、と想定している。

これは、ひときわ「村堂」の色濃い奥能登の、ある村の薬師堂に伝えられた、数多くの写経の奥書、とくに写経された場所の記事から、その分布の様子を分析して得られた、貴重な結論である。

そうした、世間や旅人に向かって開かれた惣堂のありかたを、その土台でどっしりと支えていたのは、高いレベルの宗教活動というよりは、案外に「方々に借るまでもなく」とか「案内なくて、人やすむ」といわれた、世俗の惣堂の公界性であったのかもしれない、と私には思われる。

「川崎のみ堂」という、村はずれの仏堂のイメージは、この惣堂の公界性をみごとに形象化したものとして、旅人と亡霊の登場する夏の夜の夢幻能（複式夢幻能）に、まことにふさわしい舞台であった。

さて、私が中世の村の惣堂にひかれるようになったのは、つぎのような史実に出合ってからであった。

それは、中世も終り、天正十七年（一五八九）のできごとである。摂津の下出灰村は、隣の田能村との入会山の争いで、実力行使の挙にでたことから、ときの政権＝豊臣の山検地の決定を無視したとして、庄屋を牢に入れられたうえ、さらに「惣堂」を焼かれる、という制裁を受けることになった。[12] この山争いについては別に述べるが[13]、あらためて心してみたいのは、この村が「過怠」として、村に責任をもつ庄屋の入牢のほかに、「惣堂を焼く」という制裁を受けていることである。

中世社会の刑罰に、しばしば罪人の住屋放火、つまり「家を焼く」という措置が伴っていたことは、勝俣鎮夫氏によって明らかにされて以来、その事例が広く知られるようになっている。[14] ここでは、焼かれたのが村の惣堂で、庄屋の私宅ではなかった、というのが大きな特徴であるが、「家を焼く」という中世風の制裁（あるいはキヨメ）の作法であったことに変わりはない。

いまこのことに注目するのは、庄屋はただの個人として処分されたのではなく、村の代表として責任を問われ、まさしくそれに対応する形で、村の惣堂が焼かれた、とみられるからである。

明らかに個人の罪と村のそれとが峻別されているのである。この十六世紀末の社会では、村にも独立した法人格があり、庄屋（人）も惣堂（家）もともに、自立した村のシンボルとされ、牢入りも焼払いも、村そのものの犯した罪にたいする制裁、とみなされていたにちがいない。村はけっして庄屋の私物ではなかったのである。

村の惣堂と庄屋といえば、十七世紀後半の延宝四年（一六七六）に、京都の民間の行事や習俗を書きとめた『日次紀事』は、三月十日の安楽花の行事によせて、およそこう記している。

この日、上野村の土民たちは、異体のよそおいで、まず村の「総堂」に集まり、ついでいくつかの神社をまわって、「ヤスライハナ」と大声で唱えては、太鼓や横笛にあわせて踊躍したのち、ふたたび村の総堂に帰り、ついで庄屋の家の前で躍ったあと、めいめいの家に帰るのが習わしであった、と。また、この「総堂」を解説して、村里には総堂といわれる草堂があり、ふだんは堂守の僧もいるが、事あるときは、村人がここに集まって、謀をめぐらす、とも記している。[15]



また、十八世紀はじめの浮世草子『傾城禁短気』[16]には、「惣堂の夜鷹坊」という、惣堂に夜なべ仕事をもって集まる村の若者たちの姿も描かれていて、この惣堂には、あたかも村の若者宿のような趣きがある。惣堂は村の暮らしの日常にも、大切な位置を占めていたらしい。

さらに十九世紀はじめのことになるが、近江甲賀郡の僧は、その「年中行事日記」に、ある村の大般若経の転読について、

早朝より発足すべし、先庄屋へ行候て、飯を喰い、夫より惣堂へ行き、六百巻転読す、

と記していた。[17] 村のための祈禱には、よそから僧侶が招かれることになっていて、僧のもてなしは、庄屋の私宅で行なわれたが、村の仏事そのものは、村の惣堂で営まれていた。

このように、近世を通じて、村の惣堂というのは、ふだんは村の若者たちの溜り場であり、祭りや祈禱のときは村人たちのよりどころとなり、事あるときには村人たちの結集の場ともなっていたらしい。

さて、なぜに暴力行為の犯人じしんでなく、彼の所属する村そのものが責任を問われ、庄屋と惣堂が制裁の対象とされたのであろうか。

この問題は、領主と百姓のあいだの「村請の契約」の存在にも深くかかわっているに相違なく[18]、村の「惣堂を焼く」という、村にたいする制裁の措置は、中世にはじまる「村請」制、つまり歴史の主体として自立する村の地位を、くっきりと浮き彫りにしているように思われる。いま注目してみたいのは、このことである。「惣堂」といっても、その実像はまだあいまいである。それだけに、自立した村のシンボルとされたらしい、惣堂のナゾ解きには、ふしぎ

に心ひかれる。

村寺とか村堂ともよび習わされていた、中世の惣堂については、まだまとまった本格的な研究はないが、清水三男『日本中世の村落』をはじめとして、中世史から民俗学の領域にわたる、多彩な研究の蓄積があり、中世の村にさまざまな仏堂や小社が出現することも、よく知られるようになっている[19]。

ここでは、それらの成果を頼りに、個人持ちの仏堂や寺庵一般ではなく、中世の村を象徴するほどの地位を占めた、村の惣堂に焦点をしぼって、その実像を探ってみよう。それらのよび名は多彩だが、ここでは、まとめて「惣堂」とよぶことにしよう。

## 一　惣堂と惣物

さて、中世の村の惣堂を、夏の夜半の夢幻能の世界から、村の日常の暮らしの中に、ふたたび引きもどしてみなければならぬ。「寄り合ひ建てたる堂」の実像は、いったいどのようなものであったか。

ここに、建長八年（一二五六）、和泉の上泉荘のうち黒鳥村の男が、山林荒地一八町を「黒鳥村安明寺」に売り渡した、一通の売券がある。証文の奥には、その「買人」として、黒鳥村と安明寺御寺寺僧等とが、二行に分けて連記されているから、どうやら「黒鳥村安明寺」は、黒鳥村の安明寺と読むのではなく、「黒鳥村・安明寺」つまり黒鳥村ならびに安明寺、という意味らしいのである[20]。

とすれば、実際に八貫五百文を出して一八町もの山林を買取ったのは、黒鳥村自身であったわけで、この寺の別の売券に「御在地に売渡す」とあるのも、「在地」つまり村そのものが買取りの主体であることをよく示している[21]。すでに十三世紀中ごろ、この和泉の安明寺は、黒鳥村に基礎をおく村抱えの寺、つまり村寺（惣寺）としての位置を、たしかに占めていたらしい。



その安明寺の村寺らしさが、もっとはっきりするのは、十四世紀になってからである。一三三〇年代には、この寺の「八講」の仏事に米を納めるのは、「在地の御はからいたるべし」とされ（河野家所蔵文書一四）、「寺物」の結解（けちげ）つまり寺の収支の決済も、「衆中」が責任をもち、もし弁済しなければ「衆中」から追放する、と定められていた。「衆中」はまた「人衆」ともいわれていた。この村の人衆は、「六人衆、其外東座六人衆・末座五人、次来年領（預カ）二人」から成っていたが、やがて六〇年代になると、その主体は、僧座・本座・南座・新座・弥座、という五つの座として登場してくる。

よく似た共同管理の例をあげよう。

祇園祭を間近にひかえた文明二年（一四七〇）五月十六日、近江浅井郡の難波村惣中は、それまでに諸方から牛頭天王に寄進された、社領田畠の明細「牛頭天王江御寄進帳」をまとめていた。そのうえで惣中は、帳簿の末尾に、

然者、拾弐人之所之おとなとして、此田畠、古来より裁判仕候者也、又れう川のば、上者すむら（酢村）のなわさかいより、下は南北郷のなわさかいまで、難波ノ牛頭天王之神領なり、おとなとして裁判也、若古来之おき目をそむき、何歟申者候ハヽ、以此一行、如先規之裁判可仕者也、仍而所定如件、

と明記した[22]。「所之おとな」一二人が、「牛頭天王之神領」の田畠を、「古来之おき目」（先規）に従って、共同で「裁判」する、というのである。

またさきの和泉の寺は、黒鳥村の鎮守天満宮を取りしきる、神宮寺の位置をも占めたらしい（同二〇）。その「寺物」は、鎮守のそれとともに「黒鳥村惣物」とみなされて、衆中・座の管理下におかれていた。寺がいつしか廃れたあと、寺に伝来した古文書類は、庄屋のもとに村文書として伝えられたという。こうした寺の古文書の運命にも、安明寺のいかにも村寺らしい性格がしのばれる。

「寺物」は村の「惣物」であった、という。「惣物」といえば、十四世紀の中ごろ、憑支（たのもし）（無尽講）衆中の「一同一

味の契約」に、もしだれかが掛け銭を二回も滞納したら、それまでの分は惣物として衆中に没収する、と定めた例がある。「惣物として」というのは、個人のものを没収して衆中みんなのものとする、というのである。

つぎは中世も末の天正十年（一五八二）前後ころの例になるが、細川忠興は丹後智恩寺（宮津市智恩寺）の文珠堂について、「文珠住寺」の後任を決めたいが、寺は「そうもち」にしたい、という寺側の申し出を了承して、

寺之事、先々、そうもち二可付由、可被申付候、

と述べていた。[23] この「そうもち」は惣持ちで、みぎの「惣物」とも同じことであろう。

同じ十六世紀末ころのことばを収めた『邦訳日葡辞書』には、ソゥモッ（惣物）が立項されている。そこには「惣の物」という用例もあり、「共通の物、あるいは、すべての人の物」と解説されている。また、同じころに出た『こんてんぷつすむんじ』（捨世録）には、

自分に物を持たんとする者は、総物として持つ物をも失ふ也、

というように、「総物」は「自分に物を持」つことの反対語として用いられている。[24] つまり、中世で人が物を持つのには、「自分に持つ」＝私有、「総物として持つ」＝共有という、二つの形がはっきりとあったことになる。この事実は、「我等が建てたる堂」（自堂＝自分の物）と、「寄り合ひ建てたる堂」（惣堂＝惣物）のあいだをくっきりと画していた、いわば村と村人のレベルでの、私（わたくし）と公（おおやけ）の峻別ぶりを、あらためて想い起こさせる。

このようにみれば、黒島村の寺物＝惣物というのが、「総物として持つ物」、つまり村の惣有財産のことを意味していることは、もはや明白であろう。この村寺には僧座もあり、複数の僧侶たちがいたにもかかわらず、寺物は惣物として、五座の「衆中」の手に委ねられていた、という事実に注意しなければならない。村として買い、村寺に寄せた田畠や山林は、寺物ではあるが、また惣物としての性格を保ちつづけていたのである。まさしく惣堂は、そうした「総物として持つ物」の象徴のような地位を占めたのであった。



なお、村の惣堂を秀吉に焼かれた、あの下出灰村では、近世末の惣山をめぐる隣村との争いのなかで、

右之山、此度、上条より、野山惣物ト申出候得共、下出灰之惣山ニ間違無御座候、

と抗弁していた。相論相手の上条村が、問題の野山は自村の「惣物」だと主張しているが、わが村の「惣山」にまちがいはない、というのである。この「惣物」と「惣山」は同じことで、「惣物」ということばは、近世を通してながく使われたらしい。

## 二 村堂の免田

つぎに、紀伊国粉河荘の東村の例をみよう。十四世紀の中ごろ、この村の仏堂に山の寄進が行なわれたとき、その証文には、

東村ノオトナノ御中エ、并村堂エ、造栄（宮）為ニキシム（寄進）、

と明記されていた。ずばり「村堂」ということばが現われていて、ひときわ注目をひくが、ここでも「村のオトナ中」への寄進と、「村堂」への寄進とは、一つのことを意味していた。

すでに弘安元年（一二七八）、村堂の土地証文が紛失したとき、その無効を宣告する紛失状は「一村毘沙門講座において、諸衆一同に立つる所」だ、と宣言されていたから、「東村ノオトナノ御中」というのは、この「一村の毘沙門講座の諸衆」と同じものであったにちがいない。[25] ついで十四世紀の東村の「村堂」勝福寺は、「勝福寺阿弥陀仏とか「勝福寺之御堂」（王子神社文書七九・八八）などとよばれた、阿弥陀堂を中心とする寺であった。

のち、この村が「衆儀」によって定めた、「地下の制法」の罰文には、「この旨をそむき候ハんずる人ハ、阿弥陀・びしやもん之御はし（罰）をあたるべきものなり」と明記されているから、この村では、阿弥陀堂は「村堂」とよび習わされ、そこにまつられた阿弥陀仏と毘沙門天が、ながく村の信仰の中心となっていた様子である。また、田一反が「勝

福寺半・若王子半」と、折半の形で双方へ寄進されたり、荒野一所が阿弥陀仏と若王子（にゃくおうじ）に寄進されたりしているのをみると、村堂はこの村の鎮守若王子社の神宮寺でもあったらしい。

寺や神社の田畠は、すでに鎌倉期から、荘園領主の寄進や「免田」の扱いを受け、その経営については、「村人」一二名が名を連ねて、「本米」の弁進を誓約したりしている。[26] 村堂と村社はしばしば一体をなし、そろって村に支えられていたのであった。

領主から在地に年貢を控除される、仏神免はじめ井料免・職人免など、さまざまな免田というのは、もともと村抱えの惣物（堂社・用水・職人）を控除の対象としたものに相違なく、とくに十四世紀以降は、そうした免田も、しだいに惣物としての性格を明らかにするようになる。村堂とその免田は、まさに「村の惣物」の原型であった。[27]

## 三 村の仏物

紀伊相賀荘のうち柏原村では、十三世紀末ころから、村の阿弥陀堂に売られたり、寄進されたりした田畠は、「柏原村の仏物」ともよばれていた。

十三世紀の終り、この村にある田・畠合わせて一反歩が、村の西光院の灯油田として、「一結講衆」に売り渡された。[28] その証文には「仏物たるによつて」とも明記されているから、買ったのは村の「一結講衆」であるが、田畠はあくまでも「仏物」として、講衆にではなく、寺の本尊に帰属したのであった。のちに水田が、「柏原村人の計らい」として、西光寺の御堂に売り渡されたのも同じことで、その事情は、さきの黒鳥村や東村の寺物=惣物のばあいとも、じつによく似ている。

また、おなじころ「柏原御堂」の田の証文が紛失したとき、その「結衆中」一二名が名を連ねて、紛失した証文の無効を「在地」に宣告する、紛失状と置文を作成したが、それは村堂の田が「柏原村人の計らい」であったからにほ



かならない。[29]

つまり、十三世紀末ころの柏原村西光寺というのは、阿弥陀仏を信仰する、この村の一二名ほどの一結講衆・結衆中・柏原村人によって営まれる、村の「アミダドウ」であり、十四世紀後半には、「柏原村之御堂」とよばれ、また「カシワハラノ阿弥陀仏」ともよび習わされるようになる。[30] またおなじころに「西光寺鐘突堂」という記事も現われるから、村の御堂は鐘を撞いて村人に時刻や出来事をしらせるなど、村の日常生活にも、大切な位置を占めるようになっていたらしい。[31]

村堂というのは、すでに奈良時代からその存在が知られ、農民的な寺院には、①堂の名前に里の名や村の名をとるものが多いこと、②常住する僧侶のいないこと、③安置される仏像の粗末なことなどが、その特徴として指摘されている。「地名+本尊名+堂（寺）号」というのは、中世では村の草堂を表わす、もっとも典型的なよびかたであった。[32]

さて、この村の仏物と惣堂のありかたを、とくによく示すのは、寺にあてた十四世紀の田畠の寄進状や売券に、土地を処分する側が、その目的・条件として明記した、

○柏原村仏モツ（物）ニ……父母ノ孝養タメニ、二月ノ時正中日ニ、ケツシユ（結衆）ウトブラウ（弔）可（西光寺文書二五）、

○カシワハラノ阿弥陀仏ニウリワタシ（売渡）タテマツル……タノサマタゲナク、ムラ人ゴシンタイ（進退）トアルベシ（同四九・五〇）、

○柏原阿弥（陀脱カ）仏ニキシシン（衍カ）中ウキワ（上）……シ（死）、テノ、チワ（後）、サクシキ（作職）ヲバ、村シンタイ（進退）トアルベキモノ也（同六〇）、

というような特約記事である。

すなわち、惣堂に寄せられた田畠が「村の仏物」であるというのは、

①田畠の寄進や売却は、本尊の阿弥陀仏にたいして行なわれた、

②田畠の作職（加地子の取立権）は、滞納のばあいの作職没収権を含めて、村人中=結衆の進退に委ねられた、

③村人＝結衆は、阿弥陀仏への願意（春の彼岸中日・七月の施餓鬼・十月の念仏のためなど）に応じ、仏事を営む責任を負う、

ということを意味していた。

つまり、仏物はあくまでも惣堂の本尊に帰属するが、その管理運用はすべて、村と村人に委ねられたのである。「村の仏物」がまた「テラチ（寺地）・ムラチ（村地）」とも表現されたのはそのためで、村寺の土地は村の共有地と一体となっていた[33]。

またたとえば、大永四年（一五二四）・天文八年（一五三九）に、越前池田庄（福井県今立郡池田町）の池田某は、庄内の「小白山幷薬師堂」に、五筆もの土地を寄進したが、その宛所には「恒安村・月ヶ瀬村百姓中」と明記されていた。小白山社と薬師堂は、この両村の百姓中（村人中・村人衆・地下衆とも）の共同管理に委ねられていたからであろう。さらに天文十一年（一五四二）九月、その白山社に、「村人わひ事」（村人の要請）に応じて、二斗五升の小白山神田を寄せた男は、「両村之御百しやうちゆう」に宛てて、

このきしん（寄進）中分米をもて、ミや（宮）をしゆり（修理）あんて、おの〳〵村人なうらい（直会）可有候物なり、

と明記していた[34]。宮には修理料（修築経費）を、村人には直会料（神事後の宴会費用）を、というのである。

ただ、「村の仏物」を村や村人が管理するといっても、もとより村に住むすべての人々の手に平等に委ねられる、という意味ではなかった。長禄二年（一四五八）あの柏原村の作職売券に、「村面々」として連署したのは、北村方ら三名であったし（西光寺文書六五）、同五年の紛失状に「証拠村人等」として名を連ねたのは、道賢ら四名であった（同六六）。明応六年（一四九七）の「定　柏原村之よりあい之人数の事」によれば、この村の意志決定は、南（一人）・北村殿（一人）・前金屋（一人）・後金屋（二人）という、四ブロックの代表五人によって、「此衆五人して、村の談合」によって行なわれる定めであった（同七三）。惣堂に集う講衆とか結衆というのも、多くは村の有力者たちや

標準以上の村の成員たちだけの信仰組織であり、かれらによる「村之よりあい」や「村の談合」も、この村堂で行なわれた。

なお、十六世紀中ごろとみられる、この村の取決めには、「柏原村箱ニコレアリ」という注記があって注目される。村の証文や重要書類は「村箱」に入れて管理され、十一月十二日には「めし・しる・さい・酒」が用意されて、「ムラノハコワタシ」の儀（村役の事務引き継ぎ）が行なわれる習わしになっていたのであった[35]。柏原御堂が村のまとまりの象徴であったとすれば、柏原村箱は村政の象徴であり、ともに惣物の標識として神聖視され、村の儀礼の対象とされていたのであった。

どうやら、惣物つまり村の惣有財産は、村の寺物とか村の仏物という形をとって、村の手で管理されることが多かったようである。とすれば、じつは村の共有の土地であるのに、それをわざわざ惣堂に寄進する、という形をとった意味はどこにあったか。

キイワードは「仏物」である。もともと中世の社会では、「仏陀（仏のもの）、人（人のもの）に帰らざるは大法」という慣習法がよく示すように、「もの」の属する境界は、仏のもの・僧侶のもの・人のもの、という三つの界に分かれていて、実質は「僧物」であっても、名目上いったん「仏物」とされた「もの」は、容易にはふたたび「人物」には帰らないことが、自明とされていた、といわれる[36]。

とすれば、もし村の惣物を惣堂に「村の仏物」として集積すれば、「人のもの」から「仏のもの」に移った「もの」は、ふたたび「人のもの」に帰らない、というのが中世社会の「大法」なのであるから、村の惣有財産が個人の「自分に持つ」対象となること、すなわち、もとの持主にもどったり、村の一部のボスに私物化されることを阻止できるわけである。

もしそうなら、「村の仏物」というのは、村が「総物として持つ」こと、つまり村の惣物について、あくまで村と

しての共有を保証し保持しつづけるための、すぐれて中世的な村の英知であった、といわなければならない。もとより、中世の村の惣有財産は、すべて「村の仏物（または神物）」という形で存在していた、というような断定は、まだ避けなければならない。だが、村の共有の田畠や山林が、とくに十四世紀を画期として、もっぱら村の惣堂や鎮守に、仏物や神物の形で、集積されていたことは、多くの論証からみて、否定しようのない事実であろう。

## おわりに――仏物ヲ食ウ

これで、中世の村の惣堂を訪ねる小さな旅を、ひとまず終えよう。

村の犠牲とされて焼かれた、村抱えの惣堂の姿から、私は、村に養われ村の犠牲者として登場する村の乞食「ものくさ太郎」のことをふと連想し、両者の不思議な符合に驚いている。(37) いまはまだ、ただの思いつきに過ぎないが、中世の村の惣堂（空間）も乞食（人間）も、ともに村に抱えられながら、ケ（日常）には村の外＝公界に置かれ、ハレ（非日常）には、一転して村を代表させられるという点で、ある共通の運命をになっていたのではあるまいか。

はじめに「惣堂を焼く」の項でみた、村のシンボルとしての惣堂、つまり惣堂の象徴性というのは、それが個人持ちの仏堂（自堂）ではなく、「惣物」つまり「みんなのもの」として村に抱えられ、村にのみ帰属すべきものであったことに根ざしていた。

また「惣堂の宿り」の項でみた、惣堂の公界性というのは、それが「惣物」として持たれる、「村の仏物」であるとともに、「だれのものでもない」もの、という性格に由来していたとみることができる。公界性とか無縁性などといっても、それは、仏物・神物の形をとって存在した、惣物に固有の特性であり、無主や無所有に由来するものではなかったのである。

中世の村に惣堂の輪郭がはっきりした形をとってくる、十四世紀という時期は、惣堂や鎮守に田畠が集中される時期、つまり村に惣物＝惣有財産が集積される、自立した村の形成期に当たっていた。そのころの惣堂を舞台とする夢幻能「鵜飼」は、まさしく自立した村の形成される時代を背景として、みごとに結晶しえたのであった。

信仰の対象としての中世の村の惣堂は、ときに村の鎮守神とも習合し、また、とくに一仏だけをまつるともかぎらない。だが、多くの事例からみて、観音堂・薬師堂・地蔵堂よりは、やや阿弥陀堂の影が濃いように思われる。そういえば、十四世紀をピークとする関東の板碑の信仰が、ほとんど阿弥陀を主尊としている事実は、広く知られるようになっているし、私の歩いた北武蔵の地方では、板碑の多くが阿弥陀堂の伝承地に集中する傾向をみせていたことも想い出される。(38)

なお、こうした村々の惣堂の建物の規模は、もとよりさまざまであったにちがいない。ただ、近江堅田の「二間三間ノ葛屋」(39)や、越後の山あいにのこる三間四方の堂などをみると、多くの惣堂の大きさは、中世の村の標準ていどの百姓屋か、それをやや上まわるほどだったのではあるまいか。

さいごに、そうした自立した村にあって、惣物・仏物にたいする「村人の計らい」の現実の姿というのが、はたしてどのようなものであったかについても、やはり目を向けておかなければならない。

幸いここに、寺に集まって「仏物」を食い費やす人を、僧侶の立場からいわば内部告発した、まことに興味深い、十六世紀のはじめころの証言がある。(40)

隣郷イカナル里ニモ、老ニ成テ得分アリ、堅田ニモ浦々ヨリ河役ヲトリテ、社中ニ食ゴトアリ、ナグサミアリ、番頭キウ(給)アリ、

御門徒ノ老ハナニヲカブリテナグサマンヤ、道場ノモノヲクウ(食)タコソトクヨ、ツカフタコソ得ナレト、アレニカクシ、コレニカクシ、クイツヤス(費)バカリナリ、是ズイブン(随分)、[illegible]ゾト心得タリ、

これは、僧自身の告発のごく一端であるが、戦国前期の近江の村々に広がる一向宗の道場でも、「道場ノモノ」つまり門徒たちの共有財産とされていた、建造物・土地・器具・本尊などを、門徒の「トシヨリ」（結衆・村人）たちが、「随分ノオトナ」という地位を利用して「食ウタコソ得ヨ、使フタコソ得ナレト、アレニ隠シ、コレニ隠シ、食イ費スバカリ」だ、というのである。

この告発は、目のあたりにする自分の「門徒」について、「道場ノモノ」に寄生する「トシヨリ」の生態を痛烈に批判したばかりではなく、冒頭に「隣郷イカナル里ニモ、オトナニ成テトクブンアリ」と指摘しているとおり、「食ゴトアリ、慰ミアリ」という世間の「村」に広くはびこる風潮をも、あわせて串刺しにし、自立した中世の村の生なましい一断面を、その内側から鋭くえぐり出しているのである。また別に、こうも記される。

仏物……ヲ受、食費ス人ハ、昔カラ今ニ至マデ、ハテバガ悪ク候ナリ、

これらの辛辣な証言は、「仏物」でありながら、それを「寺物」「僧物」として自由にできない、寺僧のいらだちや憤りを強く感じさせるだけに、ここに描き出された、

①惣堂や村寺の仏物は、文字通り「惣物」として、村人たちの共有のもとに置かれた、

②村のボスたちといえども、村あってこそ、惣物あってこそ、村のオトナになってこそ「トクブン」にありつけた、

という証言に偽りはない、と私は思う。

中世の村の「惣物」とされた惣堂は、そうした自立した村の世俗にまみれながら、なお「仏物」であることによって、「だれのものでもない」公界にしたたかに息づき、自立した村の象徴として、その生命を保ちつづけていくことになる。

(1)　日本古典文学大系『謡曲集』上。



(2)　『世子六十以後申楽談儀』および前掲『謡曲集』上、解説。

(3)　『謡曲大観』第一巻、浅見恵氏のご教示による。

(4)　「小傘」（こがらかさ）和泉流・鷺流『日本庶民文化史料集成』狂言。中村太郎「狂言に現われた民間信仰」（『風俗』3の1）。野田嶺志氏のご教示による。

(5)　横井清「殺生の愉悦──謡曲『鵜飼』小考」（『月刊百科』三〇四）。西垣晴次「中世村落における在地寺院」（『日本中世村落史の研究』第三章第四節）。

(6)　秦文書三九・一六『若狭漁村史料』、浅香年木「中世における地方寺院と村堂」上・下（『北陸史学』二一・二二）参照。

(7)　巻六の六、随機施主分事、日本古典文学大系本。浅香年木「村堂と書写活動」（『加能地域史』10、一九八五年）。

(8)　弘治二年（一五五六）、今堀日吉神社文書。

(9)　「他国之者、無故不可為宿事」天正八年（一五八〇）柏崎町あて上杉景勝制札、『新潟県史』史料編中世二二七七。

(10)　『雑俳語辞典』惣堂、『俳諧大辞典』当世俳諧楊梅、その検索に加藤定彦氏のご教示を得た。

(11)　『新潟県史』史料編中世二九二二～四一、四三六四～七一、桑山浩然「落書きの世界」（『新潟県史』通史編2中世）、参照。

(12)　「其くわたいに、出灰村之庄屋を籠へ御入被成、其上、惣堂を御焼被成候」、慶長十二年、田能村目安案、中舎家文書『高槻市史』4の二）。本章の史料の検索に、研究室の同僚金安栄子氏のお力添えを得た。

(13)　藤木「境界の裁定者」（『日本の社会史』2）、本書第五章。

(14)　「家を焼く」（『中世の罪と罰』東京大学出版会、一九八三年）。

(15)　「倭俗、村里中造一草堂、常使僧守之、有事則民人聚斯堂而謀之、是称総堂」第三巻、影印本『新修京都叢書』四。

(16)　宝永八年、三之巻、日本古典文学大系『浮世草子集』。

(17)　文化十四年カ、願隆寺年中行事日記（中野豈任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、一九八八年）による。

(18)　藤木「村請けの誓詞」本書第一一章。

(19)　中世史の分野には、浅香注(6)(7)論文など多数。村の教育史には、久木幸男「中世民衆教育施設としての村堂について」（『日本教育史研究』6）。民俗には、赤田光男「村落社会における仏堂の形態と機能について」1・2（『文化史学』二

六・二八、野田嶺志氏のご教示による）など。なお川上貢「近世における町と村の会所」（一九七四年、のち『建築指図を読む』中央公論美術出版、一九八八年、に収録）は、村の道場を惣堂とみなし、そこが村人の集会所であり、都市の会所に等しい性格のものとみている、という（菅原憲二「近世京都の町と用人」『日本都市史入門』Ⅲ、東京大学出版会、一九九〇年、八七頁）。

(20)「河野家所蔵文書」五（『日本史研究』二〇七、一九七九年）。以下は三浦圭一「日本中世における地域社会」（『日本史研究』二二三、一九八一年）に負う。

(21) 正和四年、同文書一〇。

(22) 大郷村難波八坂神社文書『東浅井郡志』第一編、一七七～一七九頁。

(23) 宮津市智恩寺文書『宮津市史』史料編第一巻、五二四頁、別掲五三号。

(24) 弘化三年正月、覚（傘連判）『高槻市史』4。康永四年「唯懸棄、為惣物、衆中可支配」田代文書四。『日本国語大辞典』「そうぶつ」の項。

(25) 清水三男『日本中世の村落』は東村観音講衆を村堂をめぐる村人の団体とみなし、村内で罪科により没収された検断物も、村堂に寄進され、村の管理に委ねられたと指摘している。平山優氏のご教示による。王子神社文書五九・一二、『和歌山県史』中世史料一。以下は黒田弘子『中世惣村史の構造』に負う。

(26) 同六六、六八～七〇、一八・二三七・六三、一二〇。なお、十四世紀なかば以降は、極楽寺阿弥陀堂の存在が卓越するが、村堂との関係は明らかにできない。黒田前掲書、一三六頁以下、参照。

(27) 免田の惣有については、勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（『社会史研究』6、一九八五年）に、重要な指摘がある。

(28)「為柏原村西光院之燈油田、一結講衆仁宛、能米漆斛、限永代本券二通共所売渡」西光寺文書五、『和歌山県史』中世史料一。以下、市川訓敏「村堂への『寄進』行為について」（『関西大学法学論集』二七―四）、および原田信男「南北朝・室町期における『惣』的結合の成立」（『地方史研究』一五二）に負う。

(29) 同六・七。のち長禄五年（一四六一）にも、「証拠村人等」四名連署の紛失状がある、同六六。

(30) 同三八・四九など。



(31) 同二八・三三。

(32) 直木孝次郎「日本霊異記にみえる『堂』について」『奈良時代史の諸問題』。浅香前掲論文。なお、その後、宮瀧交二「古代村落の『堂』――『日本霊異記』に見る『堂』の再検討」（本郷高等学校『塔影』二二集、一九八九年）が、直木説を詳しく再検討し、拙稿にも関説している。

(33) 同七六。「村地」の初見は長禄五年、同六六。なお、隣りの山田村でも、十四世紀の三〇～四〇年代ころ、「山田村（仏物ニ売渡」したり、それを「山田村人」の名で柏原西光寺に売渡したりしている（同四・八）。

(34) 上島孝治家文書『福井県史』資料編6、六一九～六二四頁。

(35) 同七八・八九・一〇六。粉河荘の東村でも、村政の象徴としての村箱が、村堂への寄進地の集中、つまり惣有地の成立とほとんど軌を一にして、十四世紀中ごろには成立していたらしく、村の溜池の引水権を定めた、正平二十年（一三六五）の「カミノイケノフミ」に「ムラハコ（村箱）ニヤド（宿）ス」と明記される。なお、宇野脩平「紀州若一王子の黒箱」（『史論』5）、参照。

(36) 笠松宏至「仏物・僧物・人物」（『法と言葉の中世史』平凡社ライブラリー版、一九九三年）に負う。

(37) 藤木『戦国の作法』（平凡社、一九八七年）Ⅱ部、参照。

(38) 千々和到『板碑とその時代』参照。北武蔵の例は、小稿「戦国板碑の世界」（『東松山市の歴史』上巻）。なお、近江では、阿弥陀堂よりは、観音堂・薬師堂・地蔵堂が卓越するという（赤田前掲論文参照）。

(39) 近江堅田の一向宗の僧・本福寺明誓の記録「本福寺跡書」、日本思想大系『蓮如・一向一揆』二一三・二二二頁。『本福寺旧記』影印編二二〇・二二二頁。

(40) 注(39)に同じ。

# 第二章 村の跡職

## はじめに

中世の村で罪科といえば追放を意味するほどに、追放（共同体からの排除）はありふれた措置であり、それにはかならず闕所（財産の没収）の処分が伴っていた。また、ときに罪が許されて村へ帰るのを、召直・召返・還住などといって、それにも相応の作法や手続きがあった。

それに、はじめから本人の召返や遺児の取立てを予定した、期限付きの追放や、一代限りの闕所もあって、その跡職の取立て、つまり家の復活の措置にも、きまった作法があったらしい。(1)

この中世の村の百姓の跡職取立ては、もしかすると、近世の村によくみられた、潰れ百姓のあとを村で肩代りする「惣作」や、「潰百姓賄」の仕組みとも、どこかでつながっていて、ともに年貢村請制の重要な一環をになっていたのかもしれない。

ただ、中世の村の跡職取立ても近世の潰百姓賄いも、じつは少し調べてみると、そう単純ではないのである。もし年貢の村請というだけなら、村の責任で年貢さえ納めれば、百姓の跡などどうなってもいいはずであろう。ところが、なぜか、もとの百姓の跡職の田畑屋敷地は、かならず元のままに、まとめて保持するという、固い枠がはめられていたらしいのである。

この章の関心の焦点は、こうした中世の村の跡職保全の動向にある。



なお、中世の百姓の跡職は、跡・遺跡・名跡・跡株・跡職（式）など、じつにさまざまに表記されるが、ここでは仮にまとめて「跡職」と呼ぶことにする。不案内な近世跡職論の研究事情については、辻まゆみ氏に懇切なご教示をいただいた。(2)

## 一 潰百姓賄い

まず中世跡職論への予備的な考察として、近世史の「潰百姓賄」研究の豊かな成果に学んでおきたい。

ただ、近世の村の史料を読もうとするとき、門外漢にとって不安になることがある。それは、村に起きている事態が、じつは深く村の自力の習俗に根ざすことであっても、みな領主のお仕着せのようにみえ、上から押しつけられた支配の仕組みのように説明される例がじつに多いからである。このこわい落し穴によく注意し、専制権力論＝民衆蔑視論の偏向に警戒したいと思う。

〔事例A〕 欠落百姓の跡株

近世跡職のありようを学ぶ何よりの手掛かりは、地方書『地方凡例録』にみえる「欠落百姓跡株之事」である。(3) 欠落百姓を村から厄介払いする「永尋伺」が定法通りの手続きのすえに認められたら、そのあと村ではつぎのように措置することになっている、という。段落ごとに便宜a～cの符号をつけて改行しよう。

a永尋の上、相続人なき者の跡株は、親類引受相続すべし、
b若し親類なきときは、村中好身の者吟味して引受さすべし、
c好身もなく跡株相続する者なきときは、建家・家財は入札にて払ひ、年貢未進等あらバ、村役人方へ請取べし、
又未進等なき節ハ、払代金取上に致し、田畑は村惣作に申付、年貢諸役を勤めさせ、種肥代等は作方の費用を引

き、余分あらバ、是又、料所ハ代官、私領は領主地頭へ相伺ひ、後年に至り、欠落人立戻り、科なきに於ては、
元地主へ遣はすべし、

第一に目をひくのは、積極的な「跡株」保全の考え方で、欠落百姓の処分が公認されたら、なんとかして「跡株」相続の措置をとれという。それには、まずa直系親族に相続人が（いればその者に）いなければ親類に相続させ、b親類もなければ、よく吟味して村の「好身の者」に引受させ、cそれもだめなら「村惣作」とせよ、というのである。「跡株」を継いでくれる者なら誰でもいいとか、分散して継いでもいいという発想でないのが、まず注目される。

第二に、aの跡は子ども（相続人）か親類にというのは、ごく自然の理のようでもあるが、中世史の目でみると、思い当ることがある。中世の武家社会では、闕所（知行地没収）の処分が行なわれたとき、その闕所地を請求できるのは、まず優先的にその総領か同族であること、さもなくばそこに何らかの知行由緒をもつ者（本主）であること、が重要な要件になっていた、という。笠松宏至氏の指摘するところである(4)。

笠松氏はこれを、幕府の恣意を制約した二つの中世的規制と呼び、幕府の法制というよりは、むしろ「所領が没収されても、そこには旧知行者の権益や基盤がひきつづき保存されている」という考え方に由来する、慣習的な法規制、とみなしていた。

みぎのaは、この中世の慣習法の一の要件によく対応し、親類の優先的な相続権を認めたものとみられるが、いかがであろうか。bの「好身の者」というのは、特定がむずかしいが、よく吟味してとあるから、ただ親交のあった者という以上に、みぎの二の要件となにか親近性があるだろうか。

なお笠松氏は、この法慣習も武家社会では中世後期には崩壊する、と予測していた。だが、あるいは土着の村レベルともなると事情は別で、近世の村社会にかかるaの措置の底にも、こうした中世いらいの原理が息づいていたのかもしれない。



第三に、c跡株をだれも相続しないときの措置がとくに重要である。そのばあい、家屋・家財は入札で売払い、売払代金は年貢滞納分（村役人の立替分）に補塡し、滞納がなければ村で取上げて管理する。一方、田畑は「村惣作」にして年貢諸役を賄い、もし余剰（年貢諸役や、種肥代など作方の経費を差引いた残高）が出れば村で保管し、あとで欠落人の元地主が戻ってきたら返してやる、というのである。

ここでも「跡株」の分割が問題にもされず、むしろ将来に「立戻」を想定した備蓄策までが講じられているのである。のちの五人組帳前書に「小百姓退転跡之田地ヲ持添致候事、御法度」と定めたのも(5)、その趣旨はおそらく同じことであろう。

これらの措置も、中世史の目からみると、興味をひかれることがある。

家屋・家財と田畑とが区別され、家屋・家財が村によってあっさり売却されるというのは、闕所となった者の家屋・家財は、検断権者の領主や村によって焼却・検封・没収とされ、田畑はまとめて惣預かりにされるという、周知の中世の村の検断措置と、じつによく似ているのである。

ここに問題の「惣作」の語がみえる。内容はあいまいだが、次条にも、独身者が田畑をすてて欠落したときは、親類・五人組に引受けさせるが、それが無理なときは、相続人ができるまで「村役人引受、惣作に致さすべし」とあるから、どうやら「惣作」は、親類・五人組の引受けとは区別され、問題の田畑の耕作が村役人の管理に委ねられること、を意味したようである。

なお、『地方品目解』の「散田・惣作」の項には、こうある。もともと困窮の村方で田畑の作徳も少なく、地主が耕作を放棄してしまったとき、それを「村中控」にし田畑を荒さぬようにするのを、散田とも惣作ともいい、その田畑も検見のうえ年貢は取る、というのである。また散田と惣作を峻別するときは、荒地を散田といい、それを百姓中に割付けて作らせるのを惣作という、とも付記する。

物作という語は、近世史に広く流通している。しかし、そのわりには、戦前の中村吉治『近世初期農政史研究』（二〇〇～二〇六頁、岩波書店、一九三八年）をのぞいて、物作を本格的に追究した新しい研究は見当たらないようである。そのためか、潰百姓研究の実証的な手堅い成果にくらべると、私のような近世史の門外漢には、物作の実態がとてもつかみにくい(6)。

**［事例B］　潰百姓の賄い**

佐藤常雄「潰百姓賄の構造」によれば、村の潰百姓は、ほんらい再興さるべき百姓株（名跡）とみなされていた。家屋・家財などは、その百姓一代のものとして、属人的にその身につくものとして処分されるが、跡地の田・畑・屋敷地は、五人組の管理によって、属地主義的にその土地につくものとして処置され、すべて小作経営となる、という。属人的・属地主義的などの用語の当否はともかく、跡職保全の対象は田・畑・屋敷地など土地（不動産）だけで、家屋や家財（動産的なもの）は村で処分されるというのは、先にcでも触れた、中世の村の闕所の措置とそっくりである。

ここに文政六年（一八二三）の甲斐八代郡石村の「村定」がある。

一、村方潰百姓之儀者、五人組限リニ而世話致シ、聊之居屋敷、亦者、田畑等有之候ハヽ、御年貢諸役掛り相納メ、少々之作徳金之儀者、年々利足を加、積金ニ致、追々百姓相立候様、可致候、右金子之儀者、年々正月初会合之節、組合より、右仕訳帳面を以、名主所江持参可致候(7)、

この村定めの情報を集約すると、五人組の管理する潰百姓あとの小作経営は、「潰百姓賄」とよばれ、その運営には、はっきりと一定のルールがあったことがわかる。

①家屋・家財は売却して負債の解消にあてるが、②跡地の方は、田・畑・屋敷地ばかりか、苅敷林・木立山・庭柿木等すべてが、五人組の経営責任の下に、広く小作に出され、③低率の小作料から、年貢諸入用（領主の取分）・村入用（村の取分）・作徳（潰百姓の取分）が分配され、④決算＝潰百姓賄帳の作成は年末に五人組で行なわれ、⑤さいごに村の監査をうける。五人組の管理も、じつは村の監督のもとにおかれていたのである。

なお、⑥作徳は別に五人組により高利で運用され、潰百姓再興のための備蓄金とされた。⑦村の潰百姓は、ほんらい本人やその系譜をつぐ者、あるいは第三者によって再興さるべきものであった。それは「百姓株」あるいは「名跡」とみなされ、五人組によって一括管理され、再興が積極的に意図されていた。

この潰百姓賄いの研究の成果で、とくに注目されるのは、以下の諸点である。

たとえ百姓が潰れても「株」や「名跡」は消滅することなく、村によって保護される。その保護のシステムは、「いわば生活防衛という農民的対応の所産」とみなすべきもので、ほんらいは村方によって「相互認知」され「村方によって保障される既得権」であって、けっして権力による年貢村請制の強制だけに起因するものではない、という結論である。

もし村請というだけなら、潰高がどうなっても、その分の年貢が上納されればよいのだから、わざわざ「百姓株」田畑屋敷地をまとめて、「潰百姓賄」に委ねる必然性はないはずだ、というのである。

となると「断なく家をこほち取、四壁を荒し田地を持添、百姓をつふし候ハヽ、可為曲事」という、寛文六年（一六六六）幕府条書なども(8)、もとは、名跡は消えず、という村社会の習俗に由来する可能性があり、潰百姓賄いは権力の強制であった、とばかりはいえないことになる。

「潰百姓賄」の問題は、いきなり、連帯責任制や村請制など、制度に解消すべきではない、という佐藤氏の指摘は、本論の分析にとってことのほか重要である。「百姓が潰れても、その株や名跡は消滅しない」という、近世の村にみられる観念は、「所領が没収されても旧知行者の権益や基盤がひきつづき保存されている」という、中世的な考え方

との間に、ある親近性（歴史的なつながり）が認められる、と思うからである。

**〔事例C〕　近世初頭の惣作**

こうした中世とのつながりへの関心をもとに、「百姓株」の固定化は、十七世紀後半＝寛文・延宝期を画期とする、という事例Bの見通しをもとに、もう少しさかのぼって、いくつかの事例をみよう。

①万治二年（一六五九）正月、能登の時国家当主の下代あて訴状にも、

一、此組、五六年以前、曾々木宗次郎と中者相果、その跡目たいてん仕候付而、宗次郎田地、在所者共惣作仕候処ニ、徳兵衛子共ニ、棟をも立、御役可仕と御座候を……

とみえている。[9] 近世初期の能登でも、死去した百姓の跡目の退転の危機を、「在所者共惣作仕」という、村の惣作によって回避し、維持する営みが続けられていたのであった。

②少しさかのぼって、北九州で寛永三年（一六二六）に、豊前細川領の郡奉行が、

一、無主田地、年々ニ惣作かさミ中候間、御郡中之百姓ゆく〳〵ハ迷惑可仕か、

と上申していたのも同じことで、これもまた、無主地惣作という習俗の早くからの広がりを、よくうかがわせる。[10]

③さらに、近江の北内貫惣（滋賀県甲賀郡水口町）は、慶長十九年（一六一四）霜月の「相定掟之事」で、こう申合わせていた。[11]

一、我人年貢米不足、たれニよらす夜ぬけ罷走もの在之候ハヽ、其者跡職田地田畠、相残地下として少も作間敷候、たとい其者借銭・借米・作職分も返間敷候、給人より何か被仰候共、失人の家・跡職なと少も存間敷事、得と申上へく候、右之通候間、少しも不可相背候、

文意はやや難解であるが、年貢を未進して村を夜逃げする百姓が出ても、失人の家（住宅）・跡職田畠（自作分）



に「地下」としては関与せず、もし作職（請作分）や借銭借米（借財）があっても返さず、かりに給人（領主）が介入してきても拒否しよう、というのであろうか。時あたかも大坂冬の陣の動員令の発動（十月一日）直後に当たり、村人の「夜ぬけ罷走」（戦場のかせぎを求めて村を出る）動向も、「給人」の村への介入も、「地下」の反発も、この戦争状態ぬきには考えられまい。

この「相定掟之事」を詳しく分析した高島幸次氏が、「跡職田地田畠、相残地下として少も作間敷」という村の決定を、村惣作の拒否とみたのは卓見である。このような掟が作られる背後には、「跡職田地田畠」を「相残地下として少も作」る、という「惣作」の社会慣行が、すでに近世（十七世紀）のごく初頭にあったのは、まず疑いないからである。

④さらに天正十六年（一五八八）二月、若狭の大名となったばかりの浅野長吉の奉行人の定は、

一、百性(姓)はしり候其田畠等、惣中として作可仕事、

と指示していた。[12] ここにいう「惣中として作」も、惣作が中世に起源している可能性を、つよく示唆している。豊臣政権の指令にもこの類が多く、一般に村落に対する連帯責任の強制とみなされているが、この連帯責任の強制も、じつは村レベルの惣作の習俗に基礎をおいていた、とみなければならないようである。したがって、みぎのような近世の惣作や潰百姓賄いに注目し、そのはるかな源流と運用の痕跡を、中世後期の村に探るのが、この章の主題となる。

## 二　跡職保全の動向

中世の村の追放や闕所の措置をめぐって、処分を「本人」一代だけに限り、その跡を保全して子どもにつがせようとする傾向は、すでに久留島典子氏・坂田聡氏が的確に指摘したように、村々の主体的な動向として、十五世紀の後半には、はっきりと現われていた。

**［事例D］　跡職保全の共同意思**

村の公事＝検断にかかわって、近江菅浦の惣で申合わせた、文明十五年（一四八三）八月の村掟が、その顕著な徴証である（菅浦文書二二六、便宜のため、段落ごとにa〜dをつけて改行する）。

（端裏書）「地下置文」

定／地下法度公事題目事

a於地下、無正躰依子細、死罪ニおこなわれ、或ハ、地下をおいうしなわれ候跡の事ハ、子共相続させられ候ハヽ、無為めてたかるへく候、

b又、就寺庵、時住持依無正躰、うちもつふされ、他所へおいうしなわれ候共、寺領仏物等之事ハ、相違あるへからさる物也、

c先々、如此置文、色々候へ共、近年余ニ無情重祥(科)におこなわれ而、ふひんの至候間、かさねて地下一庄の依儀、一紙状如件、

d若背此儀、新儀を申さる、仁躰候ハヽ、地下として罪祥(科)たるへく候、

主文はaとbで、a地下の村人がなにか罪を犯せば、死刑か追放になるが、その「跡」は子どもに相続させるのが望ましい。また、b罪を犯したのが村の寺庵の住持のばあい、家は破壊されその身は追放になるが、寺領や仏物等は処分すまい、というのである。

この「定」でも罪人の処分は従来と変わらず、あくまでも「跡」の保全を立法の焦点としている。

このa・bの区分で想起されるのは、応永二十四年（一四一七）に伏見庄で起きた、盗人事件の処分のされかたである。(13) ふとした一味の者の自白から、この庄の下司職で惣鎮守の神主職もつとめる、三木氏の有力な一族が犯人とわかって、庄の沙汰人をはじめ、地下人たちが一味の家に押し寄せる。

e彼等家ニ押寄之処、悉没落云々、資財等兼運取了、至女童部皆逃散了、与一善康以下与党輩、小家共悉焼棄了、

f無垢庵、(助太郎善理管領庵也、)寺庵之間、放火不可然、仍闕所了、即成院寄進之、盗人根元、寺物等被取之間、殊更寄進了、

今日壊渡、

ところが、eすでに一味は「資財等」をあらかじめ運び出し、女性・子どもを連れて逃亡したあとだったので、かれらの「小家共」をすべて放火し焼棄ててしまった。一方、f一味の総領格でもある神主の管領する無垢庵は、寺庵だからとて放火はせず、庵の建物を解体して、盗みの被害にあった寺に寄進した、というのである。「小家共」とは別に「資財等」の特記があるのは、もし残っていれば焼却せず、没収の措置がとられたからであろう。

明応元年（一四九二）の近江蒲生郡奥島庄置文にも、

一、いゑ(家)を出は、やない(屋内)は惣庄へとる可事、

と定めていた。(14) こうした検断権者（ここでは惣庄）による屋内＝家財の没収は、この時代には広くみられた。また丹波山国庄では、盗人跡など闕所分は、名主に宛行なわれるのが普通であった、という。(15)

みぎのeは先のaに、fはbに、よく対応するから、村人の家は放火、寺庵は破壊と峻別して、e・fのような別の処分をするのは、広く中世社会の習俗であったことがわかる。

それが十五世紀中ばころになると、それを緩和して、「村人の家」に「子どもの相続」を保障し、「村の寺庵」にも「仏物の保全」をめざす動向が、村の主体的な申合せのなかに、はっきりと現われてくる。(16) これこそが、「定／地下法度公事題目事」の達成した、歴史的な意義なのであろう。

つぎのcは、村の立法の趣旨を明記したものである。これまでも、村の検断規定がいくども改訂されてきたが、近ごろまた、厳しい粗野な制裁ぶり（在地の中世法の苛酷さ）が目に余るので、あらためて村の総意で緩和する方向に

規制するのだという。dはこれに違反する村人への処罰規定で、「地下として罪科」に処すとする。なによりも「跡」の保存を、村の主体的な中合せで確認しているのが重要で、aとbの闕所の処分の執行主体も、処分緩和をきめた主体も、ともに「地下一庄の儀」であったことに注目しよう。

ここ菅浦惣では、すでに寛正二年（一四六一）に「惣庄の力を以て人を損じ、いわれ無き者を過躰（怠カ）に行う」ことのないよう戒める「惣庄置文」を定めていた（菅浦文書二二七）。それを受けて、ここで重ねて百姓の闕所を「ふびん（不憫）の至り」といい、その百姓の「跡」の取立てを「無為めでたかるべく」といって、苛酷な村の法からの脱出に、強い期待を共同意思で表明している。ここから私たちは、十五世紀の村における百姓「跡」の安定指向と、村人たちの安穏への大きな願いがにじみ出ているのを、読みとることができる。

先に坂田氏が注目したのは、まさにこの点で、この置文が制定されたのは「村座の株とみなしうる百姓の家の継承を村が望んだ結果」であり、それは「犯罪人跡を検封・破却するのが一般的だった中世前期とは明確に一線を画する規定」だと論じ、家論の視角から中世後期の村を特徴づける、重要な指標を提出していたのである。

中世の村の百姓の「株」観念を具体的に検証するには、なお手続きがいるにせよ、「村が望んだ結果」という坂田氏の見方は、事例Bの事態を「村方による相互認知」とみた佐藤氏の見方と通ずるところがあって、ことに心ひかれるものがある。

これより先、こうした村の百姓「跡」の維持の動向を、また別の視角から的確に把えていたのは、同じ菅浦に十五世紀後半（文明・延徳）ころからみえる「後家」に焦点をあてた、久留島典子氏の立論である。

村の後家というのは、通俗の寡婦を意味するものではない。中世の後家とは、「正式の村落構成員としての地位、家格を保持するためには、成人男子を欠こうとも、棟別銭を負担しなければならない存在」であり、「将来、子が成長し、あるいは養子をとって、再び正式な（村落）構成員となれる日のための、潜在的権利保持―中継」の措置であ



り、「年貢や村への負担を果たしていた」後家の存在は、「村が百姓の家で構成されるようになっていく必然的な結果」である、と久留島氏は論じていた。百姓の家について、まだ多くは語られていないが、ここにすでに、中世の村を構成する百姓の「家」の安定動向が、はっきりと見通されていたのである。

**〔事例E〕　召直の作法**

なお、こうした動向を見通す別の手掛かりとして、同じ菅浦で村の追放が解かれて村へ帰る「召直」「還住」のさい、村のとった措置の特徴をみておこう。永禄十一年（一五六八）の菅浦百姓の帰参の一件がそれである。

その四月八日、近江湖北の大名浅井一族の浅井木工助井伴と、菅浦の阿弥陀寺・善応寺・惣中との間で、つぎの文書g・hが取り交されていた（菅浦文書二五六〜七）。

g浅井木工助井伴から、菅浦の阿弥陀寺・善応寺・惣中宛てに、

如中合候、源三郎親子来秋還住、不可有別儀候、然者、家・同屋内諸道具以下、当座不取散物共ハ、可被相渡候、
其外、源三郎父子自分之諸一職、無別儀、可被渡候、
又、被渡間敷分之事、
一、神明庵一職之事、
一、清応軒徳分并一職之事、
右弐ケ条者、被渡間敷候、仍如件、

h菅浦の善応寺・阿弥陀寺から浅井木工助宛に、

源三郎父子還住ニ付而、次第之事、
当秋めしなをし可申候、就其家・同屋内諸道具、無別儀渡可申候、此外、源三郎親子自分之一職之儀ハ、無別儀

相渡可申候、右之分、不可有別儀候事、

又、渡申間敷分之事、

一、神明庵一職之事、

一、清応軒徳分、幷一職之事、

右弐ケ条、渡申間敷候、仍出状如件、

このg・hのどちらが先に出されたか、には確証はないが、ともに同日付で、ほぼ同文言であることからみて、さしあたりは、gの浅井木工助とhの菅浦惣中とが、かねての「申合」せにもとづき、その秋に百姓源三郎親子の「めしなをし（召直）」を承認し、その「還住」の条件について、互いの合意事項を、確認書として取り交わしたもの、とみておこう。

「還住」の条件は、つぎの三点から成っていた。

①源三郎親子の家と、屋内の諸道具（当座取り散らさなかった物）は返還する。

②源三郎親子の「自分の一職」も返還する。

③ただし、神明庵の一職と、清応軒の徳分と一職は、返還しない。

すなわち①家と家財・②自作の田畠は無条件に返還するが、③請作＝小作していた寺庵の「徳分」や「一職」は返さない、というのであろう。ただしgで、浅井側が家と屋内諸道具について、わざわざ「当座不取散物共ハ可被相渡候」と断っているのに注意したい。「当座に取り散らした物」というのは、後でみる事例Fの闕所処分にみえる、「当座令検封、蔵（贓）物ハ、奉行之下人等取之」という、中世一般の検断の措置とよく似ている。だからそれは、追放の措置をとった当初、検断の執行に従事した者たちが、自らの得分として山分けした、犯人の家財のことらしい。

これも後でみる事例Gでは、贓物の「注文」を作らせたうえで、目ぼしい物は検断権者の領主が取り、そのほか



些細なものは、検断実務をになった中間や百姓等に分け与えており、Gでもそれらは返還の対象から除かれている。

g・hで合意された召直・還住の条件からみて、村人の追放にあたっては、①家屋と主な家財（農具等か）と、②自作の田畠など、もともと本人に帰属するものは、たとえ村を追放された者の跡であっても、むやみに処分せず、惣中の管理下におき（川上貢氏によれば、現実には村の惣堂などに保管されたという）、追放解除のさいには返却するというのが、村の追放・還住の作法であったことになる。この村の①と②の措置もまた、「自分之一職」つまり百姓跡職の保全をねがう、村の動向の中に位置づけることができるであろう。

なお、「めしなをし」や「還住」は、ほかにつぎのような用例もある。

④今度令赦免、召返上者、尊勝寺郷へ有還住、居敷（屋脱カ）・寺領・家来等、如先々可申付者也、

だから、召直は召返ともいって、共同体成員権の回復（復権）を意味し、還住はそれにもとづく村共同体への帰住（復帰）を意味したらしい。この意味で使われた召直・召返の用例には、

⑤人々材（財）宝以下之事、被召直上者、異儀有へからす、

⑥急度諸百姓召返、可加助成、

など、よく似た語法があり、④の還住を許された寺には、居屋敷・寺領・家来等が、⑤の召返された百姓には「道具・小屋」等が助成＝保障されている。[17]

なお、このような動向からみると、宝徳元年（一四四九）八月、信濃の高梨一族置目「定置条々」の第六・七条に、

一、出百姓・逃散遺跡者、其地頭是非可相計処、号負物、家内・作毛被没収事、不可然、

一、於地下、致狼藉、家内被没収事、不可然、[18]

などとある「出百姓・逃散遺跡」や地下の「家内没収」をめぐる条々も、その背後に、ただの地頭非法の戒めの域をこえた、遺跡保全をねがう社会的な動向が想定されて、ひときわ興味をひかれる。

## 三 村の跡職取立て

こうして、中世も十五世紀末以降の村にみえる、百姓の跡職保全の動向を、ひとまず確かめることができた。そのうえで、あらためて大きな課題となるのは、「死罪ニおこなわれ、或ハ地下をおいうしなわれ候跡」について、将来の「子共相続」のために、村では現実にどのような措置を講じていたか、その取立ての手続きを具体的に追究することである。

**［事例F］ 遺跡取立て**

文亀四年（一五〇四）正月、和泉の日根野荘で[19]、村人の腰刀を盗んだ舟淵村の男が、村の嘆願にもかかわらず、現地にいた領主九条政基の命令で、ついに処刑されてしまった。だが、その盗人は村の番頭だったことから、さすがに領主も「地下人ハ大切」といって、村人の要請にも応じて、遺児の取立てのために、つぎのような措置をとった。

八歳ニナル男子有之、公事屋之間、彼子ニ仰付、不及令破却、但、当座令検符、蔵物ハ奉行之下人等取之、

処刑された百姓の跡は、だいじな「公事屋」だから、将来は遺された八歳の男児につがせようと、特例をもって家は破却せず、当座の検封のみとし、家財の贓物だけ没収して奉行の下人たちに分けてやった、というのである。家屋と田畑屋敷地が公事屋の要件というわけであろうが、遺跡取立ての場合も、領主の屋内検断（家財の没収）だけは執行されたらしい。

**［事例G］ 検断と遺跡**

つぎも、おなじ年の晩春に日根野荘で起きた、菖蒲村の検断一件である。同じ村人の米俵を盗もうとして見付かった、正円右馬という百姓は、ほかに盗みの余罪もあるというので、これは村の「寄合」で、あっさり首を切られてしまった。領主もさっそく検断権を発動して、まずは犯人の「検断物」の押収にかかる。



まず、犯人の家財を差押え「注文」（没収品の目録）を作らせるが、ろくなものがないので、中間衆や村の職事（村役人）たちに分けてやった（gにいう当座に取散らす物というのは、これであろう）。ついで、犯人がよそに隠していた「預物」の具足や米麦も、徹底した捜索で差押えさせたが、米麦だけは、格別の恩情で幼い遺児たちにくれてやった。折から一帯は大飢饉にみまわれ、庄内には盗みが頻発していた。そのさ中の事件であったから、さすがの領主も遺児たちの飢えを無視できなかったのであろう。しかし、いずれにせよ検断の対象は、犯人の住む屋内だけでなく、よそに隠された預物にも及んだのである。

さらに、「跡之田地等作職以下」について領主は、「普代百姓也、於子孫者、不断失、公事屋等可置」（普代の百姓だから公事屋の跡はとりつぶさず、いずれ子孫につがせよう）と思案していた、とある。そこへ、「菖蒲村之惣地下」を代表して、番頭の源六宮内がやってきて、いう。

遺跡事、公事屋之条、不可被失哉、然者、彼作職以下、子ハ年少之条、伯父大屋右近以下、為惣地下預置、彼之子ヲ可取立之由、望申了、

犯人の遺跡は村の公事屋なので、作職以下は伯父と「惣地下」で預かり、遺児が成人したら「取立」ててやりたい。そう領主に「訴訟」し、つぎの日もまた、村の番頭・職事・古老が連れ立って、「惣地下」として陳情にやってきた。

そこで領主の政基も、盗人の咎というのは、たしかに「謀叛反逆人の罪科」とは違うのだからといって、しぶしぶ「伯父以下古老之族申請」を認めることにする。「跡之田地等作職以下」をここでは「遺跡」とよんでいる。

この領主政基は、さきには、普代百姓＝公事屋の保全は自分の願いだと書きながら、ここでは、ひどく勿体をつけている。それは取る村人から一献料＝礼金をつりあげる手管かとも疑われるが、「為惣地下預置」という、けんめい

な「伯父以下古老之族申請」が、領主の強制などでないことは明白である。だから、事例D、の動向を参看すれば、ここでも、取立てを主体的に引受け積極的に推進しよう、としているのはむしろ村の方で、跡の取立てはやはり「村が望んだ結果」とみるのが妥当であろう。

そこで、領主が村に、犯人の全作職（跡職の明細）の注進を求めると、間もなく番頭が「作職以下田地等一紙」を書いてもってくる。そこには、

　　田之分日記
大四十歩　松下ニアリ、大セマチ
廿歩　　フルカイトノツホ

というように、「田之分日記」七筆＝二反一七〇歩・「屋敷分」三筆＝二八〇歩に及ぶ、遺跡田畑の一筆ごとの内訳が詳細に記されていた。どうやら村では、かねて村に住む百姓個人の耕地の実情を、よく掌握していたのである。

こうして、村側の遺跡取立ての申請が認められ、領主に払う「一献料」は千疋ときまった。さっそく村からは、その一部をもって領主館へ礼にでる。遺跡を売払えば、三、四千疋余にはなるのにとか、作職はぜひ隣の大木村に、などという声にも、領主はいっさい耳を貸さないが、然るべき額の礼金は、しっかりと取るのである。さらに二〇日ほどして、一献料を「皆済」すると、それを機に菖蒲村の村人は、領主に「書下」つまり領主の証書を申請し、菖蒲村あてに、つぎのような奉書（家来の発行する証書）を交付してもらった。

正円右馬遺跡田畠等事、i一紙注進被　御覧畢、爰子就小年、可成人之間、j伯父以下為惣地下預申、k勤御公事、可致其役之由、申請条、被聞食之由、仰出者也、仍状如件、

これによれば、このたびの遺跡取立ての措置の骨子は、

i「遺跡田畠等」は「一紙」をもって確認する、



jその「遺跡田畠等」は「惣地下預」とする、

k子どもの成人まで「御公事」は「惣地下」で肩替りする

というもので、iにかかる「一紙注進被　御覧畢」の文言は、「一紙」つまり「遺跡田畠等」の明細書に、領主が裏書きしたに等しい意味をもち、「被聞食之由、仰出」の文言は、村の「申請」したj・kの措置に認証を与えたもの、とみるべきであろう。

この条件に、検断で没収された、家財や預物の返還が含まれていないのは、「当座不取散物共ハ可被相渡候」と断っていた、gとまったく同じで、広く村の遺跡取立てや召直・還住に共通する中世的な措置であった、とみられよう。

なお、みぎの遺跡取立てには、「伯父以下古老之族申請」とか「伯父以下為惣地下預申」とあるように、村の番頭の一人でもあった遺児たちの伯父、つまり親類の者が中心となっていることに注意しておきたい。近世の潰百姓の跡式再興でも、文政七年（一八二四）の相模石田村の例をみると、[20]

右地所之義者、作右衛門（本家）方に而致世話、作徳之義者、同人方江預り置、然ル上者、此末とも無油断心懸ケ、追而相続人相究候節、右作徳之義者、年限ニ随ひ勘弁を以、地所共幸左衛門跡相続人江、相渡候筈、

と、跡式の地所・作徳ともに本家預りを認めた例があるし、先にみたAでも、親類の尽力がことに期待されていた。中世の村で「伯父以下惣地下として預る」という跡職預りの決定に当って、i～kのような周到な措置がとられた現実的な理由は、おそらくこうであった。

父が盗人の咎で処刑されたあと、遺された上の女児は一二歳、下の男児は六歳であった。だから、伯父や惣地下による田畠の耕作と公事の肩替りは、おそらくその男児の成人まで、一〇年ほどにもわたることになる。集約労働のもとめられる田畑の耕作が、それだけの長い年月、幼児の手を離れて他人の手に委ねられ、年貢公事も肩替りされるとなれば、まして盗みで村に処刑された者の遺跡であってみれば、遺跡取立てといっても、あとでその田畑が約束通り

すんなりと成人した子に返されるかどうかは、厄介な問題になるのが予測された。

村人が「惣地下預」の保障に領主の「書下」を求めたのも、おそらくそのためで、事実上の親類預りの運用を、惣地下が責任をもって補佐・監視するというのが、この遺跡取立て手続きの目指すところであったにちがいない。

それにしても、遺跡取立て措置の根拠を述べた、Fの「公事屋之間、彼子ニ仰付、不及令破却」も、Gの「普代百姓也、於子孫者、不断失、公事屋等可置」あるいは「遺跡事、公事屋之条、不可被失哉」も、Dの「跡の事ハ、子共相続させられ候ハヽ、無為めてたかるへく」と同じ文脈とみられ、「遺跡」の保存についての明確な意思と願望が、村からも領主からも、ともに表明されていることに、あらためて注目しておきたいと思う。

なお、この「遺跡」はその後、惣衆も大屋右近もともに知らぬうちに、村の番頭の源六宮内が独り占めしていたことが露顕し、大きな騒ぎになる。村の遺跡取立てといっても、それが現実の姿で、実現には多くの困難が伴っていた。

**〔事例H〕　跡職の保全**

つぎに、中世も末の天正十七年（一五八九）に、近江の浅井郡で起きた、中野・青名・八日市三ヵ村の井水相論の一件をみよう[21]。

水争いそのもの（用水相論、民事事件）は、領主豊臣秀次の法廷で、中野村の勝訴となった。その一方、水争いの現場で起きた「刃傷」（実力行使、刑事事件）が、「喧嘩御停止之旨」に背くとして、奉行人堀尾吉晴等によって、「三村より壱人宛、三人」の「成敗」が執行された。村が一個の責任主体（法人格）とみなされ、それぞれの代表（名代）が一人ずつ処刑されたのであった。その背後に、法人格としての村の自立があることはいうまでもない。

ところが奉行人は、成敗の執行に先立って、中野村の「名代」として処刑されることになった、「惣代」清介の「所望」と、村の「申請」をいれて、つぎのような一連の措置をとった。



まず、lの証状で娘の岩女を「清介跡目」と認め、「彼者居住之屋敷壱所、西畠壱所、以上弐ケ所」を安堵して、遺跡検断の執行を免除し、その跡職と娘を「惣村」として扶助・養育することを認めた。

また、あわせて同日付で、mの証状で、「中野村清介拘之田畠事」という、全一二筆・一一石八斗五升からなる、跡職の目録（ともに折紙）を交付した。mの「清介拘之田畠」目録は、

壱所　壱斗弐升　屋敷分
壱所　壱斗弐升　西畠

というように、事例Gの遺跡注文と形式もよく似ていて、やはりもとは村で作成し提出したものとみられる。

その「清介拘之田畠」全一二筆のなかには、lで娘に扶助された居住の屋敷分と西畠（みぎに例示）の二筆のほか、他に与えられた田一反、一石四斗（「但、是ハ道場へ寄進也」）と田半、七斗（「但、清六へ遣也」）の二筆がみえる。道場分というのは、清介菩提の供養料らしく、清六分の方は、清介と名前がよく似ていて、近親あての娘の扶養料らしいのが目を引く。

これら四筆をのぞく、八筆の田畠九石五斗一升分は、おそらく、lの証状で奉行人が「彼跡職幷娘之儀茂、惣村人心相副令養育、疎略仕間敷候」と指示した、「彼跡職」に該当するもので、先の事例Gと同じく、耕作・経営は「惣村」に委ねられた。つぎの証状nがそれである。

n中野村井水に付而、惣中之名代に立、清介御成敗ニ候、中野惣百姓より、清介かゝゑの田畠ニ、夫役之儀、永代惣村中より除申候、何かと中者候ハヽ、為惣中理可申候、為其一筆如此候也、

すなわち「中野村惣中」自身も、娘の岩女あてに、みぎの「清介かゝゑの田畠」にかかる「夫役」を、惣百姓＝惣村中で「永代」に肩替りすることを定め、惣百姓一一名連署の折紙をもって証状を交付していたのである。奉行の証状l・mと同じ日付けであることから、l・mの発行をうけて出されたことは明らかである。

以上I～nの証状による一連の措置は、事例Gともじつによく似ている。証状の性質上、一見、すべて領主側の差し金のようにもみえる。だが、じつはIも明記するように、「屋敷二ケ所、末代申請度」というのは「清介所望」であったし、「清介跡日夫役之儀、可免遣」というのは「為地下人」の要請であった。領主側の一連の安堵の措置は、あくまでもそれをうけて講じられたのであった。したがって、これら領主の措置や政策も、十六世紀の村社会に広くいきわたった、村の跡職保全の動向に基礎をおくものであった、としてよいのではあるまいか。

〔事例I〕　本屋維持の原則

なお参考に、戦国期の東国の村についても検討しておきたい。武田氏「甲州法度之次第」第三二～三七条の「棟別法度」に、郷中の連帯責任の強制としてよく知られる、つぎのような定めがみえている。[22]

一、棟別法度（之）事、既以日記、其郷中へ相渡之上者、雖為或逐電或死去、於其郷中、速可致弁償、為其不改新屋也、

この第三二条は、いったん日記＝台帳を作成して郷ごとに定めた棟別の「本屋」は、逐電や死去のばあいも「新屋」を補充せず、その分を郷中に弁償させるというもので、「弁償」と「不改新屋」が焦点である。第三四条「或捨家、或売家、国中徘徊」条にも郷中の弁償規定があり、第三五条は多くの逐電や死去で残った「本屋」の大きな負担増になるようなら「寛宥之儀」もあるといい、第三七条でも家屋の河流れのときは「新屋」立てもよく、むりなら「郷中令同心、可弁済之」という。

ふつう「郷中令一統、可償之」とか「郷中令同心、可弁済之」という郷単位の賦課徴収の仕組みは、大名権力による郷中の連帯責任の強制と評価される。だが、もし立法の力点が、郷中にもとの「本屋」の肩代りはさせるが「新屋」の取立てはだめ、つまり「いったん認定した本屋の消滅はそう簡単には認めない」という点にあるとすれば、単



純に収入確保のための連帯責任の強制というばかりではなく、「不改新屋」策の焦点は、もとの本屋＝公事屋の維持にあったことになる。いま戦国期東国の村の百姓「跡職」の安定動向などといっても、まだとても賛成はえられそうにないが、今後の検証に期待をよせておきたい。

## おわりに

以上で、最新の「家」研究の成果に導かれた、中世の村の跡職取立ての検討を終る。中世の百姓跡職論の背後には、さらに家論・地発論など広大な世界が広がっており、小稿はその一隅をのぞいたに過ぎない。それに、知りえた事例もまだ断片的だし、領主と村のどちらに跡職取立ての主導権あったかについてもあいまいな点があり、中世史の目で近世史の成果を読む試みにも、冒険を避けることはできない。

ただ、十五世紀いらい、中世の村にみえる百姓の跡職保全の動向は、その対象がまだ公事屋クラスの家だけに限られていたにせよ、ともかくも村の側からの主体的な動向として顕在化してくるのは確かなこと、としてよいのではあるまいか。村の自力などといっても、村の中核をなす百姓跡職の積極的な安定指向が現実のものにならなければ、そもそも村の成熟などは展望すべくもないのである。

中世の百姓の跡職保全の現実は、村の惣地下請によって支えられ、跡職田畑屋敷の証文による把握、遺児の成人を期した遺跡取立て、それまでの間の村による監視、年貢公事・村役の肩代りなどが、「村の自力」によって確かに実現され、それがまた領主の村支配の基礎にもなっていた、とみることができよう。

この中世の遺跡取立てを、近世後期の村で知られる「潰百姓賄」のような、整った経営であったというのは、とても無理であるが、「跡職は消滅しない」という考えが村レベルでも顕在化し、跡職の地下請という主体的な動向を支えていたとみることは、「村の自力」を追究する拠点として大きな意義をもつにちがいない。

なお、跡職取立ての裏にあった闕所の法慣習は、のち明治三年（一八七〇）新政府によって廃止される。そのもとになった、前年三月の公議所書記小野清五郎の提案「罪人之財産ヲ没入スベカラザル之議」に、当時の闕所観がうかがわれて興味深い(23)。

本邦古来之風習、罪アル者之財産ハ、尽ク之ヲ官ニ没入シ、之ヲ闕所ト名ヅク、是レ人ヲシテ、ワレ之財産ヲ保護スル能ハザラシムルニ非ズヤ、其弊ヲ極言スレバ、政府、人之罪アルヲ幸トシテ、其産ヲ没入シ、ワレ之私ニ供スル之理ナリ、是等之事、文明開化之国ニハ無之義ト伝聞仕候、国家御維新之際、断然此等之事御廃シ、以来、罪人ノ財産ハ、其妻子或ハ親戚等ヘ尽ク与フベキ義、可然存候、

この議案は、翌三年正月に、まずは太政官の「財産没籍ノ法」の停止令として結実するが、この議案末尾にみえる、

以来、罪人ノ財産ハ、其妻子或ハ親戚等ヘ尽ク与フベキ義、

という提案が、あの菅浦置文の、

死罪ニおこなわれ、或ハ地下をおいうしなわれ候跡の事ハ、子共相続させられ候ハヽ、無為めてたかるへく候、

に、じつによく似ていることに驚かされる。あの十五世紀後半の村掟から、この十九世紀後半の「財産没籍ノ法」停止の国法にいたるまで、およそ四世紀近い歳月が流れていた。

(1) 闕所措置については、勝俣鎮夫「家を焼く」（『中世の罪と罰』東京大学出版会、一九八三年）。召直の例は、藤木『戦国の作法』（二刷以後の八七頁補注1）を参照。

(2) ①中世史最近の成果は、久留島典子「後家とやもめ」（『ことばの文化史』中世3、平凡社、一九八九年）。および坂田聡「氏連合的村落から家連合的村落へ」（『歴史と地理』四二二、一九九〇年）。なお仲村研『荘園支配構造の研究』吉川弘文館、一九七八年）は「跡式並に名前」を「名職」の要件とした。
②近世史の成果（中村吉治氏以後）は、佐藤常雄「潰百姓賄の構造」（『信濃』三二—八、一九八〇年）はじめ、桜井昭男「近世後期における潰株再興と村」（『史叢』三五、一九八五年）、煎本増夫「幕末期における潰『株』百姓の存在形態」（『世田谷』一二、一九六一年）、鈴木寿「潰百姓について」（『史料館研究紀要』六、一九七三年）、辻まゆみ「近世村落と『帳外』」（『史苑』四九—一、一九八九年）、大塚英二「有力農民の『潰れ』と相続について——近世後期の在方分散の事例から」（『信濃』四二—五・七、一九九〇年、のち『日本近世農村金融史の研究』（校倉書房、一九九六年）に収録）など。なお大桑斉『寺檀の思想』（教育社、一九七九年）は田畑屋敷・株・名跡の一致を家の本質とした。

(3) 巻七下、大石慎三郎校訂、近藤出版社、下巻一一三頁以下。

(4) 笠松宏至「中世闕所地給与に関する一考察」（『日本中世法史論』東京大学出版会、第八章、初出は一九六〇年）。なお伊藤喜良「死亡逃亡跡と買地安堵」（『国史談話会雑誌』二二、一九八一年）、参照。

(5) 明治三年、石田村名主家文書、冊D13、桜井論文から再引。

(6) 『名古屋叢書』第十巻、産業経済編一、一九六二年、四四五頁。なお児玉幸多『近世農民生活史』新稿版（吉川弘文館、一九五七年）七五〜七六頁の記述も『凡例録』『品目解』等に依拠したものか。なお、神田千里「宛米」（『ことばの文化史』中世3、二一三頁以下）も近世の百姓株と惣作に論及する。

(7) 『一宮町誌資料』七二頁、佐藤前掲論文から再引。

(8) 『徳川禁令考』二七九一、勘定所下知状、桜井論文から再引。

(9) 『奥能登時国家文書』第一巻、二一五号、窪田涼子氏のご教示による。

(10) 「御印并御書出之写」、宮崎克則「近世初期の『走り者』と村落状況」（『歴史評論』四八八、一九九〇年）から再引。この論文は初期の同藩の惣作の事例に詳しい。

(11) 滋賀県甲賀郡、水口町文化財調査報告書、第七集、高島幸次氏の解説、『北内貴川田神社文書』E—2、高島氏のご教示による。

(12) 清水三郎右衛門家文書五『福井県史』資料編9。

(13) 看聞日記、e応永廿四年六月十七日、f同十八日条。

(14) 奥島庄置文は、大嶋神社・奥津嶋神社文書一六五。

(15) 山国の事例は、仲村、前掲書、一五二頁、参照。
(16) 「仏物」論は笠松前掲『日本中世法史論』第十章、参照。
(17) ④近江の事例、天正十年七月、称名寺文書『東浅井郡誌』四、⑤紀伊の事例、天正十三年四月、太田家文書、⑥東国の事例、永禄九年三月、川口文書。
(18) 日本思想大系『中世政治社会思想』上、四〇八頁。
(19) 以下F・Gとも、領主九条政基の日記『政基公旅引付』。
(20) 石田村名主家文書、前掲桜井論文から再引。
(21) 滋賀県東浅井郡虎姫町中野「清水淳氏所蔵文書」東大史料編纂所写真帳、小著『豊臣平和令と戦国社会』第二章、参照。
(22) 五十五箇条本『中世法制史料集』第三巻、評価については柴辻俊六『戦国大名領の研究』（名著出版、一九八一年）、一五二頁に詳しい。
(23) 小野氏議案は『官版議案録』一—八（『明治文化全集』一、憲政編、一四一頁）。なお、門外漢のため的外れを免れないが、新政府が明治三年末の新律綱領頒布に先立ち、同年正月二十日、太政官四十三号で、

刑法新律、追テ被仰出候へ共、差当リ、財産没籍ノ法、被為停度思食ニ付、各地方官ニ於テモ、御趣意ヲ奉体可致旨、御沙汰候事（内閣官報局編『法令全書』第一巻、同日条、復刻版、原書房）

として、「財産没籍ノ法」停止の緊急措置を発令したのは、みぎの提案を受けたもの、とみたい。

『月次風俗図屏風』より田植え図（東京国立博物館所蔵）

# II　公事の習俗

# 第三章　村の公事――上納と下行の習俗――

## はじめに

先に私は、領主側の記録（山科家の日記類）をもとに、中世後期の京郊山科東庄＝大宅村について、「荘園の歳時記」の復元を試みた。[1]この村の公事は、ほとんどが年ごとの年中行事・農事暦の折節に、節料としてさまざまな季節の収穫物で納められていたし、村の政所を主な舞台とする領主代官と村人の四季の饗宴には、互酬互礼の関係も秘められていた。このような世界を、つぎはぜひ村の側から確かめてみなければならない。

この章では、村と領主の間に結ばれていた、所務（年貢公事夫役）の習俗を、百姓たち自身が新しい領主の求めに応じて届け出た、十六世紀はじめの「百姓之指出」に注目しよう。そこには、村が公事を勤めると、領主はときに饗宴を開き、ときに酒手や代飯を下すという、通常の収取書類には表われることの稀な、数々の「下行」の習俗までが、生々しく記されていて、「自力の村」のナゾ解きに興味をそそる。

大永七年（一五二七）年正月、越前敦賀湾東浦の海辺の小さな村、江良（えら）浦（福井県敦賀市江良）の「百姓之指出」がそれである。この村の「本所」は都の青蓮院門跡らしく、「地頭」は地元敦賀気比（けひ）社執当の大中臣氏で、その「代官」もおかれていた。[2]

また、同社領の野坂庄山泉（やましみず）郷（敦賀市山泉）には、同六年二月の条書「山泉地頭・領家共に、諸納所等、百姓等かたへ被出物已下事」があり、[3]年始の礼・人夫の台飯・代成・年貢米・歳末の立物にわたって、村の「諸納所」（上

納）と領主の「被出物」（下行）とを詳しく定めていて、江良の「百姓之指出」と共通するところが多く、よい参考となる。

これら、戦国はじめの越前の二つの村にみえる、納所＝上納と被出物＝下行の習俗は、私に網野善彦氏の年貢公事論を想起させる。(4) すでに網野善彦氏は、

①年貢公事の負担の背後に、貢＝献げものと、賦＝給わりもの、という関係が秘められていたこと、

②雑公事には、四季の年中行事にあたって一般平民が負担すべき、さまざまな品物があったこと、

③賦役には、領主から百姓に、食事や酒が給付されるのが通例であったこと、

などを鋭く指摘していた。

四季の「公事」にさいし、定められた酒食・引出物を饗応し下行するのは領主の義務であり、それを享受するのは百姓の当然の権利である、と考えられていた形跡が濃いというのである。

ことに③については、中世農村の労働編成の特質に迫った、大山喬平氏のすぐれた追究がある。(5) それは、中世の灌漑労働は有償のことが多い、という宝月圭吾『中世灌漑史の研究』の指摘を深めて、ほんらい中世農民の労働は村の共同体的結合にもとづく食料の給付される有償の労働であった、という事実を明らかにしたものであった。この結論は、日本中世の領主は農民を恣意的な無償の労働に駆使していた、というような理解へのまっこうからの批判を秘めていた。さらに保立道久氏は、これら諸説を批判的に継承し、贈与や饗応に焦点をすえて、庄園制下の人の依存関係について本格的な追究を展開している。(6)

主に中世前期の社会に即して、さまざまな「下行の習俗」に注目した、これら魅力にみちた公事賦役論に学んで、私も戦国はじめの小さな村の「公事」の世界を、「百姓之指出」によってできるだけ丹念に検証し、公事をめぐって戦国の村が現実に領主とどのような関係をとり結んでいたか、を見届けてみたいと思う。



## 一　村の申状

戦国はじめの大永七年（一五二七）正月、江良浦では刀禰・百姓等が連署して、領主につぎのような抗議の申状をつきつけていた（刀根文書五）。

　　畏申上候　　　江良浦刀禰・御百姓等

右子細者、在所を天野与一殿へ御估(沽)却之事、一旦御百姓等ニ不預御尋候て御契約之事、迷惑之至候、然所ニ、①当正月四日ニ、与一殿より、加(嘉)例之御礼ニ正月十一日ニ罷出候へよし承候間、②則五日ニ代官へ窺申候、③同如加例之、六日ニ御礼ニ参候処ニ、御契約之由被仰付候、④覚悟之外と存候へ共、⑤御意ニ随候て、十一日ニ与一殿へ罷出候、然所ニ、⑥十六日ニ吉日ニて候間、指出仕(可脱カ)由承候間、⑦如先規仕候処ニ、⑧先地頭殿より被仰合候分より外ハ、百姓之指出ハ承引有間敷ニて候、⑨先々莵角申候へハ緩怠と存候て、度々御意ニ随候、此度ハ何の方へニても御座候へ、売れ申間敷候、此等趣聞召被分候者、忝可存候、粗々言上、

もめごとの経緯をたどってみよう。

①正月三カ日の明けた四日、「天野与一殿」が突然この村に、十一日に嘉例の御礼に罷り出るよう求めてきた。②驚いた村はあくる五日、領主の「代官」に事情を問い合せ、③翌六日、領主＝執当のもとへ恒例の年始礼に参上し、ほかの領主に村を売り渡す「御契約」がすでに交わされた、という衝撃の事実を、はじめて正式に明かされた。

④百姓等は「覚悟之外」と怒ったものの、やむなく「御意ニ随」う意向を表明し、⑤指定の十一日に新地頭「与一殿」へ年始礼に出ると、⑥十六日が「吉日」だから「指出」を出せというので、⑦「先規」通りに指出した。⑧ところがそれを見た新地頭は、これを「先地頭殿より被仰合候分より外」、つまり執当から引き継いだ所務内容より過大だと驚いたらしく、「百姓之指出ハ承引有間敷」とつっぱねてしまった。

⑨新地頭（新しい領主）に指出の受取りを拒まれ、所務の先例を否定されるという事態に直面して、村側はにわかに態度を硬化させ、ただちにこの抗議の申状を「先地頭」（もとの領主）につきつけ、村を売るという「契約」の破棄を強く迫ったのである。

この交渉の首尾は不明だが、それから一〇年後の天文六年（一五三七）、同じ江良浦の刀禰・百姓等が「江良浦之儀者、執当殿様御私領」といい（刀根文書七）、同九年には執当の大中臣教親が刀禰職の補任状を出している（同八）。これをみると、結局は刀禰・百姓等の抗議が容れられて、新地頭天野与一との契約は破棄され、村は執当領に復したものらしい。天野与一太夫については未詳だが、村人が「与一殿」と親しげによび、その館へ年始礼に出掛けているから、敦賀近辺に館を構える社家の一族か殿原であろうか。

以上①～⑨の経緯からみると、この村を買い取った新しい領主は、まず「嘉例之御礼」にこと寄せて百姓等に出頭を求め、ついで「吉日」を選んで「百姓之指出」を提出させた。村をめぐる支配・被支配も、在地の儀礼や慣行を媒介にして展開され、村の指出も尊重されており(7)、この村もいったんは元の領主の「御意」に従い、新領主のもとに年始の礼に出向いたのであった。

ところが、突然に領主が変わり「先規」が拒絶されるという予期せぬ事態に直面すると、村は一転して態度を硬化させ、あくまで「百姓之指出」を守ろうとした。その「百姓之指出」をみた新領主が「先地頭殿より被仰合候分より外」だと非難する以上、この両者の争点は、意外にも、村の申告が過小だというのではなく、逆に村の申告が過大だという点にあったらしいのである。

いったい領主と村の対立の焦点は何だったのか。この章の関心はこのことである。なお、領主が地元に無断で所領をよそに沽却し、住民が強い反対運動を起こすという事例は、同じころの法隆寺領の播磨鵤荘でも起きているから（『鵤荘引付』永正十八＝一五二一年八月条）、この時代、所領が売られて急に村の領主が変わるというのは、けっして特



異なできごとではなかったようである。

私の注目する「百姓之指出」は、村の刀禰家に①案文（刀根文書五）と、②写（刀根文書四）の二通が伝存している。①の案文は四紙張り継ぎ（二七・五×一二八センチメートル）で、冒頭に「指出　江良浦刀禰御百姓等」とあり、末尾は「大永七年正月吉日」とだけで宛所はないが、端裏には、

進上　天野与一太夫参　新地頭殿、大永七年正月十六日

とあるから、まさしく吉日＝正月十六日、つまり新地頭に指定されたその日に、江良浦が提出した「百姓之指出」（案文）にちがいない。

もう一通②の写は、五紙張り継ぎで第二紙を逸しているが、冒頭に「ゑらのさし出之事」とあり、宛所に「進之新地頭殿さまへまいる御中」、差出には刀禰と「御百姓等」うこ（右近）・きやうふ（刑部）・ひこ（彦）大夫の連署があり、よく原本の面影を伝えている。端裏には、

天文二、三、七之指出を、同三年霜月ニ、養源へ出し候写し

とあるから、五年後の天文二年三月七日に指出として使われ、さらにその翌年十一月、養源（未詳）に提出したときの写しらしい。①と②は、本文の字配りや文言に、小さな異同がいくつもあって、それがかえって解読・検討のよい手掛かりとなる。指出はかなり長文で、内容も錯綜していて難解なので、以下、便宜上およその段落ごとに冒頭からA～Fに区切って、先にみた山泉の条書も参照しながら、分析を試みよう。

## 二　年貢・地子と下行

### 指出A　地子銭・年貢米

冒頭にはつぎのような地子銭・年貢米の記事がある。

①一、三月ニ五百文　はまの地子　　②一、六月ニ壱貫文　くわ代
③一、七月ニ五百文　あさの代　　④一、八月ニ五百文　はまの地子
⑤一、十一月ニ五百文　堂畠之代　　⑥一、米壱石者　下用之定七合ます

この内容は、天正元年（一五七三）分の「江良惣中弁」にたいして出された領主の納所銭皆済状や、年未詳の村の納所注文案と、粟一斗の差はあるものの、ほぼ合致するから、[8] この指出Aは、村が執当（地頭）に納める地子銭三貫文と年貢米一石の内訳に当る。

みぎの注文案を参照すると、これら「江良惣中弁」のうち、①三月十五日の「はまの地子」銭というのは塩年貢で、その年の塩焼の仕事はちょうどこのころに始まるのが例である。なお、いまも江良でハマといえば塩田跡を指すから、塩年貢が「はまの地子」とか、浜地子銭とよばれたのもうなずけよう。

②の六月朔日の「くわ代」は桑代畠地子銭のことで、桑畠にかかる地子である。なお⑥の米一石も、注文案には「六月朔日ニ……同壱石むき年貢ニ相立也」とあって、実際は六月の麦秋に麦年貢で納められた。③の七月の「あさの代」は麻畠地子銭で、のちの民俗でもこのころに大麻を刈り取って皮をはぎ、その茎でお盆の迎え火・送り火をたく。④の八月朔日は「はまの地子」（浜地子銭＝塩年貢）の最後の納期で、やがて浜の塩焼も終る季節である。⑤十一月二十日の「堂畠之代」（堂畠の地子銭）は村はずれの山にある村鎮守山王権現（日吉社）の麓にある、小字「堂はたけ」の地子であろうか。[9]

これら①～⑤の地子銭三貫文と⑥の年貢米一石は、ほぼ半世紀後の天正二年皆済状と、項目・数量ともほとんど一致する。したがって、年貢・地子つまり村の基本負担に関する限り、「百姓之指出」Aの①～⑥は、まさしく「先規」通りの、きわめて忠実な申告であった、といわねばなるまい。とすれば、新地頭を「先地頭殿より被仰合候分より外」と激怒させた問題の焦点は、むしろ次項以下にあることになる。



**指出B　Aの但書＝米の下行分**

⑦但、此内五斗ハ麦手ニ、むき壱石七斗ニ御入候、
⑧弐斗、在所之社へ、御供ニまいらせ候、御地頭へ御供壱はい、御供まいり候時、さかて拾二文被下候、
⑨弐斗、こりおき之食ニ御下行、木数百九十五束、弐尺此内五寸ねちかいめ之なわニて、しめ申候、但し、代ニて八一束別五文ツヽ、昔より、三ケ山ニてきり申候、いか、候哉、
⑩残而八升、取納ニまいり候時、はかり申候、
⑪弐升、代官へ、

これらBの⑦～⑪は、Aの⑥「一、米壱石者下用之定七合ます」に関する但書らしい。まず⑦は、⑥の年貢「米壱石」のうち米五斗分を、実際は「麦手」一石七斗で納めるのだという。また後にみる指出Fには、

一、麦立かね申候へハ、未進分ハ、麦壱升を米五合つゝニ、むき立申候時之米之売ねを、代ニて算用申候、

といい、麦が不作の年は、平年作の年の米の売値で、代銭で決済するという先例を付記している。

続く⑧～⑪は、年貢「米壱石」のうち、⑦の米五斗分を除いた、残りの米五斗分の下行分の注記である。

⑧の年貢米二斗は、在所之社＝村の鎮守山王権現の御供として（実質的には村の取り分として）村に控除される。祭の供物の一部を地頭に届けると、地頭からは「さかて」一二文が下される習わしであった。指出写には「其時、御祝言候、拾二文被下候」とあるから、「さかて」というのは、鎮守の祭りに捧げられた供物の一部を分かたれたことへの祝儀らしい。越後の色部領でも、村々から領主に祭の御供が献げられているから、「下し物」の共食習俗の広がりを、よくうかがわせる。[10]

⑨の二斗は、「こ（き）りおき之食」の下行である。木数一九五束を「三ケの山」（未詳）で伐るとあるから、「こりおき」は「樵り置き」の意らしく[11]、その仕事はじめに二斗分が村に下行される例で、その分が年貢米から控除された。鎌倉期の辞書『名語記』巻五には「コル」について、

　薪ヲトルヲ木コルトイヘリ如何、コルハ折也、樵也、……木ルヲコルトイヘル歟、

と解説している。また播磨矢野庄でも、「歳末のたき、五荷こる」（応永十二年＝一四〇五）とか「薪コリニ行時」（同十八年＝一四一一）など、「薪をこる」という用例がみえている（『相生市史』8、七一五・八二五頁）。

残る⑩八升と⑪二升の計一斗は、「取納」（十一月二十日の収納の宴か）のときに、執当と代官に持参する。

以上⑧～⑪によれば、A⑥の年貢米一石分のうち四斗（四〇パーセント）は、村の鎮守の祭の御供と木樵の食料として、村に控除・下行されるのが例であった。だが、村の納所注文にも領主の皆済状にも、これらの控除分はまったく記されず、いずれも「壱石　麦　執当分」が額面通り皆済されたことになっている。

つまり指出Bは、指出Aの年貢地子の控除分、すなわち御供・酒手・食料など、ふつうは日常に埋れて、通常の書類上には表われない下行（村の取り分）の慣行を、新しい領主に詳しく説明するのが目的であった。新地頭と百姓側の争点の一つは、これら領主下行分（上納分のうち村への控除分）にあったのではないか。

## 三　公事と祝言・酒手

**指出C　霜月・歳末の公事**

a一、つはいあわ参斗分、七合ます、御祝言ニ、へいし壱具／まないた二、壱はんさはふたつ、
b一、弐石六（×参）斗、地子麦、七合ます、
c一、はう柴数六百、二月より十一月まて、しは入はしめニ、／代拾八文被下候、但、代ニ御なおし候へハ、一ケ月百文つゝ、
d一、もちつきしは、数六十束、御祝言之白酒壱斗、御出し候、／かま下へ、とかす二くへ申候、
e一、せちれう木、数五十束、なかさ一尺ほと、ふとさも一尺ほと、
f一、山之いも五十本 ■あてツ、のいも、
g一、くろとり　三れん
h一、ぬか壱石五斗分
i一、はら弐十束
j一、たゝみのこも四枚、うら三条分、／御祝言之御百姓ニ、へいし壱具、まないた二、さは二、一はんさは、／村人ニ、白酒壱斗、

指出Cにも「御祝言ニ……御出し」とか「さかて……御出し（被下）」という、みぎの指出Bともよく似た、数多くの下行の記事が、とくに目につく。

このうち冒頭のa～cは、すべて十一月の公事である。

aの「つはいあわ」は未詳だが、「つばいもち（椿餅）」の例から推せば、椿の葉ではさんだ粟餅ということか。十一月二十日は、年貢粟一斗の納期で（刀根文書一七）、これを納めると、領主からは、瓶子一具の酒と一番鯖二つが下される例であった。一番鯖というのは「大さ一番さは」「大さ一番たい」などの傍例からみて、とくに大ぶりの鯖のことらしい。同じ下行のある例は、ほかに歳末と年始だけだから、これはとくにめでたい収納祝いの下行だったにちがいない。

c「はう柴」はおそらく棒柴で、二月から十一月まで、月ごとに柴六〇束（代銭一〇〇文相当）を納める。その二月の「柴入れ初め」の祝いに、領主から村に「代」一八文が下されるというのである。近世若狭の太郎庄村では、二

月と十一月の九日は、山の神を迎え送る「山の口日」で、「所の参会講日」という村の休み日とされていた。だから、二月の「柴入初め」の「代」一八文というのも、村の山の口明け（山仕事始め）の祝いに領主が村に下す、いわば「春山の勧農料」であったにちがいない。[12]

続くd〜jの七項目は、すべて十二月＝歳暮にかかる。納所注文案に「十二月廿日、やまのいも廿本、歳暮ニ御礼ニ」とみえるから、十二月二十日がこの村の歳暮礼の日＝歳末節料の納期であったらしい。

dの「もちつき柴」六〇束は、正月餅を搗く燃料らしく、釜の下へ束のままくべるという習俗があり、領主からは「御祝言の白酒」一斗が下行される。

eの「せちれう」五〇束は歳末節料の薪木で、長さも周りも一尺ほどの定めであった。のちの民俗では、越前（今立郡）では、大晦日に浄められたいろりで焚く、太い薪をトシオトコと呼び、若狭（美浜町）でも正月に焚く三〇センチほどの太い薪を、ハシキサンと呼んでいた。

fの「山之いも」五〇本は、十二月二十日の「歳暮ニ御礼」とみえ、『今昔物語集』で知られる、ここ敦賀を舞台とした「芋粥」の宴を想起させる親しさがある。なお戦国越後の色部館では、正月三カ日の「御くだの餅飾」の供饗に、山の芋が添えられる例であった。[13]

gの「くろとり」三連は干蕨のことで、おなじ敦賀の山泉郷が十二月二十七日に納める「立物」にも、「ほしわらび三連」がみえている。

hの「ぬか（糠）」一石五斗分は小糠か籾糠か。

iの「はら」[14]二〇束は稲藁のことで、hとあわせて、正月迎え用の品か、牛馬の飼料か、未詳である。

jの「た、みのこも」四枚・「うら」三条分は、山泉郷の暮の「立物」にも「こも」一〇枚がみえるから、広く共通の歳末の公事であったらしく、『気比宮社記』（巻四、年中祭祀部）の大晦日の条に、



○御炊殿之清菰（キヨメコモ）大二枚・小二枚、宮内百姓献上、

○白砂之敷莚三束……松中村毎歳末献之、

などとあるのも、その用途をうかがうよい参考となる。[15] なお、戦国越後の色部領でも、十二月十三日の正月迎え行事の初日に、やはり「畳のうらこも（裏薦）」を納める例であった。

以上、e〜jの歳末節料等を村から持参する者は、とくに「御祝言之御百姓」とよばれて、領主からaの時と同じく瓶子一具の酒と一番鯖二つが供され、別に村へも白酒一斗が下される。

なお後の指出Fにも、歳末公事の記事がある（抄、全文は第五節参照）。

k一、せつき二、御米かち、御よひ候へハ、……
l一、いなはき三まい、御祝言二、代拾八文、御出し候、
m一、節季ニ、松はやさ（×し）せられ候、……
n一、もちつき、めされ候へハ、……

kの節季の米かちは、米搗き・米の精白をいう（『福井県立博物館紀要』3、九九頁）。十二月十三日の越後色部館には村々から「御せちつき（節搗）米」が上納されたし、同じ越後の河田家年中行事でも、同じ日に米搗きが行なわれる例であった（河田家旧蔵写本、なお宮本常一『民間暦』一三五頁、参照）。

lの「いなはき」（写は「いなむしろ」）三枚は、稲藁で編んだ目の粗い稲掃莚のことらしく、山泉郷の暮の「立物」にも「いなはき」一〇枚がみえる。

mの節季の松はやしは、近世の気比社でも十二月十一日に、

正月粧松（カザリマツ）、於天筒山、囃取之……使宮百姓伐取、運持社頭、但、社家粧松、持参于家々、

という行事がある。だから節季の松はやしは、気比社の門松立ての神事で、村人たちが「殿さま之御山」（天筒山）

へ出向いて、にぎやかに囃しながら、松を伐り出し社頭へ運んだ。天筒山など気比社領の山は、もと深山（御山）とよばれていたという[16]。若狭（三方郡）の民俗にも、十二月十三日に「松はやし」が知られ、宮本常一『民間暦』も、門松はもとは十二月十三日に迎えたものではなかったか、としている。

nの餅搗きは、歳末の領主館の餅搗きで、dの餅搗き柴もこのためである。

**指出D1　正月〜八月の公事**

o一、正月六日ニ年始ニ御礼之事（中略、つぎの第四節で詳述）
p一、二月ニ五十文、御あさまきの酒手ニ、御出し候、
q一、七月ニねいも三は五、六本つゝ、たはね候、
r一、同さゝけ三は三文ニてみせニてかい申候、
s一、なかひしやく三、
t一、八月十五日ニ、いも二升、ゑた／まめすこし、さかて六文、御出し候、

pにいう二月の「御あさまきの酒手」五〇文は、領主が村の「麻蒔き初め」の祝いに下す酒手で、七月にとれる麻畠の地子に対応する、いわば「春畠の勧農」であった。北陸の麻は、もともと春の彼岸前に蒔くもの、とされていた[17]。なお先にみた、同じ月のc柴入初め＝山の口明けの祝いに、領主の下す代一八文は、いわば「春山の勧農」であったことになる。

ついで三月には、この指出Dにはない、つぎのような記事が、後の指出Fにある。

u一、毎年三月三日より、壱ケ月、入草お仕候、草はへす候へハ、はらニて入申候、三日之日入はしめニ、さかて拾弐文御出し候、



入草というのは、田植え前の田に、山野の草を刈り敷くことで、毎年三月三日から一ヵ月かけて入草をし、草が生育不良の年は代わりに「はら」＝稲藁を入れた。その「入草初め」にも領主は酒手一二文を下行する。これは「春田の勧農」である。なお、同じ敦賀の山泉郷では、

三月朔日より、十月晦日迄、馬の草壱疋分、入候、

とあり、馬草＝秣刈りも、やはり三月一日から始められていた。

さて、七月にはq「ねいも（根芋）」三把・r「さゝげ（大角豆）」三把・s「なかひしやく（長柄杓）」三を納める。山城の山科東庄の村人が七月十三日に領主館に持参する「生見玉の祝い」にも、柄杓・茄子等がみえているから、これは盂蘭盆会の納め物らしい。なお近世の気比社では、七日が「初秋の祝」の神事で、長柄加柄の神酒と新麦の切麦餅を「幅広麦の御供」として五穀豊穣を祈る。

八月十五日に村はt「いも」「ゑだまめ」を納め、領主は酒手六文を下す。この日、敦賀の気比社は児宮の祭で、飯・大豆など「種々御菓子」が供えられた。芋は二升とあるから里芋で、のちの民俗でも「十五夜までに里芋汁を食べるもの」とされて、まさに里芋の収穫期である[18]。もと里芋も枝豆も、畑作の収穫祭りの中秋十五夜に献げられる、畑の初物の御供であり、酒手はその畑作祭りの祝儀であった。

## 四　年の実の饗宴

**指出D2　正月六日の公事**

つぎにD1のoで中略とした、年始礼の記事を検討する。この記事のねらいも、やはり領主側の饗応と引出物にあったらしい。

一、正月六日ニ年始ニ御礼之事、

刀禰・御百姓四人、下人四人、／以上八人、代五百文・白米参斗、七合ます、刀禰・御百姓之年之み御祝之次第、
二数（杖カ）さかな、へいし壱具、まないたニ、一はんさは二、／刀禰ニ、いたゝき五升、かゝみかさりあり、あふき壱本、刀禰／之めしハ七合いゝ、御まわりハ七、此内、しやうし一あり、きりめの／たかさ七寸、方ハ六寸、尾ある物あり、たいニすへ被下候、刀禰之下人ニ、壱升かゝミ一まい、四合いゝ、御まわり三、御百姓三人、三升かゝミ、三人ニ一まいつゝ、かさりあり、／いゝハ五合ツゝ、御まはりハ五、たかさハ六寸、方ハ五寸、ミな／魚なり、下人三人ニ、五合もちいゝ、三人ニ一まいツゝ、／いゝハ四合いゝ、御まわり三、刀禰・御百姓・下人、已上八人／ニ中酒、斗たる壱丁、

すなわち、正月六日、村からは、刀禰一人・御百姓三人・下人四人の計八人が、代銭五百文と白米三斗を持って、領主館に参礼する例であった。はじめにあげた刀禰・百姓等の申状が「嘉例のごとく六日に御礼に参り候」といっていたのは、このことである。なお、越後の河田家年中行事にも、正月六日は「百姓椀飯」とみえている。

なお、山泉郷の条書では、

一、正月十一日ニ、年始之礼に出候時、紙ニ米をつつみ候て、百姓分の者出候処、代官しやうはん（相伴）にて、さうかん（雑羹）・すい物にて、さけ（酒）あるへし、其後、地頭より扇一本宛、百姓分之者に、可被出事、
一、同廿八日ニ、百姓等ハむつき（睦月）ニ、料足五百文持候て、越候時、めし（飯）の次第、御まハり三、しる（汁）二たるへき事、
一、みのかさもち（蓑笠持）は、人別一人つゝめしつれ（召連）候、是ハ御まハり壱、中酒あるへき事、

と、じつによく似た年礼の次第を定めている。

これをみれば、「百姓之指出」の饗応と引出物の記事は、けっして江良浦だけの特殊なものではなかったといえよう。なお「同（正月）廿八日ニ、百姓等ハむつき（睦月）ニ、料足五百文持候て、越候時」とある「睦月」は未詳だが、『越前若狭民



俗事典』（三九九頁）にみえる「睦月神事」が、その民俗例の手掛かりとなるかもしれない。

さて、正月六日、江良の村人たちを迎えた領主は、饗宴を設けることになっていた。村の百姓たちには、瓶子一具の酒と一番鯖二つのほかに、中酒（食事中の酒）斗樽一丁を振舞い、さらに人ごとにつぎの①〜④の引出物と食事を与えるが、その品目と数量には、村内の身分によって厳格な差があった。

①鏡餅（いただき・かがみ）

刀禰は米五升分の戴餅に鏡飾り付き、百姓は飾り付きの三升の鏡餅、刀禰の下人は一升の鏡餅、他の下人は五合餅を、それぞれ一枚ずつ引出物に下される。越後の色部領では正月に領主が鏡餅を頭上に戴くのを戴餅の祝いといった。

②扇一本

これは刀禰だけに与えられる引出物である。山泉郷では「地頭より扇一本宛、百姓分之者ニ可被出事」とあって、扇は百姓分の者だけという定めであり、狂言「末広がり」でも、扇子を下されるのは、上座の宿老だけに限られていた（中野、前掲書、九四頁）。

③飯（めし・いい）

刀禰に七合飯、百姓には五合飯、下人には四合飯が供される。

④御まわり

これは飯のおかず（魚菜）で、刀禰には七菜、百姓には五菜、下人には三菜が出される。菜は「尾ある物」とか「ミな魚なり」と、いずれも魚料理だが、刀禰だけは、七菜のうち一菜は「しやうじ（精進、野菜料理）」で、とくに台子に載せて供され、魚菜の「きりめ」の大きさにも差があった。

なお、『江良浦橋刀禰系図』下の「正月六日……年礼の時、執当殿より御祝儀の次第[19]」に、これを解説して、

二枚肴、瓶子一具、真板三番鯖二ツ、五升鏡、かざり有り、扇子一箱、七合飯、御肴七ツ、此内一つ精進菜あり、切目の高さ七寸、方は六寸、尾ある物、赤き台に居へ、刀禰の前に備られ候、
次に刀禰家来、供侍一人・鑓一人・挟箱一人・草履取り一人、以上四人、一人の前に一升鏡一枚、四合飯、肴三ツ也、此式法、後々に至まで毎年、年礼の嘉礼なり、

という、指出Dとそっくりの記事がある。一応の参考にはなるが、刀禰と下人だけで百姓は登場せず、下人四人はみな「刀禰家来」とされている。しかし山泉郷から年始の礼に出向く「百姓分之者」には、「みの・かさもち、人別一人つゝ」が随行し、「御まハり壱・中酒」を与えられるとある。だから、江良の下人四人というのも、刀禰一人・百姓三人それぞれ一人ずつの伴とみるのが妥当で、下人四人はみな刀禰の家来だ、という刀禰家の伝承にしたがうのは、まず無理であろう。

いずれにせよ、領主館の年始礼の場は、領主と村の関係ばかりか、村内の身分や家柄を再確認する場ともなっていたのであった。天文六年（一五三七）の百姓等申状（刀根文書七）でも、自村を「殊ちいさき在所ニて、百姓参人・刀禰壱人□御座ある所」といって、下人は在所＝惣中の構成員に数えていない。

補注　村の住民構成

この村の住民構成は、公事負担の編成からみると、永正十五年（一五一八）の刀禰・百姓等の棟数注文「ゑら棟数之事」（刀根文書三）末尾に、「合参十弐間分／此内拾七間ハ御公事不仕候分」とみえ、村の棟数三二間分のうち公事をつとめない一七間を除く、公事家は一五間（公事免除の刀禰を含めると一六間）であった[20]。

一方、村の年貢負担の編成を示す天文七年「江良浦百姓中納所之事」（刀根文書九）には、つぎのようにみえる。

刀禰名　　弐百文くわ代、／壱斗むき、／壱升社之初米、
山木名　　参斗三升年貢、七升五合社之初米、／百六十文くわ代、
刑部名　　弐斗壱升年貢、弐升五合社之初米、／百参十文くわ代、
彦大夫名　弐斗五升年貢、百参十文くわ代、／弐升ミやのはつを、
　同散田之納所之事
五郎大夫　五升麦、／弐升あわ、参升五合米、／拾六文くわ代、
彦二郎　　参升五合米、五升むき、／壱升あわ、粟壱升、代拾六文くわ代、
右近三郎　八升あわ、八升麦、／参十文くわ代、
刑部二郎　五合米、三升麦、／拾五文くわ代、壱升あわ、
兵衛五郎　八升むき、弐升あわ、／七十文くわ代、
右近大郎　六升むき、壱升米、／弐升あわ、十五文くわ代、／壱升米、なミかみさんてん、

すなわち、村の執当（地頭）領は、名田（四人の名主）と散田（六人の作人）から成り、名田は年貢（八斗一升）・桑代（六二〇文）・社＝宮の初穂（一斗三升）を負担し、散田は麦（四斗五升）・米（八升五合、二人は米の負担なし）・粟（一斗六升）・桑代（一六二文）を負担している。負担内容にあらわれた特徴は、名田は「社之初米」「ミやのはつを」つまり神社の初穂米（水田）の負担にあり、六人の散田作人は粟（山畑）の負担に認められる（市史通史編上、三六五頁、参照）。

年始礼に参上する刀禰と百姓三人は、刀禰名・山木（右近）名・刑部名・彦大夫名の四つの名田の名主で、また、記載順と名前の相似からみて、五郎大夫は刀禰名の、彦二郎は彦大夫名の、刑部二郎は刑部名の、右近大郎は右近名の下人に当るかもしれない。

つまり十六世紀初頭のこの村は、公事負担では公事屋・非公事屋に、年貢負担では名主・散田作人に編成され、政

治上は刀禰と百姓三人が「村惣中」を代表し、ほかは下人という構成をとっていたことになる。

## 五　人夫の代飯

指出E　人夫役への代飯

一、人夫の代は之事、

v 一、日公事には、三合い丶二度、ひるハ五合い丶なり、

w 一、ちん(陣)夫巳下つめ(詰)夫にハ、四合い丶二度なり、

x 一、何も御所領ニてハ、五合い丶二度なり、

y 一、つめ夫・ありき(歩)夫、何も路次ハ自かんにん、何もかへり候之時/ハ、三合ツ、御代は御出し候、

冒頭の「人夫の代は之事」は、v～yにかかる事書で、「代は」は代飯・台飯（だいは・だいはん）で、『邦訳日葡辞書』ダイハに「一人分の食糧として給せられる米の量、あるいは、割り当て分」とあり、「台飯を下ろす」という用例もみえる。v～yの人夫役の違いは未詳であるが、vの「日公事」をつとめると三度の飯（三合飯二度、昼は五合飯、計一升一合）、wの陣夫・詰夫には二度の飯（四合飯二度、計八合）、xの「御所領」での人夫には二度の飯（五合飯二度、計一升）、yの詰夫・歩夫には、往路の食糧は自堪忍＝自弁だが、帰途には三合ずつの台飯が支給される。「御代は」の語は「自かんにん」と対で使われている。

なお山泉郷でも、三月二日の「よもぎつミ」に「一人出候者、たいは三合」、五月の「ちまきのさ丶、同よもぎとり」には「一人たいは六合」、さらに「庭夫巳下」普請のときは「一人たいは六合」で、「家造作」には「中食は四合、同夕めしハ三合、中酒有へし」、ただし「こあろき」（小歩＝走り使い）には「たいはあるへからす」と定められ、江良の平均一升弱よりはやや少ないが、やはり一人当り六～七合程度の代飯や酒が下行されることになっていた。



指出F　歳末人夫役と下行

k 一、せつき二、御米かち御よひ候へハ、まいり候、三合い丶二度、ひるハ五合い丶、魚さい三とさけお被下候、

m 一、節季ニ松はやさせられ候、殿さま之御山ニてはやし/申候、御祝言ニ白酒壱斗、同米七升、みせのます定、御出し候、

n 一、もちつきめされ候へハ、まいり候へハ、此内壱人こしきとりを仕候、こしきの下くわふんニ御ふち候、い丶いつれも/せつきのことく三度被下候、五合もち一ツ、被下候、

節季は歳末のことで（『邦訳日葡辞書』セッキ）、正月迎えのために、k「御米かち」とn「もちつき（餅搗）」の人夫役があり、vの日公事並みに「い丶三度・さけ三度」（三合飯が二度・昼は五合飯、計一升一合）が給与される。そのほかに、いかにも歳末の祝儀らしく、魚菜や三度の酒のほか、搗きたての五合餅も与えられ、「甑の下」も過分に扶持される。mの「松はやし」（前述）に、「い丶」でなく、白酒一斗・米七升が村に下行されるのは、特別の祝儀性によるものであろう。

なお「五合い丶」といえば、ひどく過大なようであるが、福井県の報恩講やゴンボ講には、三合飯や五合飯を一椀に盛りつけて食べる民俗例が、いまに伝えられている（福井県立博物館民俗部門の常設展示にその実例がある）。

## おわりに

これで「百姓之指出」の検討を終る。

中世前期の側からの諸氏の魅力ある立論を、中世末に近い越前嶺南の小村で単純に検証してみたに過ぎないが、それでも、村の日常に埋れたまことに多彩な上納と下行の習俗が、戦国の領主と村の間柄を強く規定し、両者の根深い

交渉対立の焦点ともなっていることを知ったのは、やはり新鮮な驚きであった。

指出にみえる領主から村人への下行は、まことに多彩で、名目と内容は大別して①祝言・②酒手・③代飯の三種類から成り、年間でじつに一八回以上に及ぶ。

①「祝言」はおもに歳末・年始の公事に対する饗宴で、酒肴（ときに米・代銭）が下される。②「酒手」は祭りの御供・柴入れ初め・麻蒔き初め・入草初めなど、歳末年始以外の祭りや春の勧農の下行で、いずれも銭で下された。③「代飯」はさまざまな人夫役の食料で、人夫一人当り一日に一升前後の飯米が出され、節季の人夫には「中酒」といって食事中に酒肴も出される定めであった。

とくに注目されるのは、年始礼の饗宴で、指出はこれを「年のみ」とよんでいる。地元では今もこれを「年のみ」とも「おとび」とも呼んでいる、という（『福井県地名大辞典』「嶺南の民俗」正月の項、『越前若狭民俗事典』八六頁）。一般に「年の実」といえば、物を贈られた時その器に入れて返す品物をいい（『日本国語大辞典』としのみ）、もともと互礼の贈答習俗を指すことばである。

村から年始礼に進上される白米三斗は、領主から村人に下される鏡餅（九升五合）と飯（二斗）の米の総量（二斗九升五合）にほぼ等しく、村の持参した米に匹敵する量の餅と飯が振舞われている。このほか領主の下す酒（瓶子一具と斗樽一丁）・扇（一本）・魚菜（のべ一八品他）などが、村の出す銭五〇〇文に匹敵するかどうかは未詳ながら、年始礼の饗宴にみる上納と下行の習俗は、明らかに「年の実」の互酬性を秘めていた、といえよう。

つぎに要点を一〜三にまとめよう。

第一に年貢地子は、気比社の膝下荘園ともいうべきこの村では、夏秋二季に限られず、晩春から中冬にかけて、季節ごとに麦と銭で納められる例であり、年貢の四〇パーセントは、鎮守の祭りの供物と木伐り労働の食料として、村



に控除される例となっていた。

第二に諸公事も、正月の礼銭五〇〇文・白米三斗にはじまり、七月の根芋・ささげ・長柄杓、八月十五日の里芋・枝豆、十一月のつはい粟、十二月＝歳末の節料木・餅つき柴・畳こも裏・稲掃莚・山芋等というように、ほとんどが年中行事・農事暦の節目ごとに、文字通り「節料」として現物で納められ、そのつど、領主からは一定額の祝儀・酒手を下されることになっていた。諸公事に領主から祝言や酒手の返礼が伴うのは、ほんらいそれが年中行事・農事暦にちなむ献げ物であったからにちがいない。

第三に人夫役も、木伐り労働の食料二斗が年貢から控除されるほか、歳末の松はやしに白酒一斗・米七升、米かち・餅つきにそれぞれ飯（一升一合）と酒肴が給付され、公事と年中行事との結びつきはさらに濃い。

さらに一般の人夫役にも、かならず代飯が出るのが慣例となっていて、日公事に三度の飯（一升一合）、陣夫に二度の飯（八合〜一升）、詰夫・歩夫に三合ずつの飯が下行された。まさしく人夫に対する食料の給付は、この戦国の村でも、労働編成の前提となっていた。

なお、中近世の代飯の量の傍証に、つぎのような例がある。

①中世後期に「人夫事……一人別ニ一日ニ飯ニ一升五合、酒一升、此分ニ可有御計候」という在地の主張がある。

②中世の佃労働の食料は、一労働日当り七合弱であった、という古島敏雄氏の試算がある。

③近世初期の若狭小浜藩法は「人足飯米之儀、壱人ニ一日ニ付而、町升壱升宛可遣候」という。

④近世後期の越前のある農家の「覚」には、畔塗り・中打・田草取など「百姓雇の時」の飯米の先例を、朝飯はしみそ＝米一合・団子の粉二合、前昼は蓬餅＝二合、昼は汁と交飯＝米三合、小昼は交飯＝米一合、夕飯は汁と交飯＝米三合（計一升二合）と記す。

⑤幕末小浜藩の農兵の「兵粮渡方」も「一日一夜、壱人分米壱升ツヽ」とある。(21)

これらを参照すれば、枡の容積を特定できないうらみはあるが、指出にいう一人当り一日に一升前後の代飯（一升飯）を、過大申告と決めつけもできないように思う。

以上、第一～第三の下行の総量は、人夫の代飯が一人一日当りの量だけで、人夫数も日数も不明のため、積算できないが、知られるかぎりでも、米五斗以上・飯三斗以上・餅三斗以上・酒四斗以上・銭一〇〇文以上・魚菜一八品以上となり、年間に領主から村に給付・控除される米銭や酒肴の実質が、ふつう年貢注文類に明記される以上に、相当な量にのぼったことは確かであろう。

村がこの指出で強調しようとした「先規」の重点、新地頭がその過大さに驚いてこれを拒否した「百姓之指出」の焦点は、まさにこれら多彩な饗応・下行の慣行にあった、と結論してもよいのではあるまいか。

さいごに、残されたいくつかの宿題についても、明記しておきたい。

その一、明らかに、この戦国の村でも、四季の「公事」にさいし、定められた酒食・引出物を饗応し下行するのは領主の義務であり、それを享受するのは百姓の当然の権利である、と考えられていたのである。

山泉郷で敦賀郡司朝倉氏の裏書・保証する条書の形で「諸納所」と「被出物」の明文化がはかられている事実も、その背後に上納と下行をめぐって、村と領主のあいだに、大名の介入を招くほどの鋭い対立のあったことを推測させる。自力の村の物質的な基礎と、公事と下行をめぐる両者の対立の様相は、もっと広くかつ慎重に検証されなければならない。

その二、戦国はじめの越前の村では、代飯の語が自堪忍＝自弁の語と対の形で使われているし、『邦訳日葡辞書』には「台飯を下ろす」という慣用語も登録されている。大山喬平氏が指摘した、農民の労働は「食料」給付を前提として編成されるという原則は、戦国期にいたっても慣例として在地の社会をとらえ、村と領主間の切実な交渉の焦点となっていた模様である。



中世における有償・無償労働の構成の実態をもっとみきわめ、さらに「国中堤普請に出有之百姓事、自最前如被仰出、飯米被入御念可被遣事」（豊臣令、文禄三年）というような、有償原則の近世への展開ぶりを、[22]さらに実証的に追究することも、大切な宿題となる。

その三、かつて、中世軍役の特質は食糧自弁にあると論じたとき、高木昭作氏は「軍役負担者たちはどのようにして自己の従者を動員していたのか。残念ながら直接この疑問に答える史料はほとんどないように思われる」と慎重に留保されていた。[23]

食糧自弁（軍役の特質）論はなおその基底に解明の余地をのこしていたのである。村の指出で農民たちが「ちん夫已下つめ夫にハ四合い、二度なり」といい、陣夫・詰夫は自堪忍＝自弁にあらずと明記しているのは何を意味するか。中世軍役の土台のあり方は、中世の村の労働と代飯の慣行に即して、あらためて検討されなければならない。

（1）週刊朝日百科『日本の歴史』別冊9「年中行事と民俗」一九八九年。

（2）敦賀市江良の刀根孝一氏蔵。同家は中世浦刀禰の子孫で、通称オモヤ。同家文書の一部は「刀根春次郎文書」として『敦賀市史』史料編四上・『福井県史』資料編8に収める。以下『市史』整理番号を本文中に（刀根文書五）のように注記する。「本所」を青蓮院門跡とみるのは、三浦圭一「荘園・浦の支配と生活」（『敦賀市史』通史編上、第四章第五節）による。小稿はこの研究に多くを学んだ。

数年にわたる現地採訪の折には、史料所蔵者の「オモヤ」刀根孝一・三千子ご夫妻をはじめ、先に『福井県史』資料編8を編まれた岡田孝雄氏、当時、敦賀市史編さん室長であった山口重滋氏に、まことに懇切なご教示とお世話をいただいた。あつくお礼を申し上げたい。

（3）社家東河端家文書『敦賀郡古文書』、朝倉教景＝敦賀郡司の裏判がある。なお、長禄四年惣社領河野浦納所注文案「刀禰

文書」『越前若狭古文書選』参照（手塚みゆき「再生の火を信じた人々」一九八九年度立教大学卒業論文による）。ただし両文書共に原本の所在は不詳である。

(4) 網野善彦『日本中世の民衆像』（岩波新書、一九八〇年）。同「宴と贈り物」（週刊朝日百科『日本の歴史』63、一九八七年）。

(5) 『日本中世農村史の研究』Ⅵ章、初出は「日本中世の労働編成」（『日本史研究』五六、一九六一年）。この章は大山論文に多くの示唆を得た。

(6) 「庄園制的身分配置と社会史研究の課題」（『歴史評論』三八〇、一九八一年）。

(7) 松浦義則「戦国期北陸における指出についての覚書」は、新領主が前領主から収取内容の引継を受けつつ村からも吉日に指出を徴しているのは、新しい収取への同意を証す儀礼的側面として注目する（『北陸における社会構造の史的研究』一九八九年）。

(8) 納江良浦納所銭之事（小切紙、刀根文書一六）・江良浦ヨリ執当殿へ相立申御納所之事（案、刀禰・惣百姓中連署、年未詳、同一七）。

(9) 塩焼の時期は『敦賀市史』通史編上、六七八頁による。堂畠の性格は未詳だが、田畠書上断簡（刀根文書二三）に小字「堂はたけ」五筆がみえる。刀根三千子氏によれば、鎮守日吉神社の石段下の辺がドノマエで、隣りにオコヤシキ（名主右近の屋敷跡か）もある。

(10) 山泉郷でも年貢米から五斗が「御供米ニ引」かれる例である。江良の鎮守の例祭はもと四月申の日（『敦賀郡神社誌』）。色部領の例は『戦国の作法』二四二頁、下し物は注(6)の保立論文を参照。

(11) 『日本国語大辞典』に「こりおろす」樵下す、木材を山から切り出す、という用例がみえる。

(12) 「大さ一番さは」は注(3)の刀禰文書。太郎庄の例は享保十年高鳥居家々範幷年中行事「高鳥甚兵衛文書」（『小浜市史』諸家文書四）。

(13) 以下、福井県の民俗は、藤本良致「福井県の歳時習俗」（『北中部の歳時習俗』一九七五年）・『越前若狭民俗事典』・「嶺南の民俗」（『角川地名大辞典』等による。以下、色部領の例は、中野豈任『祝儀・吉書・呪符』前掲に負う。



(14) 文字は「はち」にも見えるが、後出uも薬を「はら」と記す。

(15) 以下、気比社の神事は、すべて同書の「年中祭祀部」による。

(16) 気比社の「深山」天筒山は、宮近くの市内天筒町の北の峯。

(17) 近世北陸の農書「農事遺書」『農業図絵』では、春の土用の三日目から中日ごろに蒔くものとし、若狭太郎庄では「麻ハ三月上旬に蒔」き、六月「土用に入、麻を引」くとする（注(12)「高鳥甚兵衛文書」）。

(18) 畑作祭りや里芋汁は、民俗学者水沢謙一氏のご教示による。

(19) 弘治三年（一五五七）奥書「刀禰行勝代正月六日の年礼に執当殿より刀禰へ御祝儀の事」段、刀根家蔵。

(20) これは寛永十二年（一六三五）の宗門人別改帳の一六筆（一六家族）と符合し、寛永の人別改は中世の棟別改めの系譜を引くとみる、岡田孝雄氏の推定を裏づける（「越前国敦賀郡における近世的秩序の成立過程」『敦賀高校紀要』一〇、一九七三年）。

(21) ①年未詳『春日神社文書』巻一、四二一号。注(1)の「刀禰文書」を参照。
②『日本農業技術史』、以上、大山前掲書、一九六～一九九頁参照。
③元和八年京極氏中出覚『小浜市史』藩政史料編三。
④天保十一年飯田家諸儀式覚帳、飯田広助家文書九『福井県史』資料編6。
⑤嘉永四年酒井氏国中海辺手配条々『小浜市史』藩政史料編三。

(22) 「駒井日記」、安藤正人「幕藩制国家初期の『公儀御料』」（『歴史学研究』別冊、一九八一年）はその労作。菊池勇夫「近世後期の幕藩権力とアイヌ――『介抱』の論理と『被下物』」（『幕藩制国家と異域・異国』校倉書房、一九八九年）には「被下物」論の新たな展開がある。安藤論文および次注高木論文は、山本博文氏のご教示による。

(23) 『「公儀」権力の確立』（『講座日本近世史』1、有斐閣、一九八一年）。なお小林計一郎「軍役と兵粮」（『日本歴史』二二一、一九六六年）、参照。

# 第四章　村の指出――上納と下行の習俗再考――

## はじめに

前章の「村の公事」では、戦国はじめの一通の「百姓之指出」が、中世の村の上納と下行の習俗を、つぶさに語ってくれた(1)。だが、そのような習俗ははたして一般化できるのであろうか。そもそも「村の指出」とはいったい何なのか。そのことをよそで確かめてみなければならない。

ここに検討の対象とするのは、さきの越前江良浦と同じく、福井県の嶺南地方に属する、若狭遠敷郡宮川庄（保）の矢代浦（小浜市矢代）で、田烏湾に面した小さな海村である。いま注目したいのは、この浦の刀禰であった栗駒清左衛門家に伝えられた、中世後期の古文書群のうち、村の公事の先例を「惣百姓中」から領主側に注進した、戦国期の「村の指出」案A～Eの五通で、これらを、現地の研究成果をたよりに、読み解いてみようというのである(2)。

ただし、中世矢代浦の領主関係は、複雑でわかりにくい。

『わかさ宮川の歴史』によれば、こうである。鎌倉期の宮川庄（保）は、京都の賀茂別雷社領の宮河庄と国衙領の宮河保に分かれて対立していた。ついで室町期には、幕府御料所となったが、また賀茂別雷社との関係もみえる。さらに戦国期には、守護武田氏の被官粟屋元行等が御料所代官をつとめ、とくに天文期から天正元年の織田軍侵攻までの三〇年ほどは、守護武田元光の子信高とその甥の信方が、霞美ケ城（新保山城、小浜市新保）とその麓の館によって、「宮川殿」とよばれていた、という。



現地側の史料からみた、戦国期の矢代浦では、指出には「地頭殿様」と「代官殿」だけが登場するが、算用状の類には、本家・両本所・半済・三代官等の語や、複数の給人の名もみえる。たとえば、天文五年（一五三六）分の「矢代浦御年貢銭之御算用状之事」（栗駒文書一三）は、端裏書に池田弥三郎から倉谷新九郎殿・森四郎兵衛尉殿あてとある。また永禄九年（一五六六）「矢代うら年貢算用之事」の奥には、倉谷出雲が加判し（栗駒文書一九）、翌十年の指出Bの端裏書には小嶋右馬尉殿あてとある（栗駒文書二〇）。

これらの人々は、近隣の松永庄明通寺（小浜市門前）の弘治二年（一五五六）の鐘鋳勧進の納・下行記録に、その多くが名を連ねている。そこには「宮川殿」や「宮川」の名が頻出するし、倉谷出雲守長相は、永禄十一年ころ、武田信方のもとで、この地域の竹の調達にあたり、倉谷新九郎勝正は、同寺あての書状に「先度も於宮川申聞候」、「従宮川御報可申候」、「宮川より重而可有候」と記すなど、ともに「宮川殿」家中であったらしい(3)。

その「宮川殿」の館は、矢代浦（海岸）から急峻な宮川坂を越えて南（内陸）へ二キロ余り、宮川新保の小字「立（館）ノ上」「立（館）ノ下」「横竹（館）」等の一帯に比定されており（注(2)B）、いまも矢代の人々のおもな田地は、ほとんどがこの地区にある、という。

以上はまだ状況証拠にすぎないが、矢代浦の「代官殿」は池田・倉谷・森・小嶋らのうちの誰かで、「地頭殿様」というのは、「宮川殿」とよばれた、武田信高・信方らであった可能性が大きいようである。

## 一　指出の構成

まず、おおよその年代順に、**指出A～E**の構成の概要をみておこう。

**指出A**は天文十二年（一五四三）八月二十七日「従矢代浦、指出之事」（栗駒文書一五）で、「参物（まいりもの）」を主題に、

①正月為御祝儀参物之事
②同刀禰為祝儀進上物之事
③六月参物之事
④節季ニ参物之事（・御年貢銭）

という四つの項目から成っている。後のE⑧との類似からみて、代官への参物であろうか。①に「御鏡三十枚、此内六枚者、刀禰・百姓被下」と、ここにも領主から村への下行の慣行が明記される。

**指出B**は永禄十年（一五六七）三月吉日「従矢代浦、年中出小成物之指出」（栗駒文書二〇）で、端裏ウワ書に「小嶋右馬尉殿まいる　安(案)文」とある「矢代浦惣百姓中」の指出である。小嶋右馬尉殿は地頭の代官であろうか。ここでは「小成物」が主題で、

①正月六日
②四月之成物之事
③十月之成物
④年中に参候
⑤此外、

という五つの項目から成る。このうち⑤では、

此外ニ、六月之納、又霜月之納両度ハ、三代官浦へ御出候て御納候間、指出におよひ不申候、

として、六月・霜月分が省略され、別に**指出C**が作られる。①には、

御かゝミ七枚、此内一枚、浦の人夫に給候て、いたゝき申候、

と下行分が、また②・③には、各項ごとに、控除分らしい「宿分」特記のあるのが目をひく。



**指出C**は年未詳「矢代浦両度之納之注文」（栗駒文書二四）で、

①六月納分
②霜月納分

という、二項目の「納物」から成る。①・②の各項ごとに、やはり村への控除分らしい「宿分」と「浦人夫取候」分の特記がある。

**指出D**は元亀三年（一五七二）五月八日「代管(官)殿参物指出事」（栗駒文書二二）で、「矢代浦惣百性中」から、代官への「参物」「御肴」を主題に、

①正月六日ニ御礼ニ参候時
②節供＝三月・五月・九月
③朔日肴
④六日年超・十四日
⑤雪月

という五項目から成る。このうち①には、「刀禰・百姓ハ、五人参候へハ、七こん被下候」などと、領主から村人への饗応・引出物が詳しく記されるのが、大きな特徴である。

さいごの**指出E**は、年未詳の「矢代浦諸納所之指出事」（栗駒文書二三）で、「参物」「納物」「御肴」の三種類にわたって、

①代方
②正月十一日
③六月ニ納之物

④十二月分
⑤朔日ごと
⑥三月・五月・九月之節供
⑦節分の御肴
⑧正月六日代官へ

という八項目から成っている。⑦の「代管へハ御肴……地頭殿様へ参と同前」の注記からみて、これは地頭分らしい。②〜④と⑧には、村人への饗応や引出物の詳しい記載がある。

以上、**指出A〜E**はいずれも、目安項目には上納分の明細を掲げながら、それらに対応する、領主側の饗応や下行の先例を、詳しく併記しているのが大きな特徴で、先の越前江良浦の「百姓之指出」の構成とじつによく似ている。

ずっと古く永和二年（一三七六）八月、矢代浦の刀禰・百姓等の「目安」（栗駒文書五）は、「当所御年貢・御公事等有無、目録次第、尽委細於注進」し、そのことを「当所作法、皆々御奉行所御目にかゝり申て候」ともいっていた。この**指出A〜E**もまさしく「当所御年貢・御公事等」をめぐる「惣百姓中」自身の手による「当所作法」の注進であり、「当所作法」の内実は、村と領主の間に取り結ばれた「上納と下行の習俗」にほかならなかった。

ところで、これら村の指出の成立事情も、大きな問題となる。

もともと村の指出は、年ごとに上申される年次文書ではないし、あの江良浦の「百姓之指出」が、領主の突然の変更（唐突な村の売却）を機に、作られていた事実があるからである。この浦の**指出A〜E**の書かれた**A**天文十二年・**B**永禄十年・**D**元亀三年などの背後にも、領主・給人の変動などがあったのであろうか。

**指出A**の天文十二年は、ここ幕府料所宮川保を請所代官として掌握していた、守護直臣の粟屋元行が同十年五月に世を去り、翌十一年には「大館常興日記」等からもその関係記事が消え、やがて武田信高（守護信豊の兄弟、弘治二



年没）が、保内の新保の霞美ケ城に入って、「宮川殿」とよばれるようになる、宮川保の支配の大きな変わり目に当っている。**指出B**の永禄十年は、その四月に守護の武田義統が世を去り、信高のあとの「宮川殿」武田信方が守護の元明に反旗をひるがえした年である。**指出D**の元亀三年は、前年いらい越前朝倉義景の支配が及び、若狭一国が分裂する転機に当る（注(2)B）。

以上、戦国若狭の情勢は複雑でわかりにくく、これら状況証拠で**指出A〜E**成立の契機を特定できるものではないが、それぞれの背後に、何らかの在地支配の転機が伏在していた可能性は大きいとみられよう。

**補注　惣百姓中の構成**

なお、**指出A〜E**の作成主体となった「惣百姓中」の構成をみると、つねに指出に登場するのは、刀禰と百姓四人で、ほかに四〜七人の人夫がみえる。だが、村が安定していたわけではなく、**指出D**の二年前の元亀元年（一五七〇）には、「百姓中」と刀禰の激しい対立が起きていた。刀禰三郎左衛門あて領主の裁定書にこうある。

> 今度、百姓中、無支証之沙汰、中結之段、言語道断候、雖然、依有存旨、中分之儀申聞候処ニ、刀禰令分別、四ケ条同心之段、神妙候、於向後、非道之族於有之者、以順路、急度可申付候、弥諸役等、無如在申談、可相勤儀、可為肝要者也、（栗駒文書二二）

この浦の「百姓中」が「支証」もなしに刀禰を告訴したが、領主側は村に「中分」の調停案を出し、刀禰がその「四ケ条」に同意したため、村の紛争は落着した、というのである。「惣百姓中」が「百姓中」と刀禰に分裂対立し、ついには領主が調停に介入し、刀禰の側が妥協する形で事態の解決がはかられ、刀禰はようやくその地位を確保できたらしい。

村は一枚岩ではなかった。「中結」（紛争）の争点や「四ケ条」の委細は不明だが、調停案のさいごに、「諸役等」

の上納はよく「申談」じて、とダメをおしているのが目をひく。この文言は決まり文句のようでもあるが、「中結」の背後に、村の「諸役等」をめぐる刀禰と百姓中の対立という、近世初期の村方騒動さながらの対立があった可能性を排除できまい。「村の指出」もまた、「惣百姓中」の鋭い対立と緊張のなかで、成立していたらしいのである。

ただ、この「惣中」の構成も、対立の主体となった「百姓中」も、戦国期の史料では特定できない。近世のごく初期、慶長七年（一六〇二）の「国中浦々れうし船」等改めによれば、船持は刀禰など一五名が知られる。ただ、刀禰が四人乗り一艘・一人乗り二艘、三郎四郎が三人乗り一艘・一人乗り二艘、孫五郎が三人乗り一艘、左衛門二郎・こうはた・きしながが二人乗り一艘をもつほかは、一人乗り一艘ずつで、大きな差はない（桑村文書一二）。

また同十四年の「矢代浦御指出帳」（粟駒文書二八）で「五石　刀禰／壱石弐斗弐升　兵四郎大夫」等と高請している者も、失人・禰宜・宮・庵・惣分等のほかは、やはり一五人で、五石の刀禰を別にすれば、上位一〇人ほどは一石台前半と、ほぼ均等な持高であるのが目をひく。

これら慶長期の情報の断片からみると、中世末の矢代には、刀禰一人・百姓四人のほかに、「惣中」から排除された一〇人ほどの百姓（人夫として登場する人々）がいたことになるが、持船・持高からみれば、さほど隔絶した地位になく、村の変動要因をしのばせる。[4]

## 二　公事と年貢

さて、指出A～Eは、ともに年貢公事の上納先が特定できず、定量分析も難しい。だが、おおよその浦の年貢公事は、海の産物を中心に、四季を通じて二六回にわたって、ほぼ現物で上納されていた様子である。

年貢公事のシステムは、その名目や内容の共通点によって、

[1] 参物＝正月・六月・節季（十二月）の参物、



[2] 納物＝六月・十一月の納物、

[3] 成物＝四月・十月の成物、

[4] 御肴＝正月六日・十四日年越、三・五・九月節供、節分、朔日肴の御肴、

[5] 年貢＝代方?、

という五つの体系に分けることができそうである。以下、この順に検討しよう。

### 1　参物（まいりもの）

(1)　正月の参物は、Aに「正月為御祝儀参物之事」とあるのがそれで、六日と十一日に納められる。まず六日は、E⑧に「正月六日、代官へ刀禰・百姓五人、御祝ニ参物」とあり、代官への年始礼の日である。D④に「六日年超」とあるから、六日年越にちなむらしい。戦国の江良浦や河野浦の年始礼もこの日で、近世の太良庄の年中行事にも「六日歳越日」がある（高鳥文書三四）。

参物の内容は、D①に村として黒米一升の鏡餅三〇枚・切餅一九枚・花平餅二八枚・代七百文・瓶子一対・鯖一で、別に「刀禰之富」として濁酒三升と黒米一升の鏡餅を進上する（A①・B①も類似、E⑧は五合鏡三〇枚・白酒三升・鯖一と少異）。

鏡餅・切餅・花平餅は、山城の山科の正月迎えの上納とそっくりである。黒米というのは、玄米のことではなく、神事用の黒米であろう。[5]「刀禰之富」とあるのも注目に値する。一般に「富」（トミ）といえば、先に江良浦でみた「年の実」とも同じ、「贈り物を受けた時その容器に入れて返す物」のことで、のちの嶺南の民俗でも、トビ・年の実は正月の初詣の献げ物をいい、もともと互酬の贈答習俗を指すことばであった。[6]

ついで正月十一日は「地頭殿様」への年始礼で、越前山泉郷の年始礼も同日であった。上納はE②に鯛一喉・鮑一

五はいとある、神饌の色濃い品々で、鯛は丹生浦の「正月わかなのたい（若菜鯛）」に当るか。

(2)　六月の参物は、A③に「六月参物之事」とあり、E③に「此分、六月ニ吉日ニ持被参候へハ、正月之御祝と同前ニ被下候」とあって、六月吉日に村が参物を持参すると、領主側も百姓たちに（引出物はぬきで）正月並みの饗応をする例であった（後述）。

吉日というのは未詳だが、参物のうち六月の塩辛と十二月の鯵鮨は、同じ大きさ（縦・横六寸）の桶二つで上納するとあって、それぞれ夏越祓・大祓との対応をうかがわせる。ただ六月十六日には、疫を除くため神に供えた菓子や酒を贈答して食べる、嘉祥（定）の祝いの習俗も知られるし、のちの若狭の民俗には、陰暦六月卯～酉の七日間にわたる「お田植え」とよばれる豊作祈願の行事もあるから、なお即断はむずかしいところがある。(7)

六月の参物の内容は、A・Eの③に和布（弐枚和布・重和布）・飛魚（ほしあこ）・なし物（縦・横六寸の桶二つ）・井貝（い、かい）と、すべて海産物である。一方、この月には「納物」もあるが、C②の代一〇〇文・米一〇五合・塩一〇五合・重和布など、納物は銭・米・塩が主で、しかも宿分・人夫取分の控除つきだから、参物とは異質である。これらは、隣りの多烏浦の年貢公事目録に和布代・飛魚御年貢代・塩辛桶とあるのと、よく似ている（元応二年、秦文書六）。

和布はワカメで、明応二年（一四九三）二月の賀茂社あて本家方算用状の「浦方御年貢納之事」の項にも、「め五てう（帖）」がみえている。(8)飛魚・あごはトビウオで、浦の西極月の覚（栗駒文書四二）に「五月より六月迄あこ取申」とある季節の旬の魚で、越前河野浦の公事にも「とひ魚千二百、四月・五月に納之」とある。なし物の桶は塩辛桶＝魚醤桶で、井貝は古代遠敷郡の御贄にもみえる貽貝（イガイ〔注(2)E〕）で、夏が美味であるという。

(3)　十二月（雪月・節季）の参物は、A④「節季ニ参物之事」に小鯛鮨・鯵鮨・かゝりめ・藁莚・茅莚・野老、D⑤にいなはき・鱒、E⑤にかゝりめ四喉・野老一升とある。

鯛鮨は近くの御賀尾浦の十二月納めの「節料すし鯛」と同じ歳末節料で（大音文書五七）、鯵鮨は六月の塩辛桶と同じ大きさの桶で納める。明応の本家方算用状にも「すしひつ一」がみえる。鱒はこの浦の西極月の覚（栗駒文書四二）に「霜月より正月迄、鱒其外せくろ取申」とある季節の旬の魚で、河野浦の正月六日の納め物にも「あみのたら一番鱒一かけ」がみえる。「かゝりめ」は未詳だが、新潟県の松ケ崎浜では、大羽鰯をカカリメ鰯と呼んでいる、というから（巻町双書36『年中故事』前編、四〇〇頁）、おそらくこれであろう。

野老・藁莚・茅莚・いなはきのうち、野老は救荒食物のトコロで、よく神事にも使われたらしく、河野浦では「山のいも廿七本、ところ二升」がみえている。(9)いなはきは莚の一種で、江良浦や山泉郷の正月迎えの公事には、山芋・稲掃莚がみえる。



**2　納物（おさめもの）**

六月・十一月の「納物」は、B⑤に「六月之納、又霜月之納、両度ハ、三代官浦へ御出候て御納候」とあり、明らかに一対の関係にあった。

(1)　六月の納物は、C①に重和布五重半と米一〇五合・塩一〇五合・代一〇〇文がみえ、和布は御賀尾浦でも六月納とされている（大音文書五七）。

(2)　霜月の納物は、C②に鯛二喉・大はまち二喉と米一〇五合・塩一〇五合・代一〇〇文である。丹生浦の天正二年（一五七四）十二月の「秋成」にも、大鯛・小鯛・大はまち・すしさば等がみえる。

**3　成物（なしもの）**

(1)　四月の成物は、B②にたばね和布七把と米三五合・塩七升・代七〇文がみえる。「ワカメカル」は春～夏の季

語で、また四月は塩焼きの始まるころでもある。

(2)　十月の成物は、B③に一切貝六三はい・おもの小鯛二一喉と米七升・塩七升・代七〇文がある。「おもの小鯛」は「大物」の小鯛で、明応の本家方算用状に「大ものたい十八こん」とあり、御賀尾浦にも「大こたい」「大小たい」がみえる（大音文書二〇九）。一切貝も同算用状に「一さいかひ　五十四はい」とみえるが未詳である。

四月・十月の「成物」は、B「小成物之指出」に「四月之成物」「十月之成物」とみえる一対の小成物で、丹生浦にみえる「夏成之分」「秋成之分」に相当するか。

この「成物」と先の「納物」をくらべると、ともに米・塩・代を機軸とし、数量はちがうものの神供の特徴である「七」の倍数に整えられ、またともに「宿分」（納物は一律二〇パーセント、成物は一律二八・六パーセント）の控除つきであるなど、よく似ている。[10] それが別系列に分かれているのは、原質がちがうのであろうが、まだ特定できない。

4　御　肴

節分肴・年越肴・節供肴・朔日肴がそれで、E⑦に「節分の御肴ニ、十五文分程参候、何も何にても有次第に被参候」、D④に「六日年超・十四日、両度ニ、是も廿文程之物参候」、D②・E⑥に「節供ハ三月・五月・九月、両三度に、廿文程之物、肴何にても参候」、D③・E⑤に「朔日肴ハ、何にても廿文程物参候」などとある。

これら「御肴」は節料や月菜に由来し、節分肴だけが一五文相当の外は、みな二〇文相当で、ともに魚種の指定はなく、「ありあわせの魚」をみつくろって納める公事で、饗応も下行も伴わないのが御肴の特徴である。

正月六日と十四日の年越肴は、『故実拾要』三に「十四日年越御献、是六日の御献に同じ」とみえるから、これも「年越御献」の習俗にちなむ上納か。[11] 朔日肴は、E⑤に「正月より朔日ごとに、有様物廿文分程物参候」とあり、永享七年（一四三五）の丹生浦に「月の御さい　年中分」とある月菜を連想させるが、毎月の朔日は、近世太良庄の年中行事でも「二親饗応の日」で特別の意味があった。なお、E⑦に「代管へハ御肴、朔日・節供・節分の肴、地頭殿様へ参と同前」とあるから、地頭と代官の双方に同じだけ納めたものか、未詳である。

5　年　貢

A④に「御年貢銭拾七貫百文」とある。しかし年貢は年間を通して色々な肴や塩で納められたらしい。明応の本家方算用状は「浦分御年貢納之事」として「かす物・め・すしひつ・一さいかひ・みる・心ふとくさ・大ものたい・しを」の八品目をあげ、E①に「代方以上拾弐貫文ハ、年中に立申候、但御肴にても……又塩にても」、天文九年の年貢銭請取状（栗駒文書一四）に「此外、天文八年之分御年貢銭者、御肴・塩、色々をもつて皆済」とある。ただ、B④の公事に「かす者(物)[12]」七二四喉半も「年中ニ参候」とあり、天文五年分の「御年貢銭之御算用」（栗駒文書一三）も、

一、弐百六十二文　正月分一ケ月分……一、六百三十文　二月一ケ月分

とあるなど、じつに複雑で、年貢の原型の特定は、なおこんごの宿題である。



## 三　饗応と下行

つぎの主題は、饗応や下行の特記の追究である。

1　正月の代官館の饗応

第一は、正月六日に刀禰・百姓が代官館の年始礼に赴いたおりの饗応で、D①につぎの記事がある。

a刀禰・百性(姓)ハ五人参候へハ、七こん被下候、先、初献ニ雑かん、次ニ、七合飯ニ汁二ツ、御まわり五ツにて被下候、其次に、色々のすい物にて、以上、七こん被下、

b引出物ハ、刀禰にハ帋四丁・扇二本・餅一かさね、餅、浦より持参候ヲ、驄而被下候、百姓四人には、帋二丁宛・扇一本・餅一まいつゝ被下候、

c人夫七人にも、雑かん被下、三合食ニ、にこり酒被下候、

（参照＝E⑧には「一、人夫ハ四人、是も三こん被下、食三合食・中酒被下候」とある）

d刀禰ハ御内儀被召、御さかつき被下、引出物、帋・扇被下候、

すなわち、a刀禰と百姓四人の計五人には七献の振舞があり、初献に雑かん、ついで七合食・汁二・御まわり五（七合飯・二汁・五菜）、さらに種々の吸物という順に供され、d刀禰だけは「内儀」に代官に召され、じかに盃を与えられる。さらにc人夫七（四）人にも、雑かん・三合食・濁酒（中酒＝食事中の酒）の順に三献が振舞われる。

引出物は、刀禰に紙四丁・扇二本・鏡餅一重（二枚）が、百姓四人には、紙二丁・扇一本・鏡餅一枚が下される。この鏡餅は「浦より持参候ヲ、驄而被下候」、A①にも「御鏡三十枚　此内六枚者、刀禰・百姓被下」とあるから、もとは村からの参物で、いわば「持たせの餅」が下されるのである。[13] またB①には「正月六日ニ御かゝミ七枚、此内一枚、浦之人夫ニ給候」とあり、人夫にも持たせの鏡餅一枚が下される例であった。

以上、代官館の饗応は刀禰と百姓がともに七献で差はないが、人夫には三献と倍以上の差がつけられている。一方、引出物の数量は、刀禰が百姓のちょうど倍であり、さらに刀禰はただひとり代官からじかに盃を与えられ、いわば直参の扱いである。刀禰のトミというのはこの待遇へのお返しにちがいない。

## 2　正月の地頭館の饗応

正月十一日に刀禰・百姓ら五人が「地頭殿様」へ「御礼」に行くと、E②ではつぎのような饗応が行なわれた。

e正月十一日に刀禰・百姓御礼罷出候時……七合食、御代管（官）之御相伴にて、汁弐ツ・御まわり五ツにて被下候、

f同、人夫両人ニ、参合食、又、中酒・同さうかんも祝申候、

g又、上様の御なかれ、刀禰・百姓ニ三こん被下、

h同、引出物ニ帋弐丁・扇・弓つる二丁被下候、



つまり、刀禰と百姓には、まず代官の御相伴で、eの七合食・汁二・御まわり五（七合飯・二汁・五菜）が供され、ついでg「上様の御なかれ」つまり地頭の「お流れ」頂戴の三献が振舞われ、引出物はhの紙二丁・扇・弓弦二丁が下され、人夫二人にも、fの三合食・中酒のほか、雑かんも振舞われる。地頭館の饗応では刀禰と百姓の差別はないが、地頭は「上様」と敬称され、代官はその相伴＝奏者をつとめ、村の刀禰・百姓・人夫を饗応して、在地の秩序を演出した。越前山泉郷の地頭・代官・百姓の間でも、これとそっくりの饗宴が、

正月十一日ニ年始之礼に出候時、紙ニ米をつつみ候て、百姓分の者出候処、代官しやうはんにて、さうかん・すい物にて、さけあるへし、其後、地頭より扇一本宛、百姓分之物に可被出事、

と、同じようにくり広げられていた。よく知られる「百姓物狂言」の饗宴の世界も、こうした中世の村々の現実に日常的な基礎をもっていたにちがいない。

## 3　六月吉日、地頭館の饗応

E③にこう記されている。

此分、六月ニ吉日ニ持被参候へハ、正月之御祝と同前ニ被下候、但引出物ハ不被下候、人夫ハ七人参候、是も正月と同前に御祝被下候、

六月吉日に刀禰・百姓が地頭に「参物」を持参すると、地頭は刀禰・百姓と人夫七人に、引出物はないが、正月の御祝と同様の饗応をする例だ、というのである。

### 4　十二月＝節季の地頭館の饗応

E④にこうある。

　是も刀禰・百姓への御祝、正月と同前、是度も引出物ハ不被下候、人夫ハ五人、是も御祝、正月と同前、十二月分、以上、

　つまり、十二月＝節季にも、刀禰・百姓が野老など正月迎えの祝い物を持参すると、地頭は刀禰・百姓と人夫五人に正月と同様の饗応をする（ただし、やはり引出物はない）というのである。

　以上が領主側（地頭・代官）から村側（刀禰・百姓・人夫）にたいする饗応と引出物のすべてである。地頭館では正月・六月・十二月の祝ごとに「正月と同前」に、刀禰・百姓には七合飯・二汁・五菜と「上様の御なかれ」三献が、人夫たちにも三合飯・中酒と雑かんが振舞われる例であった。また代官館の正月の饗応は、刀禰と百姓に七献（七合飯・二汁・五菜）・種々の吸物が供され、人夫七（四）人にも三献——雑かん、三合食・濁酒（中酒）が振舞われる例で、六月と十二月には明文がないが、やはり「正月と同前」であったらしい。

### 5　人夫への下行

　領主側の下行は、参物への饗応・引出物だけではなく、夏・冬の納物と成物のそれぞれにも設定されていた。六月・十一月の納物のうち「米、七合升・壱斗五合」には、ともに「此内弐升、宿分、又浜升弐升、浦人夫取候」と、米の項目だけに、合わせて浜升五升の浦人夫の取分が明記されている。これは人夫の代飯分に相違なく、浦からの四季の公事のうち、正月・六月・十一月・十二月の四回は、人夫にも饗応・引出物・取分が与えられる例であったことになる。



　なお、人夫代飯の傍証に、長禄四年（一四六〇）十二月の越前総社領の「川（河）野浦、本所分納所、色々之事」をあげよう[14]。

a正月六日　此人夫にかんさけのませ、あたゝけ一、れうそく十文とらせ候、
b二月十日　此人夫にたいは人別三文宛、
c五月四日　二人の人夫、四日より七日迄つめ候、此たいは、人別三合（文カ）宛、こりやうへのひくは、此人夫つめ候、
　十分一ふんに、納所の内より、料足百文出候、
d六度之御神事　正月・三月・四月・五月・七月・十一月　人夫たいは三文宛在之、
e大さつへい、正月より十一月迄　人夫に大は（代飯）三文宛下行之、
f正月十八日（睦月）引出物之事　つれ候者には、十文とらせ候、

　このうちa・fは正月の祝儀の人夫で、とくに饗応（燗酒・あたたけ＝鏡餅）と銭十文宛、cの後段も、御霊会の人夫で、納所の十分の一＝一〇〇文の控除だが、そのほかb～eなど通常のばあい、人夫の「たいは」＝代飯・台飯は人別三文宛と定められ、年間に少なくとも二五回（総人数は不詳）にわたって、人夫を出すごとにかならず、支払われる習わしであった。

### 6　宿分の控除

　さらに四月・十月の「成物」と六月・霜月の「納物」には、「人夫取」分と併記され、同じく控除分らしい「此内弐升、宿分」のような項目が、米・塩・代銭はじめ海産物など公事物のすべてにわたって、設定されている。控除率は「納物」には一九～二〇パーセント、「成物」には約二九パーセントで、公事の項目のそれぞれに二〇～三〇パー

セント近い控除分が設定されていることになる。

「宿分」の語義は特定できないが、明応の本家方算用状の「下行」の項に、「五斗　御宿免出申」とみえること、B⑤に「六月之納・霜月之納両度ハ、三代官浦へ御出候て、御納候」とあるのが手掛かりになる。

また傍証に、越前河野浦のさきの条書「納所色々之事」第五条に「此方より何時も人遣候付は、為百姓中、くりやを仕候」という、領主の使者の接待にかかる村の厨の定めがある。矢代浦の「宿分」も、年ごとに浦へ公事の徴収に下ってくる代官等の「宿」をして接待する「宿免」、つまり「村の厨料」の控除であるまいか。

村の厨料といえば、隣の田烏浦百姓らが応永七年（一四〇〇）の訴状で、

〇せん〳〵ハ、御代官なんと、て、御入なく候、たま〳〵御下向の時、下用お御年貢にたてられ候、

〇一日の分二十六文、御年貢ニりうよう申候、

などと、領主側の使者を接待する経費は年貢と相殺が当然だ、と申立てていたのが思い合わされる（秦文書一〇四）。

納物のうち米だけに、「宿分」「人夫取分」の二項目があるのは、代官一行の饗応経費と、納物を運ぶ人夫賃の控除か。一方の成物には、代官出張の特記も人夫取分もないのに、納物よりさらに一〇パーセントほども多い「宿分」が設定されている。これは明応の本家方算用状「下行」の項の「壱石四斗八升　夫丸にて京進申、御請取有之」の記事を参照すると、村の運上に伴う宿泊・運送経費分の控除か。

## 7　若狭太良庄の指出

宮川保の隣りに当る、若狭太良庄（小浜市）の天文二十年（一五五一）九月づけ、「本所惣百姓中」から新給人の山県殿にあてた、「太良庄本所方指出」案にも、ゆたかな傍証がある。[15]

その一は、村の百姓中と寺から給人＝領主への「正月の御礼」である。百姓中からの御礼上納は、銭二六五文と鏡



餅（一升鏡）五枚で、寺＝小野寺からは銭一〇〇文・茶一〇袋を進上するのが例であった。一方、領主側の下行や饗応は、「扇十九ほん、百姓中へ被下候」「さうに・食・酒被下候」「同、杉原壱そく・扇壱本、小野寺へ被下候」とある。百姓中に（雑煮・食・酒と）扇一九本、日帰りの人夫にも中食が、また寺には雑煮・食・酒と紙一束・扇一本が下行される例であった。引出物の扇の数からみて、正月礼に出る百姓は一九人であったか。

なお、この「正月の御礼」ですぐに想起される例[16]に、建武元年（一三三四）八月、太良庄百姓等五九名が地頭や地下代官の非法を訴えた、一三箇条の申状がある。そこでは、

又代官順生房、正月節食酒を百姓等に給はらざらんがため……金山五郎二郎が許へ密に持ち運び、限り有る節食の時は、糟絞を百姓等に盛らるるの状、先例全くかくのごとき御例これなし、

という、よく知られた一節がある。またこれより先、正安二年（一三〇〇）三月、預所陳状が反論に引いた、百姓中状の一節にも、こうあった。

預所といい、百姓といい、重代たるによって、優如（恕）之儀をもつて、正月節養をいたすの間、百姓またこれに報答せんがため、預所の作田に相綺の条、且は先規也、且は諸庄の法也、たとえ節養をいたさずといへども、便宜の事は預所の命に随うべし、

すなわち、年の始めに、領主が百姓に「正月節食酒」や「正月節養」の饗応をし、百姓はその「優如（恕）」に応えて田を作る。それが「先規」であり「諸庄之法」であるというのである。みぎの天文の指出をみれば、この「正月節養」の「先規」や「法」は、鎌倉期いらい戦国期まで、確かに維持されていたことになる。[17]

その二は、人夫下行分で、①「公事給（人足給）」の控除と、②「永夫銭」・③「国こしの夫」にたいする夫銭の下行がそれである。①の「公事給」は二四石で「八人之百姓ニ御下行、是ハ国之内めしつかわれ候人足給也」とあり、若狭国内で人足をつとめる百姓八人に、年貢のうち二四石（一人当り三石ずつ）が控除される。

②の「永夫銭」は一八貫文で、「陣御在京之時、弐人つめ申候、飯米・路銭に御下行被成候、但、人夫めしつかわれす候ヘハ、納所仕候」とみえるから、在京の陣夫役の詰夫二人に、飯米・路銭として一人当り九貫文が控除＝支給される、というのである。

③の「国こしの夫」というのは六貫文相当で、「弐十人、年中ニいたし申候、此人足めしつかわれねハ、六貫相立申」とある。その実質は不明であるが、①の「国之内めしつかわれ候人足」と対比すれば、「国越しの夫」らしく、国外への人夫役（年間二〇人に六貫文、一人につき三〇〇文の控除＝支給）を意味するにちがいない。

つまり、国内の公事＝人夫役は「本役」から「人足給」が控除され、国外の公事＝在京陣夫役・国越の夫役をつとめた分は、「夫銭」と相殺されるのが例であったことになる。[18]

こうして、ここにも人夫をめぐる手あつい控除や給付の事例があり、わけても陣夫にたいする飯米・路銭の給付の例が注目されよう。

## おわりに

以上で若狭矢代浦の指出の検討を終る。この浦の一連の指出もまた、村の上納と下行の先例をあわせて上申する、という特徴をもっていたことが明らかとなった。第三章でみた越前江良浦の「百姓之指出」の記す、村の上納と下行の習俗はそれほど特異なものではなかったことになる。また、村人たちが領主の人夫役をつとめると、台飯が下されるか公事に控除がつくというのが、中世の公事の体系を支える基本システムであったらしいことも、より確実になったといえよう。

さいごに、この「村の指出」の特徴をまとめよう。

第一に、矢代浦の公事も、やはり節料を軸に、四季それぞれの産物で編成されていた。だが、月菜の内容が江良浦では月柴で矢代浦では朔日肴という対照がよく示すように、江良浦の公事が山野や海浜の四季の雑多な産物を主としていたのにたいし、矢代浦のそれは「御肴」など海と浜の産物を中心に、かなり整然と編成されていた。



そうした相違は、一つは、同じ海村といっても、江良浦が塩浜だけで漁業はなく、山間の田畑山林に依存する村であったのに、矢代浦は「磯はたにて候間、田地山林等不甲斐々々、海上漁計[19]」といわれる、漁業を主とする海村であったことに由来する。海村のすべてが漁村ではないのである。

もう一つは、同じく神社領といっても、江良浦が地元気比社のいわば膝下荘園であったのにたいして、矢代浦はもともと都の賀茂別雷社を本所とする遠隔地荘園であったことに由来しよう。なお、この浦の年貢公事体系の成り立ちの本格的追究はこんごの課題である。

第二に、これら一連の村の指出は、上納分に劣らず、饗応と下行の記事の詳しいのが大きな特徴で、それは越前江良浦の「百姓之指出」にも一貫する。公事の機軸をなす納物・成物には、その各項目ごとに二〇～三〇パーセントもの控除分が設定されており、代官の饗応や公事物の運上など、公事徴収に伴う経費を、公事から控除するシステムがとられていた。また年に三度の祝儀の「参物」には、手あつい饗応が対応し、その背後にはトミ・トシノミの贈答習俗が秘められていた。この再配分と互酬の習俗こそは、村が領主に饗応を求めるのは当然、という観念の根深い支えとなっていたのではあるまいか。

第三に、戦国期の村にとって、指出の目的の一つは、村のうけるべき饗応の先例と、饗応をうける百姓の権利について、これを「当所作法」として領主側に確認を求めることにあった。下行の総額が上納分にどれだけの比重を占めるか、定量化はむずかしく、下行の量的な比重を過大に評価するには慎重でなければならぬ。

だが、算用状類の分析では断片的にしかうかがえぬ、かなり多彩な領主下行分が存在したことは、事実としなければなるまい。村の指出がその確認に大きな力点をおきつつ、村の上納と下行の「当所作法」を主体的に申告していた

事情は、正当に評価されるべきで、上納分だけ記される一般の指出類に下行分がどのように織り込まれているか、あらためてナゾ解きの興味をひかれる。

第四に、先に松浦義則氏は、北陸の戦国期に広く指出が制度化されてくる事実に注目し、村の指出は記載額の納入を誓約する請文（地下の同意表明）の機能をもった、と鋭く指摘した[20]。

この指出＝「地下の同意表明」説は、村の「当所作法」の上申に、上納の先例にたいする確認だけでなく、下行にたいする強い権利主張が併せて盛りこまれていた、という事実をあわせて評価することで、いっそう説得的となるにちがいない。後にみる豊臣期の「村請の誓詞」（本書第一一章）の仕組み[21]も、おそらくはこのような中世的な態勢の成熟の上にもたらされたものであった。

第五に、したがって村の指出の背後に秘められた、領主・農民間の鋭い緊張関係を読みとらなければならぬ。矢代浦の隣りの汲部・田烏両浦「御百姓等」は、応永七年（一四〇〇）末の長文の訴状（秦文書一〇四）で、領主側を告発し、こう主張していた。

a当浦は本御年貢廿三貫之所にて候お、万雑御公事お十七貫文に御百姓うけ申候、
b御年貢お月別にめされ候事、先々は候ハす候ほとに歎申候、
cせん〳〵はなく候、御使一人別ニ酒二升つゝ、せめまいり候、
dせん〳〵は御代官なんと、て御入なく候、たま〳〵御下向の時、下用お御年貢にたてられ候、

村として「うけ」た額や「先々」をこえる万雑公事（b月別・d厨料など）はすべて非法であり、d厨料＝代官滞在費用は年貢と相殺さるべきものだといい、その後段には「御けいやく」は「一日の分に十六文、御年貢にりうよう申候」と、みずから相殺の基準を掲げていたのである。

たとえ「うけ」「けいやく」の事実があったとしても、それが現実に遵守されるか否かは、中世の社会では、日常



的に領主と村の間のいわば「自力次第」に委ねられていたのであり、「当所作法」がいかに形成され、いかに推移するかは、「村の当知行」の世界と同じく[22]、両者の緊張にみちた力わざの帰結にほかならなかった。数々の村の証文類こそは、その力わざの証であった。

第六に、村の指出はなにを契機に作成されたのかである。越前江良浦の「百姓之指出」は、明らかに領主の突然の変更を機に作られていたのであり、矢代浦の指出A～Eの背後にも、領主・給人の変動などの契機が想定される。

かつて中世の土地支配の特質を追究した富沢清人氏は、「代替検注こそが本来的な検注（正検）」という平安期以来の慣習に注目して、日本の土地制度は（土地に対する）諸権利は、代替りごとに認定・安堵という手続きを経なければならぬ、といった認識を生み出していた、と論じた[23]。かえりみて戦国の「村の指出」「百姓之指出」にも、後に第六章「村の当知行」でみるような、村の側からする代替りごとの諸権利の確認行為、という特質が秘められていた可能性がある。

（1）「村の公事」（『戦国期東国社会論』吉川弘文館、一九九〇年）、本書第三章。
（2）現地の豊かな研究成果については、小浜市の大森宏氏に懇切なご教示をえた。
A＝「栗駒清左衛門家文書」（『福井県史』資料編9）、引用は本文中に（栗駒文書二〇）のように注記。なお『小浜市史』資料編・諸家文書2では「矢代区有文書」として収めている。
B＝須磨千頴・大森宏他『わかさ宮川の歴史』（宮川公民館、一九八八年）。
C＝大森他『後瀬山城』（小浜市教育委員会、一九八九年）。
D＝下村効「鴨社領若狭国丹生浦」（『国史学』八九、一九七二年）。
E＝岡田孝雄「古絵図が語る若狭の浦々」（『福井県史研究』五、一九八七年）。
F＝春田直紀「中世後半における生鮮海産物の供給」（『小浜市史紀要』6、一九八七年）。

G＝同「貢租からみた漁村の展開」（『歴史評論』四八八、一九九〇年）。

なお、重ねての現地採訪の折には、当時、小浜市教育委員会文化課におられた大森宏氏をはじめ、市史編纂室の杉本泰俊氏、矢代の栗駒祐・久江ご夫妻には、まことに懇切なご教示とお世話をいただいた。あつくお礼を申しあげたい。

(3)『福井県史』資料編9、明通寺文書一三八～九、一四四・七、一五八、「宮川殿」関係史料については、とくに大森宏氏に多くのご教示をえた。

(4) なお元禄三年（一六九〇）浦明細指出案（栗駒文書三四）では、家数三六軒のうち、高持百姓三〇・無高百姓隠居共六で、正徳二年（一七一二）「山之儀、持分銘々ニ相定」法度（同三六）は二七人加判と、ほぼ倍増している。

(5) 藤木「荘園の歳時記」（週刊朝日百科『日本の歴史』別冊9）。以下、中世の食品は関靖『中世名語の研究』（『金沢文庫古文書』付録一）に多くを学んだ。桑山浩然氏・福島金治氏のご教示による。

(6)「福井県年中行事」（『角川日本地名大辞典』福井県）一六〇四頁。いま小浜地方ではこれをオタメ・オトビというが、タメ tame・トビ tobi はトミ tomi の転訛であろう（「トビの餅・トビの米」『定本柳田國男集』四参照）。なお広くオウツリともいい『俚言集覧』に「贈答の器へ有合の品を入れて還すをうつりと云」とある（『日本国語大辞典』うつり）。なお越後色部領の「祝儀のかへり」の習俗は、中野豈任『祝儀・吉書・呪符』（吉川弘文館、一九八八年）九二頁以下に詳しい。なお、カール・ポランニーは、タテの再配分とヨコの互酬を異質のものとして峻別していることに十分注意したい（栗本慎一郎・端信行訳『経済と文明』サイマル出版会、一九七五年）。

(7)『言継卿記』天文十三・六・十六条に「いりこにて嘉定酒、面々用意候了」、近世の雑俳―雲鼓評万句合二に「嘉定日は下々迄も物祝ひ」とある（『日本国語大辞典』かじょうび）。高浜町佐伎治神社のお田植え（無形文化財）。なお、若狭の民俗は、注(6)『地名大辞典』および藤本良致「福井県の歳時習俗」（『北中部の歳時習俗』明玄書房、一九七五年）による。

(8) 賀茂別雷神社文書三九（別六―六）東京大学史料編纂所架蔵写真帳。桑山浩然氏のご教示による。

(9) 前掲『中世名語の研究』一九三～一九八頁には「薯蕷（やまのいも）・苲（ところ）二合」など野老の「升」表記の例、鬼野老の根は蓬萊台の飾物とされる例、などをあげる。

(10) ほかにも鏡餅七枚・七献など七の数が目につく。「作田七町、七日七夜之間、稲成熟竟」など「七」の呪術性は、山上伊豆母『古代祭祀伝承の研究』（雄山閣、一九七三年）参照、田中禎昭氏のご教示による。なお四月・六月は、米の端境期だから名目だけで、じつは魚貝類で納められたものか。



(11)『日本国語大辞典』じゅうよっかとしこし。近世の太良庄の年中行事にも「十四日年越日」とみえる。若狭の民俗でも、山陰・中国のホトホトやコトコトとよく似た、小正月の「戸祝い」の行事が行なわれていた。

(12)「かす物」は「数物」で、御賀尾浦の「数魚」「かすのいを」（大音文書五七）とも同じく、「大物」にたいする雑魚のことで、御肴で「有様物」というのも同じか。

(13)「下し物」は保立道久氏（「庄園制的身分配置と社会史研究の課題」『歴史評論』三八〇、一九八一年）に、「もたせ」の酒や進上物の分与・共食については中野氏（注(6)書第一章）に豊かな指摘がある。

(14) 十カ条、刀禰文書、南条郡河野村刀禰新左衛門所蔵『越前若狭古文書選』。

(15) 高鳥甚兵衛家文書一七『福井県史』資料編9。小浜市史編纂室は写真版の拝見を許された。あつくお礼申しあげたい。

(16) 以下、読み下し。建武の申状は東寺百合文書は一一六、正安の陳状は東寺百合文書ほ、『鎌倉遺文』二〇四一二。

(17) 建武申状の「正月節食酒」を「正月の節会の酒」の誤記とみる解釈もある（網野善彦『中世荘園の様相』塙書房、一九六六年、二〇九頁、山本隆志「中世民衆の生産と生活」『一揆』4、東京大学出版会、一九八一年、一四五頁）が従えない。天文の指出にも「さうに・食・酒被下候」とあり「正月節養」の宴は酒・食の饗応であった。

(18) このほか三石九斗五升の「地下之引出物、色々御下行」がある。なお「国こしの夫」を網野氏（前掲書、三七一～三七二頁）は「国々しめ夫」と読み、この荘＝谷の四つの村々から出ている二人宛の乙名＝八人百姓にたいする村役人の職務給とみているが誤読であろう。

(19) 永和二年、矢代浦刀禰百姓等申状案（栗駒文書五）。

(20)「戦国期北陸地域における指出についての覚書」（『北陸における社会構造の史的研究』一九八九年）。

(21) 小稿「村請けの誓詞」（『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）、本書第一一章。

(22) 小稿「村の当知行」（『戦国期職人の系譜』角川書店、一九八九年）、本書第六章。

(23)「検注と田文」（『講座日本荘園史』2、吉川弘文館、一九九一年）。

# III　境界の習俗

**鎌立て神事**（長野県・小谷村，写真提供：諏訪市博物館，撮影：茅野安直氏）

# 第五章　村の境界

## はじめに——山の奥、海は櫓櫂の続くまで

六十余州堅く仰せ付けられ、出羽・奥州迄そさう(粗相)にはさせらる間敷候、たとへ亡所に成り候ても、苦しからず候間、その意を得べく候、山のおく、海はろかいのつゞき候迄、念を入るべき事、専一に候、

天正十八年（一五九〇）八月、奥羽仕置にあたって表明された、秀吉の朱印状（浅野家文書五九）のこの一文は、その前段の「一郷も二郷も悉くなでぎりに」という威嚇とともに、豊臣権力の専制性を象徴することばとしてよく知られている。だがこれは、たんなる脅しや大言壮語の類ではなく、太閤検地の実施にあたって、田畑はもとより「山のおく、海はろかいのつゞき候迄」すべての山野河海をも対象とする、という断固たる基本方針を表明したものにほかならない。「山のおく、海はろかいのつゞき候迄」ということばは、こう読み解かれることによって、あらためて豊臣の山野河海政策のもつ重要性を浮かびあがらせることになった。(1)

もともと山野河海政策といえば、古代においては、天皇の統治行為は国事＝「食国（おすくに）の政」と山川林野＝「山海の政」、つまり国と山海という明確に区別される二つの領域から成っており、(2)山林原野はじつに律令制支配の盲点であったとされる。(3)中世においても山野河海は、田畠とは次元の異なる「無主」の非農業的な場として、独自の広大な領域をなし、(4)荘園公領制の下でさえ、原則として山野河海は独占できないとする慣習法が存在し、(5)在地領主制の下でも、田畠在家が庶子に分割相続されるのにたいし、山野河海は入会（いりあい）＝共同用益の形で惣領権のもとにおかれ、(6)名主百姓に

とって山野は、用益の対象というだけでなく、「山林に交わる」逃散の場ともなったという。[7]

だから、このような特質をおびた古代・中世の山野河海が、もし近世のはじめ統一政権のもとにことごとく包摂されるにいたったとすれば、その史的な意義は重大である。ほんらい大名領の山野河海と小物成徴収権は、大名の年貢徴収権とは区別して、潜在的には将軍のものとされたという指摘とともに、[8]あらためてその実態やそこにいたる過程についての慎重な見極めが求められることになる。

「山のおく、海はろかいの」という形容そのものは、古くからの慣用句であったが、[9]そこには山野河海は秀吉のものであり、国郡から村落レベルにいたる山野河海の境界と用益の決定権は秀吉にある、という主張が託されていたと、高木昭作氏がみたのにはそれなりの根拠があった。豊臣の全国統合の過程を地域の紛争解決という視点からみるとき、戦国大名間の領土紛争への介入＝惣無事令、村落間の山野水論への規制＝喧嘩停止令、海の紛争を対象とした海賊停止令、という三つの政策が注目され、総じて豊臣の支配が境界領域・山野河海に対する支配権に基礎をおく形で成立してくる事実が、顕著に認められるからである。

もとより、公権力が「境界の裁定者」という性格をおび、山野河海＝境界領域が公権力の固有の基礎となるのは、いわば国家一般の属性であり、それ自体はなにも豊臣や徳川権力に固有の特質などではない。すでに中世の国衙と国衙領の独自の役割もまた、私領荘園の存在と私領であるがゆえに必然的に発生する山野河海の争いを前提として成立していた、とみられているのである。[10]問題はやはり豊臣の境界領域・山野河海にたいする固有の介入ぶりにある。

(1)　戦国大名にあてた惣無事令の骨子は、「国郡境目相論は、互の存分の儀を聞し召し届けられ、追て仰せ出さるべく候、まず敵味方共双方、弓箭を相止めらるべし」と令し、大名間の戦争を国郡境目相論とみなし、弓箭＝戦争による自力解決を抑止し、当知行や中分を基準とする「国分」の裁定によって解決する方針を遂行した点にある。

(2)　村落あて喧嘩停止令とは、山や水をめぐる村どうしの紛争を固有の対象として、喧嘩＝武力による解決を禁じたもので、徳川令にも「郷中にて百姓等、山問答・水問答につき、弓・鑓・鉄炮にて互に喧嘩を致し候者あらば、その一郷を成敗致すべき事」として受けつがれた。



(3)　海の紛争にかかる海賊停止令は、「国々浦々の船頭・猟師いづれも船つかひ候もの」を固有の対象として、その「改」つまり海民の調査と「海賊仕まじきよしの誓紙」の提出を求め、海賊の輩の「在所」主義による成敗を命じたもので、その後も「ばはん海賊」停止令はくりかえし発令された。

(4)　境界領域や山野河海への豊臣の関心は、以上のような紛争の場だけにとどまるものではなく、検地にあたっても、地下中＝村々に「海川山林以下の小成物、すこしも残さず、直に指出し仕るべし」といい、浦役・河役・山役などの掌握が進められた。のち徳川権力も武蔵野で山野をもつ村の七三パーセントを、天領・知行地をとわず公儀野銭場＝小物成場としてじかに掌握し、野銭の徴収権はまさに公儀の支配権そのものを意味したという。[11]

(5)　とりわけ「くろがね」について、「公方への上り物に候あいだ……念を入れ」という豊臣の方針は、検地とも並行してひろく強行されたらしく、その断面は北奥の南部信直が領内の江刺氏にあてた、つぎの手紙にとくに鮮明である（江刺氏系図「御当家御記録」三）。

天下何れも山河両（ふたつながら）領主之物になく候、是非に及ばず候、筑前殿御国も越中の金山御奉行相付き申し、佐渡・越後・甲斐・信濃、何も〳〵其の分に候間、我等手前計に限らず候、

これは、「金山の御役」つまり金山にかけられた豊臣運上金の上納をしぶる、もとの在地領主への説得のことばである。「天下何れも……」という前段は、天下の山河は領主の物にあらずという豊臣の山河支配の原則を、「筑前殿御国も……」以下の後段は、前田利家領など諸国での金山統制の展開ぶりを、じつに簡潔に説いている。あらたな豊臣支配に「日本のつき合にはぢをかき候へば、家のふそくに候」（南部家文書）という、するどい時代感覚を示していた南部信直だけに、このことばもまた見過しにはできず、じじつ、豊臣期に鉱山が発見されれば「公儀の山」として

膨大な金銀山運上が課せられたことは、史実としてよく知られている。[12]

とすれば、いま改めて問われなければならないのは、鉱山はみな「公儀の山」というような、豊臣期にたしかに現実のものとなった山野河海政策やそれを支える意識が、いったいどのような歴史的背景をもって成立したのか、であろう。「天下何れも山河両（ふたつながら）」という言葉が、とくに「金山の御役」の問題として強調されている事実は、「山川藪沢の利は公私共にせよ」の規定でよく知られる古代の雑令の「国内」条が、やはり金属の採取利用について定められていたことを、想い起こさせずにおかないからである。

凡そ国内に銅鉄出す処有らむ、官採らずは、百姓私に採ること聴(ゆる)せ。若し銅鉄を納めて、庸調に折(へ)ぎ充(あ)てば聴せ。

自余の禁処に非ざらむは、山川藪沢の利は、公私共にせよ。[13]

という箇条がそれで、重ねてつぎの「知山沢」条でも、異宝・異木、金・玉・銀・彩色・雑物を出す「山沢」もまた「国用」に供すべしとされた。

こうして、もともと山河の利用は「公私共にせよ」を原則とし、これにたいする国家の規制も、原則として公による銅鉄や金銀の官採・国用と禁野の公猟だけに限られ、草木など一般の山河利用に及ぶものではなかった。近世においても鉱山の用益だけは、一般の山野河海＝小物成徴収権の範囲から除外され、幕府の管理の下におかれていたとすれば、[14] 豊臣の山野河海政策についても、それが「天下の山河」の全領域にわたったと断定するには、よほど慎重でなければならないことになる。

庶民のなかに深く根づいていたという「山や河はだれのものでもない」という見方[15]や、「原則として山野河海は独占できない」とする荘園公領制下の慣習法[16]の行方を、近世の「山野河海は潜在的には将軍のもの」という建前の内実[17]とあわせて、できるだけ具体的に見届けてみなければならない。以下は、そのための作業の一環として、小著『豊臣平和令と戦国社会』および『戦国の作法』をもとに、[18] さかのぼって境界領域としての中世の山野河海について、やはり在地の紛争解決という視点から素描を試みよう。



## 一　境界領域の幕府法

十三世紀の中ごろ、山城との国境に近い近江大石庄・竜門庄・奥山田庄の間でくりかえされていた山野相論は、近隣の山城国田原庄の住人たちが中に立って口入(くにゅう)し、「わよの状をいださずば、庄（大石庄）人をぬきて、りうもん（竜門庄）と同心すべし」と圧力をかけたことから、ようやく各庄民たちが山境の紛争の場に寄合い、互に和与(わよ)の起請文（正文と案文）を書いて連署し、正文は焼いて神水で呑み、案文は互いに取交わして、落着にこぎつけることになった。ところがその「庄民和与」の背後で、六波羅探題がひそかに画策していたというので、庄家（藤原氏）側はこれを「武家」の不当な干渉とみなし、「らうぜき（狼藉）の事によりてこそ、六原（波羅）殿には御いろひ（綺）候へ、和与の事に、御いろひ候べき事になく候」と強く抗議した（禅定寺文書四九・二四など）。それは弘長二年（一二六二）あたかもモンゴル襲来前夜のできごとである。

ここには、近隣の庄の住人たちが中人(ちゅうにん)としてさまざまに奔走し、庄民たちが問題の山野の境界に集い、呪術的な誓約を交わして和解するという、共同体レベルの山論解決の習俗が、早くもくっきりとその断面をみせて注目される。中世の後期にはひろく顕われる、「近所の儀」などとよばれた近郷による「異見」＝共同裁定や、「中違(なかたがい)」＝共同制裁などの原型は、山野の共同の慣行に根ざして、すでに十三世紀には形成されていたのである。しかもまだモンゴル襲来前の西国で、すでに六波羅＝鎌倉幕府が、「田原住人を縁」に土着の紛争解決の作法を深くとらえ、山野河海の和与の法（後述）をてことして、在地の共同体レベルの山野紛争に介入している事実も、また見逃しにはできない。庄家の抗議がよく示すように、公家方は西国の狼藉＝検断には六波羅を容れるものの、和与＝所務の領域には幕府の干渉をかたく拒んでいた段階だからである。

であればこそ、幕府は四一半博奕の取締りをめぐって、「京中」は別当（検非違使＝朝廷）、「辺土」は本所（荘園領主）の所管だが、「野山」の検断だけは六波羅の管轄と主張して、西国の野山＝境界領域に早くから目を向けたのである[19]（延応元年、鎌倉幕府追加法一〇〇条）。また、海浜に漂着した有主の遭難船や積荷を「寄船と号」して押領することを禁じる「寄船」の法を六波羅に指示したのもそれであろう（寛喜三年、追加法三一条）。これは、河海の漂船や損物は無主物であり発見・拾得者のもの、という「船津の習」（禅定寺文書一九）を「先例」と認めながら、それが有主の漂船に及ぶのを規制するもので、その発動例もある[20]。だが、主不明の「入海物」は領家・地頭の「折中の沙汰」とし、「ただし主出来の時は糺返せしむべし」（永仁四年、『鎌倉遺文』一九二二六）という現実の運用ぶりは、幕府の立法のねらいが、やはり西国の河海の寄船紛争への介入と、得分半分を地頭方のものとすることにあったことを示唆する。仮にその法源が「漂木はもとの主のもの」とする雑令「公私材木」条にあったにせよ、西国の河海にたいする幕府の挑戦であったことに変わりはない。

こうして、山野河海は明らかに境界の領域として、幕府権限の及ばない西国にくいこむ突破口とされ、とくに海賊の法と山川半分の法がその武器となった。たとえば豊後大友氏の法にセットでみえる、「山野河海の事」「山賊・海賊を搦むべき事」の二ヵ条（寛元二年、追加法二二六・二二七条）がそれで、その発令の時期は、あたかも幕府が「関々浦々」の「勘過」を認める過所を発して、西国への干渉を公然と開始する画期にも当っていた[21]。以下、その展開ぶりについて検討を加えてみよう。

## 1　海賊の法

「鎮西の国々に蜂起の聞えあり」ではじまる「山賊・海賊を搦むべし」という追加法（二二七条）の骨子は、「就中、海賊の事、国中の地頭等に仰せて、船を用意せしめ、召取るべきなり、搦め進すの輩においては、抽賞すべし」という



もので、主題はまさに鎮西の海賊の召取りと搦進つまり逮捕連行にあり、実際にも発動された（正和三年、『鎌倉遺文』二五一六四・二五一八二）。これは、国ごとに現地の地頭に海賊の「搦進」を求めた、のちの豊臣海賊停止令ともよく似ている。

幕府は、ほかにも「西国海賊の事」「西国ならびに熊野浦々海賊の事」、安芸国あて「海上警固の事」「阿波国海賊出入所々の事」、西国本所領あて「海賊以下条々の事」と、あいついで西国に海賊政策を放ち、「本所領たりといへども、海賊出入の所々においては収公」と定め、国ごとに守護人に海賊交名を注進させた（追加法七二一条、『鎌倉幕府法参考資料』三四・三六・四一・五三・六三、『鎌倉遺文』一四七三五など）。こうした西国海賊政策の一貫した展開ぶりは、山賊の法が西国の鈴鹿山・大江山悪賊の鎮圧を近辺の地頭の沙汰と指令した（延応元年、追加法一一八条）外は、重犯の一つという以上に具体性を伴わないのと対照的で、西の海によせる幕府の特異な関心を浮きぼりにする。

建治二年（一二七六）、幕府が「異国発向用意」のため、守護を通じて各所領ごとに、大小の船数や水手・梶取の交名・年齢の注申を求めている事実（『鎌倉遺文』一二二五二）に注目した網野善彦氏は、すでにモンゴル襲来を機とする「異国征伐」の準備過程で、ひろく鎮西海民の国ごとの基本台帳が作成された可能性を想定している。正安三年（一三〇一）の鎮西探題から島津氏あて「豊後国津々浦々の船の事」（追加法七〇二条）はとくに具体的で、「海賊を鎮められんがため、大小を論ぜず、船の見在に随ひ、たやすく削り失せ難きの様、在所ならびに船主の交名を彼の船に彫り付け、来月中に員数を注申せらるべし」といい、海賊の追捕には国ごとに守護・地頭・沙汰人らの合力を求めた。浦々の船すべてに在所名（どこの浦の船か）と船主の名（だれの船か）を彫り付け、その員数を報告せよと命じたのは、「海賊出入の所々においては収公」という方針とともに、海賊と領主層の一体性をついた海賊勢力の解体策であったが、のち豊臣海賊停止令も海賊の在所の給人・領主からは知行を没収すると定め、海賊行為の行なわれた海域（領海主義）よりは「曲事の在所」つまり海賊の拠点（属地主義）を重視する方針をとったのである。

この方策は実際に作動した。阿波の海賊対策の一環として、六波羅の指示で紀伊「小松島浦の船」の定紋は唐梅と報告された事実（元亨四年、「鎌倉幕府法参考資料」五三）、長門や大隅の守護らに「津々浦々の船」の点検・注申が求められている例（建武三年、「古文書纂」二）などがその徴証である。[22] のち戦国期の今川氏の海事政策にも、「清水湊に繋置く船」というように、湊浦ごとに船舶の所属をきめた基礎台帳の作成が推定されるし、[23] 豊臣海賊停止令の「国々浦々、船頭・猟師いづれも船つかひ候もの」の調査もこの系列であった。なお、室町幕府が唐人の中入れで海賊船の停止や賊船に虜われた唐人の返還などを議しているのも（永享六年、「室町幕府法参考資料」一三八・一三九）、豊臣の海賊停止令がはじめから渡唐賊船を主題として発令されてくる背景をよくうかがわせる。

以上からみて、海賊の法は明らかに鎌倉幕府の西国政策に核心的な位置を占め、その対象に山賊・海賊をも含む大(だい)犯三ヵ条の検断権と海の境界性とがその展開を支えていた。その内容をみるとき、のちの豊臣海賊停止令もとうてい秀吉の独創とはみなしがたく、中世海賊の法の一貫した展開のなかに、あらためて位置づけてみなければならない。

## 2　山野河海の法

海賊の統制とともに山野河海の紛争解決の領域でも、西国への幕府の積極的な介入がはかられた。さきの山賊・海賊対策とともに鎮西に発令された「山野河海の事」条（追加法三三六条）は、現実に頻発する山野河海紛争の処理原則を提示し、

右、草木・獣鳥・魚類・海草等、要用あるの時は、其の所の領主に触れ、宜しく和与せらるべき処、恣に押取る輩あるの由、其の聞えあり、結構の趣もつとも無道なり、之を停止すべし、但、然る如きの事、近辺を相憑むの条、世間の習、領主また事情を弁へ、強(あながち)に拘(かか)へ惜しむべからず、

とした。草木・獣鳥・魚類・海草等は「近辺を相憑」み採取するという「世間の習」に従い、山野河海を「恣に押取る」ことも「強に拘へ惜しむ」ことともに抑制し、「和与」を原則とせよ、というのである。



これより先、おなじ「山野河海の事」という事書で「領家国司の方、地頭の分、折中(せっちゅう)の法をもつて、おのおの半分の沙汰を致すべし」と地頭の新補率法を定め（貞応二年、追加法一三条）、「山河半分」を新補地頭の分とし（寛喜三年、追加法二九条）、「山畑」を領家・地頭おのおの半分の沙汰（同四年、追加法四一条）としているから、「宜しく和与せらるべし」とは折中の法の適用を意味し、焦点は公武間の紛争解決にあったことになる。

世にいわゆる「山川半分の率法」（年未詳、禅定寺文書五〇）がこれで、幕府はこれを山河の炭・薪・馬蒭(まぐさ)・材木は先例通りに「沙汰を交」え、狩猟・小河漁も証拠がなければ「両方その沙汰」をせよ（弘安十年、『鎌倉遺文』一六二四二）とか、山河海得分半分は「領家・地頭分ち取」り、用水は「両方の計として、一庄平均の沙汰」をせよ（弘安十年、『鎌倉遺文』一六三九九）というように発動した。山川半分の法は「無主の荒野・山河・藪沢は庄領たるべし」という伝統的な領家側の主張（仁安三年・嘉元四年、大日本古文書『高野山文書』一の三八・一五〇）へのまっこうからの挑戦であり、中世を通じて在地の山野河海の用益慣行を大きく規定することになったといわれる。[24]

とすれば、草木・獣鳥・魚類・海草などの採取に「近辺を相憑む」のは「世間の習」とした、この和与＝山川半分の法を、ただ領家・地頭間の入会関係を追認しただけで、百姓の用益慣行はまったく視野においていないとするのは、[25] 消極的に過ぎよう。ほんらい領主間の山野河海紛争はつねに百姓間の紛争を背景にもっていたし、すでにみたように、六波羅は近江の在地の山論に介入して「庄民和与」を画策していたのである。また幕府は正嘉三年（一二五九）の「諸国飢饉」という非常事態のもとで、「或は山野に入りて薯蕷(じねんじょ)・野老(ところ)を取り、或は江海に臨みて魚鱗・海藻を求」めて「活計」の支えとする、窮した「浪人」を地頭が排除し「山野江海の煩」をなすことを禁じ（追加法三三三条）、諸国あての一連の飢饉対策でも、地頭の「山海」独占を規制しているから（『鎌倉遺文』八三四七・八四二一）、領主による山野河海の独占こそが一般民衆の飢饉をはげしくしている、という認識が幕府側にあったことは確実である。

みぎの和与・中分の法は、公・武の境界領域にかかる紛争の裁定原理であると同時に、領主・百姓をふくむ山野河海紛争の裁定原理でもある、という二つの側面をあわせもっていたとみられよう。この山野河海紛争の和与の法は、「用水山野草木事、法意ニハ、山林藪沢公私共ニ利ストテ、自領・他領ヲイハズ、先例アリテ用水ヲモヒク、草木ノ樵蘇ヲモスル也、武家モ此儀ナリ、但地頭ノ立野在(立カ)林ニハ寄付カズ」という「御成敗式目追加」の注解（『群書類従』巻四〇〇）も示唆するように、律令法の公私共利の原則に由来するとみられていた。この原則は古代の山野河海をめぐる紛争処理の局面でしばしば持ち出されていたし（「類聚三代格」巻一六、山野藪沢江河池沼事条）、中世にいたっても、河川をめぐる荘園領主間の境界紛争の裁定に、河は公領の河とか「山林河沢の実は公私共にすべきの法あらんか、互いに惣領の新儀を停め、通用の前蹤に従ふべきなり」（建長二年、『鎌倉遺文』七二五五・七二五六）というように引かれていた。

十五世紀はじめ（永享年中）、室町幕府の扱う山堺相論に湯起請やくじによる裁定が顕われるのも、山野をめぐる紛争処理の特質をよく表わす。湯起請はその失（やけど）の浅深つまり神裁によって、双方の主張の実否を判定し、敗訴した側の「在所」は「欠所」として「収公」するとし、現に双方の地下人つまり現地の村人を京に召喚して湯起請を行ない、もし召喚に応じなければ、論所は相手方のものとした（「室町幕府法参考資料」三一八・三一九、御前落居記録『室町幕府引付史料集成』上）。

神々によって定められた境界の争いは神々によって裁かれねばならないとする境界の呪術＝神裁は、もともと在地の主体的な紛争解決の方法として十二世紀には現われ、[26]十五世紀以降とくに権力の法の一部として顕在化する。山城の名主百姓間の「山の堺相論」で、一方が「湯起請をもつて糺明あるべし」と主張し、他方が「まず支証を召出され、誠にこと落居せざれば、起請文に及ぶべきか」と反論したように（応永二十四年、禅定寺文書九一）、湯起請という神裁を権力が管理するといっても、解決を神裁に委ねるか否かについて、村や名主百姓の主体性が失われることはなく、



近世にいたるとみることができる。[27]

## 二　山野河海の在地法

### 1　棲み分け的な共同の場

もともと山野河海は、田畠屋敷とはちがって、肥料・飼料・燃料・食料・衣料・染料・薬種・用材・用水・用土・動物・鉱物など多様な資源ごとに、さまざまな用益慣行が生業や権益と深く結びついて一つの空間に分化錯綜する、いわば棲み分け的な共同の場であり、そこに広大な非農業的な空間と人をも包みこんでいた。したがって在地領主による領域支配も、現実にはそれら共同の場の慣行を排除して多彩な生業や権益を否定するような、山野河海の空間的な独占という形をとりにくく、拠点の山野でさえ「家領四至内、草木を伐苅の輩、山手を弁ずる所」とか「立野立林は百姓の名山」というように、早くから「山手」をはじめとするさまざまな賦課と引きかえの形で、事実上の用益慣行の維持や権利の確認がはかられていた。そのことがまた山野河海＝境界領域をめぐる紛争を複雑にし、そこに幕府の目を向けさせる要因ともなった。

棲み分け的な共同の場といえば、もとは古代国家の施策に「山野の禁は、もと鶉雉のためで、草木に至るまでは禁制せず」（嘉祥三年太政官符、「類聚三代格」巻一六）とか、「墾田地の未開の間は、有る所の草木は公私共にこれを採れ、ただし自余の山林は含まず」（承和六年太政官符、同巻一九）などとあるのが典型である。つまり、雑令の「山川藪沢の利は公私共にせよ」の原則そのものが、じっさいには、官人の狩猟（鶉雉）・領主の杣（山林）・農民の採草（草木）など、一つの山野の空間にさまざまな階層のさまざまな利用の形が同時に成立していることを前提に、それらが互いに共存し他を侵犯しないという、共同の場ないし「棲み分け」の規範として成立していたのであった。[28]その後は前二者が公然と山野を独占する方向をたどるが、高野山の制条が「墾路の木を伐り、ならびに山野を焼く輩」の伐木苅草

を禁じながら、「或は便宜にしたがひ、或は土風に任せて、斟酌すべし」とせざるをえなかったように（延応元年、『鎌倉遺文』五四三九）、在地の農民の主体的な抵抗は、便宜・土風つまり山野の現実の慣行をてこに、用益事実を確保する方向に展開した。

たとえば、浜際の草苅・菅菰・漁捕は互いに制止すべからず（貞永二年、『鎌倉遺文』四四七五）とか[29]、「手拾と号」し生木の枝を折る（応安六年、徳源院文書）とか、「拾と号し猥の事」（永正十七年、今堀日吉神社文書）とか、「草苅りと号」し山中に押入る（天文十五年、「朽木文書」）、というような在地レベルの山野河海紛争の応酬をみれば、「磯あさり」とか「拾う」とか「草苅り」といえば、領主も百姓の用益を排除できないような、根強い共同体的な慣行がひろく認められ、領主の独占を阻止する拠点となっていた。

棲み分け的な共同の場という山野河海の特性は、明らかに領主権を制約した。一在地領主の惣配分状が「さんや・くさきの事」について、生木の伐採を制止するのは「いわれ」あるも、枯木や草は禁制すべからずと明記したのは、この在地領主下の山野に、生木＝樹木は領主のもの、枯木や草は百姓のものという、根強い用益の慣行が成立して領主を拘束していたことを示唆する（永仁五年、『鎌倉遺文』一九四八八）。また、神域仏地の穢れを名として狩漁などの殺生を禁断し、香花・荘厳を損なうとして山林伐採を禁圧する、という二つの論理をもって、公然と領域の山河を独占しようとした中世社寺でさえ、「用木を相留る上は、下刈り等の儀は苦しからず」というように（年未詳、太山寺文書六六）、百姓を排除して領主の完全な独占を実現することは困難であった。

戦国期の越前で塚原村＝入会村と河野浦＝地元村が、村レベルで交わした山の入会契約は、先規のとおり檜曾・長木・板木・刈干・葛根などを除く、「きりのこしおほ（のカ）へ（雑木）山ばかり」の一年請けで、山手は正月の吉書の礼銭と毎年三月節句かぎりの請料九貫文、という条件であった（永禄二年、西野次郎兵衛家文書『福井県史』資料編6）。木や草などの種類による領主の用益規制も、もとはこうした地元村と入会村の間で成立していた、共同体レベルの入会慣



行の投影とみられよう。

山野の用益権の分化と制約が、しばしば山道具の規制という形で表わされるのも、共同体レベルの入会慣行のありかたをうかがわせる。近江今堀の地下掟は「惣・私の森林の事」条で、木や葉の盗伐を規制して、手折は一〇〇文、カマキリは二〇〇文、ナタは三〇〇文、マサカリは五〇〇文の咎＝過料と定め（文亀二年、今堀日吉神社文書）、近世の山慣行で「秣・苅敷」は惣村中の入会だが「鉈伐・鋏伐の木」は地主の自由とか、「斧伐以上の大木」は地主のものだが「鎌苅」の小木・茨・肥草などは地元百姓の入会、などとしているのもおなじことであろう[30]。

立山・立野の設定も、在地領主による山野の独占に限界のあったことの反映であろう。鎌倉後期の領主間の和与で、立野林のほかは山野草木に制止を加うべからず（弘安年中、気多神社文書『加能古文書』）とか、「凡そ当名の草木採用の時、事を左右に寄せ、土民の煩を成すべからず」（元徳三年、三浦和田文書二〇）などと特記されたのがそれで、水源山については「用水たるに依り、固く禁制せしむべし」と強力な勧農権を発動する宗像氏の法も、それ以外の「かの山の口においては、さらに制の限に非ず、禁制を致さば、還つて土民の煩となる」と農民の山野利用の慣行には介入しない（正和二年、「宗像氏事書」第一一条）。また、十四世紀後半の毛利氏の掟は「一、山河は自他を分別せざる事、一、栗林竹その外、立山の事は、自他堅くいまし□（め）をくわふべきこと」（康暦元年、「毛利家文書」一八）と定め、その山河をやはり一般の山河と立山とに峻別していた。「外山においては、山手を弁へこれを切る、内山にいたりては、他領の者を入れず」という高野山の「先規」をみると（応永五年、大日本古文書『高野山文書』七の一五四八）、「自他を分別せず」というのは、山河＝外山は山手を取って所領内外の百姓に利用させるが、内山＝立山は自領の百姓や内の者だけという意味らしく、箕面寺でも山を内林・外林に分け、外林の下草は近郷三四、五ヵ村の百姓に山手をとって用益させていた（『箕面市史』二）。

以上から、山野の在地領主の法につぎのような特徴をみることができよう。

(1) 在地領主の統制下におかれた立山・立野・内山・内林のほか、それに包摂され（るべきでは）ない山河が明らかに存在し、そこを中心に「山河は自他を分別せざる事」とか、「或は便宜にしたがひ、或は土風に任せて、斟酌すべし」という、領主をつよく拘束し自己規制を迫るような山河の慣習が成立しており、とくに草木・草刈りは共同体の用益に委ねられた。その自己規制とは、「禁制を致さば、還つて土民の煩となる」という文言がよく示すように、じつは領主の山河領有そのものが共同体的な慣行に依拠することなしには実現されえない、という事態の表現にほかならなかった。荘園制的な河海の領有も、共同体的な用益慣行を排除するどころか、むしろそれを包摂することによって支えられていたとみられる。[31] 在地領主下の山野すべてをひろい意味での地頭の立野立山とみなしたり、土民は地頭の隷属下にあってはじめて入会採草が許されたとする見方[32]には、再検討の余地があるといわざるをえない。

(2) しかも在地領主の下にある立山・立野・内山・内林などでさえ、枯木や草は禁制に及ばずとか、手拾い・草刈りは容認するとか、山道具別の規制にとどめるとか、「百姓の名山」とし山札によって用益権を保障する代わりに山手を取るなど、さまざまな事実上の用益慣行が成立していた。[33] 中世の山手・浦役や豊臣の小成物は、山野河海の領主規制の表現にちがいないが、それはけっして領主の排他的な山野独占の同義語ではなく、むしろ現実の山野紛争の過程では、もっぱら共同体の用益権の標識として機能した事実に注目しなければなるまい。近世の村の山論においても山野の領有は、占取・用益の事実および小物成の納入という、レベルを異にする二つの論理を根拠として主張され、小物成は山野の領有権と用益権を同時に決定する基準とみなされていた。[34]

(3) たしかに、領主の掟のうらには規制とは逆の動向や現実もみえかくれする。しかし、幕府法じしんが、山野河海の草木・獣鳥・魚類・海草などの採取に「近辺を相憑む」のは「世間の習」だと認めたように、山河は自他を分かたず、土風にまかせ、土民の煩を避けるという一貫した在地の掟が、まさに「世間の習」として領主を規制しつづけ、土民や村が山河の共同体用益を主体的に確保する拠点となっていた。在地領主下の山野すべてが立山・立野となり、



山野河海はもはや無主地たりえなくなったと断定するよりは、[35]「世間の習」が領主山の限定をもたらした側面にこそ注目すべきであろう。原則として山野用水を独占できないとする荘園公領制下の慣習法は、中世の後期にいたるまで在地領主をも規定しつづけた、とみてよいのではあるまいか。

## 2 在地の山野の法

以上のように、山野利用のための共同の場の規範は、もともと村落レベルの共同体的な規制に根ざして自律的に展開した。十一世紀ころから山野境界の紛争の場に、邑老・旧老・古老など共同体的規制を体現する人々が、在地側の証言者として登場する事実はその明証である。在地には、引水には他領の家屋の破却も許されるという用水の「習」や、「元三日以後、柴を採り灰となす」という、山の口明けの民俗を想わせる「牧の法」や、「およそ諸国の習、山路の法、皆便に随ひ、例による」という「山路の法」や、山入りの規制を侵すものから斧鎌を没収する慣行などが、ひろく形成されていた。[36] 戸田芳実氏はこれらの山野慣行がもっぱら領主の法の一部として表われる事実をもとに、村落共同体の機能の一定部分は領主権の内部に吸収され、領主はそれを媒介環として農民の支配を実現したと論じたが、在地領主の山野河海支配に過大な評価を与えるべきでないことはすでにみた。

山野河海をめぐる中世の古老の位置は、「堺相論の法、古老土民等に御尋ねあるの条、通例なり」（嘉元三年、『鎌倉遺文』二二四四三）というようにいっそう顕著になり、「堺等の事、不審を相のこさば、古老の百姓を召出し、起請の詞を以て尋ね究め、落居すべし」（文保元年、「山内首藤家文書」一五）という「堺相論の法」の背後には、境界問題の解決は古老の裁定に従うべきものとする、慣習法のひろい存在が想定される。[37] こうした「堺相論の法」は、「界四至の牓示を定めをはんぬの次第、即ち庄内宿老のもの見知明白なり」という、大和長瀬庄百姓等の主張（正治元年カ、『鎌倉遺文』一〇七二）も示すように、百姓層の間にも定着していた。その古老の口承法も、中世後期にはその地位を

惣掟＝成文法に譲ることになる。中世村落の変質を意味するその変動の機軸は、まさしく村落間の山野河海紛争に武力を主体的に担う「若者」集団の村政参画にあり、村々はその紛争に自力＝合戦相論の様相をさらに強めつつ、いわゆる惣村は「古老」主導の態勢から「老若」の態勢への変化を実現していく。

こうして中世の村や一揆は境界紛争の場でその実像を鮮明にするといってもよく、近世の村落間の山論でも、「地頭は当分の儀、百姓は永代の者」という法理のもと、百姓の主体的な地位は「近所之儀に候えば、御取持を以て、今日より中おなおり（ママ）」（承応四年、『長野県史』近世史料編七）というように、裁判の場における近郷証人制とともに、山論の解決にもっとも基礎的な位置を占めた。「田地領掌の法、証文を先となす」という確立された田地相論の文書・証拠主義にたいし（弘長二年・弘安四年、『鎌倉遺文』八七六九・一四五三〇など）[38]、山野河海＝境界がもっぱら慣習法の体現者としての古老次第とされるという、二つの異質な紛争処理原則の対照は、田畠は検地帳次第、山林は検地の外という豊臣期の原則（後述）にいたるまで、変わるところがなかったとみられる。

在地の山野河海の世界には、自律的な在地法の形成がさらに進む。山野には「手拾い」「草刈り」の慣行、「当国鷹子を取るの習は、たとへ他郷他庄に至るといへども、出る所に付てこれを取る」という鷹巣の法（建暦三年、『鎌倉遺文』二〇二三）、「鹿は里落はたをれ次第」という狩りの法（天文十九年、「毛利家文書」四〇二）など。河海には、川狩り紛争に「近所の儀と申し……あみ・かぎの事、預り置」という「公理」（永正十六年、「上杉家文書」二三二）や、「河は流より次第」という流路の法（天文十九年、「毛利家文書」四〇二）、河海は中心を以て堺とするという「通例」[39]や、「両方山の懐内は、その浦に付て漁仕る」という「浦々の習」（嘉元二年カ、『鎌倉遺文』二二〇四四）、「磯海は陸地に就て進退せしむ」という「浦々の大法」（永享八年、上野山文書『若狭漁村史料』）、「寄船と号して左右なく押領」する「先例」（寛喜三年、鎌倉幕府追加法三二条）などがそれである。

以下ここでは、山入りの規制にみえる斧鎌没収の慣行に即して、山野の場の特徴を追究しよう。



山野紛争の場にしばしばみられる「鎌を取る」という山道具の差押え慣行の特徴の第一は、それが文献的には八世紀はじめにさかのぼる古い慣行であり、さらに「山方の大法」などとよばれて近世を通じてひろく行なわれた、という点である。それは時により検断の得分・侵犯の証拠・山盗みの過料などとされているが、もともと「鎌取り」と「牓示（境界の標識）打ち」の行為が、山論の場で対抗的に行なわれている事例などを併せ考えると、「鎌取り」には、明らかに「牓示打ち」とよく似た、山野の領有権の主張を表わす、象徴的な意味が秘められていた。

第二の特徴は、年貢や借金の催促、殺人の報復など、中世社会のさまざまな紛争解決の一般的な手段として、相手方の身柄を拘禁する「質取り」がさかんに行なわれているのに対し、山野紛争の場ではもっぱら「鎌取り」が卓越し、「質取り」は皆無ではないがほとんど重要な位置を占めていない、という事実である。つまり「鎌取り」慣行はあたかも「質取り」に代わる地位を占めており、他領の「山木盗捕の輩」の一人を「搦置」いたところ、その「相当」（報復）に自領の商人が「召籠」められた（天文十二年、「朽木文書」）、というような事件はむしろ例外的で、山野の紛争解決の方式は、この点でも一般の紛争とは峻別される性格をおびていた。

第三に、ほとんどの山論の原因は、「山をぬすむ」（文安二年、菅浦文書一一二）、「柴木をぬすむ」（長享三年、『山科家礼記』五）、「山林苅ぬすむ」（元和二年、「観心寺文書」）など、「盗み」とみなされていたにもかかわらず、その制裁には家盗み・作荒しの処罰とは大きな違いが認められる。その典型は貞治六年（一三六七）に大和西大寺の定めた境内の「検断規式条々」（西大寺文書『大日本史料』六―二八、雑載）で、その「盗犯事」条に「家内の財宝・田畠の作毛」を盗めば「殺罪」に同じ、「山野の竹木・後薗の菓子」を盗む者は「旧例」に任せて「過料」と定め、家内・田畠の盗人は殺人罪と同じく追放刑だが山野の盗人は罰金と、山盗みがはっきりと別扱いされている。これは「旧例」とされる古い習俗であったようで、おなじ大和薬師寺領でも、夜盗や殺人は搦め捕って「断頭」の刑を執行しているのに、寺山の盗苅には「科銭」だけで済ませていた[40]。

それは村の法にも鮮明で、近江今堀で「田・のら(野良)の物ぬ(す脱カ)みとり候」者や「いね、よい(宵)の六ツいぜん、又あか(暁)月六ツいぜんに、もち候てとおり候」者には、田畠の作荒しとみなして「みつけ、しとめ」る極刑を課した惣掟が、「惣・私の森林」の盗刈りにはわずかに「マサカリキリハ三百卅文、ナタ・カマキリハ二百文、手ヲリ木ノ葉ハ百文咎」と罰金だけを定めていた（天正十六年・永正十七年、今堀日吉神社文書）。

もとより、夜間の柴・薪運びや柴木盗みに「誅伐」の刑を課すような在地の禁制（長享三年、『山科家礼記』五）も皆無というわけではなく、中世末の大名法は山林竹木薪などを「盗み伐る輩」は「からめとり出すべし」とし（天正五年、大塩八幡宮文書）、近世の村法でも、木柴盗みに「過銭として銀三匁取り、その上、橋の上に一日さらし申すべし」など制裁強化の傾向もみせるものの（慶安二年、西野次郎兵衛家文書）、一般にはやはり「稲盗」は「その場にてころされ」「妻子共は所追放」だが、山林などの盗みは「過料」という、中世以来の制裁慣行がひろく行なわれたとみてよいであろう（享保十八年、岡文雄家文書、以上『福井県史』資料編6）。

こうして長いこと、山野の領域での紛争や制裁が、明らかに田畑や里方でのそれとは異質なものと観念され、用益する者どうしの自力の秩序に委ねられたのは、山野それ自体が近世にいたるまで長く特異な共同の領域でありつづけたことをよく表わしている。

## 三　戦国の境界の法

十六世紀なかばの初秋、安芸の在地領主毛利家中の二三八名は直面するさまざまな課題について処理の原則を定め、連署の起請文によって確認しあっていたが、山野川水の問題は、在地の一揆契状ともいうべきこの初期の戦国大名法にも、大きい比重を占めていた（天文十九年、「毛利家文書」四〇一）。

一、山の事、往古より入り候山をば、其分に御いれあるべき事、



一、河は、流より次第の事、

一、鹿は、里落はたをれ次第、射ち候鹿は、追越し候者取るべきの事、

一、井手・溝・道は、上様のなり、

という四ヵ条がそれである。河は流れより次第とか、鹿は倒れ次第という山河にかかる在地の慣行も興味深い。何よりも、山の紛争処理は往古からの先例によるが、用水と道は大名の裁断に委ねると、山野の法と用水の法がはっきり異なった原則でとらえられ、とりわけ用水の法が在地領主の戦国大名化に、あたかも源泉のような地位を占めていることに心ひかれる。

たしかに、戦国大名の山野・境界の法にも中世以来の「先例」主義が顕著であり、「田畑ならびに山野・屋敷等の境の事、先規まかせたるべし」という奥羽伊達氏の法はその典型である（『塵芥集』一六九条）。「先規まかせ」とはひどく投げやりにみえるが、「境なく入会に刈り候山野」について「山は山、野は野、先規のごとく」とは、入会山野の「作場(さくば)」＝耕地化をつよく抑制する政策を意味したし（同一二二条）、他方、先例をたてに「境相たゝざるの山」に二一年以上の知行年記の成立を策する押領と謀訴をきびしく禁じたのも（同一二三条）、当知行の原則の適用にかかる積極的な規定である。戦国の越前でも、村どうしの山海堺相論・海上網場相論を裁いた大名朝倉氏が、網場については「先規のごとく」と先例主義をとり、山堺は「何れも当知行分においては相違あるべからず」とし、不知行の所を掠め取る方は処罰するという当知行主義をとった（永禄八年、中野貞雄家文書『福井県史』資料編6）。

山野相論の先例主義というのは、「先規」と「当知行」の二つの原則から成っていた。しかも「廿ケ年河野当知行の所は、別儀あるべからず」（同上）というような当知行の法は、明らかに村レベルの山野の用益慣行にも貫かれていた。つまり「当知行」というのは、けっして領主社会に固有のものではなく、早くから名主百姓レベルの山野相論でも「当知行」が主張された事実が示唆するように（応永二十三年カ、禅定寺文書九二）、もともと山野河海の占有は百

姓たちの用益の持続、つまり村の自力によって実現さるべきもの、という在地の慣行に由来するものであり、中世を通じて村落間の境界紛争がもっぱら激しい実力行使に委ねられたのもそのためであった。

中世末に琵琶湖岸の用益をめぐって「中上条々」で「須原村衆新儀を申し出し、蘆の儀何かと申し候へ共、相拘へ御理を申し当知行」と主張した安治村は、「蘆の儀に付て、彼方より何かと申し、取りに来られ候共、一味同心に申し合せ相渡す間敷き事、……高名仕り候はば、惣中よりほうび申すべき事」という村掟を定め、現に村人が隣りの野田村との「えり」＝漁場の紛争で「たたきころ」されると、「惣地下中の用に罷り立ち、不慮に死去」したと認定し、その子に田地役などの一代免許を「惣中より遣」わすという補償措置をとっていた（天正十年・文禄二年、安治区有文書[41]）。中世の村が若衆を中心とする村の武力を日常的に備え、村人の手柄や犠牲に「惣中」として褒美や補償を与える態勢をとったのは、何よりも近隣の村々と対抗し、つねに「惣中」として山野河海の当知行を確保しつづける必要からであった。だが、この山野河海での自力＝当知行の慣行が、のち豊臣期においては喧嘩停止令に触れることになり、この安治の村人を殺した野田村の下手人は領主に捕えられ、村境の川原で断頭の刑に処され、街道に首をさらされたのであった。

山野水の紛争の場を対象に村の自力を抑制する政策は、すでに戦国に現われていた。伊達氏の「用水の法」（『塵芥集』八四〜九一条）もそれで、同じ「先規まかせ」といっても、むしろ毛利氏の「井手・溝・道は上様のなり」に通ずる、先規を超えた新しい裁定原則が顕著である。「用水は万民の助け」「万民をはごくむ道理」などと撫民主義をかかげて、用水・飲み水の独占を排し、堰場や堤の修築の共同を説くなど、水の公共性を私権に優先させ、河川を支配する領主たちの惣領職を規制し、「水闘諍」の現場で問答から打擲・殺人など実力行使に及ぶことを禁じたのである。

「六角氏式目」が「野の事、山の事、井水の事」について、喧嘩・闘諍・打擲・刃傷・殺害や「一庄一郷」ぐるみの合戦相論など、中世的な実力行使・報復・合力を禁じ（一三条）、「所務篇、山林境目の相論等」については「双方



申す所」を聞くとしたのもそれで（二六条）、徳川幕府が家康の「御掟」と強調しつつ、「いかこ（伊香）・あさい（浅井）水問答」について、「年来これなき所にて候も、水ひかせ申すべし」という、先例にとらわれない強力な裁定を示し、あわせて「公儀かるしめ、けんくわなど仕り候はば、雙方御成敗あるべし」と、村々の実力行使を規制しているのも、おなじことであろう（慶長九年、伊香文書『東浅井郡志』四）。

以上のように、先例の尊重を基本原則としてかかげつつも、とくに水論の分野で、水の公共性・緊急性をテコとして、一貫した強い指導力を発揮しようとする、大名の水の法の展開ぶりは注目に価する。毛利家中の法が用水と道路の紛争を主君＝大名の裁断の下におくと明記したのは、その典型であり、さかのぼって鎌倉末の宗像氏の法が領内の特定の山を水源山として規制していたのも、この視点から重要性をもつ。

一方、山野河海の紛争について中分の法をとるのは、今川氏をはじめ武田氏・結城氏などで、「川成・海成の地」など川原・海浜の荒れ地や「山野の地」、あるいは「原か野か山か」の開発をめぐる紛争には、中分を原則とし、もし不満ならば、その所領を没収して他人に与えるとし（「今川仮名目録」三条、「甲州法度之次第」七条、「結城氏新法度」五八条）、洪水によって流路の変動しやすい「川の瀬の論」についても、そこが両方の境界に位置する場合は、川漁をする期間もしくは漁獲物の折半を原則とせよとするなど（「結城氏新法度」六〇条）、鎌倉幕府の山野河海の法にみられた「折中」の原則がうけつがれている。

だが、ここで中分の法が適用されるのは、山野河海の境論といっても、川成・海成の地の「打起」や、もともと証拠も牓示もない原・野・山の「開詰」など、明らかにその開発をめぐる紛争であるのにたいし、伊達氏の先例の法は、むしろその「作場」＝耕地化を抑え「入会に刈り候山野」の維持に重点をおく、という特徴をもつ。近世はじめの大名法も、田畠にかかわる堺論には、「如何様にも検地帳次第たるべし」とか「論所の儀、検地已来の沙汰を以て落着すべし」というように、検地帳主義を掲げながら、「山林・野原・河等、堺目ならびに入相」など、村どうしの入会

相論については、やはり証文・年記の先例や近郷の第三者の証言による裁定を原則とした（「長宗我部氏掟書」五三条、「吉川氏法度」四四・五六条）。

戦国期の山野河海をめぐる裁定は、入会紛争には先例主義、開発紛争には中分主義というように、もともと重点を異にして二元的に行なわれ、さらに近世初期には田畠紛争の検地帳主義とも併存するにいたる。

## おわりに――豊臣の山の法

中世の摂津出灰村は田能村から分かれた枝村で、本村の山を「立相の山」として共同利用する代わりに村役の三分の一を負担してきた。入会山の共同と村役の共同は対応していたのである。ところが天正十五年（一五八七）の冬、豊臣による「在々の山」の「山検地」によって、両村は「山役銭」を別々に納めるよう定められ、ついで「田地検地」でも両村は「別帳」となり「出作分」も整理されたことから、本郷・枝郷の関係も「立相の山」の共同も役の共同も、すべて消滅することになった。ところが、出灰村はその後も「検地（山役）なき時のごとく」に、もとの立相山に「推入りてかり申す」という行為にでたため、村ぐるみ「曲事」と認定され、豊臣喧嘩停止令の発動か、庄屋は籠＝牢に入れられ「惣堂」も焼かれるという制裁をうけた。以後、入会慣行は「田能よりうり候（山役銭を取）てきらせ」る形で持続されることになったが、出灰村はなおも「他村迄もよほし、多人数にて毎日山をかり取」り、相手方を「散々にちやうちやく（打擲）」する実力行使をやめようとはしない（慶長十二年、中舎家文書『高槻市史』四の二）。

田能村は相手方を「検地（山役）なき時のごとく」と非難し、出灰村は山を「両郷の入会」と主張しつづけたように、ここに検地（公儀の山政策）と入会（在地の山慣行）とのまっこうからの対立をみる。在地の慣行を主張する出灰村の自力による対決姿勢が、公儀の処罰によっても変わらなかったことに注目した水本邦彦氏は、ここから、一般に近世の百姓たちは村の権益（百姓成り立ち）が保障されるかぎりにおいて公儀の施策を承認するが、不利益をこう



むる場合は徹底的に対抗したから、公儀の意図は十全に貫徹しえなかった、という注目すべき結論をひきだしている(42)。だが、ここでみる限り、百姓たちのねばり強い抵抗をじかに支えたのは、「立相の山」の当知行つまり山野入会をめぐる中世いらいの用益の事実であり、豊臣期以降もなお公儀の意図がここに十全には貫徹しえなかったとすれば、それは、まさしく田畠とは峻別される山野河海の領域においてであった、とすべきではあるまいか。山野を拠点とした中世農民の「山林に交わる」抵抗の習俗が想起される。

しかも、この事態は明らかに豊臣の体制そのものにも根ざしていた。すなわち、豊臣権力は同じころ播磨で起きた隣郷どうしの草苅山相論に「とかく先規の如くたるべし」といい、「惣別、山林の儀は、御検地の外のことに候あいだ、有来る如く」という、山林と検地＝田畠とを区別する裁定を示し、なお「申事」があれば出頭を求め、双方の「理」を「聞届」け「御諚」によって裁定すると言明して、村の自力解決を排除していたからである（年未詳、芥田文書）。ここに豊臣期以降の山野河海紛争の解決の原則と喧嘩停止令の位置が集約的に示されているといえよう。

この山林と田畠とを区別する方針は豊臣期の山検地にも一貫する。丹波長秀の越前検地は、村ごとに「山手銭、但別印村ヨリ相立共ニ」というように、入会慣行に即して「山手銭」の納付村（地元村）と負担村（入会村）を確定し（天正十二年、矢部宮秋家文書『福井県史』資料編6）、河内の山検地でも、七郷入会の柴山については「苅来り候ほど」と先例に従う方針をとった（同十四年、「観心寺文書」）。文禄三年（一五九四）の太閤検地は、山野河海への関心をより具体的に示すが、「山畠・野畠・川原」の斗代は「先斗代聞届け、その上見計」らい決定せよ、ただしその上限は「先斗代」つまり中世の賦課の先例を超えてはならぬ、「山手銭・浜小成物」の年貢は「堅く指出を申付け、その上見計」らい決定すべしと、現状把握に重点をおき（和泉あての掟、福原文書『太閤検地論』Ⅲ）、浦役・山役・川役・くろがね等を「年貢つもり」とするか「当座の見計らい」とするかはその村浦の躰によれと柔軟であり、その計量化よりは「公方へ上り物」の捕捉を重視する（薩摩あての掟、長谷場文書『太閤検地論』Ⅲ）。

慶長三年（一五九八）の越前検地でも、「山々は御竿に入に（ママ）御座なし」といい、「仕来りの通り」四ヵ村一同の入会を維持する代わり、山手米などが村々家高に応じてかけられ、検地帳の末尾に記載された薪の代・山手銭・油の代・塩浜年貢などは、「高の外小物成」とされ、村高には組み込まれない。その雑多な小物成は中世の先例をうけたものらしく、薪の代には一貫文＝一石の換算がみられる。また河内村では、先の摂津出灰村と同じように、検地改めで入会山を大谷村分と認定されたため、先規のとおり大谷浦の百姓衆中に私振舞をするという証文を書いて、入会を継続することになった（大虫神社文書・向山次郎右衛門家文書『福井県史』資料編6、中山正弥文書『敦賀市史』四上）。

以上のように、天正―慶長期を通じて豊臣の山検地は、山役徴収のため「山手」を負担する村（入会村）と上納する村（地元村）を峻別する方針をとったことから、新しい山論の火種となった。だが、田畠の検地とは別に山々は竿入なしに「指出」とされ、村ごとに先規の「山手銭・浜小成物」など中世の山や海の収取慣行と「公方へ上り物」を補捉することをねらいとし、それも「先の斗代」を超えないという先例重視の方針に貫かれ、山年貢の石盛や村高への組み込みを画一的に強行しようとする意図はみられない。

「山林の儀は、御検地の外のことに候あいだ、有来る如く」という豊臣の山野紛争の裁定原則は、明らかにこのような山検地の方針と表裏の関係をなしていた。近世初期の大名山内氏の法度が「境論」の裁定を「神慮に任せ、御祓にて御鬮次第」としているのも、この事態を象徴的であり（慶長十七年、「山内家史料」二）、田畠の堺論について「検地已来の沙汰を以て落着すべし」と定めた元和二年（一六一六）の吉川氏法度も、「山林・野原・河等、堺目ならびに入相」の相論については、証文や年記など先例による裁定を原則としたのである。

豊臣期から近世にいたる、田畠は検地帳次第、山野は先例によるという境界紛争の処理原則は、「田地領掌の法」は証文により、山野河海は古老の証言によるという、中世初期いらいの二元的な方式を明らかにひきついでいた。戦国大名法をうけて新たに山野水の紛争に村の自力＝武力行使と合力を禁止した豊臣喧嘩停止令が、その先例の場を規



制する独自の役割をになったところに、豊臣期以降の境界領域の法の固有の地位が認められるが、「山のおく、海はろかいのつゞき候迄」ということばに、あまり過大な意義をになわせてはならないであろう。

なおこのあと、十七世紀後半の寛文・延宝期を見通すとき、そこには山検地を契機とした山野の私山化の動向が顕われていて注目される[43]。摂津の延宝検地は、高山嶮岨の地や境目分明の山以外は、「野手・山手の場、ならびに山林」を対象とし（森田文書『太閤検地論』Ⅲ）、その方式も「指出」から「検地」に変わり、重点も「公方へ上り物」よりは村ごとに山の範囲・面積に即して山年貢高を確定することに移り、藪・芝山・山林などの種別・面積・年貢定米高・山名・名請け村名（一村の山か立会山か）が、「小物成所検地帳」に集成された（『箕面市史』二）。山年貢は石盛されているが、中畑斗代の一～五パーセントほどの比率であり、年貢賦課というよりは用益権の標識という性格をつよく帯びた。

入会山が山年貢を負担する農民だけの組や個人に分割され、ついには私山化する傾向が寛文・延宝期から顕著に現われるのはそのためで、越前河野浦では「惣中寄合相談の上」で「配分の定」を決め、三ヵ所の山と山役を本役の者七四人と雑家（本役の半分）二七人に配分したのである（寛文六年、中村三之丞家文書『福井県史』資料編6）。もし近世における山野領有の変質を見通すとすれば、あらためてこの山検地と在地の「山わけ」動向との関連に注目しなければならない。

（1）　高木昭作「近世日本における身分と役」（『歴史評論』四四六、一九八七年）。
（2）　吉村武彦「仕奉と貢納」（『日本の社会史』4、岩波書店、一九八六年）。
（3）　戸田芳実『日本領主制成立史の研究』（岩波書店、一九六七年）、二八七頁。

(4) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九八四年)。
(5) 大石直正「荘園公領制の展開」(『講座日本歴史3　中世1』東京大学出版会、一九八四年)。
(6) 石井良助「中世に於ける入会の形態」(『法学協会五十周年記念論文集』第一部、有斐閣、一九三三年)。以下、小稿はとくに本論文から多くを学んだ。
(7) 勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書、一九八二年)。黒田日出男『境界の中世　象徴の中世』(東京大学出版会、一九八六年)。
(8) 高木昭作「『惣無事』令について」(『歴史学研究』五四七、一九八五年)。
(9) 保立道久「中世前期の漁業と庄園制——河海領有と漁民身分をめぐって」(『歴史評論』三七六、一九八一年)。網野善彦、前掲注(4)書、一一三頁。
(10) 大石直正、前掲注(5)論文。
(11) 森安彦『幕藩制国家の基礎構造——村落構造の展開と農民闘争』(吉川弘文館、一九八一年)。なお、「小成物」は近世に入ると「小物成」とよばれるようになる。
(12) 三鬼清一郎「普請と作事——大地と人間」(『日本の社会史』8、岩波書店、一九八七年)。
(13) 日本思想大系第3巻『律令』(岩波書店、一九七六年)、四七七頁。なお、一連の条文は中国令をうけたものである。矢野建一氏のご教示による。
(14) 小葉田淳『日本鉱山史の研究』(岩波書店、一九六八年)。高木昭作、前掲注(8)論文。
(15) 網野善彦、前掲注(4)書、一二九頁。
(16) 大石直正、前掲注(5)論文。
(17) 高木昭作、前掲注(8)論文。
(18) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)。同『戦国の作法』(平凡社、一九八七年)。
(19) 以下、幕府法・武家法の本文は『中世法制史料集』一—三(岩波書店、一九五五—六五年)により、その理解は日本思想大系第21・22巻『中世政治社会思想』上・下(岩波書店、一九七二・八一年)に負うところが大きい。
(20) 新城常三「寄船考——日本水運史の一問題」(『歴史地理』八四—三、一九五四年)。久保田昌希氏のご教示による。



(21) 網野善彦、前掲注(4)書、一二六頁。以下、鎌倉期の海賊政策については、網野善彦「鎌倉幕府の海賊禁圧について——鎌倉末期の海上警固を中心に」(『日本歴史』二九九、一九七三年)に負うところが大きい。
(22) 徳田釼一『増補　中世における水運の発達』(巌南堂書店、一九六六年、初版一九三六年)。
(23) 久保田昌希「戦国大名今川氏の海事支配について」(『駿河の今川氏』一〇、一九八七年)。
(24) 網野善彦、前掲注(4)書、三〇七頁。
(25) 島田次郎『日本中世の領主制と村落』上(吉川弘文館、一九八五年)、五九〜六一頁。ただし、この見解には、同書、一八一頁以下に修正が認められる。
(26) 大石直正、前掲注(5)論文。
(27) なお、下村効氏はこの見方を批判し、湯起請・鉄火の神裁をほんらい領主の検断・威嚇の法であると主張する。同「『刑政総類』所収の一分国法について」(『栃木史学』1、一九八七年)。
(28) 戸田芳実、前掲注(3)書、第八章。丸山幸彦「九世紀における大土地所有の展開——特に山林原野をめぐって」(『史林』五〇—四、一九六七年)。丸山論文は野田嶺志氏のご教示による。
(29) 保立道久、前掲注(9)論文。
(30) 平沢清人『近世入会慣行の成立と展開』(御茶の水書房、一九六七年)。
(31) 保立道久、前掲注(9)論文。
(32) 島田次郎、前掲注(25)書。
(33) 高橋貴「中世上野における畠作をめぐって」(地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』雄山閣、一九八六年)。
(34) 網野善彦、前掲注(4)書、三〇六頁。高木昭作、前掲注(8)論文。
(35) 島田次郎、前掲注(25)書、五九頁。
(36) 以上は、戸田芳実、前掲注(3)書、第八章による。
(37) 蔵持重裕「中世古老の機能と様相」(『歴史学研究』五六三、一九八七年)。
(38) 蔵持重裕氏のご教示による。

(39)　保立道久、前掲注(9)論文。伊東和彦「西を限る西岸」(『鎌倉遺文』月報一九、一九八〇年)。
(40)　以上は、藤木久志前掲注(18)『豊臣平和令と戦国社会』第二章、および「村の検断と褒美」(『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年)。
(41)　村が山野を「相拘」え「当知行」するというのは、「旱天に理不尽に(薀を)刈り申す」という相手方の村の行為に直ちに対処して「則折合せ、おいあげ、薀を取返す」というように、ふだんに村の自力をもって用益事実の保全につとめることを意味していた。以上、駒沢大学織田信長研究会の多年にわたる安治調査の成果による。
(42)　水本邦彦「村共同体と村支配」(『講座日本歴史5　近世1』東京大学出版会、一九八五年)。
(43)　原田敏丸『近世入会制度解体過程の研究』(塙書房、一九六九年)。



# 第六章　村の当知行

## はじめに

中世の村落に「村の自力」という角度から光をあてることによって、少なくとも十三、四世紀以降の村が、村内の治安、近隣の村々との相論、領主や外敵への対応などのため、日常的に武力を発動できる態勢を、村としてそなえていたことは、しだいに明らかになってきたように思う。

だが今日の目からみるとき、近隣の村どうしの武力抗争というのは、一般の自警・自衛とは明らかに異質であり、むしろ異様でさえある。その根源には何があったか。そのナゾ解きがこの章の主題である。

ふつう村落間相論といえば、何よりも村々のあいだに広がる山野河海をめぐる紛争が主題である以上、村どうしの抗争の秘密を解くカギは、やはり山野河海の用益のありかたそのものの中に潜んでいるにちがいない。そう考えた私は、先に山野河海の紛争解決に焦点をすえて、「境界の裁定者——山野河海の紛争解決」を書き、はじめて「村の当知行」の重要さに思いいたった(第五章「村の境界」参照)。

とくに注目すべき問題は、中世の村を主体とする山野河海の「当知行」のあり方である。村どうしが武力をもって争い合うというのは、ほんらい山野河海の占有は、村の百姓たちの用益事実の持続、つまり「村の自力」によってのみ実現されるべきものという、在地の慣行に由来するのではあるまいか。

ふつう当知行といえば、領主層の間の所領相論の紛争の場が想起されよう。だがその訴訟は、最終的には文書主義

にもとづいて裁定されるのがつねであった。それにたいし、しばしば領主間紛争の基底にあった、「村の当知行」というのは、ほとんどが村どうしの山野河海をめぐる紛争を主題とし、村の古老や近郷の証言によって解決がはかられるのを特徴とした。中世の当知行というのは、けっして領主や田畠屋敷の知行だけに固有の用語や慣行であったわけではない。村もまた独自に山野河海の「当知行」のために闘う主体として、はっきりとその姿を現わしていた事実に、あらためて注目しなければならない。

　いま、このような見通しを得るにいたって、あらためて問題となるのは、「村の当知行」の仕組みや作法は、どのようなものであったか、である。さしあたりは、関係史料に恵まれた琵琶湖岸の村々の事例をもとに、あたかも初夏の渓流におどるアユのナワバリ争いを想わせる、村どうしの地先湖水面をめぐるさまざまな紛争の実態について、「村のナワバリ」という視点から、検討を加えてみよう。

　ふつう「ナワバリ」という観念には、①一定の土地、②その上の独占的・恣意的な権利、③自他・内外を峻別する境界の意識、の三者が含まれているとされる。しかし、いま私の念頭にある「ナワバリとしての当知行」というのは、区画された特別の区域、ないし静態的な領域の占有とは峻別されるべき、実力によってのみ保持される、いわば動態的な勢力圏としてのテリトリーのことである。

　たとえば、死守（シモリ）・庭場（ニワバ）、駆付（カケツケ）場所・草生（クサハエ）場所などとよばれ、「集団的に専有する勢力圏は、他の侵害を許さぬよう生命をかけても守るべきもの」とされた、博徒や的屋（テキヤ）のナワバリ、あるいは動物生態学でいう、行動圏に侵入する同類との直接的な闘争を特徴とする、動物の「ナワバリ現象」のイメージなどを、仮の手掛かりにしようとしている。このようなナワバリ＝テリトリー論は、まだ一つの試みの域を出るものではないが、あくまでも山野河海の動態的な用益事実を土台にすえて、中世の村の武装と村どうしの武力紛争の必然性を解いてみようというのである。(1)



## 一　ナワバリとしての当知行

### 1　山野のナワバリ——湖北の菅浦と大浦の紛争

　文安二年（一四四五）八月二十日、琵琶湖に面した近江菅浦では、百姓等六名連署の申状（菅浦文書一〇八）で、山間にある日差・諸川の地をめぐる、隣の大浦庄との相論について、つぎのように述べていた。

　　目安　菅浦御百姓等謹言上

右子細者、就当庄日差・諸川、自大浦庄依成妨、先度捧目安、……先々如申上、当庄自初以来于今、知行無其陰者也、動為大浦下庄由申上間、円満院宮之長久年中官符明鏡上、当知行無子細条、勿論也、毎度依成妨、代々支証所持仕者也、一作自大浦不可有知行仕事、自往古、菅浦為日差・諸川上者、更不各別在所、以此旨、預御披露、為無為無事御成敗者、御百姓等可奉成喜悦思者也、

　ここで「知行」もしくは「当知行」というのは、菅浦の百姓たちの名を連ねた目安＝訴状で主張されている以上、この紛争地域にたいする、村自身の主体的な行動を指していることは明白であろう。その当知行は、相手方の現場における実力行使（「自大浦庄依成妨」）や、京都への提訴（「動為大浦下庄由申上」）に対抗し、一作も大浦の「知行」を許さず（「一作自大浦不可有知行」）、とする行為を指している。

　菅浦側のいう当知行の正当性の主張は、一見したところ「長久年中官符明鏡」とか「代々支証所持」などと、もっぱら証拠書類（文書主義）に依拠して、平和裏に展開されているようにみえるが、どうやらこの文書主義の標榜は、訴訟で有利な裁定を期待するための、みせかけの文飾に過ぎなかったらしい形跡が濃厚である。

　そう推測するのは、この村に伝えられた文書群のなかには、このときの相論の実情を、「菅浦惣庄」の名で、あたかも一編の戦記物語のように書き留めた、「文安二年乙丑就日差・諸川公事出来由来」（菅浦文書六二八）をはじめ、み

ぎの訴状と同じく「目安　菅浦御百姓等謹言上」と題した、同年七月七日付け訴状の下書きがいく通りも残されていて（訴状の文案をいくども書き直したあとか〔菅浦文書九五・一一二〜三・八一七等〕）、このときの「当知行」の保全が、まことに激しい武力行使の結果であったことを、じつに雄弁に物語っているからである。

たとえば、そうした訴状の下書きの一つによれば、当知行の保全をかけた、係争現地での村々の行動の実情は、つぎのようなものであった（菅浦文書一一二）。

右子細者、……自大浦、山をぬすむ間、草苅鎌を七ちやう取処ニ、当庄者、大浦へ就商人越船を、大浦ニ留処ニ、……大浦仁当庄山ニ入、草苅三日、先当庄仁大浦山へハ不入、其後、彼山へ入処、をしよせ追払、……結句、自大浦、今月四日午剋をしよせ、放火・にんしやう、并ニ田畠ふミあらす、

つまり、両村のあいだでは、山を盗む・鎌を取る・船を留める・押寄せ追払う・深夜に放火刃傷する・田畠を踏み荒すなどの、事実上の合戦＝実力行使がくりかえされていた。また、「ひさし・もろかわのをきかきなり」という端裏書をもつ「公事出来由来」の記すところもすさまじい（菅浦文書六二八）。

○地下若衆、向山へ二卅人、舟十そう（艘）はかりにて入ところを、大浦より大勢をそつ（率）してをしかくる、

○うしろの山、猛勢にてをしよする、地下無勢なれ共、散々ニ合戦す、大門のきと（木戸）ニ火をかくる間、こなたの小家二、煙（炎）上あり、

○敵方は数万騎なり、地下勢は只七、八十人計にてよせあわせ（寄合）、散々に矢いくさ仕、西のおわりニ敵方を追落、六、七人打、あまた手をふ（負）せて引く、高名と云、本意をとくると云、何事か如之、

○七、八十の老共も弓矢を取、女性達も水をくミ、たて（楯）をかつく事なり、

これまた、さながら「村の戦争」を語る軍記の趣がある。

ところが、その翌月に書かれた八月二十日付けの訴状（前掲）は、その直前に現に行なわれていた、これほどの武力闘争には一言も触れず、もっぱら「代々支証所持」と書証の存在だけを強調していたのであった。これはおそらく「中間狼藉」の法に触れることを避け、法による裁定に有利になるよう、意図的に実力行使の事実を伏せた作文というほかはない。つまり、訴状の文書主義の主張だけに目を奪われては、「村の当知行」の現実が激しい実力行使そのものであった、という事実を見失ってしまうことになる。

なお、これより一世紀ほどさかのぼる、貞和二年（一三四六）に、この菅浦では「ところのおきふミ」（端裏書「日指・諸河田畠うりかうましきおきふミ」〔菅浦文書一八〇〕）で、こう定めていた。

日指・諸河田畠をいて、一年、二年はうりかう（売買）といふとも、永代おうる（沽）ことあるへからす、このむねをそむかんともからにおいてハ、そう（惣）のしゆんし（出仕）をとゞめらるへく候、

山合いの日指・諸河の地については、「惣の出仕を停止する」制裁措置をもって、田畠の永代売りをも厳しく規制していたのであった。山野のみならず、そこを拓いてえた田畠をも、事実上の惣有に近い、共同の規制の下に置いているところに、山野にかかわる「村の当知行」の特質がよく認められよう。村の共同知行と共同防衛の態勢は、ほんらい一つのものであった。

### 2　漁場と上乗のナワバリ——湖北菅浦と湖西堅田の紛争

このような「村の当知行」の事情は、「堅田与菅浦海上相論」（菅浦文書三九七）といわれた、琵琶湖の漁場（「うミのりやうば」〔菅浦文書九四四〕）紛争についても同じであった。

この漁場の用益については、湖北の奥の菅浦は、琵琶湖のはるか西南端の堅田と自主的に協定を結んで（「面々よりあひ……かたくさためおき」〔菅浦文書三九六〕）、菅浦の浦前十八丁の内は「堅田人々あミをうたせす候所」と決めていたが、やがて堅田の若者たちが、菅浦の前浦でひそかに「夜々ニあミを打」ちはじめ（菅浦文書三九三）、ついに

は、公然と「日中ニまゑのうらにてあミをうち」続けるようになった。その結果、前浦の現場では、

わかき物ともはしりいて、、あミをむはい候ハんとし候ほとに、たかひニらうせきにおよひ候ところ、もちろん二候、しかハ候へとも、にんしやう・せつかいなんとにもおよはす候、

という、両村の若者どうしの狼藉＝衝突となった（菅浦文書三九五）。菅浦側では刃傷・殺害には及ばずと申し立てているが、その真相は「堅田の物ともあまたにんしやうせられ、舟をうちやふられ」たばかりか（同三九二）、後日の証拠として、網三畳を差押えられる（「為後日証、網三畳取置候」（同三九三））、という大きな騒動であったらしい。

なお、海上（漁場）相論で相手方の網を奪い取るというのは、川漁相論の場で網・カギを差し押え、山野相論の現場で鎌・斧を取るのとも共通する、村の紛争処理の作法であった。みぎの事実もよく示すように、ナワバリ争いは無軌道な暴力だけの支配する場であったわけではなかった。在地のナワバリ争いには、暴力のとめどない反復を回避するための、さまざまな習俗や作法を成立させていたが、その規範もまた「自力次第」の原則に支えられていたことは、いうまでもない。

一方、堅田浦では、琵琶湖の全水面について、「湖九十九浦知行」や「ミツウミ十二コホリノ知行」を主張して、「上下ノ舟ニ海賊ヲカ」けていた。その実態はつぎのようなものであった。

○東ノ切ハ舟ワタシノサキナレバ、……宮切ト数度取合テ、カチセン度々ニ及トイヘドモ、北ノ切ニカツコトナシト伝タリ、……何事ニモ、ニシウラ・イマカタ・東切、一味ナレドモ、カタザルナリ、

○堅田四方ノ兵船ノテツカイヲモテ、命ヲチリアクタニカロンジテ、セメ入、コミクツシ、焼ハライ、本意ニ落居ス、仍、関上乗ヲ取返処也、殿原モ全人衆モ双方、切限ニ一切々ノスイ兵、一艘々ニトリノリ〳〵、ソノタ、カイ、名ヲ末代ニ残ト……

○上乗ヲウリカイニシテ、タチハ〳〵ヲサウコクシテ、命ヲ果コト度々ナリ、カクスル程ニ、浦々知行ニナスコト、永正□年ニ至テ二百余ケ年、



つまり、堅田の湖民は切＝浦＝村ごとに、自ら武装して互いに内部で抗争し合うとともに、また四方＝惣庄に結集して、外にたいしてつねに臨戦態勢をしいていた。それはかれらの生活拠点たるタチハ（立場）＝ウハノリ（上乗）圏＝湖水面が、ほんらい共同体の自力（武装と闘争）によってのみ保全されるべき、ナワバリとして存在していたことに由来していた。堅田の湖民は、もともと海賊衆が海のナワバリに命をかけて生活する存在であったがゆえに、武装や闘争とは不可分の関係にあった。この事情は、山野河海の用益に生活をかける、中世の村々に広く共通のものであった。

このような湖上の水先案内権をめぐる実力によるせめぎ合いを、先にみた村々のナワバリ争いと重ね合わせてみれば、事態の性格はもはや明白であろう。「立場」ともいわれた上乗権の場をはじめ、漁場・蘆刈場など琵琶湖水面のさまざまなナワバリとその用益が、まさしく当事者どうしの生命をかけた「相剋」に委ねられていたことは疑いない。ただ、沖の上乗権を「当所知行ノ奥」とか「九十九浦々知行」と主張する堅田も、漁場については、菅浦との間に、「浦前十八丁」という菅浦地先水面の占有をめぐって、個別の協定を結んでいた。同じ湖水面のナワバリといっても、奥＝沖合水面と浦前＝地先水面とでは、明らかに性格を異にする用益の慣行＝ナワバリの作法が成立していたのであった。[2] 本書第五章で、山野河海を棲み分け的な共同の場とみたのは、このような関係を指すものであった。

### 3　蘆刈場のナワバリ——湖東の安治・須原の紛争

中世の村人たちにとって、村の山野河海の用益というのは、このように実力の作法によってのみ実現さるべきものであり、村の自力こそがその当知行を保障する真の力であった。「村の当知行」というのはこのことで、その事情は琵琶湖東岸の野洲郡安治村でも同じことであった。ここでは二つの例をあげよう。

その一、天正初年ころ（「天正三年(一五七五)正月候哉」）の湖岸の蘆刈り場紛争を記した、「安治村申上条々」[3]の冒頭で、村自身が蘆の用益の事実を「当知行」とよんでいた。

一、安治村蘆之儀、永田刑部少輔殿御知行分として、先規より安治村才判仕候、然処、永原大炊介殿御尋ニ付而、
須原村衆新儀申出、蘆之儀何かと申候へ共、相拘、御理を申、当知行仕候事、

と安治村自身で申し立てているのがそれである。

ここで安治村の主張する「当知行」の内実は、①ながく村で「才判」してきたという先規＝先例、②他村の「新儀」を排除し、自力によって現実に「相拘」えている用益事実、③「御理(ことわり)」＝提訴による「当知行」、つまり領主からの安堵の獲得、という三点であった。この主張は、これとほぼ同内容の「条々」（案、後欠、安治文書補遺一）でも、

安治村之蘆之儀、先年ヨリ永田刑部少輔殿御知行之処、天正三年正月候哉、従須原村新儀成事申懸、北村奉行ニて、早天ニ理不尽ニ苅申処、則折合、おいあけ、蘆を取返申候事、

と申し立てた通り、明らかにみぎの②が主張の核心をなしていた。

つまり、須原村の「新儀」というのは、須原村が夜明け前をねらって蘆刈りを強行した事実を指していた。また安治村の「相拘」というのは、須原村のこの盗み刈りの動きを、安治村がいちはやく察知してただちに現場に急行し、相手方を実力で排除して、刈り取った蘆を奪い返した、という行動を指していたのであった。

安治村では、この厳冬の季節でさえ、夜明け前にも蘆刈り場を監視し、大挙して緊急出動もできる、臨戦態勢をとっていたわけである。一方の村の「新儀」も、他方の「相拘」もともに、村としての緊迫した自力保全・実力行使を意味していた。じつにこれこそが「村の当知行」維持の核心であった。

その二、天正十年（一五八二）二月二十八日付け、村の「おほへ(覚)」（安治文書四八）によれば、この年にも、安治村は須原村と「よし(蘆)出入」＝蘆刈り紛争を起こしていた。その様子はつぎのようなものであった。



上様(織田信長)之御用与被仰候て、安治村よし御からせ候ニ付而、す原(須原)村よりも、よし御座候由、上様之御使衆へ、雖申上候、皆々御理申上、近郷之人足御あめ(つ脱カ)被仰付候、兵主之郷之内、堤村・井口村・六条村・野田村・五条村・す原村、此人足お以、出口之しは(芝)へ御上させなされ候、す原之物(者)共、我々かちかき(近)処へ上申度、と申候て、則舟にてつミあけ候へ共、此方之しはへあけ(揚)させ申候、

すなわち、織田信長（「上様之御用」）に献上する「よし」を刈るため、安治村・須原村など兵主(ひょうず)郷七ヵ村で「人足」を出すことになった日、現地に出向してきた四人の「上様之御使衆」に向かって、須原村が自村のナワバリの「よし」をもって「御用」をつとめるよう申し出ると、これに対抗して、安治村もまた「御用」のために「安治村よし」を刈りたいと「皆々御理(ことわり)申上」げ、いずれとも決着のつかぬまま、刈り取りがはじまった、という。

なお、「安治村物之帳」同年三月八日条は、このやりとりを「在所之物共（安治惣中が）皆々まいり、……此理申入候へハ、（上様上使衆がいうには、今度刈る蘆が）其方之領之内にて候ハヽ、す原村へ其分御申し候ハんと御請取（請け合ってくれた）」と書き留めていた。上使衆を前にした村々の生々しい思惑にもかかわらず、上使衆は現地のナワバリ争いに積極介入する姿勢を示してはいなかった様子である（安治文書四七）。

やがて上使衆は、七ヵ村の人足によって湖岸で刈取った「よし」を、出口の芝（出口は安治村のうち湖岸に面した小字の名、中主町役場所蔵の明治六年安治村地籍図による）に、荷揚げするよう指示した。だが須原側は「我々かちかき処」（須原地内）へ陸揚げしようとはかって、「舟にてつミあけ」たが、安治側はそれを阻止し、「此方之しは」（安治地内）に「あげさせ」た、という。

おなじ「安治村物之帳」同日条も、この経緯を「後日おほえため」にとして、

安治浦之蘆、御上様へ被召上候付而、かのす原村より、何ものかけくミ(懸組)、……我々(須原)領ない(内)おき候ハん、と申入候へ共、此方(安治)之領之内ニおき候、

と書き留めている。

これらは、いずれも安治側の一方的な言い分であるから、すべてを鵜呑みにはできまい。だが少なくとも、隣り合う二つの村が、実力に訴えてまで、湖岸の水辺で刈取った蘆を、それぞれ「此方之しば」「我々領内」へ荷揚げしようと競い合った、というのは事実とみてよいであろう。おそらくそれは、刈取った御用の蘆を「此方之しば」つまり自村の地先に陸揚げすることは、蘆がその村のものであることを意味したからにちがいあるまい。それは、蘆のナワバリの帰属を左右する、「村の当知行」争いの焦点をなしていたのであった。

海浜のさまざまな用益をめぐって、中世社会には「両方山の懐内は、その浦に付て漁仕る」とか、「磯海は陸地に就て進退せしむ」という、磯海＝浦の地先水面はその地元の浦のものという、いわば属地主義的な磯海（地先水面）用益の慣行が、「浦々の習」とか「浦々の大法」などとよばれ、広く形成されていたことが、よく知られている。[4] みぎの争いからみて、ここ琵琶湖岸の村々にも、そうした在地の習俗が成立し、村の自力によって維持されていたのであった。

## 二　村の当知行安堵

さて、刈取った蘆を自力で「領之内ニおき候」ことに成功した安治村は、やがて、御用の対象となった蘆が紛れもなく「安治村よし」であることを、公然たる既成事実として、在地の口入衆（地域の紛争処理システム）に認めさせ、その事実を根拠に、ついには領主からも安堵の裁許をかちとる。この経緯について、天正九年（一五八一）四月のできごとを中心にすえて、以下、1〜4の段階をおって、追跡してみよう。

### 1　当知行安堵の手続き



(1)　（天正九年）四月十三日、安治村は在地の口入衆七名の連署した、一通の手紙を受け取っていた（折紙、安治村各様宛、安治文書三七）。

　今度、御在所与洲(須)原村之出入儀付而、各御口入之筋目、御同心畏入候、然者、彼在所衆召連、於兵主彼岸所、皆々御礼可申入候間、先へ御出候て可給候、恐々謹言、

というのが、その全文である。安治・須原の紛争について、われわれの調停（口入）に両者とも同意してくれたので、須原村衆を同道して兵主郷の総鎮守・兵主神社の彼岸所で「御礼」を申し入れたいので、先に神社へ来ていただきたい、というのである。

どうやら須原衆は、この口入衆に連れられてしぶしぶ出頭する、不本意な立場におかれており、安治村衆は待ちうけて「御礼」を受ける優位に立っている様子である。この書状が折紙に書かれ「安治村各様」という充所をもち、ことばづかいも丁重で礼をつくした手紙であるのは、そのためらしい。

連筆で書かれた署名は、難解でよく読みきれないが、なんとか判読できる堤五郎右衛門尉某・神館某・六条与太郎某など、連署衆の苗字からみるかぎり、堤・六条は兵主郷の村名、神館は兵主神社の神主というように、いずれもここ兵主郷の有力者たちで、織田信長の下級の奉公人になっている者もいたらしい。だから本文で「各御口入之筋目」というのは、いわば「近所之儀」によって、郷内の須原村と安治村の「出入」＝紛争に介入した、在地の中人集団の調停工作を意味していたことになる。

兵主神社といえば、安治村のすぐ隣りに、いまなお立派な社殿と広い境内を誇る、兵主郷一八ヵ村の鎮守である（「いろ〳〵帳」安治文書一）。その境内にいま彼岸所はないが、社蔵の古図には確かに描かれている仏教的な空間であり、そこがこの紛争後の「御礼」の場にとくに選ばれていた。

(2)　こうして在地の口入が成立し、現地の紛争が落着してから半月たった、四月二十八日付けで「安治名主百姓

中」宛てに、領主の織田信長方から、奉行人二名（宮野[illegible]）の返書で、

安治浦よし之儀付而、須原村より色々出入、雖申懸組候、兎角、如前々申付上者、向後、無異儀可令知行者也、

という裁許状が届いていた（全文、安治文書三八）。

すなわち、領主は安治村を勝訴と認定し、係争地の蘆を「安治浦よし」として「前々」通り村で「知行」することを公認した、「名主百姓中」つまり村宛の裁許＝安堵状であった。明らかに村が山野河海の知行の主体として、領主から認められていたことになる。

のちに「安治惣代」は、この裁許状を指して、「安治村へ、蘆如前々可致知行旨、両御代官衆より御一行」といっている（天正十一年正月二十一日付け「一札」安治文書六〇）。村ではこの裁許状を領主の知行安堵状とみなして、とくに重視していたことがわかる。

(3)　なお、この裁許をえたその日「安治惣中」は、「今度よし公事之儀付而、樽銭」、つまり領主の安堵にたいする洒代＝礼銭を差出していた。中世の村では、裁判関係者に付け届けするのも、勝訴の後に礼銭を贈るのも、紛争の現場での実力行使と同じく、「村の自力」の一環にほかならなかったからであろう。

その礼銭の割振りは「惣中次(なみ)」とされ、村の成員（惣中）が均等に負担すべきものとされた。その礼銭を出せなかった貧しい村人は、二人の請人＝保証人を立てて、念書を書かされているから、「樽銭」はあらかじめ村がまとめて立替え払いしていた様子である（安治文書三九）。これとよく似た例が堅田にある。

地下住人(チケチユニン)ノ枠(カセモノ)トハイヘドモ、配当(ハイタウ)ノ礼銭(レイセン)ナキ人ハ、ソノ砌地下(ミギリチケ)ノ別(ワカレ)ヲナス、又人(マタヒト)ノ下人(ケニン)・下部(シモベ)・譜代(フタイ)ノモノニハ、出銭(シユチセン)ヲイタサセズ、（「本福寺跡書」一七五頁）

というように、堅田では、正規の村の成員（地下住人）であっても、割り当てられた礼銭が負担できなければ、その地位を失う（地下ノ別ヲナス）べきものとされ、成員外の人々（下人・下部・譜代ノモノ）は、その割当てからも除かれていた。だから、安治の樽銭もやはり、正規の惣中＝衆中だけにかけられ、もし払わねば「衆中」から外されたのであろう。

(4)　また、その同じ日、安治村は「定　安治村よしの掟之事」という、村掟を定めていた。その内容は、蘆相論というナワバリ争いの総括ともいうべきものであったが、その意義については、つぎの第三節「自力の村掟」で、詳しく述べよう。



## 2　安堵の過程の特徴

以上の安堵獲得の過程で、とくに注目されるのは、以下の諸点である。

第一に、あたかも大名法廷での独自な裁判の結果のようにみえる、四月二十八日付けの領主側の裁許＝安堵状が、じつはその十三日に在地でまとまった、中人集団による「口入」つまり共同裁定と、「皆々御礼」つまり当事者どうしの和解儀礼の終了をふまえて出されていた、という事実である。明らかに在地の共同裁定とその実現が、領主側の裁許と安堵の前提となっていたのであった。

先に「村の境界」（本書第五章）で、中世から近世にかけて、田・畠・屋敷の紛争は、文書や検地帳によって裁定されたが、山野河海の紛争処理は、もっぱら用益の事実と在地の証言に委ねられた、と指摘したのはこのことである。この事実は、ともすれば権力の保証だけに過大な意義を与えがちな、これまでの傾向にたいする、大きな注意信号になる、というべきであろう。

第二に、「彼の在所（須原村）衆を召連れ、兵主彼岸所において、皆々御礼を申入るべし」という、在地の調停集団からの手紙は、「よし」をめぐる「出入」について、在地の調停で須原村を負けと判定し、同村の名主百姓たちに謝罪の礼をとらせるから、郷社の彼岸所で待っていて欲しい、というものであった。

こうした「御礼」申入れ、つまり「わびごとの作法」の意味をとくによくうかがわせるのは、同じ近江の甲賀郡檜物下庄の例である。永禄年中のころ、この村が隣りの石部三郷と激しい水争いの喧嘩をくりかえした末、実行使にルール違反を犯したらしい。その収拾に乗り出した、近郷の「異見」つまり在地の共同裁定の結果は、檜物下庄宛てにつぎのように通告された。

檜物名主中、二階門悉被伐破、可有放火候、若二階門無之候者、内門ヲ可放火候、并本人名主中、家次一人宛、墨衣入道にて、石部三郷名主中得、河田宮鳥居之前にて、可有御礼儀候之事、

すなわち、檜物村の名主中は、それぞれ屋敷の二階門か内門を壊して焼き払い、名主本人が家ごとに一人ずつ、「墨衣・入道」つまり坊主姿で名も変えて、地域の中枢をなす河田神社の鳥居の前で、謝罪の「礼儀」をとるように、というのである。(5)

先の須原村の人々が、これと同じ作法で謝罪の礼をとったかどうか。それは明らかではないが、「御礼」の場所に神社のなかの彼岸所という仏教的な場が選ばれているのは、「墨衣・入道」に対応する謝罪の手続きを連想させて、興味をひかれる。紛争のあとの謝罪のために髪を剃るという習俗は、アフリカのヌアー族などにもみられるから、ほんらい仏教とは無縁のものであったはずであるが、中世末の日本では仏教的な儀礼をとるべきもの、とみられていた形跡がある。

第三に、安治村の安堵獲得の背後には、じつはもう一つ、「上様之御用」をつとめるかどうかが蘆の占有権のありかを左右する、という事実があった。

詳しい事情はのちに述べるが、文禄二年（一五九三）三月、「のたもの、安治村ゑりよしの内へ、あミおひきニ度々来候間」という、同じ湖岸で隣り合う野田村との「えり」＝地先の漁場紛争の現場で、使いを派遣して、相手方の退去を要求したとき、その使いに「御上米お出ゑりよしにて候間、早々罷帰候へ」という口上を述べさせているのも同じことであった（安治文書八六）。つまり「御上米」を出す「ゑりよし」であるという事実が、村のレベルで「安治村ゑりよしの内」である、ということの公的な根拠として主張されているのである。



いま、安治区有文書のなかに、「惣中弁」と特記された、この時期のよし公事・えり公事など、公事＝特産物上納にたいする請取状が、村の大切な証拠書類として、集中的に伝存されている。それはおそらく村として「上様之御用」「御上米」つまり領主の課役をつとめることが、同時に、その村の「よし」や「えり」の用益権が公認されることを意味した、という事情と無関係ではありえないと思われる。

第四に、須原側の提訴によって、領主の法廷では、双方の尋問も行なわれていた。織田方の奉行人から「安治名主百姓中」宛てに、

当郷与洲原堺目之懸組、明日双方聞届、可申付候、従未明、可罷越候、若於由（油）断者、可為越度候、（折紙、安治文書九〇）

つまり、明日未明に出頭せよ、さもなくば敗訴とするという、一見かなり厳しい召喚状が出されていた。同十一年正月に「安治惣代」が、

安治浦蘆之儀、従須原村、御上様御代官中へ、出入申上ニ付而、双方被召寄、被成御尋候、（安治文書六〇）

といい、須原村から領主への告訴によって、双方ともに召喚され尋問された、と申し立てているのは、この事実を指している。ただし、村の提訴のしかたをみると、領主に絶対の保証を期待していたというのではなかった。

その間の事情は、「安治村中上条々」（安治文書六五）で、安治村が須原側の度重なる露骨な提訴ぶりを、こう申し立てているのが、おそらく真相であったと思われる。

○永原大炊介殿御尋に付而、須原衆新儀中出、

○其後、佐久間殿御代にも、須原衆何かと中、

〇上様（織田）御蔵入御代官御竹（長谷川秀一）さま・三十郎（野々村正成）殿御代ニも、とかく又、須原衆中上候間、
〇定城州（進藤山城）さまへも、事新可申上候共、

つまり、いつも敗訴を重ねていた須原側が、永原・佐久間・織田・進藤などあいつぐ知行人の交替期つまり領主の代替りの機をとらえて、失地回復をねらう形で、新しい領主に訴訟を起こしてきた、というのである。

ただ現実には、この「よし出入」に安治村が領主から知行安堵の裁許をえたのは、まさしく「上様の御用」の場で双方の村が試みた、上様の御使衆への中上・御理の応酬と、兵主郷七ヵ村の人足の見守る、蘆刈りの現場でのはげしい実力行使の成果、それをうけた在地の口入の帰結であり、けっして領主法廷での闘争だけの結果ではなかった、という事実によく注意しておきたい。

## 三　自力の村掟

なお注目すべきことに、領主側から裁許＝安堵をかちとって、ナワバリの平和を約束されたはずのその当日（天正九年四月二十八日）に、安治村は「定安治村よしの掟之事」という、戦闘的な村掟を定めていた（安治文書四〇）。この意外な事実はいったい何を意味したか。掟は七ヵ条から成っていたが、まず第一条から第五条にわたって、琵琶湖岸の水辺の蘆について、村内部の共同用益に必要なルール五ヵ条を申合わせ、

一、十月以前ニ、如何様之ひま入候共、可苅事、
一、此衆中之内、私用所御入候共、皆々次半分定、可取之事、
一、公方用之儀候ハヽ、皆々配当を可進之事、
一、かれよしニ付、少成共ぬけかけニかる物あるニおいてハ、過怠銭可為五百文候、其内そ（訴）人ニおいてハ、三百文可参候事、



一、あをよしまておかるニおいてハ、過怠銭如右候、

と定めていた。難解な点も多いが、その大意は、①十月以前にいっせいに蘆の刈り取りを終える、②「此衆中」の私用の蘆は「皆々次（なみ）半分」を取る、③「公方用」を出すときは自分の配当を分担する、④枯蘆を「ぬけかけ」に刈る者には「過怠銭」＝科料五〇〇文を課し、その「訴人」つまり盗刈りを密告する者には三〇〇文（科料の六〇パーセント相当）を褒美として与える、⑤青蘆刈りもこれに準ずる、というのであろう。

「此衆中」という以上、おそらくこの村で一軒前（一人前）の蘆の共同利用権をもつ標準的な村の成員だけを指すものとみられ、村の共同利用といっても、蘆刈りがすべての村人に均等・平等に開放されていたわけではないことをうかがわせる。「衆中」の「私用」の権利は「公方用」の負担とも対応しており、もともと荘園領主に納める公事を指した「公方用」は、この信長直轄の下では領主役の負担を意味していた。

さらに、第六・七条では、近隣の村々との蘆刈り紛争に備えて、

一、当浦之よし、隣郷よりぬすミ取候物をとめおき、舟おあけするニおいてハ、ほうひとしてひた三貫文、惣中ヨリ可出之事、
一、よしくさ口論之時、見かけ・きかけ（聞）ニいてさる物ハ、過怠銭ひた五百文、惣中ヨリ可被取事、其上、兎角之儀候ハヽ、惣中ヨリ中をたかい可申事、

という、村の褒美と制裁つまり賞罰二ヵ条を定めていたのであった。⑥隣郷に盗まれた蘆を取り返し、相手方の船を差押えるなど、隣郷の「ぬすミ取」を阻止する手柄をたてれば、「惣中」つまり村として褒美三〇〇〇文（科料の六倍、密告の褒美の一〇倍）を与えるが、⑦もし知りながら「よしくさ口論」＝紛争の現場へ出合わない、故意の非協力者には過怠銭五〇〇文を課し、悪質なものは中違＝村八分に処す、というのである。「よしくさ」とは蘆のことか蘆と草なのか判然としないが、もし後者であれば、「よしくさ口論」は村の農業経営全般に深くかかわる草刈り場相

論でもあったことになる。

第一に、この掟のねらいは、村内では、蘆刈りの時期を協定し、「ぬけかけ」を排するなど、蘆の共同用益を実現するために、村としてのルールを確認すること、他村にたいしては、「当浦之よし、隣郷よりぬすミ取」を実力で阻止し、「よしくさ口論」には村を挙げて対処することを確認することにあった。まさに闘う村の掟である。村内で蘆の共同利用を維持する態勢と、村として排他的に蘆の占有を確保する態勢とは、表裏一体の関係をなしていた。これこそが中世の村の山野用益の大きな特徴であり、また「惣」の結合を支える基盤でもあった。

第二に、村落間紛争の手柄にたいする褒美（三〇〇〇文）が、村内のそれ（三〇〇文）のじつに一〇倍と桁外れに高く、村落間紛争の非協力者には、過怠銭つまり科料のほかに、中違という村八分の制裁措置までも組み込まれていることである。(6) さらに犠牲者への手厚い補償措置（後述）をみても、中世の村が村どうしのナワバリ紛争にどれほど大きな力点をおき、その態勢作りにつとめていたかが、じつによくうかがわれる。

第三に、ほんらい特権的な「衆中」の利害が、みぎのように「惣中」全体の規制に転化されえていることである。それはおそらく「衆中」が惣規制を体現していたのと、水辺の用益がいわば村入会の形で「衆中」以外にも部分的に開放されていたことによるとみられるが、さらに桁外れに高い褒美を設けたのは、それによって、自力による用益保全の態勢への参加を、「衆中」を越えて広く「惣中」全体に向かって期待するためであったのではあるまいか。中世の村は軍事や検断の遂行にあたって、しばしば賞金のほか村内身分の変更の措置までも含む、幅広い勧賞の措置を講じ、閉鎖的で階層的な村の体系を越えて、広く人々の参加と協力を求めていたが、それは、閉ざされた村の「自力」の発動を活性化するうえに、不可欠の装置であったといわなければならない。

第四に、このように極めて戦闘的な態勢をとる村掟が、意外にも、隣村との紛争に勝利し領主から安堵状を得た、まさにその日に定められているという事実である。この裁許を得た安治村は、長年にわたる隣村（須原村）との蘆刈



り紛争にひとまず終止符を打ったと判断し、これを機に蘆の自力保全の態勢をあらためて整備しておこうとしたにちがいなく、頼るべきは何よりも「村の自力」と、「惣中」が考えていたことがよくうかがわれる。

ところで、さらに翌十年十一月、この安治村は「惣中」として「定　条々掟目之事」三ヵ条を定め、その第一条で再び、

一、今度蘆之儀ニ付而、彼方より何かと申、取被来候共、一味同心ニ申合、相渡間敷事、自然何用之義仕候共、惣中〔として相〕唀可申事、高名仕候ハヽ、自惣中ほうひ可申事、

と申し合せていた。(7) 他村が理由をつけて蘆刈りに来ても、絶対に蘆を渡さぬよう、惣中で共同して対処し、手柄をたてた者には、村として褒美を与えるというもので、その趣旨は前年の掟と同じである。「一味同心」とか「高名」などという、武力行使を前提とした文言を掲げて、共同のナワバリを守るために、村の態勢を再確認しようとしているのである。

天正十年十一月といえば、この地域の領主でもあった織田信長の支配を崩壊させた、本能寺の変のわずか半年後のことであった。同じ掟で村人は「らん(乱)とゆき候共」と記して、激動する世情に不安をにじませているが、村のナワバリ争いは地域の政治の変動とも緊密に連動していたからである。

## 四　村の補償と制裁

このような村の戦闘的な当知行の保全、つまり村どうしのナワバリ争いの態勢は、村による褒美や補償や制裁の措置によって、日常的に支えられていた。村掟に明記された「高名仕候ハヽ、自惣中ほうひ可申事」という規定がそれであるが、これはけっして空文ではなく、現実に発動されていた。たとえば、文禄二年（一五九三）四月十六日、安治村「惣代」の六名が連署して「さいしやう」宛てに発行した、

今度、彦四郎惣地下中之用ニ罷立、不慮にしきよ（死去）仕候間、則其子さいしやう（宰相カ）壱代めんきよ（免許）、惣中より遣候、但主
水帳田地分やくき（役儀）以下までも可有内（同カ）前候、仍如件、

という証状がそれである（案、安治文書八六）。このたび村人の彦四郎が「惣地下中之用」に立ち不慮の死をとげたので、「惣中」として、まだ成人していない息子（宰相か）一代の間は役儀以下を免許する、というのである。村の犠牲者にたいする村としての補償の措置であった。いま伝わっている証状は、袖に「あと書」とあるから、村に保存された控えである。しかし、原本にかなり忠実に写したものらしく、わざわざ折紙を用い、「さいしやう殿参」という宛所も所定の見返し上書きの位置に記し、さらに見返しの余白（ふつうの文書形式なら裏にあたる所）には、この免許のいきさつをくわしく説明した、つぎのような覚書を付記している。

此めんきよハ、のたもの安治村ゑりよしの内へあミおひき二度々来候間、御上米お出ゑりよしにて候之間早々罷帰候へと、為使彦四郎遣候へハ、のたの与十郎・孫三と申者、彦四郎たゝきころし候間、則孫三と申もの野田村よりからめて出、あわちへ引、御奉行衆ハいゑやすさま衆（中略）、六条西井口領かわらにて、文禄二年三月廿七日ニせはい（成敗）仕候、則くひ（首）ハひる田ちや屋之南ニかゝう（戸口カ）ニかけおき申候、

すなわち、この課役の一代免許というのは、隣りの野田村との「ゑりよし」をめぐる度重なる漁場相論の現場で、安治村を代表して相手方に口上を述べる使者に立って「たゝきころ」され、村の犠牲になった彦四郎の息子に対する補償措置だ、というのである。湖東の磯海の当知行の維持もまた、村人の命をかけたナワバリ争いに委ねられていた。この措置は、

一、在所ノしせつ（使節）行、万ニ一ツ下し人ニたち候人ハ、その人のそうにやう（総領）一人ハ、万年まんさうくし（万雑公事）五めん（御免）たるへく物也、

という、同じ近江の岩倉惣の掟ともほとんど同じ趣旨で（岩倉共有文書「申さたむる条々」）、激しいナワバリ争いと補償の態勢は、少なくとも同地域の村々に共通のものとなっていた。

注意したいのは免許＝補償の内容である。その主文で「壱代めんきよ（免許）」を「惣中より遣」すといい、ついで但書の形で「主水帳田地分やくき（役儀）以下までも……同前」と付記しているから、主文では村役・村仕事の一代免許をいい、但書では検地帳登録地にかかる役儀つまり領主役もこれに準ずることを付記しているわけである。彦四郎は検地帳に田地を名請けする村の百姓であったことがわかるが、また天正九年に「惣中次」の「樽銭」を払えなかった村人の請人＝保証人にも立ち、同時期の「指出」など土地台帳類にも名請人として姿を見せているから、惣中では標準的な（一軒前の）成員の地位を占めていたのであろう。

水帳田地分の役といえば、石高を基準とした高掛りの課役にちがいないが、村役の方は「弐間之一つニよるにおいてハ、本やく可仕事（弐間の一つニ於仕者、万かやくお一間分可取事）」というような、本役＝家役の掟からみて[8]、家を単位としたいわゆる家軒役であったらしい。つまりこの免許は、村役＝家役と領主役＝高役の双方を一代かぎり免除すること、を意味していた。

なお、村が領主役を免除するといっても、領主に役儀をつとめないというのではなく、それを「惣中」が肩代りすることを意味していた。傍例は多い。たとえば、天正十七年八月、同じ湖東の浅井郡中野村が、隣村と「於井頭、双方出合、井水令相論、互刃傷」という激突をくりかえした末、「惣中之名代に立」って喧嘩停止令の犠牲となった清介の息女のために、「惣百姓より、清介かゝゑの田畠ニ、夫役之儀、永代惣村中より除申候」という措置をきめているのも同じことである（第二章、事例H参照）。

この「清介かゝゑの田畠」にかかる「夫役」は領主役であったから、このとき惣村では、この措置をわざわざ領主に届け出て、「為地下人、清介跡目・夫役之儀、可免遣旨尤候」という許可状を交付されていたが、領主側はこの免許に、「跡職」の確保と娘の養育は「惣村」の責務として「疎略仕間敷」きことを条件としたのである。ここでも村

の犠牲者への補償と肩代り策が、まさしく「惣百姓」と「惣中」の村請けによって実現されていたのであり、領主側もこの措置と態勢を領主役に支障のないかぎり容認するのが慣例であった。(9)

## おわりに

「ナワバリ現象」の視点といっても、山野河海が上位の領有の体系に包摂されていることまでも否定しようというのではなく、その現場における当事者の占有の実現そのものが、まさしく近隣の村々（共同体）のあいだの、命をかけた用益事実の保全に委ねられていた、という事実に注目してみたいのである。山野河海に関するかぎり、中世の村どうしは、その用益をナワバリとして自力保全し、その用益事実を持続的に維持しうるかぎりにおいて、そこに村の権益と慣行を「先例」として主張しえた。

このような山野河海の用益権というのは、上位の所有権に制約される下位の占有権という概念とは別のもので、山野河海にかかわる「村の当知行」は、自力で確保できるかぎり自らのテリトリーでありうるという、動物の「ナワバリ現象」のような、きわめて動態的な用益事実を表わすことばとして、歴史的には成立していた、とみることができよう。当知行ということばは、ただ本知行の反対概念であるにとどまらず、村レベルでは山野河海のナワバリ的な知行の現実を表わすことばとして、中世社会に独自の意味を帯びていた、といわなければならない。「村の当知行」の核心には「ナワバリ現象」の本質が秘められ、そのまわりに、「鎌を取る」とか「浦々の大法」というような、さまざまな作法や慣行が形づくられ、それさえも村々の「自力次第」の原則によって維持されていたのであった。

以上の「村の当知行」をめぐるナワバリの視点は、まだ、村によるたえざる山野河海の自力保全の行動に着目した、未熟な試みにすぎず、用語の内容を豊かに規定するには、さらに多くの史実の掘り起こしが必要であるが、これまでの諸研究にも数多くの重要な手掛かりがある。



その一、ナワバリ論としては、中世史の分野に、黒田日出男氏の狩猟場としての立庭論があり、立庭＝タテニハとは猟犬が猪や鹿を包囲して闘争する行為とその場所であり、人間の行為を媒介として成立する山の狩庭である、といわれている。(10)

また、これをうけた桜井英治氏の商い場＝立庭論では、商人どうしの商品を押収する行為が、「為此方、伊勢道ふせき候物、色々之事」とか「紙を盗買ニ仕候事を、此方よりせき申事」など、フセグ・セクといわれるのを手掛かりに、立庭とは、商人集団の共有するテリトリー、つまり自然生的なナワバリとして意識された慣習的な独占圏であり、その共有は、立庭内の市での神事祭礼への参加や立庭保全の費用の負担など、共同の行為によって保証されていた、と論じられる。道をフセグ・セクは、山野河海で村の当知行保全の行動を表わすキーワードでもあった。(11)

近世史にも、穢多・非人や御師・座頭・職人らの権域（旦那場・勧進場・得意場・職場）を統一的にとらえようという、山口啓二氏の提案をうけた峯岸賢太郎氏が、穢多の旦那場を「場境によって画された権域・縄ばり」とみる視点から、批判的な検討を進め、その縄ばりは、領有の形式というよりは、一つの空間に複合し競合する関係行為にほかならず、縄ばり争いは、同質の行為を行なう共同体（身分・職能）相互間、穢多共同体相互間の関係にのみ発生する、と説いている。(12)

また卜部学氏は、この賤民集団の権域を「場」と呼んで、場境出入の視点から場の構造を追究し、場境というのは、権力によって一挙に設定されたものというより、各地域での実際の争論を通じて徐々にできあがっていく、というのが事実に近いと指摘し、他身分の関与を許さない賤民集団どうしの実力行使にするどく注目している。(13)

もし、山野河海をめぐる多様な棲み分けやナワバリ争いも、これらと同じ事情の下にあったとすれば、村レベルの山野河海の当知行の特質を機軸にすえることで、やや特殊視されがちな立庭・霞・旦那場・シマ・庭場をも包摂して、歴史的なナワバリ論を体系的に構築することが可能になるかもしれない。

その二、山野河海・狩猟場・商い場・旦那場などナワバリ争いの場は「公界」としての特徴をおびるとみられ、この領域の成果にも大切な手掛かりが得られよう[14]。これらナワバリ争いの場は、世俗の領域や秩序とは別の無縁＝平和の領域としての性格をもつが、しかも、まさにその故にこそ、そこにはむき出しの自力＝武の原理が貫いていたという重要な事実に、いま思い当る。ナワバリ論はあらためて「公界における自力」の問題を考えさせる、といえよう。

その三、近世の「村の武力」の問題にも、あらためて興味をひかれる。下野で起きた寛文年中（一六六〇年代）の水論・山論について、

ぼう（棒）・かなくまて（金熊手）・木長刀なと持、四五百人余りに而……山本村之者参候ハヽ、打ころし、……一騎（揆）同前、

というような、村どうしの対立を紹介した井上攻氏は、これを前時代的な要素を多分に持った争論といい、中世の遺制とみなしている。だが、棒・金熊手・木長刀・鎌など現場での争いの得物には、喧嘩停止令が規制の対象とした刀・脇指・弓・鑓・鉄炮などの「武具」はいっさい含まれず、中世の合戦相論とは異なる様相を示している[15]。

問題は、山野河海をめぐる村レベルの紛争が、十七～八世紀にも広く一般的にみられた、という周知の事実をどうみるかであり、これを前時代的と断じては、その固有の意味を解く道を閉ざすことになりはしまいか。近世の村々の山野河海の用益は、田畠屋敷にたいする百姓のそれとは峻別されて、十七世紀以降も現実には村の当知行＝ナワバリとして自力保全に委ねられ、喧嘩停止令のワクを越えないかぎり、村の実力行使も違法として追及されはしなかったのではあるまいか。

(1) ナワバリの理解は、岩井弘融「勢力圏としての縄張り」、山岸哲「動物の縄張り」（『平凡社大百科事典』「なわばり」の項）に負う。

(2) 以上、影印本「本福寺跡書」『本福寺旧記』一七七・一三一・一八〇・一八一頁。



(3) 案、後欠、日付未詳、安治区有文書一二四。以下、文書番号は駒沢大学織田信長研究会の仮整理番号による。

(4) 「境界の裁定者」本書第五章、一一八頁、参照。

(5) 『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）一二四頁、『戦国の作法』（平凡社、一九八七年）一五九頁。

(6) 中違については、前掲『豊臣平和令と戦国社会』一二四頁以下、参照。

(7)・(8) この村掟や天正五年「定　安治村家やくおきめ事」は、宮川満『太閤検地論』Ⅲ、四三五～四三六頁で知られているが、いま安治区有文書中には伝存しない。注(7)本文史料の〔　〕内は同書の傍注による。注(8)本文史料の〔　〕内は安治区有文書一七による。

(9) 清水淳氏所蔵文書、『豊臣平和令と戦国社会』八二・一二八頁、参照。なお藤木「村の隠物・預物」（『ことばの文化史　中世Ⅰ』）、本書第八章、参照。

(10) 『日本中世開発史の研究』三四八頁、『後狩詞記』定本柳田國男集二七。

(11) 桜井英治「日本中世商業における慣習と秩序」（『人民の歴史学』九四）。『豊臣平和令と戦国社会』一三九頁、参照。

(12) 峯岸賢太郎「近世賤民制の基礎構造」（『部落問題研究』八九）。

(13) 卜部学「近世賤民集団の『場』の構造」（『歴史評論』四二二）。久門麻里子氏のご教示による。

(14) 網野善彦『無縁・公界・楽』など。

(15) 井上攻「寛文～元禄期の村落社会と名主加兵衛」（『信濃』三九―一〇）。「一揆同前」というのは、相手方の集団行動を非難するさいに用いられた近世の慣用句。なお、近世の村の得物については、藪田貫「百姓一揆と『得物』」（『橘女子大学研究紀要』一四）参照。

# Ⅳ 戦場の習俗

『大坂夏の陣図屏風』（部分，大阪城天守閣所蔵）

# 第七章 村の動員

## はじめに

江戸時代も終りに、長州戦争という島原一揆いらいの内乱の危機に直面した幕府は、ついに兵農分離の祖法を破って、天領で兵賦＝民兵の徴発に踏み切った。そのとき、戦線配置について、とくにこう言明した、という。「此度、御進発ニ付、三兵不残被召連候ニ付而は、御府内御備向、御手薄相成候間、急速、御料所より、兵賦御取立相成候」と。こんど緊急動員する民兵は、前線に総動員される幕府軍に代わって、手薄になる御府内＝江戸の警備にあてる、というのである。このことを熊沢徹氏の「幕末の軍制改革と兵賦徴発」で知って、私は驚いた。(1)

じつは、これより三〇〇年も前、関東の戦国大名北条氏が武田氏の攻勢で危機に直面したとき、村々に民兵の動員をよびかけて、「御扶助之侍、悉一頭ニ可被召仕、其時者、三ケ国城々留守、可為不足、……御出陣之御留守番」に、と説得していたのを思い出したからである。(2)「三兵不残被召連」というのを「御扶助之侍、悉一頭ニ可被召仕」に、「御府内御備向、御手薄相成」を「三ケ国城々留守、可為不足」に置き換えてみればわかるように、三世紀も隔てながら、この二つの民衆動員令は、文脈も趣旨も驚くほどよく似ているのである。ともに、侍は危険な前線に、民兵はもっぱら後備にという、戦線配置上の安全特約にちがいない。この共通する特約の背後には、兵と農のありかたにかかわって、どのような歴史的な意味が秘められていたか。そのナゾ解きがこの章の楽しみである。

幕末の兵賦は、幕領の村々から高千石につき農民一人の割りで、「年齢十七歳以上、四十五歳以下、身体強壮之者」

を選抜し、五年を限って兵として徴発するというものであった、という。幕府はこの徴兵に民衆の同意を得ようとして、みぎの安全特約のほかにも、一〇両もの給金の支給や装備の給貸与をはじめ、農民の身分上昇願望を刺激する士分（「小揚のもの、次」＝最下層の武家奉公人の格）の付与を約束したり、「先祖代々より凡三百年の間太平の御恩沢」に報いよと、「徳川の平和」の恩恵と未曾有の危機を強調したりしていた。大義名分は「危機管理」にあった。

だが、この選抜制の兵賦徴発もじつは無残な失敗に終わり、同じころ地域の治安維持を目標に「村の武力」に依拠して組織された「農兵」の活動ぶりとは、きわだった対照を示した、という。幕末の民衆動員に、兵賦＝徴兵と農兵＝村の武力という、二つの方式があったというのも、国の徴兵は失敗したが地域の動員は成功したというのも、戦国と事情がよく似ていて、中世の民衆動員のナゾ解きに、あらためて興味をひかれる。

中世は戦争の時代とまでいわれながら、これまで、ひとは戦争を語るとき、民衆をひたすら無力な被害者の位置におき、哀れみの対象とするだけであった。そのため、戦争の時代を生きぬいた民衆像は、具象を欠いた「へのへのもへ」のままに放置され、民衆の被災のありさまも、中世史の本格的な追究の対象とされたことは、ほとんどない。一方その対極には、強大な領主権力の仕組みが飽きもせず描かれるが、戦争という緊張のもとで、危機管理のシステムとして成立するいっときの権力集中が、領主と民衆の間のわずか一瞬の合意の所産に過ぎない、という事実に注意が払われたことは、まったくない。

危機管理といえば、問題の焦点は、そもそも領主や武士が、戦争の危機にどのような役割をになうべき存在として、社会や民衆に認知され受け容れられていたか、であろう。これについては、すでに兵農分離の視座から、勝俣鎮夫氏の中世末でのすぐれた成果を起点に、中世初期へは川合康氏が、近世末へは久留島浩氏や熊沢徹氏が、じつに中世から近代にわたる大きな視界を切り開いている[3]。

勝俣氏によれば、①中世の百姓には、いかなる手段であっても自分たちを保護し耕作できるようにしてくれる者を、



領主として認め年貢を支払う、という考え方があり、②戦国期の領主＝大名は、国民すべてに生存権を含めた保護義務を負うかわり絶対的支配権をもつが、領主がその義務を果たす限り、国民＝百姓も村を媒介にして年貢を支払う、という相互交換的な関係にあり、③戦国期の百姓＝農は、すでに兵と分離して非戦闘員として位置づけられ、ただ国家存亡の非常事態にのみ、国家防衛のため、国に属するものの役として、二〇日を限り従軍の義務を負うべきものとされた、という。

中世の領主と百姓はもともと互換的・双務的な関係にあり、大名領主には国民への保護義務つまり危機管理の責務があり、それを果たすかぎりで絶対的支配権を主張しえたという指摘は、ことのほか重要である。村の成熟と互いの職能の深化こそは、近世的な兵農分離を引き起こす動因であり、その結果ではない、とみられるからである。以下、まず池上・勝俣両氏の北条領のすぐれた分析に学び、ついで畿内荘園の世界へもさかのぼって、中世の民衆動員の実像を、「中世の兵と農」という視点から、とらえ直してみることにしよう。

## 一　戦国大名の民衆動員

### 1　危機管理へ合意の取付け

大名北条氏による民衆動員令の広域にわたる発動は、まったく断続的にわずか三つの危機の時期＝三次にだけ、集中してみられる。第一次は永禄十一年冬～元亀二年冬（一五六八～七一）の武田信玄との対決で、宿敵上杉氏との越相同盟から武田氏との甲相同盟に反転するまで、三年ほどの間である。第二次は天正十四年秋～同十六年秋（一五八六～八八）、豊臣惣無事令の衝撃から、妥協を探る北条氏規上洛まで、一年ほどの間である。第三次は天正十七年冬～同十八年夏（一五八九～九〇）、上野名胡桃領奪取から「征伐」までの数ヵ月間である。まさしく北条氏にとってはどれもが超非常事態であり、「御国之御大事」「当方之安危」「当方之興亡此時」「天下御弓矢立の儀」という深刻な

危機意識の表明に、民衆動員のための誇張や虚構はなかったとみてよいであろう。長篠敗戦後の武田氏の民衆動員も同様で、やはり「且当家滅亡之瑞相、又、各於自分も滅却之基」という、絶望的なまでの危機意識の表出がみられる。[4]

その意味するところは重大である。先進の戦国大名といえども、民衆動員には大きな社会的な制約があり、それはよほど特異な危機にだけ局限され、しかも領主の危機管理と権力集中にたいする、民衆の合意が必要とされたのである。民衆動員へのけんめいな説得は、まさにこの点にかかわる。第一次には「第一為御国、第二為私」「自戦与云、為御国与云」と、「国」の危機と不可分な「私」の利害にも訴える、周到な説得が試みられていた。しかしやがて、勝俣氏の注目したとおり「か様之乱世ニ者、去とては、其国ニ有之者ハ、罷出不走廻而不叶意趣」「御国御用之砌」、「いやなら者当方を罷しさるへき」と、「御国ニ有之役」「御国御用」というように、「私」から自立し「天下」に対峙する「国家」の防衛だけが強調されるようになる。[5]

## 2　動員条件の提示

危機管理への合意の形成といっても、もとより抽象的なアイデンティティの強調だけで、民衆を説得できたわけではない。あわせて民衆側の利益にかかる、数々の物質的な約束や条件の提示が求められていた。

その一は勝俣氏も指摘した動員日数の限定である。「当郷ニ有之者、侍・凡下共ニ、廿日可雇候」と、一人当り二〇日間限りの雇い、という条件が表明されていた。この日数は、村高二〇貫文につき年に一人・一〇日という、「大普請」つまり城郭や大河川修築のさいの「惣国之法」＝人足規定のちょうど倍に当る。[6]武田領でも、長篠敗戦で切迫する遠江高天神城攻防の危機に「十五以後、六十以前之輩、悉被申付」という緊急動員令を出したとき、「以廿日之滞留、出陣頼入候之事、付、廿日以後者、不及得下知、軍役衆之外者、可被指返之事」と、北条氏と同じ動員日数を約束し、その日限後は自由な帰宅を保障していた。まだ断定はできないが、広く戦国には、民衆動員を制約する社会的な枠組みが形成されていた可能性がある。



その二は兵粮の給付で、「在城之間者、兵粮可被下候」とか「罷出時者、兵粮可被下候」などと確約された。[7]給人の兵粮が自弁であったのにたいし、民兵の兵粮は大名から支給されるべきものであった。兵粮給付の有無は、民兵と武士を峻別する重要な指標とみることができる。中世の兵は手弁当＝兵粮自弁で、兵粮支給は兵農分離の結果つまり近世的軍役の特質、とみる見解もあるが、むしろ民衆労働を有償とする原則は、中世を貫いて認められるのである。[8]

この非常の軍事動員と並行して徴発された、城普請などの人足には、一人・一日当り二〇文という公定の雇賃が、平時並みに支払われていた。「城普請……人足四人御雇候、……両日之雇賃百六十文、米を以……可請取」とか「人足五人、為御倩罷出……倩賃百文……可請取」というのがそれで、「人足五人、鍬・簣を持、来廿三日小田原へ可集、食物をハ自公方可被下」と、大普請にも食糧が支給されていた。[9]たとえ危機管理下といえども、大名が無償の民衆徴発を強行できたわけではないのである。

その三は恩賞の約束で、もっとも力点が置かれた。「相当之望」「似合之望」を叶え「恩賞」を与えるというのが基本で、「御憐愍」を加えるという条件も示されていた。「心有者……致走廻候ハ、……似合之望を相叶」「入精候者、為忠節間……似合之望を相叶」「此走廻を心懸相嗜者ハ、侍にても凡下にても、随望、可有御恩賞事」というように、「心有者」「入精候者」「相嗜者」など、民兵個人の「忠節」＝軍忠を対象とした「恩賞」の規定である。「随望、何様之儀成共」とか「似合之望」というあいまいな表現の裏には、おそらく身分上昇への含みもあったにちがいない。民衆の軍事動員は、この恩賞の約束という一点で、雇賃支給の夫役とは明らかに異質であり、池上氏も指摘するとおり、これを夫役の一環とはみなしがたい。[10]

もうひとつ「御憐愍」は初期の動員令にみえ、「於諸百姓等も此時可走廻候、何様之儀成共、可被成御憐愍候」「於百姓等も奉公可申候、御静謐之上、可被加御憐愍候」などと、これもあいまいである。だが「当郷無相違可令帰住、

乱後之事候間、一切諸役有間敷候」という、危機管理の一環をなす戦後処理策を参照すると、「御憐愍」とは、「乱後」の「諸百姓等」＝村を対象とする、年貢減免などの補償措置を意味していた可能性もある。(11) 民衆動員が村に依存する以上、個人の恩賞とは別に、村への補償が特約されるのは、むしろ当然のことであった。

その四は、冒頭に注目した戦線配置面での安全の特約で、民兵には明らかに武士とは異なる位置づけが約束されていた。「御扶助之侍、悉一頭ニ可被召仕、其時者、三ケ国城々留守、可為不足……御出陣之御留守番、其模寄城、可被仰付候、在城之間者、兵粮可被下候」というのがそれである。まず「御扶助之侍」は「悉一頭（秋）ニ」中枢の城郭を離れて、広く三ヵ国の国境地帯など危険な敵正面で国家防衛の任務に当るから、その「三ケ国城々留守」の「不足」を補うのが、臨時の民兵動員の目的だ、というのである。また支城の武蔵鉢形領で荒川衆あてに「何時も鉢形可為籠城候間、触口かい（貝）次第、諸道具持、可集事」といい、籠城要員にと明記しているのも同じことか。民兵たちはその戦線配置においても、はじめから武士のそれとは峻別され、もっぱら兵の空白を補う最寄りの城の留守番とか籠城要員として、堅固な後方拠点という安全な配置が約束されていたことになる。武田領でも民兵と軍役衆を区別し、「地下人之事者……厳重ニ誓詞被申付、不可企逆心之旨、被相定、然而、山小屋へ入、或敵退散砌歟、或通路をさいきる（遮）へき時節召出、挊（稼）可被申付事」と指示していた。交戦地域で村の武力に依存するばあいでさえ、民衆動員は退散する敵の退路を断つ、後方遮断の局面だけに限られていたらしいのである。(12)

### 3　動員システム

(1) 人改め　以上の条件提示と並行して、民衆の動員能力を掌握するため、まず間接的な「人改」（村の指出）方式が採られ、やがて直接的な「着到」（領主の実検）方式が併用されるにいたる。人改は第一次動員にはじまり、「当郷人改」とも「御分国中人改」ともよばれた。「当郷ニ有之者」のうち「十五已前・六十已後之男」を「悉書立可申



上」というものであった。すなわち、分国中の一五歳から六〇歳までのすべての成人男子にわたる、いわば国民皆兵が標榜され、郷ごとに小代官・名主の責任によって「帳」に「書立」てて「申上」げよと、村の自主申告による指出の方式がとられていた。これに「付、此度帳面御披見之上、有御指引、模様者、重而以御印判、可被仰出事」と付記されたように、村の人改帳をもとに大名側で「御指引」と「仰出」つまり兵の割当てを行なう手筈であった。

村請に依存する以上、一五歳～六〇歳の男子という兵役対象の設定は、大名の恣意ではありえなかった。これは武田氏の「十五以後、六十以前之輩」とも、山城国一揆の「上ハ六十歳、下ハ十五、六歳」とも共通しているように、この年齢圏の男子を成人（村役の担い手）とみなす、中世の村の習俗に制約され、日常的に村役・夫役の担い手を掌握していた、村の能力に依拠することを意味していた。(13)

それだけに村側の作為や虚偽の申告を、はじめから覚悟せざるをえなかった。「一人も隠置此帳ニ不付者……小代官・名主可切頸事」とか「若々此帳ニ不載者申出者、大忠也……田地成共可被下候」という、人改帳の作成責任者たる村名主らの不正にたいする制裁の厳しさ（切頸・はり付）や、不正を密告した者への報奨の大きさ（大忠・田地・褒美）をみれば、人改の遂行に当初から大きな困難（村の抵抗、後述）が予測されていたのである。(14)

(2) 着到　そのためか、第一次動員も末の元亀元年冬、支城の武蔵八王子領では、「為男程之者、出家まで」を掌握するため、「明日十八日、瀧山御陣ニおゐて、御着到有之、得道具を持、未明可集、道具無之者ハ、手振にても可参、此着到ニ不付者ハ、可被為切頸」という、「着到」方式がとられる。日時を定めて、村々の成人男子すべてを、自前の得道具＝武器持参（道具のない者は手ぶらも可）という、出陣さながらの装備で、領域中枢のうち瀧山城に集合させ、その名前・装備（あるいは年齢や資質までも）を、領主の面前で帳簿に実検登録し、民兵の実際の動員能力＝人数と装備をじかに確認しようという、いわば徴兵検査であった。

ついで第二次動員になると、天下の弓箭という緊張のたかまりに対応して、「惣而為男者ハ、十五・七十を切而、

悉可罷立、舞々・猿引躰之者成共、可罷出事」というように、動員対象も大幅に拡げられる。[15] ①年齢の上限が、かつての六〇歳から七〇歳へ、村の生活ではもはや現役を引退している老人（超七〇歳は「極老」）にまで引き上げられ、②村にあっても村役を免れていたはずの「侍」や「号権門之被官、不致陣役者」のほか、③もともと村の正規の成員ではなかったはずの「舞々・猿引躰之者」「商人」「細工人類」「出家」など、「農」兵以外にまで対象が拡げられる。

その登録にも着到方式がとられた。[16]「可罷出者ハ、来廿八日、公郷之原（飯泉河原・小机）へ集、公方検使之前にて着到ニ付、可罷帰、小代官・百姓頭致同道、可罷出」というように、それぞれ領域ごとに小代官・百姓頭の同道、つまり村ごとにまとまって、成人男子すべてが実戦装備で地域拠点（公郷之原・飯泉河原・小机など）に出頭し、「公方検使之前」で査察をうけて着到帳に記帳してもらう。これが「着到に付く」で、終ったら帰ってよい、というのである。さながら百姓の名簿奉呈の観もあるが、「(百姓が）着到に付く」のも、「(百姓を）着到に付ける」のも、武家ばかりか中世の村にも行なわれた軍事動員の作法の一環であった（一七三頁、参照）。

民兵の武器自弁は自明の原則とされていた。ただし「付、着到ニ付時、似合ニ可持得道具を持来、可付之、又弓・鑓之類持得間敷程之男ハ、鍬・かまなり共、可持来事」と、「着到に付く」ときは弓・鑓などの武具か、なければ鍬・鎌でもかならず持参し、登録すべきものとされた。「似合ニ可持得道具」（相応の武器をもつ者）と「弓・鑓之類持得間敷程之男」「道具無之者」（武器を持てない者）の違いは、単なる村人の貧富（経済力）の差ではなく、もともと村内身分による武装の格差を意味したはずである。それをあえて「鍬・かまなり共」「手振にても」と特記したのは、正規の村役負担者か否か（身分差）を超えて、皆兵が標榜されたことを示唆する。

着到帳の内容や機能は不明であるが、伊豆の「一揆帳」にその片鱗がある。第三次の動員にさいし伊豆東浦では、一〇年前の天正八年作成の「一揆帳」を「本帳」とし、「其以後の増減」や「不足の子細」つまり一〇年間の変動分の調整はあとまわしに、とりあえず「先年の本帳」をもとにして、「①弐百四拾人、鑓、②百七十余張、弓、③三



(六)百人、弓にても鑓にても鉄炮にても、存分次第、有是者可持出」という、装備と動員人数の割当てが指令された。[17] ①〜③がすべて民兵動員かどうか断定は難しいが、少なくとも③だけは、先の「似合ニ可持得道具を」とよく似て、「弓にても鑓にても鉄炮にても」とファジーで、装備を特定していないから、民兵の動員割当て、とみることができようか。

村の動員能力の掌握に、こうして人改＝間接的な指出方式と着到＝直接的な実検方式が併用されたのは、おそらく人改の停滞を打開し、実戦向きの精兵選抜（徴兵検査）をすすめるためであったろう。村請による徴兵つまり家数人数帳など村の公事＝人夫徴発の体系への依存では、軍事動員が作動しなかった可能性が大きい。2動員条件の提示の項でみたように、村にとって夫役と軍役とはまったく異質なものであったからである。

(3) 徴兵　準備過程での根こそぎ的な人改や着到が、ただちに戦場への「根こそぎ動員」を結果したわけではない。実際の徴兵にはさまざまな社会的な制約が横たわっていたのである。第二次動員令＝「定」をみよう。

a一、於当郷、不撰侍・凡下、自然御国御用之砌、可被召仕者撰出、其名を可記事、但弐人、／b一、此道具、弓・鑓・鉄炮三様之内、何成共、存分次第、但、鑓ハ竹柄にても、木柄ニ而も、二間より短ハ無用ニ候、然者、号権門之被官、不致陣役者、或商人、或細工人類、十五・七十を切而、可記之事、／c一、腰さし類之ひら〳〵武者めくやうニ、可致支度事、／d一、よき者を撰残、夫同前之者、申付候者、当郷之小代官、何時も聞出次第、可切頸事、／e一、此走廻を心懸、相嗜者ハ、侍にても凡下に而も、随望、可有御恩賞事、／已上／右、自然之時之御用也、八月晦日を限而、右諸道具、可致支度、郷中之請負、其人交名以下をハ、来月廿日ニ、触口可指上、

第一に注目したいのは、村高の制約である。a「於当郷、不撰侍・凡下」とか、b「十五・七十を切而可記」と、皆兵の原則を強調してはいるが、この「定」の狙いは、むしろaの「御国御用之砌、可被召仕者撰出、其名を可記事、但弐人」という、村ごとの徴兵人数の割当てと精兵の選抜にあった。徴兵の数は郷村によって異なり、［相模］栢山

2（五二貫文余）・中島2（三〇貫文）・広川4（九九貫文）・三増3・岩瀬8（一六〇貫文）・佐原4（八〇貫文）・木古葉3（六一貫文余）、［武蔵］永田3（五〇貫文）・柏木角笘1（一二貫文余）・上石原1・大井2（五〇貫文余）・大袋?・増形1・本郷3・高麗7というように、一人から八人とまちまち（平均三人強）である。すべての村高＝貫高は不詳のため断定はできないが、村ごとの実際の徴兵人数は、大普請人夫のシステムと同じく、二〇貫文ごとに一人という基準で、村高に応じて割り振られたらしい[18]。危機管理とか皆兵原則といっても、実際の徴兵にはやはり公的な基準村高を無視することはできなかったのである。

第二は精兵選抜という軍事上の要請である。a「可被召仕者撰出、其名を可記事」とかd「よき者を撰」というように、精兵を選抜して「諸道具……支度」して待機させ、その「交名」つまり精兵名簿を提出することが要請されていた。武蔵岩槻領でも「十五・七十を限而記之」せといいながら、あわせて「就中、手軽可走廻者撰出、人数可申上事」と、とくに「手軽く走廻る者」の撰出が求められていた。つまり皆兵名簿に精兵を特記せよ、というのである。たとえ着到段階では皆兵の原則を標榜しても、命をかける兵の選抜にあたっては、数が物をいう単純協業の夫役とは違って、精兵が求められたのは当然であった。

自弁すべき装備の質についても同様で、着到の段階では「何にても得道具を」とか「鍬・かまなり共」とされていたのが、実際の徴兵段階になると、実戦向きにb「弓・鑓・鉄炮三様之内」だけに限られ、中軸となる鑓には「二間より短ハ無用」と全軍の規格統一も図られていた。したがってc「腰さし類之ひら〱武者めくやうニ」の条項は、民兵の正面装備の定めではなく、身に帯びる身分標識を問題にし、緊急動員する民兵を武者の軍隊に見せかける「武者めくやう」な工夫を求めたものとみられよう。

この規制には兵農分離後の民兵の特徴をみることもできる。ただ、十三世紀半ばの鎌倉幕府の掟は、市中で「凡卑之輩」＝「凡下」の太刀・弓箭・騎馬を停止していたし、十五世紀初の伏見庄民の武装が「半具足」であったように、



侍と凡下の装備や身分標識の格差は、むしろ中世ほんらいのもので、近世的な兵農分離の結果とだけはみなしがたい[19]。

第三は夫役システムの壁である。夫役システムを超える独自の徴兵システムの構築は、至難であったのである。兵は数より質といっても、大名側に精兵獲得の成算があったわけではない。d「よき者を撰残し、夫同前之者、申付候者……可切頸事」という、厳しい事前の警告をみれば、村側が故意に「よき者」＝精兵を選出せず、役立たずの「夫同前之者」ばかりを送り出してくるおそれは、当初からすでに予測されていたことになる。事情は武田領でも同様で、徴兵対象は一五～六〇歳の男子すべてとしながら、実際の徴兵に当っては、やはり「武勇之輩不被召連者、不可有其曲」と「武勇之輩」＝精兵の選抜を厳しく求めていた。しかし現実には「須貫賤批判之分者、為可補軍役、夫丸等被任其数」、つまり「どうせ軍役の補充だ、員数だけ揃えればいいのさ」とされた結果、武田軍に「武勇之輩」はなく役立たずの「夫丸等」ばかりと「敵味方で取沙汰」される、という絶望的な状況（亡国の予兆）が現に広がっていた。即戦力となる「よき者」「武勇之輩」を出さず、役立たずの「夫同前之者」「夫丸等」ばかりを出して、割当て員数のつじつまだけ合わせようという事実上の徴兵忌避が、二つの国の村々に押しとどめ難く広がって、軍隊を骨抜きにする深刻な事態を生み出していたことは、まず疑いない。徴兵という民衆の選抜動員の成否はまさにここにあった。幕末の兵賦取立ても、やはり「夫同前」のあぶれ者ばかりの代替で崩壊した、といわれる。

その意味で留意しておきたいのは、先の「心有者……致走廻候ハヽ」という報奨条項の狙いで、「よき者を撰残」す村の徴兵忌避を補うため、徴兵者とあわせて「相嗜者」「心有者」など個人の自発性に期待する、志願制への志向が秘められていた可能性も、否定できないところがある。

第四は農業維持との矛盾で、村側の徴兵忌避の動向には、大きな理由があった。それは「敵之小旗先迄も、郷村ニ者、人民然与無之而、不叶子細候」と大名も言明したとおりである。たとえ村が戦場となっても、自然に依存する年に一度の農業生産にいっときの中断も許されない以上、農村にとって経営を支える屈強な働き手＝精農の確保は、大

名の求める精兵の徴発と真っ向から対立する、譲れぬ条件であったからである。

大名側もそれを無視できず、第二次の危機に「郷村ニ兵粮指置儀、分国中堅制候」と、領域に厳重な兵粮統制令を発動したときでさえ、「彼等(人民)至于時之食物者、不指置而不叶候、此処こまかに分別候而、可申付事」とか「当作致儀、程有間敷間、種夫食をハ郷々ニ指置、作可致之事」といって、戦時下の村の種夫食＝種子農料の保障と耕作の確保に、細心の配慮を示さなければならなかった(20)。村からの精兵徴発も兵粮集積も、村の当作維持との間にははじめから大きな矛盾をはらんでいたのである。

第五に、つまるところ社会的な職能・職責の制約を問わざるをえない。c「腰さし類之ひら〳〵、武者めくやうニ」と民兵と武者の身分標識の格差を問題にし、民兵に後方配備という安全保障を特約したのは、近世的な兵農分離後の対応というより、もともと中世の侍と凡下の間に、侍は兵、百姓は農という、身分に対応した社会的な職責や役割の分担が存在したからではないか(一七三～四頁参照)。いまはまだ幕末兵賦論からの類推に過ぎないが、戦国大名の危惧した「よき者を撰残し、夫同前之者」ばかりという、民衆動員の困難さの背後には、人夫なら出すが兵は出せぬという、中世ほんらいの職能の峻別、つまり中世的な兵農分離をたてにとった、民衆の事実上の徴兵忌避が潜んでいた、とみるべき余地は大きいのである。

では、徴兵の現実はどうであったか。その見極めはむずかしいが、いくつかの徴証をあげよう。「今度御分国中人改有之而」ではじまる元亀元年の相模今泉郷宛て北条氏印判状の末尾には、「鑓　今泉郷名主小林惣右衛門」と記されていた。この注記には不審もあるが、第一次の人改にもとづく村ごとの徴兵割当てが、結局は村代表の名主一人を名指にして責任を押しつける、じつにあっけない村委せの徴兵に結果しているのである。池上氏はこれを「有力百姓層を広範に軍事動員する体制」の創出とみたが、もしそうなら「当郷ニ有之者一人も隠置」くべからずとか「手振にても」という、あの根こそぎ的な人改や着到の号令は、いったい何のためであったことになろうか。



また、第二次人改の直令先はわずかに相模と武蔵中南部の一部に限られていたし、第三次の豊臣との決戦を前に北条氏政はこう書いていた。「矢普請之儀者……目くらにても舞々にても、すへき迄ニ候、時による物にて候……いやなら者、当方を罷しさるへきにてすミ候、……猶難渋之者をハ被搦、此方へ可有御越候」と。徴兵が嫌なら国を去れという趣旨は、第一次の人改で表明した「抑か様之乱世ニ者、去とてハ、其国ニ有之者ハ、罷出不走廻而、不叶意趣ニ候」という説得と、いちおう一貫してはいる。しかし、首脳のこの深い苛立ちをみると、民衆の徴兵システムは、最後の危機を迎えてもなお、大名側の期待通りに作動するにはいたっていなかった、というべきではあるまいか(21)。

## 二　荘園民衆の戦線配置

つぎに、動員された民衆の戦線配置を、さらに中世を遡って確かめてみよう。冒頭でも注目したが、北条氏は民兵を武士の軍団と峻別し、後方配備の特約を与えていた。武田領でも交戦地域で村の武力に依存するばあいでさえ、民衆動員は退散する敵の退路を断つ、後方遮断の局面だけに限っていた。それは中世末の大名領だけのことではなかった。十五世紀ころの京郊荘園の世界でも、よく似た事態が展開されていたのである。

### 1　永享の山門騒乱と荘郷の動員

まず永享六年(一四三四)十月、山門騒乱で嗷訴に直面したとき、山名時熙の主導(「山名一身計略」)で、幕府のとった戦線配置をみよう。神輿の入洛阻止のため最前線の洛北松崎には山名、中賀茂には赤松・小笠原、藪里には畠山の軍勢を配置して、「神輿供奉衆徒等取籠、悉可打取」と衆徒迎撃の任を与え、ついで中枢の内裏には斯波・細川、将軍足利義教の御所には管領の細川持之・一色を配備する、という態勢をとった。小笠原のほかはすべて三管領四職

一族の軍事力である。(22)

それとともに、さらに後背の醍醐・山科・伏見辺の「土民」「地下人」にたいしても、それぞれの領主を通じて、「罷出便宜所、東口へ落行山徒等候者、打留、具足等ヲモハキ(剝)取候へキ」とか「伏見地下人悉罷出、山徒等神輿振捨帰路、可防戦」と要請した。神輿を振捨てて近江へ逃げ帰る山徒の退路を、地下人総出で断て、というのである。なおこれより先、山門に対する「陸地幷湖上通路被止」という措置を徹底するため、琵琶湖岸の村々に、重ねて「舟通路」を「堅為地下人可止」という、地下人の手による湖上通路遮断の要請が、「山門領年貢三分一、可被下土民等中」という、好条件つきで出されていた。(23)この民衆動員もやはり無償ではなかった。

こうした室町幕府側のシフトから、「衆徒等を取籠め、悉く打取る」という前線での敵の迎撃、および中枢警護の任は、三管領四職という文字通り幕府軍の主力が中核となり、一方「落ち行く山徒等候はば、打留め、具足等をも剝ぎ取るべし」とか、「舟の通路を堅く地下人として止むべし」という、後方での落人狩りや通路遮断の役割が、もっぱら周辺の荘園の村々に求められた、という注目すべき事実が明らかになる。この態勢は、地下人に逃敵の退路遮断を期待した、武田氏のそれと共通である。中世社会では、敗者の「物具・太刀・刀ヲ奪取」するのは、「降人ノ法」として正当化され、作戦の重要な一環をなしていたのである。(24)

なお地下人は「河原辺可祇候」と求められていたが、「便宜の所へ罷り出て」という以上、その作戦行動は武装する村の主体的な判断に委ねられていたのである。しかもこの動員は、幕府のとった非常措置で、恒常的なものではなかったらしい。この要請をうけた伏見庄の領主が、「此事ハ地下人大事也」と緊張し、「政所浄喜在国、可成敗無其人、殿原若輩等、可如何候哉」といって、指揮をとる政所が不在の折とて、村の軍事の中核となるべき殿原若輩等の動きに懸念をのぞかせていたからである。

では、荘園の村々はこの要請にどう対応したか、伏見庄の動員態勢をみよう。



三木五郎馳参、神輿已奉下山上之由、有風聞、地下人急々可参之由申、而地下輩緩々無用意之間、為召集、即成院早鐘鳴、晩景御香宮集会、付着到、／禅啓猶子小河五郎左衛門尉・浄喜子同新左衛門尉・／善理子三木五郎・御所侍善祐弟内本助六・／禅啓子庭田青侍藤兵衛尉・禅啓子正栄猶子岡勘解由亮・／俊阿猶子芝左衛門五郎、／已上、侍七人・下人五十人、／舟津村六十三人・三木村百人・／山村三十人・森村十五人・／石井村十人・野中村十人、／已上三百余人、／半具足之輩一庄馳集、

すなわち、事態が切迫しているのに、政所の不在で村々の用意が遅れているというので、三木(そうぎ)五郎ら「侍」が先に立ち、伏見惣寺の即成院の「早鐘」を打ち鳴らして地下人に「召集」を知らせ、その夕方には惣鎮守の御香宮で「集会」を開き、「半具足」の軽武装で惣庄から集った三〇〇余人を、その場で「着到に付け」た、というのである。着到の冒頭には、軍事を主導する職責をもつ七人の「侍」の子弟つまり「殿原若輩等」が、あわせて五〇人の「下人」を率いて名を連ね、ついで舟津村六三人・三木村一〇〇人・山村三〇人・森村一五人・石井村一〇人・野中村一〇人と、「凡下」＝「半具足之輩」の出動人員が、庄内各村ごとにまとめて記帳された。北条領の村の着到がなぜ「一揆帳」とよばれたか、をよくうかがわせる。「着到に付く」「着到を付ける」方式は、早く村々にも広がっていた。

なお鎌倉末に近い文保二年（一三一八）、近江葛川庄が隣りの伊香立庄との境相論の合戦のあと作成した「注進／去年十二月廿七日、為伊香立庄土民等、被殺害死人幷蒙疵手負等交名」をみれば、着到状と軍忠状は一体となって、村どうしの境相論など当知行保全の場で、かなり早くから日常的に行なわれていた可能性が大きい。

侍・凡下・下人という中世社会の身分編成、とくに侍に固有の役割が、こうした村の軍事を契機に、くっきりとその姿を現わしてくる。惣庄の「召集」から「着到」まで、「殿原若輩等」の「侍」をいわば軍奉行とした一連の集団行動は、武装する村の軍事システムの発動そのものであり、「早鐘」以下の村の行動は、日常に条件反射的にくりかえされ確立されていたのである。侍といえば、鎌倉幕府の御家人役は「侍品之仁」の「当役」であって「凡下」には

認められず、村の神事役は「百姓」の役であって「侍」はこれを免れた、という。こうした中世の身分と役の体系からみて、侍と凡下の区別は社会的な役目＝責務の差を意味していた。また鎌倉中で「凡卑之輩」＝凡下の太刀・弓箭・騎馬を停止するという幕府の掟によれば、侍と凡下の役の峻別は、太刀・弓箭・騎馬に象徴される軍事＝兵役負担の有無にその根源があったことは、まず疑いないところである[25]。

## 2　応仁の乱と荘郷の動員

村々による敵の退路の遮断や落人狩りの役割は、応仁の乱初期の山科で、さらに詳しく検証することができる[26]。山科七郷といえば「七郷々民野寄合在之……各具足」（六・二〇）とか「花山ニ鳴鐘、然間、郷民各打寄」（七・四）という、さきの伏見庄ともよく似た、自前の軍事動員システムをもっていたことでよく知られる。応仁二年（一四六八）、東軍から山科七郷住民にくりかえし出された出動要請は、たとえば「東山通路事、近日令一揆、依致警護、無其煩云々、尤以被感思食畢、所詮、郷々村々族中合之、於粟田口辺、構要害、定結番、至御敵輩者、堅相支之、別而抽忠節者、随浅深可有恩賞」（一・二一）というもので、つぎのような特徴が認められる。

名主沙汰人中など山科の民衆にたいする室町幕府の軍事動員は、この応仁の乱のはじめという特異な非常事態に限られていた。通常の戦時のばあいは、非戦闘員たる人夫として在陣する陣夫役を、それもおそらく「就今度江州御進発、従当郷、人夫百人可令在陣之由、被仰出候也」と、将軍動座など特別の時に課されるだけで、兵として徴発されることは原則としてなかったとみられる[27]。この非常の民兵動員も、人夫役のような個人単位の徴発ではなく、恩賞を約束して村の武力に委ねるいわば村請動員で、しかも「郷々村々の族中合せ要害を構え結番で」とか「郷々寄合い、要害を構え」というように、地域の郷村間の連帯と組織的な軍事行動が期待された。その連帯もじつは、地域が村落間相論や広域検断などを通して日常的に実現していた、自前の態勢にほかならなかった。



村の武力に求められた主な任務は、「通路」の制圧にあった。地域の複数の郷村が連帯して、京郊の要衝に「要害」を構え、交替で番に当って敵の通路を遮断し、そこを通ろうとする敵を見つけしだい誅伐し、味方の往来を援護せよ、というのである。村の要害といっても「当所三段畠北西方ニホリヲホリ」（八・二九）という簡素なもので、「路をほりきツて堀ほり、かいだてかき（掻楯）、さかもぎ（逆茂木）ひいて待ちかけ」るとか、「さ・のせまりを城郭にかまへ、口二丈・ふかさ二丈に堀をほり、逆もぎ引、高矢倉かき」という中世初期の例と大差なく、城郭とか要害といっても、通路を掘り切って遮断し、逆茂木・掻楯・高矢倉を構える程度であったらしい[28]。

通路制圧の実態は、「男一人時衆一人上候、不審之間からめとる」（八・二七）とか、「路次におきて、旅人を止め雑物を剝ぎ取る事」（八・七）を意味した。先の「落行く山徒等を打留め、具足等をも剝ぎ取る」のとまったく同じである。軍事動員された民衆の戦線配置は、ここでも後方遮断を固有の任務とし、敵正面に当たるべき武家の兵とは、はっきりと分担関係が画されていた。それでも「七郷名主沙汰人中」は、武家の要請にしばしば「色々難儀」（七・二四）とか「郷民計にては、敵猛勢ニて候間、ふせきかたし」（八・七）などと難色を示し、「御敵通路事、度々雖被仰、于今不停止」（七・二二）などと叱責されていた。『山科家礼記』によるかぎり、村々の武力発動も山科七郷という地域の平和維持と生活防衛を目的とし、その範囲を超えては容易には動かない、というのが実情であったようである。しかも「郷民堪忍」に対しては「兵粮料」が与えられていた（七・二八）。村の動員もやはり無償ではありえなかった。

## 3　天正の山崎合戦と荘郷の動員

さいごに注目したいのは、天正十年（一五八二）六月に同地域で起きた、俗に「秀吉に山崎に破られ、小栗栖で土民に殺さる」（『広辞苑』第二版）といわれる、明智光秀のさいごの様相である[29]。山崎の戦いの直後、『兼見卿記』は「自五条口、落武者数輩、敗北之体也、白川一条寺辺へ落行体也、自路次、一揆出合、或者討捕、或者剝取」と、一

揆による落武者狩りの事実を報じ、『多聞院日記』も光秀は「山階(科)ニテ一揆ニタヽキ殺了」と記していた。太閤記類の記述はもっと詳しく、『大かうさまくんきのうち』(太閤様軍記)は「まかりのき(罷退)候を、だいご(醍醐)・山しな(科)へ(辺)んの百せう(姓)とも、おちうと(落人)ゝ見および、ばううち(棒打)にうちとめ(討留)候キ」と、醍醐・山科一帯の百姓がその主体であったことを伝える。また、小瀬甫庵『太閤記』は「伏見へ落行、其より小栗栖(京都市伏見区)へ出て行処を、藪の中より……落人の正真なるそ、りくつ(理屈)ないはせそ、唯貝を吹て、おこれ(起)や者共と、さもあらけ(荒気)なくのゝしつて(罵)、犬なともこと〳〵しくとかめ(咎)ければ、……そこはかとなく一揆共起り来て、落人をあやしめ(怪)つゝ、或伐(ばつ)し或刀・脇指を奪取事、こゝかしこ」と、これも「一揆」による落人狩りのさまを活写している。『広辞苑』の典拠はこれであろう。つまり記録・戦記類は一致して、戦いに敗れた明智が、伏見・醍醐・山科辺に逃れ、「一揆」に襲われて最期を遂げた、と報じている。俗説にいう「土民に殺さる」とはこのことで、「一揆」とは村の武力の動員を意味していたのであった。

すなわち、以上の検討から明白なように、「一揆出合い、落武者数輩を討捕り、あるいは剝取る」とは、土民の卑劣な夜盗行為などではなく、「落行く山徒等を打留め具足等を剝ぐ」作戦や、「東山通路を一揆して警護」する作戦などと同じで、この「一揆」は、主戦場と連動し後方遮断と地域防衛を任務とする、公然たる「村の武力」の発動であった。北条領の村の着到が「一揆帳」とよばれていたことが、あらためて想い出される。「ミちとをり(道通)をあけ候て、かけおち(欠落)候ハヽ、うちとめ(討留)候へと、上い(意)候」と『大かうさまくんきのうち』もいうように、山崎決戦のさい、秀吉はいち早く領国山城の村々を掌握して、敵の退路を断て（落人を狩れ）という緊急の「上意」＝民衆動員令を発し、一方、明智は戦域の村々を味方に付けることができぬまま、この網にかかった可能性が大きいのである。

## おわりに

「土民に殺さる」という『広辞苑』のことばには、私たちの古い民衆像が凝集されている。中世の民衆といえば、



あの映画「七人の侍」の百姓たちさながら、武器など扱えるはずもなく、ただ敗残の落人とみると、夜闇にまぎれて襲いかかり追剝ぎを働く、それが「土民」の「一揆」だというわけである。戦いのなかの無力な民衆への哀れみは、この「卑しい土民」観と裏腹の関係にあった。これでは、戦争のなかに生きる民衆は「へのへのもへ」のままで、本格的な研究の対象になどなりようがなかったのである。

だがいまは、早くも鎌倉はじめの文治二年（一一八六）には、郷内に乱入した武士にむかって、村々が発向して交戦しその物具を剝いだ（「作武士二手、乱入……両郷、打破門戸之刻、村々大小諸人発向之間、物具捨退畢」）というように[30]、中世民衆が地域防衛に立ちあがる自前の「発向」の武力を早くから備えていた事実が、あいついで明らかになり、「無力な土民」観の克服が求められるようになっている。

さて、民衆の戦争動員は、中世いらい近世末にいたるまで変わることなく、危機管理を名として、緊急の戦時に限って行なわれ、後方配備を大きな特徴とした。領主の民衆動員には、もともと危機管理という大きな社会的な制約が課されていたのであった。だが民兵は後衛といっても、主戦場を取り巻く広範な村々の武力を味方につけ、戦線の後背地域を広く掌握する戦略的な意義は大きく、その成否（村をだれが味方につけるか）が、しばしば勝敗の行方を決定した。

しかし、それが多少とも期待通りに機能しえたのは、村の自前の武力動員システムの主体性に依拠し、かつ、それぞれの地域の平和や生活防衛と深くかかわって、要請されたばあいに限られたとみられる。これにたいし、夫役徴集並みに兵の補充として行なわれた村の徴兵は、戦国期にも幕末の兵賦取立ても、民衆の抵抗と骨抜きにあって、有効に機能した徴証がほとんど認められない。

明治国家の徴兵令は、熊沢氏も展望するように、兵賦取立システムとその失敗に多くを学んだとみられるが、その核心として注目したいのは、四民平等論より、明治五年（一八七二）十一月に徴兵告諭の宣明した「兵農合一」（「兵

農ノ別」の廃棄）論である。それまでの身分・職能によって画された兵（守る人＝危機管理）と農（作る人＝生産管理）という職責区分、つまり兵農分離を真っ向から否定することで、ともかくも国民徴兵に道を開くことができた、とみられるからである。

その視点から、あらためて武士の動員と峻別された中世の民衆動員の作法をみるとき、その峻別も武力の優劣による配置などではなく、中世社会を支えていた侍＝兵と凡下＝農の職能別の分業の態勢に規定されていたのではないか、という可能性に思いいたる。幕藩社会の機軸たる「近世的な兵農分離」を生み出す過程は、これまで、中世を通じて進行する自然史的な過程として、ほとんど論理的に措定されるにとどまっていたが、これを歴史具体的に検証するために、あらためて「中世的な兵農分離」を構想し、その実像とくに領主の社会的な責務を具体的に追究することに興味をひかれる。小稿はまだ未熟で切り口の模索に過ぎないが、冒頭にあげた諸氏の論文は、さらに学ぶべき豊かな手掛かりを秘めている。

(1)　慶応元年（一八六五）四月の第二次長州征討発令に連動した、同元・五・一三勘定奉行松平康正申渡（老中水野忠精令）関東筋代官一二名宛、「村高兵賦書上帳」日野市佐藤家文書、熊沢徹「幕末の軍制改革と兵賦徴発」（『歴史評論』四九九、一九九一年）から再引。

(2)　巳（永禄一二）一二・二七北条家朱印状、田名・磯部小代官・名主宛、下山治久編『戦国遺文』後北条氏編（以下、遺と略記）一三三六～七。

(3)　勝俣「戦国法」（『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年）。同「戦国時代の村落」（『社会史研究』6、一九八五年）。川合康「治承・寿永の『戦争』と鎌倉幕府」（『日本史研究』三四四、一九九一年）。久留島浩「近世の軍役と百姓」（『日本の社会史』4、一九八六年）。熊沢徹(1)論文。北条論は池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開」（『戦国期の権力と社会』一九七六年）。同「戦国期の農と兵」（『歴史公論』一一五、一九八五年）。



(4)　（永禄一二）二・六北条氏康朱印状、遺一一四八。元亀二・一・六～七北条氏政判物、遺一四五四～七。（天正一四カ）一一・二北条家朱印状、『神奈川県史』史料編中世（以下、神と略記）九四九一。丁亥（天正一五）一二・二四北条氏照朱印状、神九三二九。（天正五）閏七・五武田家朱印条目、朝倉文書5『静岡県史料』3、判物証文写『甲府市史』史料編中世六四六、市谷八幡神社文書。武田関係は柴辻俊六氏に手稿をご教示いただいた。

(5)(7)　（永禄一二）八・九北条家朱印状〈相模〉徳延百姓中宛、遺一二九六。巳（永禄一二）二・一三北条氏康朱印状、内藤一騎合衆等宛、富士浅間神社文書、遺一一五四。午（元亀一）二・二七北条家朱印状〈相模中郡〉今泉郷名主等宛他、遺一三八四～五。亥（天正一五）七・晦北条家朱印状、注(10)参照。（天正一八）正・二一北条氏政書状、神九五七二。

(6)　（天正一三カ）七・二一～六北条氏政朱印状〈相模足柄下郡〉酒匂本郷・〈三浦郡〉木古葉・〈武蔵橘樹郡〉駒林小代官・百姓中宛、神九一〇一・三・五。大普請は「神」通史編1、一〇六八頁（佐脇栄智氏）参照。

(8)　池上氏も兵粮支給を百姓と家臣を分かつ特徴とみる。藤木「村の城・村の合戦」（『歴史を読みなおす』15、週刊朝日百科、一九九三年）、『相生市史』七、二七頁。本書第三・四章参照。

(9)　未（元亀二）九・二六北条家朱印状〈相模東郡〉田名百姓中宛、遺一五一三。天正一四～一六北条家朱印状〈伊豆〉桑原郷百姓宛、神九一七七・九八、九三〇五・一六・三三。（天正一七）一一・一六北条家朱印状〈相模足柄上郡〉千津嶋小代官・百姓中宛、神九四九七。

(10)(16)　注(6)と丁亥（天正一五）七・晦北条家朱印状、諸郷小代官・百姓中宛、高麗宛は存疑、神九二七七～八四、『新編武州古文書』上、豊島郡一・多摩郡二〇、『新編埼玉県史』資料編6中世（以下、埼と略記）一三八〇～七。なお池上氏注(3)論文参照。

(11)　巳（永禄一二）三・一四北条氏康朱印状、田名百姓中宛、遺一一七八。（永禄一二）八・九北条家朱印状、注(5)、遺一二九六。午（元亀一）三・一七北条家朱印状〈駿河駿東郡〉菅沼村・竹下村宛他、遺一三九三～四。

(12)　子（天正四）一〇・二一北条氏邦印判状、埼八八五。（元亀三）八・一〇武田家朱印状、現在は新谷慶馬氏所蔵、『日本歴史』三九三。池上氏も籠城兵員は人改による有力百姓層の掌握と同趣と留意している。

(13)　注(2)、辰（永禄一一）一〇・二三北条氏政朱印状〈武蔵児玉郡〉阿佐美郷井上孫七郎宛、遺一一〇二。『大乗院寺社雑

事記』文明一七・一二・一一条。子（天正四）一一・二〇北条氏邦印判状、埼八八七「出家・後家・年より・こし引」など「出方・引方」明細に村人足帳の面影あり。

(14) 巳（永禄一二）一二・二七北条家朱印状、田名・磯部小代官・名主宛、遺一三六六～七。

(15) 注(10)および午（元亀一）一〇・一六北条氏照朱印状写、小山田八ケ郷宛、遺一四四四。「年七十以上、十六以下」という年齢区分は平安末公家法にみえる（田中稔『鎌倉幕府御家人制度の研究』三八二頁）。着到論は松井輝昭「着到状の基本的性格について」『史学研究』一九五）、参照。

(17) 一揆帳は庚寅（天正一八）二・一七北条氏印判「触書」、田方郡熱海芥川文書『静岡県史料』一、四二二頁、なお前掲池上論文、九六頁、参照。

(18) 注(10)。「神」通史編1、一〇六八頁（佐脇氏）。村の貫高は所領役帳の知行高を参考。「埼」通史編2、六八八頁表（市村高男氏）参照。なお「神」通史編、一一三頁（小和田哲男氏）は「郷村からの根こそぎ動員」を強調。「定」正文は第一条の「但弐人」、末尾の日付・宛所の墨色が異なることから、村ごとに査定しつつ、同時に大量に発給された形跡が明らかである。

(19) 田中注(15)著補論第二「侍・凡下考」三九九頁、初出は一九七六年。「吾妻鏡」建長二・四・二〇条、鎌倉幕府法追加五二八条など。

(20) （天正一五カ）一二・二八北条家朱印状、神九五三六。庚寅（天正一八）一・二一北条家朱印状、金沢之内称名寺宛他、神九五七六～八。寅（天正一八）一・八北条家朱印状、宇津木氏宛、神九五五五。

(21) 午（元亀一）二・二七北条家朱印状、遺一三八四～五。池上論文、九二頁以下、池上氏も「参陣を拒否するものが多く、軍事力の弱体化を免れ」ず「村落に深く浸透したかにみえた権力編成の基盤が、実は全くもろいものでしかなかった」と展望。「埼」通史編2、六九〇頁（市村氏）参照。（天正一八）正・二一北条氏政書状、神九五七二。

(22) 「山門騒乱」論は太田順三「永享の山門騒乱とその背景」（『佐賀大学教養部研究紀要』一一、一九七九年）。本郷和人『満済准后日記』から」（『遥かなる中世』8、一九八七年）。ともに設楽薫氏の懇ろなご教示を得た。

(23) 『満済准后日記』永享六・一〇・二、九・一二条、『看聞日記』自筆複製本同日条。醍醐寺満済は動員令に対して「当所并



山科辺土民等、罷出便宜之所、可致相応奉公之由事、可申付候」と返答していた。

(24) 『太平記』巻六、山口研一「甲を脱ぐ」（週刊朝日百科『歴史を読みなおす』15）による。

(25) 村の軍忠状は近江葛川明王院文書二五、海津一朗氏のご教示。役は田中注(19)著書（四〇一頁に「当社神事為可遁、犬上郡中百姓、近年蒙名字、不役懃、……自今以後新侍被停止訖」天文二二、多賀神社文書）。

(26) 応仁二・六・二〇、『山科家礼記』一、以下、本文に月日のみを注記。

(27) 『山科家礼記』一、延徳三・九・三、同四・九・一四、室町幕府奉行人奉書、山科七郷（名主）沙汰人中宛など。

(28) 『平家物語』巻五・八、川合注(3)論文に教えられた。

(29) 以下『大日本史料』十一編の巻一、天正十・六・十三条による。なお『広辞苑』は第三版から「土民」を「農民」と改定した。

(30) 文治二年正月日多米正富申状案、醍醐寺文書、『鎌倉遺文』四六。

# 第八章 村の隠物

## はじめに

中世も後期になると、他領の農民に家財をあずける契約を結んだり、荘内やその近辺に「小屋籠り」をしたり、近辺の山中にあらかじめ拠点をつくっておいたりする逃散が一般的になる、といわれる(1)。

この指摘をうけて、あらためて注意してみると、中世の村人がよそに家財を預けたり、山籠りしたりする例はじつに多く、しかも、それは逃散のためだけでなく、戦乱のときにも、ふだんにもよくみられて、日常に広がる預物の習俗や、ふだんの山籠りによって、非常時の隠物や山入りの慣わしが支えられていたらしい様子がみえてくる。

一揆や逃散など、非日常的な村の自力が、村の日常にどれほど深く根ざしていたか、を解き明かしていくことは、村のナゾ解きによせる、私の大きな楽しみであるが、そのカギの一つとして、ここでは村の隠物・預物の習俗に目をとめてみよう。

戦争の時代ともいわれる中世に、村や町場に住む人々が、身のまわりの家具や財産の保全に、どのような手だてを講じていたか。ただこれだけのことが、近世史家の高木昭作氏の一編をのぞけば(2)、まだほとんど追究されてはいない。戦禍のなかの民衆の姿をありのままにみつめようとする目が、私たちに欠けていたのである。

## 一 隠物の習俗



### 1 百姓の預物

戦国もはじめの永正元年(一五〇四)三月、和泉の日根野庄入山田のうち菖蒲村で、百姓の預物をめぐって、こんな事件が起きていた(『政基公旅引付』)。

亀源七という百姓は、かねて、入山田の山奥にある犬鳴明神の西坊に、米俵一つを「預置」いていた。これに目をつけた、おなじ村の正円右馬という百姓が、西坊にやってきて、その米俵にこっそり自分の名札を付け、あとでそれを持ち去ろうとしているところへ、「本預置」人の亀源七とばったり鉢合わせして、言い争いになった。

正円右馬は付け札を根拠に自分のものだと言い張ったが、亀源七が「亀源七預置主」と書いた「切紙」を俵のなかに入れてあるといって、取出してみせると、あきらめた右馬は、「サテハ覚違(おぼえちがい)」かといいつくろって、その俵を源七に返した。だが、かれには盗みの余罪もあったため、村では寄合を開いて、盗人の罪で処刑することにし、領主もそれに同意して、頸を切ってしまった、というのである。

ところで、その正円右馬自身も、じつは隣りに住む伯母の家に、「米麦之類小(少)々」のほか、「具足モ一両」を預けていた。そのことを村人から聞いて、三人の幼い遺児たちは、「親之預物」を取りに行ったが、すげなく追い返されてしまい、山野を泣き歩いているという。そこで領主は、定使に命じてその「預物」を取りもどさせると、具足(よろいの一種)は没収したが、「米麦之部類」は子どもたちにくれてやり、ついで中間衆や村の番頭らに命じて、正円右馬の屋内の家財を「検断物」として没収した。

屋内の家財ばかりか、よそに預けた隠物も検断の対象となったものらしく(第四節「預物改め」を参照)、預物の米麦を子らに与えたのは、領主の特別の恩情というわけである。しかし家を調べても、粗末な破れた鉄器(割れ鍋か)などが少しあるだけで、「指物(さしたるもの)」は何もなかった、という。

この正円右馬は、村で「公事屋(くじや)」をつとめる、一人前の「普(譜)代百姓」であった。そのため、ほんらいなら

「跡の田地等、作職以下」も検断し、家をとりつぶす定めであったが、村の嘆願もいれて、村の責任で公事＝領主の課役をつとめることを条件に、子どもの成人を待って「取立」ててやることにした。

そこで村では、番頭たちが相談して、番頭の一人でもある伯父と「惣地下」とで、「遺跡」を預かって公事をつとめることにし、「作職以下田地等一紙」という「遺跡」の明細——田（七筆）二反一七〇歩・屋敷分（三筆）二八〇歩——を領主に報告するとともに、後の証拠に、この「村預かり」の措置を明記した書面を書いてもらった（閏三・二〜四／・二四）。この経緯は第二章で詳しく述べた。

なお、文明十五年（一四八三）の近江菅浦の村掟も、

> 地下において、正躰なき子細によって、死罪におこなわれ、或は地下をおいうしなわれ候跡の事は、子共相続させられ候はば、無為めでたかるべく候、

と定めているから（菅浦文書二二六）、このような救済の措置は、村側の要求をふまえて、戦国の村々に共通する慣行になりつつあったらしい。

さて、「公事屋」百姓といえば、中世では標準的な村の成員のことである。そうした一人前の村人たちが、山あいの寺に米一俵を預けていたとか、隣りの親戚の家に米麦や具足を預けていて、家にはろくな家財もなかった、というのである。百姓たちも、米麦など大切な家財の多くは、ふだんから自分の家には置かず、よそに預けるのをつねとしたものらしい。

事件のおきた閏三月という季節からみると、正円右馬が盗もうとした米俵には、苗代に播く種籾が入っていたのかもしれず、米や麦は種子・食糧として、とくに貴重な財産であったにちがいない。そういえばルイス・フロイス『日欧文化比較』も、

> 日本では戦争はほとんどいつも、小麦や米や大麦を奪うためにおこなわれる。



と記していた。かつて宮本常一氏は、中世の絵巻を分析して、富める者といっても、民間の富者はつつましいものであり、豊かな家というのは、食べ物が豊かだという描写で示されていると指摘したが[3]、いま、その観察の確かさが、あらためて思い合わされる。

## 2 隠物の村掟

中世末のある村の惣中の掟に、ふしぎな申し合せがみえる。天正十年（一五八二）十一月二十五日のことである。

> 一、①らんとゆき候共、②里中・浦等々、何方ニ、③道具ともおき候とも、④少も取り申間敷事、

これは、琵琶湖の東岸にある近江の安治村（野洲郡中主町安治）で、「惣中」が定めた「掟目」の一つである[4]。中世末の安治は、安土城近くにあったことから、いつも、織田信長の激しい行動がまき起こす、変動のさなかにあった。ひどくわかりにくい掟だが、およそ、①たとえ何かが起きて、②ひとが村の内外のどこかに、③道具などを置いても、④けっして取ってはならぬ（もし取れば処罰する）、と取決めたものらしい。いったいこんな掟が、なぜ必要だったのか。

冒頭の「らんとゆき」は、あまり耳なれないことばで、『中世政治社会思想』でも意味は未詳、と注記されているが[5]、誤字があるのかどうかも、原本が紛失してしまっていて、確かめようがない。ただ、この掟をはじめて世に紹介した宮川満氏が、「ら」にわざわざ「な」と傍注して、「らんと」を「何と」の誤記とみているから、原本に「らんとゆき」と明記されていたのは、まちがいない。

まず①の「らんとゆき」は、『邦訳日葡辞書』で「ラン」の項を引くと、「ランガイク（乱が行く）」という、「らんとゆき」とよく似た用例がある。「戦乱が起こっている」という意味だという。戦国にはよく使われたことばらしく、つぎのような文例が目につく。

a たとえ乱等・飢渇・水損行き候とも（もし戦乱・飢饉・水害になっても）[6]

b 新見庄、去年までは大乱行き（去年までは大乱がつづいて）漆木なども一本もなき躰候、[7]

c 伊賀一円落居……五百年も乱行かざる国なり（伊賀は平和になった。……五〇〇年も戦乱のなかった国である）[8]

d らんなどの行く・らんの行くごとく（まるで戦争が起きたように）[9]

ここにみえるa「乱等……行き」（乱が起きる）、b「大乱行き」（大乱になる）、c「乱行かざる国」（乱のない国）、d「らんの行く」（乱になる）など、どれも安治の①「らんとゆき」と、じつによく似ている。「ゆく」には、

○戌半時ニ、火事行候（『石山本願寺日記』）

○しつつい（失墜）ゆき候て、迷惑候（菅浦文書八八八）

というような、「乱が行く」ともよく似た用例のあることは、広く知られている。ひとまず「らんとゆき」は、ポルトガルの辞書のいうとおり、〈戦争になる・動乱が起きる〉という意味でよく使われた慣用句であった、としてよいのではあるまいか。

掟の作られた天正十年十一月は、あたかも本能寺の変の半年後に当る。ここ湖東の安治村は、織田信長の安土城に近くその直轄領でもあったから、領主信長のとつぜんの敗死、安土城の炎上など、あいつぐ争乱の衝撃をじかに受けていたにちがいない。「らんとゆき候共」という村掟のことばには、世の激動におののき身構える、村人の不安の想いがにじんでいる、といえよう。

つぎに、村掟の②にいう「里中・浦等々、何方ニ」である。「里中」とは、安治の村絵図[10]にいう「里之内」にあたり、文字通り村の中心部の呼び名である。また、当時、湖岸の村を浦とよんでいる例は多いから、「里中」＝自分たちの村と区別した「浦等々」といえば、湖岸のよその村々のことにちがいない。もしそうなら、「里中・浦等々、何方ニ道具ともおき候とも」というのは、村内やよその村のどこに家財を置いても、という意味になる。



さて、つぎの③「何方ニ道具ともおき」という文言で、私には想い出すことがある。戦国の末に、村の逃散を企てていた、大和若槻庄の庄屋が、領主から毛見帳の提出を求められると、「東山内へ道具かくし候間、その内にもし候とも存ぜず」――逃散を決意して道具を山あいの村に隠したので、それに紛れたかして、見当りません――とつっぱねていたのである。[11]

中世の村で道具といえば、武具や農具をさすこともあるが、ふつうは家財道具一般をいう。乱か逃散かという条件のちがいはあるものの、「何方ニ道具ともおき」というのは、おそらく「東山内へ道具をかくし」と同旨で、どこかに家財道具をかくす、という意味にちがいないのである。大和の山あい東山内の地方は、平地の国中（くになか）の人々が物を隠す場となっていたらしい。

また、奈良興福寺の僧多聞院英俊の書いた、大和の戦国誌『多聞院日記』には、

○奈良・田舎諸方隠物、上へ下タ（ヘカ）返了、誠ニ子ヲ逆ニ負ト申スハ、此時節也、

○新二郎方ヨリ、預物数多来了、奈良中悉以逃散了、昨日、山城衆奈良中ヱ打入、云々、

（天文十一・三・十七〜十九）

などとみえていて、あわてて「子ヲ逆ニ負」うほどの戦乱と逃散のパニックの中で、どこかに道具を隠すのを、ここでは隠物（かくしもの）または預物（あずけもの）とよんでいる。

このとき新二郎という奈良の男は、多聞院にまとめて六九個もの荷を預けており、寺坊もまた隠物の場として大きな地位を占めていたらしい。この奈良・田舎の隠物は、「逃散」とはいっても、じつは細川晴元による木沢退治の戦火を避けるためで、住民が逃散のときに物を隠すのは、こうした戦乱を避ける隠物の慣わしと、その底で一つにつながっていたことが、よくわかる。

さいごに、④「少も取中間敷（まじき）事」である。戦乱や逃散などの非常時に、村人が家財道具を村の内外に隠そうとすれ

ば、また、そのどさくさに紛れて、隠物を窃かに盗みとろうとする者もあったらしい。日根野庄では、預物を盗もうとした百姓が処刑されていたし、

○一揆ノ後……色々ノ道具ヲ預ケ申候処、皆以ヌキテ取了、如此ノ悪逆相積ル間、被誅了、（天文十二・九・十）

○浄ルリ院丸ナガラ焼失了、内ノ者坊主ノルスニ預ケ物盗取テ、付火ノ通ニ焼了ト推察了、（天正二十・七・五）

というような、預物をねらって盗み取る話が、『多聞院日記』にもよくみえている。隠物・預物が習俗として広く行なわれていればこそ、それをねらう盗人もまた多かったわけである。

安治村で「何方ニ道具ともおき候とも、少も取申間敷事」という隠物の村掟が出される背後には、こうした事情がひめられていた。隠物・預物が習俗になっていればこそ、それを狙って盗んだり、戦火の免責を悪用してネコババする、そんな悪い奴がどこにもいた。安治の掟④「少も取るまじき事」は、そんな預物ドロはゆるさないぞ、と村中に宣言したのであった。

ところで、その直後の天正十一年正月、信長死後の安土城下でも、近くの安治の掟とそっくりの、こんな「定」が出されていた（八幡町共有文書）。

⑤こんど一乱の刻、⑥方々の預物・質物などのこと、⑦その主の家、放火においては、是非に及ぶべからず、⑧ただし、相残る家、申しごとこれあるにおいては、⑨奉行に相断わり、糺明をとげ、証人次第、それにしたがうべきものなり、

つまり、⑤こんどの戦争のとき、⑥よそへ預けた〈預物・質物〉の返却問題について、⑦預け先が戦火で焼けたばあい、〈預物・質物〉の返却は免責される。⑧ただし、預け先が戦火に焼け残って、返却をめぐってもめた場合は、⑨奉行を通じて実情を調べ、第三者の証言に従って処理せよ、というのである。

天正十一年正月の安土城で〈こんどの一乱〉といえば、やはり本能寺の変後に起きた安土城の争奪戦にちがいない。



その戦火のさなかに、安土城下町の人々が、必死に〈預物や質物〉を郊外のあちこちに預けた。〈預物〉というのは、町の人々の家財のことで、〈質物〉は町の金貸たちが預かった質草であろう。

ところが、戦争が終わって、その〈預物や質物〉を返してもらう段になって、トラブルが続出した。預かったが戦火に焼けてしまった、いやそんな筈はない、ともめて裁判沙汰があいついでいた。この定めは、その紛争を裁く目安を示したものらしい。⑦の原則など、いま一般の損害保険で、噴火・地震・核事故を原因とする災害には、保険金の支払が免責されているのと、よく似ている。

安治の①「らんとゆき候とも」は、この安土の⑤「こんど一乱の刻」とそっくりだし、安治の③「何方ニ道具ともおき」は、安土の⑥「方々の預物・質物など」と同じことではないか。田舎の安治でも、町場の安土でも、戦火が迫ると、人々はみなよそに預物をして、自分の家財をけんめいに守った。それは広く戦争の世の習わしであったらしい。〈らんとゆき候とも〉の掟の裏には、戦争の不安におびえながらも、自力で家財を守ろうとした、戦火のなかの安治の人々の姿と、いかにも戦国の世らしい、〈預物の習俗〉が秘められていたのであった。

## 3　村の隠物

村の隠物は、個々の百姓ばかりでなく、村として共同でも行なわれていたようである。いくつかの例をあげよう。

(1)　和泉の日根野庄のばあい（『政基公旅引付』）

A　文亀元年（一五〇一）六月のある夜、隣りの熊取村の人々が、この庄の山あいにある、入山田四ヵ村のうち槌丸へやってきて、今夜、入山田に守護方の夜襲があるという噂だから、四月の逃散のとき預けて置いた「雑具共」を返してくれ、といってみんな持ち帰って行った（「熊取之者等、去々月四月逃散之時、所預置之雑具共、只今皆取ニ来候」）。そこで入山田の村々でも、おおいそぎ共同で防戦（「地下令一味、可塞戦」）の準備をはじめた、という。ど

うやら熊取の村人は、春の逃散のとき、村ぐるみで山あいの村に「雑具」を預け、その後二ヵ月ほども預けっぱなしにしておいたものらしい。

B　同じ九月のある夜、またも熊取からの急報で、守護方が入山田攻めの動員令を出したというので、早朝から槌丸では村をあげて「私財」を避難させようと、牛や馬が行き交う大騒ぎとなった（「槌丸ハ悉運私財、牛馬往反、以外物忩」）。これと並行して、入山田では、鹿狩りだといって「四ケ村群兵」が武装して山に登り、応戦する態勢をとった（「号鹿狩、四ケ村群兵、山ニ昇、自払暁、所相待也」）、という。

「私財」をどこかに隠して山入りしたのか、携えて山籠りしたのか、そこまではわからないが、家財の避難と村人の山籠りとが並行しているのは、逃散のとき家財をよそに預けるのと同じことであろう。わざと鹿狩りだといい触らしているのは、敵方を刺激するのを避けようというのであろうが、村人たち大勢が武装して山に登る、その実態はまさしく「村の籠城」であった。村の山仕事（鹿狩り）の拠点は、また村の防戦（群兵）の拠点でもあった。

C　翌年九月のはじめ、根来寺の足軽らが近郷に襲来し、槌丸にも陣取りを企てているというので、入山田四ヵ村では番頭ら全員で「評談」し、根来寺に出かけ、借金して「賄賂」を納め、庄内の安全を保障する「制札」をもらって、ようやく危急を切り抜けたが、借金の二千疋余りをどうやって補塡するかが、大きな問題となった。

村にいた領主の九条政基は、自分も五百疋だけは負担するが、佐野・井原・上郷・熊取・新花・木島など、入山田中に「財物・牛馬等」を預けている近隣の村々にも、預物の「員数」を調べ、応分の負担をさせられないものか（「此入山田中ニ、所預之財物・牛馬等、不可得員数歟」）、ここが敵の陣になれば、預物すべてを失ってしまうところを、われらの扱いによって被害を免れたのだから、などと村人たちと「密談」していた。

だが、村々の番頭たちは、村とよその隠物を戦火から守った、本所＝領主と地下＝村の「扱」は、いまや「名誉」なこととして国中に知られている以上、他村に経費を出させるのは「不当の沙汰」だ、と反対した。しかし後で聞くと、やはりよその村にも少しは金を出してもらったようだ、というのである。



Aは、「山林に交る」逃散の行動と村の「隠物」が、明らかに連動していたことを、よく示している。Bは戦乱に伴う村の隠物で、先にみた安治の「隠物の村掟」は、こうした事態を背景にしていたのであった。Cでは、やはりこの年も、近隣の「里」方の六つもの村が、「山」あいの入山田に、財物ばかりか牛馬までも預けていた。A・Cをみると、道具を隠すのも預かるのも、村ごとに村ぐるみで、もしかすると村と村の契約で、ごく日常にもう慣例となっていた、とみられよう。

入山田のような文字通り山あいの村々は、先にみた大和の東山内と同じように、平地の村々が家財を避難させる、隠物の場という特異な位置を占めていたものらしい。「山」の村と「里」の村のあいだには、隠物の習俗をなかだちとする、意外な結びつきが形成されていた。

預かった村では、隠物をどうやって保管していたのか、まだ手掛かりは乏しい。紀伊の柏原村では、寛正四年（一四六三）七月、畠山・山名の争乱のとき、自分の村の証文や年貢の米銭や数々の宝物を、村の鎮守＝柏原証誠権現の社内に隠していた（「取アエズ、本証文・斗米・公事銭、其外数之宝物、権現之社内ニ隠シ置」[12]）。

また、近江の菅浦では、元亀二年（一五七一）の暮に、米・麦や大豆・油実など年貢物を、村の惣寺＝阿弥陀寺に預けていた（菅浦文書九三八）。隠物・預物の「村預かり」の仕組みを解き明かすカギは、村持ちの惣堂や村の鎮守にあるのかもしれない。[13]

### (2)　近江の菅浦のばあい（菅浦文書）

村の預物に、村の借銭があった。とくに注目されるのは、なぜ村の「借状」がしばしば「預状」として現われてくるのか、という事実である。

A　天文九年（一五四〇）十二月、ある侍は「すがの浦惣庄」に一二貫文の料足＝銭を「預ケ置」いていたが、う

ち九貫文を二度に分けて返してもらい、つぎのような請取状を書いていた。

預け申候、料足拾弐貫文の内、両度ニ九貫文者、請取り申し候、残る参貫文、預け置き申し候、何時にても用所の時、給るべく候、(菅浦文書八八五)

残り三貫文は、催促次第に返してくれとだけで、利息のことには、なにも触れていない。

B 同じ天文五年の秋にも、菅浦の東と西の惣庄は、それぞれ銭四〇貫文・二〇貫文もの銭を預かり、村の老・中老らが連署して、年に二割の「利分」を払うことを約束する、「預申、御料足之事」という「預状」を書いていた(同八八一～二)。

C 元亀元年(一五七〇)十一月にも、村では「菅浦惣中」の名で、「預り申、御米之事」ではじまる「右件の預り申す御米は、何時成り共、御用次第に、御取り成さるべく候」という、米一〇石の「預り状」を書いている。これは、その年の村の「借米之覚」にも、「拾石之預状、大方殿へ遣候」と記されているから、預かった米一〇石は、じつは村の「借米」だったらしい(同九三二～三)。

A～Cとも、ほんとうは借状であるのに、なぜ預り状としたか、いまは、その背景が問題である。それを解くカギは、天文七年九月、近江北郡にあてた、浅井亮政の「徳政条々」のつぎの箇条である(案、同一六三)。

一、預り状たりといへども、利拚を加えれば、徳政行くべき事、

たとえ「預り状」でも、もし利息付きなら、借状とみなして、徳政を適用する、というのである。明らかに「利息なしの預物」の習俗を前提にした立法であり、その背後に、借米借銭や質草とはっきり区別される、利子をつけない米銭や道具の預物が、中世の村々に広く行なわれていたことは疑問の余地がない。

## 4 文書を隠す



鞆淵トウラム(動乱)ノ時、田畠等ノ文書ヲ、アルイハ山野ニカクシテ、アメツユ(雨露)ニヌラシ、アルイハヒキ失、フルヤニ取ヲトシテ焼失候事、其ノカス(数)ヲ不知候、カヤウ(斯様)時、他所エモ取レ文書アリ、トカウ(号)セム人ニヲキテハ、任置文ノ旨、不可用之、(鞆淵八幡神社蔵)

これは、正平十二年(一三五七)三月、高野山領の紀伊鞆淵庄民二〇名が連署して、一枚の板(三三・二×一三五・七×二・〇センチメートル)に書き付けた、「庄官・百姓一同ノ置文」の冒頭の部分である。

ここに鞆淵の動乱というのは、十四世紀中ごろ、鞆淵庄民たちが領主側の下司に激しく抵抗し、「ゲシドノ(下司殿)ト、タビ〳〵クハクシウ(確執)ノラン(乱)」といわれた、大きな闘争であった(鞆淵八幡神社文書二四)。この闘争を組織したとき、不測の事態に備えた村は、あらかじめ「田畠等ノ文書」を「山野ニカクス」措置を講じていたのであり、村の山には「隠物の場」のあったことがうかがわれる。

これは、中世の「村の隠物」の早い例である。ただし、村にかぎらなければ、証文などを安全のためよそに預ける慣わしそのものは、かなり古いようである。たとえば、鎌倉初期の文治四年(一一八八)、豊後に住む僧の基覚が上洛のさい、「風波盗賊の難」を恐れて、院主職の譲状などをひとに預けて旅立ったところ、その「所預置之証文等」を「焼失と号して」抑留されてしまった、という。すでに十二世紀には、証文をひとに預けることも、焼失したといえば免責されることも、習俗としてたしかに成立していたらしい(14)。

その後、京では、延慶四年(一三一一)に、沙弥観阿は田畠屋敷の券契つまり不動産の証書を了阿の土倉に預け、建武元年(一三三四)に、光蓮も衣装・雑具や券契を西条の土蔵に預けるなど、土倉・酒屋の登場とともに、類例はしだいに多くなる(15)。

明応三年(一四九四)に、出火で下京が焼けると、ある酒屋の亭主は、預け主あてに、焼失した御支証物＝地頭職などの権利書のくわしい目録を添えて、

私の土蔵へ火入り候て、雑物等ことごとく焼失候条、あづかり申す御支証物、紛失し候、土蔵へ火入る等の事、
これまたその隠れ無きの由、御意を得べく候、(16)

という証文を書いていた。近江の菅浦で、村が借銭を返したときにも、相手方は「すぐにも本借状を返す約束だが、あいにく他所に預置いてあるので」といって、仮の請取を出している（菅浦文書九九七・九八三）。

以上からみて、中世の社会では、地頭職の権利書や本借状などの大切な証書類を、手元に置かず、よそに預けておく習慣が広く行なわれていたのは確実である。また、紀伊の柏原村では、寛正四年（一四六三）に、乱入した「物取」に、村の鎮守に隠し置いた、社領の証文や数々の宝物を奪い取られると、「柏原村氏人各々」の名で、奪われた証文の無効を宣告する、「紛失状」を発行するという手続きをとっていた（西光寺文書）。

鞆淵庄の「庄官・百姓一同ノ置文」も、やはり、失った証文の無効宣告であった。すでに動乱直後の観応三年（一三五二）、「同庄百姓の申請」をうけた領主の高野山側が、紛失した「私宅并ニ田畠の文書等」について、「もし彼の古文書等をいだして、知行すべきと申す仁有るとも、更に庄家叙用すべからず」という下知状を出していた（鞆淵八幡神社文書二〇）。さきの置文は、この下知状の趣旨を、重ねて惣庄として主体的に確認しよう、とするものであった。不動産証書の焼失や散逸で、在地の村々には、「カリ(借)タル人、ヲイ(負)タル人、不分明」（同二三）という、土地の貸借をめぐる深刻な混乱が、続いていたのである。

闘争を組織した村が、「動乱」にそなえて、あらかじめ「田畠等ノ文書」を「山野ニカクス」のは、貸借をめぐる混乱を回避するための、切実な行動だったのであり、村人の財産権の保全という、家財一般の避難とも異なる、独自の意味が秘められていたことになる。紛失状によって証券の無効を宣告する慣わしの背後には、「文書を隠す」慣行が広く行なわれていたにちがいない。



## 5　町場の隠物

つぎには、町場での隠物の習俗を、『多聞院日記』により、奈良の周辺で探ってみよう。

○昨今、種々口遊（くちずさみ）、物ヲカクシ、物騒無是非、云々、（天文十・十二・十五）
○昨今、奈良中しのび〳〵ニ物ヲ隠了、（永禄八・十・八）

というような隠物の記事は、ほとんど全編にみちている、といってもよいほどである。とくに永禄十年（一五六七）は、十月に東大寺の大仏殿が戦火に焼かれるという、奈良の混乱がその極に達した年だけに、隠物・預物の記事がひときわ目立っている。そのごく一端をみよう。

五月二五日、今井へ道具少々遣了、
　二七日、常如院道具、悉以被取了、
二八日、左衛門五郎道具取了、
二九日、今井へ荷共隠へ、十市殿より、迎人夫上洛了、
三〇日、禅識房道具、皮子大小五・櫃一・食籠一・七色并太刀一、若宮神主へ預ケ了、預リ状来了、
　庄村殿道具、皮子一荷、今井柳屋彦三郎へ預ニ遣之、

ここにみえる、「今井へ道具少々遣す」とか「今井の柳屋彦三郎へ預けに遣す」というのは、「今井へ荷共隠す」とか「今井へ隠物」とも同じで、「遣す」「下す」「預ける」「隠す」は、いずれも多聞院の英俊が今井に「隠物」をしたことを意味し、「道具取られ了（おわんぬ）」「道具取り了」は、その反対に、かねて多聞院で預かっていた道具を、本主が取りに来たので返却した、という意味らしい。

わずか半月足らずの間に、多聞院自身は本尊・鐘などの仏具をはじめ、刀・脇指などの武具や、釜・火鉢・灯台などの家具にいたるまで、さまざまな道具を、大和のうち法隆寺・若宮神社などの寺社をはじめ、今井・十市など六ヵ

所にも分けて隠している。危険の分散をはかってのことであろうが、法隆寺も今井も、奈良の町からはかなりの距離である。「今井柳屋彦三郎」というのは、その屋号からみると、寺内町今井の土倉であったかもしれない。

道具のなかには、自坊のもののほかに、「御上方の荷」「庄村殿道具」など、よその有力者からの預り物も多く含まれており、隠物はその保全策でもあったらしい。一方、戦乱を心配して多聞院へ「預物」を引き取りに現われた者も多く、祐範らの坊主、菊田方など武士らしい人物、左衛門五郎など百姓か商人ふうの者など、五人にのぼっている。じつにさまざまな階層の人々が、ふだんから寺坊に家財を預けていたのである。

また、小さな旅行で家を空けるときも、大切な家財はよそに預けたものらしく、

○法隆寺へ下トテ、箱二ツ預ケラレ了、(文禄二・十・十八)

○佐和山ヨリ帰宅付、預ケ道具、悉以渡之、(同二・四・二十六)

というような記事も多い。さらに、

ナラ中ネコ・ニワ取(鶏)、安土(織田方)ヨリ取ニ来トテ、僧坊中へ、方々隠了、タカ(鷹)ノヱ(餌)ノ用、云々、(天正五・五・七)

というように、奈良の町の人々は、鷹の餌にされるのを恐れて、ネコやニワトリまでも僧坊に隠したのである。隠物をする習わしが「奈良中・田舎諸方」、つまり都市でも農村でも、ほとんど日常化していた様子が、よくうかがわれよう。寺はときに「物のアジール」「動物のアジール」にもなったわけで、大和・奈良の多くの僧坊は、こうした隠物の習俗のなかにも、まことに大切な位置を占めていた様子である。

なお、戦国の京都でも、上京・下京の住民が戦火を避けて、妻子・僕婢をはじめ、家財・衣服・金銀・高価な道具などを、都の周囲二～四レグワの町や村に疎開させていた、と『耶蘇会士日本通信』が観察している。また山科家の日記を開けば、京都の山科家が季節ごとに京郊の荘園＝山科東庄に預物をしていた事実が、じつに詳しく記されている。京都の町場と周辺の村々との間にも、隠物をめぐる連帯の関係ができあがっていたのであった。(17)



ことに、応仁の乱の戦場となった京都の隠物については証言が多い。(18)

たとえば『後法興院政家記』は、京の騒動ぶりを「終日物を運び、また落人等鼓騒せしむ、大乱に及ぶべきか」といい、「下辺に物取悪党等徘徊せしむ」と記し、筆者の近衛政家じしんも「記録六合」を宝池院の文庫に預けていた。『後知足院房嗣記』は、「京中に濫妨あるべし」という噂に「重書杉櫃一合・皮籠等」を岩倉に預けたが、それは「日野・烏丸ヨリモ預物之由」などと、外の公家たちも同じであった。また「近々火事あるべし」と聞くと、「立具・畳等」までよそに預けていた。

なお、奈良の『大乗院寺社雑事記』は、乱中の「京都焼亡」はじつは「物取」の所行で、京中に「物取共」が人数を率いて乱入しているため、油断がならぬといい、合戦に備えた隠物・預物がなぜ必要だったのか、を明らかにしている。その事情について、とくに雄弁なのは『応仁記』下である。その一端をあげよう。

洛中洛外ノ物取悪党ドモ、モノトリセンタメニ、軍勢ニマキレテ、南禅寺乱入、モノヲトルノミナラス、火ヲ付テヤキ払ヌ、……京中コソ軍場ト成リタル共、東山南禅寺辺ハ何事カ有ベキトテ、京中ノ重宝財産ヲバ、皆東山ヘ隠シ置シニ……諸大名ノ軍勢ト京中辺土ノ乱妨人ト乱入シテ、数日経テ取間、諸商人受之、奈良ト坂本ニハ、日市ヲ立テゾ売買ケル、(東岩蔵合戦幷南禅寺炎上之事)

いったん京の市街が戦場となれば、押し寄せる軍勢・物取・悪党・乱妨人たちの放火・濫妨によって、京中の重宝・財産・建具もよその預物も、根こそぎ奪い去られ、商人に転売されて、戦場の周辺にある奈良と坂本には、それを売り立てる「日市」が立った、というのである。軍記の記述ながらみぎの諸記録ともよく符合し、なにゆえに隠物・預物の習俗があったかを説明して、余すところがない。

## 二　小屋籠り・城籠り

### 1　隠物と小屋籠り

村の隠物は「小屋籠り」という形を伴うこともあった。法隆寺領の播磨鵤庄に、そのよい例がある。(19)

A　永正十八年（一五二一）二月、播磨の守護赤松義村とけらいの浦上村宗の抗争によって、この庄域が「合戦の巷たるべき由、必定」という情勢になったとき、戦禍を避けようとする庄内外の人々は、

当庄名主・寺庵・百姓・其外隣郷・隣庄ヨリ、縁々ニ、堀之内ニ少(小)屋ヲ懸、構ヲ仕、在之、

という行動をとった。庄内の名主百姓ばかりか、隣郷・隣庄からも縁を頼って、政所の堀の内に避難して、小屋がけし、防禦の構えをした、というのである。戦乱のさいに、荘園領主の拠点である政所が、庄内の村人や地域の人々の避難所とされ、そればかりか、現地で政所の役をつとめる法隆寺の僧は、庄域の平和を保つため、軍勢の乱暴を禁止する制札の獲得に、大金を大名方に払って奔走していた。

やがて、そのおかげで庄内の略奪を免れると、政所は名主百姓と相談のうえ、和平工作にかかった制札銭一三貫七〇〇文を調達するため、堀の内に避難している人々が「少屋」にもちこんでいる、「俵物」の「員数」を調べ、「石別八十文ツ、打賦」る、という措置をとって徴収した。

俵物とか石別というからには、俵詰めの米穀のことにちがいない。名主百姓たちは、政所の堀の内に身一つで避難したわけではなく、俵詰めした食糧や種子を持ち込んでいたのである。仮に「石別八十文ツ、」の割当てで全経費を賄ったとすれば、人々が堀の内の小屋に持ちこんでいた俵物の総量は、じつに一七〇石以上にものぼったことになる。

B　その翌年、一国をまきこむ赤松・山名両氏の争乱が起きると、「庄家衆・百姓等」はそれぞれに「在々所々ヱ逐電」したり「方々ヱ逃隠」れたり、「大寺之内・政所ノ内ニ籠屋ヲカケ、悉以籠居」するという大騒ぎになった。



「籠屋」をかけ「籠居」するというのは、「小屋籠り」のことにちがいないが、あるいは「籠屋」は「こもりや」ともよんだのであろうか。

このときも、政所は先頭に立って、大名に兵粮米や礼物を出し、安堵状をもらうなど、庄域の安全確保に奔走したが、かかった経費は、やはり「籠屋に中懸け、俵別に取集」めたり、「隠物の俵物以下」にかけたりして回収した、という。「籠屋の俵物」と「隠物の俵物」が区別されているのは、俵物を携えた小屋籠りのほかに、隠物だけを大寺や政所に預けて、よそに避難（逐電・逃隠）したものもあったからであろう。

C　天文十年（一五四一）の「国中錯乱」のときも、大寺には「隣里・近郷の土民」が「小屋」を作り、禁制に背いて牛や馬までも引き入れ、ついには「大寺塔婆ノ前ナル、牢人衆ノ小屋」から火を出して、寺は全焼してしまった、という。村人の小屋籠りには、米穀から家畜まで、じつに雑多な私財を持ちこんだものらしい。

こうした避難ぶりは、「政所内ならびに大寺築垣内に隠れ居る」とも記される。(20)まわりに「築垣」＝土塁をめぐらす大寺は、斑鳩寺の名のとおり、法隆寺領であるこの庄の中枢にあって、「堀之内」にかこまれた政所とならんで、領主支配の拠点であったが、また非常時には、この一帯の人々がその身や道具を隠す、「村の避難所」ともなっていたのである。寺のアジールのもう一つの側面がここにある。

さらに、ここでは荘園領主の政所＝堀の内が、庄域を越えて地域社会の人々にまで、思わぬ隠れ家を提供しているのが注目される。政所役をつとめるのは法隆寺の僧侶であったから、それは「寺のアジール」の拡大とみてもよい。だが、政所が守護方に向かって口ぐせのように強調していた、「守護使不入」の荘園であったことによるものだとすれば、むしろ、これは「荘園のアジール」というべきであろう。民衆にとって「守護使不入」とは何であり、どのような意味があったか。新たな視点から、広い検証が求められる。

## 2　村の山小屋

荘園領主の政所＝堀の内が村人の避難所になるという事情は、在地領主の城の場合も同じであったらしい。しかも、村人には、独自の「小屋籠り」の行動もみられるのが、とくに注目される。

永正十四年（一五一七）九月、備中にある東寺領の新見庄は、激しい戦いに巻きこまれていた。この庄の西（領家）方の代官となっていた在地領主の新見氏が、国衆の三村氏と戦って敗れ、城際まで攻めこまれたことから、郷内は打果たされ家々は放火されて、「西方所々亡所」とか「地下破候」といわれるような、散々のありさまとなった。そのため、やむなく庄民たちは家を捨て、三職衆とよばれた村の下級の庄官たちは領主新見氏の城に籠り、一般の里人たちはことごとく小屋籠りした（「三職衆も、未当城籠候、西方里分、悉小屋ニ籠候」）。その城籠り・小屋籠りのまま年を越した「三職衆、其外の地下人等」は、まる一年たっても、まだ「帰宅」できないでいる、という。(21)

これらの情報は、いずれも、この庄の代官をつとめる新見国経が、京の荘園領主に書き送った報告だけに、荘園年貢の滞納を正当化するため、現地の惨状をことさらに誇張している疑いがある。だが、荘園が戦場となったとき、地下人たちが戦禍を避けて在地領主の城などに「城籠り」「小屋籠り」したという点は、事実と認めてよいであろう。在地領主の城もまた、非常時には、地下人たちの避難所として機能していたらしい。

とくに注目したいのは、下級荘官クラスは在地領主の城に「城籠り」し、一般の地下人たちは「小屋籠り」した、という点である。戦国の城には、侍身分の守る高い山の「山城」のほか、それに付属した、地下人・百姓の守る低い尾根筋の「山小屋」があった、という井原今朝男氏の指摘が思い起こされる。(22)

この点については、ジョアン・ロドリーゲス（一五七七年から一六一〇年まで滞日）の『日本教会史』(23)に、興味深い証言がある。

> 王国が相次ぐ戦乱の状態に置かれていた期間は、領主や貴族でさえその家屋や住居が貧しくて惨めであったことについては触れないでおくが、戦乱による火災のためにすべてが破壊され、一般に領主と貴族は高い山にある城郭に住み、その他の民衆は山中の森林や頂上、また叢林に住み、それらの家屋はいずれも、通常茅や乾草でできていた。



戦国の日本では、戦火を避けるのに、領主と貴族は高い山の城郭に籠ったが、ふつうの民衆は、山中の森林や頂上や叢林にある、茅草の小屋に隠れ住んだ、というのである。山に籠るとか城に籠るといっても、あたかも階層の別に対応して、「城籠り」と「小屋籠り」の別があり、民衆にも独自な山の拠点があったらしいことは、いよいよ確実である。

ここでわたくしは、「畠中城、自焼シテ、悉取退畢、これハ百姓持タル城也」という、天正十三年（一五八五）三月、秀吉の紀州雑賀・根来一揆攻めの記事を思い出す（『宇野主水日記』）。このとき、山の手のシヤクゼン寺城＝「根来寺衆ノ城」と、浜の手の沢ノ城＝「雑賀衆ノ持タル城」は、ともに、「扱」＝敵の誘降によって、戦わず「落城」したが、畠中の城＝「百姓持タル城」だけは、「扱」を拒み抵抗のすえに「自焼」した、というのである。かつて私は、一向一揆の基層をなす、百姓たちの抵抗の証として、これに注目したことがあった。(24)

だが、室町時代の農民は、逃散のさいの拠点を、あらかじめ近辺の山中につくっておいたと、勝俣氏も指摘したように（『一揆』）、先にみた、隠物をし武装して山籠りする和泉の日根野荘の村々の様子は、村近くの山に「百姓の城」が造られていたことを、はっきりと示唆している。

もっと早く十四世紀中ごろに、播磨にある東寺領の矢野庄でも、

> 城郭□(を)かまへ候て、地下名主よるひる□(とカ)用心仕候、又、公文方へも、他所よ□(り)見つぎ(継)せい(勢)、あまた越られ候て、けい□(こ)せられ候、

とみえ、地下＝村の名主の構える城郭と荘官である公文方のそれとが、はっきりと書きわけられている。

地下名主は自分たちで城の用心を固めたが、公文方の警固にはよそから多くの加勢がきている、というのである。明らかに地下の城が村の自力で構えられていて、公文方の城とは大きく性格を異にしていたのであった。(25)

また、隣村と山野紛争の合戦をくりかえしていた、近江の菅浦惣庄は、村の寺のもつ畠一所を、「用害」にするからと「所望」して買い取り（文明二年、菅浦文書八四四）、「大門のきど（木戸）」を固め、「白山をぢん（陣）」とし、「やわた山ニけいご（警固）をする」など、村の一帯をあたかも城郭のように固めていた（文安六年、同六二八）。

とすれば「百姓持タル城」というのは、なにも一向一揆だけの特異な例ではなかったことになり、大名の城のほかに、地下人・百姓の守る山小屋があったという、井原今朝男氏の想定には、相当の根拠があるように思われる。ただ問題は、笹本正治氏も指摘したように、そうした村人の山小屋を、もともと大名の城郭に従属する付け城とみるのが、はたして妥当かどうかにある。(26)

百姓の山小屋の性格をめぐって、井原・笹本両氏がともに注目したのは、武田信玄の戦域における村人対策をよく示す、元亀三年（一五七二）の朱印条書である。(27)

一、地下人の事は、案内者をもって糺明せしめ、或は疑心の輩、或は親類広き族ばかり、妻子を高遠へ召寄せ、其外の地下人には、厳重に誓詞を申付けられ、逆心を企つべからざるの旨、相定められ、然而、山小屋へ入れ、或は敵退散の砌か、或は通路をさいぎるべき時節に召出し、かせぎを申付けらるべき事、

つまり、敵方内通のおそれある者（疑心の輩・親類広き族）からは妻子を人質に取り、それ以外の者からも、逆心を企てないという誓詞を取ったうえで、山小屋へ入れよ。もし逃げる敵を追い退路を断つときは、これら地下人を「召出」し、かせぎを「申付」けよ、というのである。

そのねらいの第一は、地下人たちの山小屋に敵性のある者が籠るのを阻止することにあり、第二は、ときにはその山小屋の地下人をもって逃敵にあてよう、というのである。ここから、井原氏は山小屋を大名に従属する出城とみ、



笹本氏は「単に彼等を山小屋に避難させたにすぎない」とみる。

だが、大名が地下人の山小屋籠りに厳しい敵性チェックを加え、わざわざ人質や誓詞までも取っているのは、そこが大名の属城であったからでも、大名が強制して避難させたのでもなく、もともとそこが地下人の山籠り・小屋籠りに備えた、自立した村の山小屋、いわば「百姓持タル城」であったからではないか。

なぜなら、山小屋の地下人を「召出」し、かせぎを「申付」けよと、わざわざ指示したのは、地下人たちの山小屋が大名の属城などではなかった証拠だし、とくに村人から「妻子」や「誓詞」を取れというのは、村の自立性を前提にした誓約の作法であったにちがいない、とみられるからである。(28)

だからこそ、大名は「自立した村の山小屋」の存在を、ときに危険視してつよい統制を加え、あわよくば自分の付け城群の一環として編成しようとねらったのであり、この条書にもそうした政策の断面がみえている。よく山間の小城郭に、異質の改修のあとが指摘されたりするのは、大名による城のネットワーク化の徴証の一つでもあろうか。(29)

そうした山小屋を、笹本氏はもっぱら、山野のアジール性（「山林に交わる」習俗）に根ざす在地の避難所、という視角から追究し、これには、山小屋の実態は城だ、という批判もある。(30)

もしこれを、「戦乱から避難するためだけに山中に建てられた小屋」（笹本氏）と、消極的にみるだけでなく、村人が自らの生活と生産を守る「自立した村の山小屋」「百姓持タル城」として、より積極的に構想することができるならば、戦う中世の村の実像をとらえるうえで、まことに魅力ある仮説となるであろう。

中世の百姓がしばしば山野に逃散したのは、「山野が生産・生活に深く結びついた場であったことを背景にしている」と、黒田日出男氏もするどく指摘したが、(31) 中世の村はふだんに武装し、村の山野河海の当知行＝用益の保全を、つねに激しい村落間相論＝村の自力を通じて実現していたのである。(32)

とすれば、山野や山小屋はむしろ村の自立の拠点＝ポジとしてみるべきものであり、これを「逃げこみの場」（笹

本氏）とか「否定的な負の場」（黒田氏）などとみる、ネガの山野アジール論の傾向には、あらためて見直しが求められよう。

その意味で、越後の山間に小型城郭を踏査している横山勝栄氏が、たんに軍事面からだけでなく、むしろ山野河海を占守・用益する日常的な拠点として、「村の城」を構想し検討を続けているのは、まことに新鮮で刺激的な試み、というべきであろう。(33)

### 3　城籠り

つぎの課題は、戦国の村と村人にとって領主の城は何であったか、である。その視点から、まず注目したいのは、十六世紀末の関東にみられる、籠城の実態である。

A　天正十五年（一五八七）の暮、豊臣軍の来攻必至とみた、北条方の北武蔵の支城主たちは、それぞれの領域の家中宛てに、

○妻子の支度を致し、何時も八王子（城）へ入れ候様に、申付くべき事、（武州文書）

○妻子を召連れ、来る廿八日を切て、岩付（城）大構の内へ罷り移るべし、兵粮の事は、来年五日を切て、上ぐべし、（道祖土文書など）

と指示していた。ともに妻子の籠城をとくに強調しているのが注目される。

B　同十八年正月には、小田原本城でもおなじことで、

○妻子・郎等・兵粮・荷物以下、小田原御城に入れ、小屋懸に而、（『伊豆順行記』）

○兵粮・荷物ならびに郎等以下召連れ、引移、（岡本文書）

というように、妻子や荷物の籠城と「小屋懸」が指令されていた。



これらA・Bの籠城令は、一般民衆のためではないようにみえる。だが、城籠りして「小屋懸」けするのは、戦闘にかかわらない妻子である。妻子の籠城は、あたかも人質の徴発のようにもみえるが、それが兵粮・荷物つまり隠物を伴っている事実を見逃してはなるまい。

C　ことに、同年五月、岩槻城が激しい籠城戦の末に落城したとき、戦後処理に当った、豊臣方の武将たちが報じた、城内の実情は、

何れも役に立ち候者は、はや皆討死いたし候、城のうちには、町人・百姓・女以下より外は御座なく候条、命儀は助け成され候様と申すに付て、百姓・町人・女以下、一定においては、助くべきために、責衆（せめ）より検使を遣し、たすけ、城を請取り候、

というものであった。「城のうち」にいた「役に立ち候者」は、ことごとく戦死し、残っているのは、「百姓・町人・女以下」ばかりであったため、検使をもってよくその身元を確かめ、命を助け解放してやったうえで、城を接収した、というのである（『加賀藩史料』二）。

明らかに岩槻の「城のうち」には、武士とその家族だけでなく、領域に住む一般の百姓・町人やその妻子までもが籠城し、しかも戦闘員とみなされてはいないのである。「百姓・町人・女以下」が「役に立ち候者」と峻別されている以上、かれらを通説のように「総力戦に駆り出された戦闘員」とみるわけにはいかないであろう。「城のうち」といっても、この岩槻城の情報は「本丸」と「端城」を書き分けているから、あるいは、ここでも、身分によって籠る区域を異にしたのかもしれない。

D　その点で示唆的なのは、天正八年に真田氏が上野（岩櫃城か）に出した、城中法度＝条書七ヵ条の冒頭の二ヵ条である（『加沢記』）。

一、地衆に対し狼藉致さず候様に、申付けられ、懇切を加へらるべき事、

一、二之曲輪より内へ、地衆の出入、一切停止せらるべき事、

つまり、城の外郭にいる地元の百姓衆（地衆）には、狼藉なく懇切にせよ、ただし二の曲輪より内郭へは入れてはならぬ、というのである。

　これまで、この「地衆」についても、総力戦のもとで在地城番体制にくりこまれた、在地の百姓からなる軍役衆とされ、武士身分と峻別されている点が注目されてきた(34)。だが、Cの岩槻籠城の実情からみて、狼藉なく懇切にとか、二の曲輪から中に入れるなというのは、城に避難した地元の百姓たちへの処遇であった可能性を排除しきれないのである。領主の城に籠る百姓や妻子までも、すべて軍役衆とみなしたり、「総力戦」下の農村支配の強化ぶりを論じる傾向には、あらためて慎重な見直しが求められよう。

　E　岩槻落城と同じ春、非常事態に直面した松山城では、「町人衆・わきの者」など、本宿・新宿の「宿中の者」すべてに、城主みずから参戦・籠城を呼びかけて、「累年、当宿にあつて進退をおくり候筋目、さりとては、此度走廻らずして、叶わず候」と、ひたすら恩顧の「筋目」を強調して、説得につとめていた(35)。この事実もよく示すように、町人・百姓の城籠りは、けっして強制動員や強制疎開の結果ばかりではなかったのである。

　こうした百姓たちの籠城ぶりは、西国でも変わらないようである。

　F　天正十三年に秀吉が紀伊で雑賀一揆の太田城を攻落したときも、五〇人の一揆首謀者を処刑したほかは、籠城していた「平百姓、其外妻子已下」の命を助け、武器を除く「道具共」と「廿日ノ間の食物」の持ち出しを許し、村に還住させていた。ここでも百姓たちは、妻子・食物・道具とともに城籠りしていたのである(36)。Cの例からみても、これを一向一揆だけの特例として、排除することはできないであろう。

　G　また、ルイス・フロイスは、同十八年、九州天草の本渡城（キリシタン大名ドン・ジョアン方の城）の籠城ぶりを、こう記している(37)。



　本渡近くのもろもろの町や村に住んでいるキリシタンは全員、妻子とともにここに立て籠った。なぜなら、日本での戦争の仕方はいっさいのものを火と武器（の犠牲）に供するからで、誰一人見逃されず、町といわず村といわず、その住民は近くのもっとも安全で堅固な城塞にひきこもる以外に、救われる道はなかったのである。

やや特異なキリシタンの例ではあるが、「なぜなら」以下の後段、とくに「住民は近くのもっとも安全で堅固な城塞にひきこもる」という証言は、明らかに、広く戦国一般の避難行動を指している。

　以上のA～Gからみて、在地領主の城や戦国大名の支城が、それぞれの領域において、一般の百姓や町人たちの避難所の役割を果たしていたことは、確実であろう。それは、領域における城の存在理由でもあったにちがいなく、その背景にも、中世の村の隠物や小屋籠り習俗の、大きな広がりを読み取らなければなるまい。

　なお、中国において、古代いらいの軍事政策の一つとしてよく知られる、「堅壁清野の議」の骨子は、

　勧民、修築土堡、環以深溝、……或十余村為一堡、或数十村為一堡、賊近、則更番守禦、賊遠、則乗暇耕作、

というもので、いくつもの村の周りを土塁や溝で囲んで、村がみずからを敵の略奪や夜営から守り、耕作もつづけて、賊の疲労を待つ政策であったという(38)。その背景にも、以上のような村落社会の習俗がなかったかどうか、あらためて興味をひかれるものがある。

## 三　隠物・預物の作法

### 1　隠す・退ける・預ける

中世の村人が戦禍を避けて家財をよそに隠したり、小屋籠りしたりするのは、村に押し寄せる軍勢による、人捕りや放火や略奪に備えるためであった（「国より被押寄候て、大名を召捕、宅を焼、資財・雑具・牛馬等、悉濫妨」）。また、逃散のさいに隠物をするのも、家ぐるみで逃げて無人となった村や家を荒らされるからであった（「地下ハ何

も逃散之条、無人影」「地下逃散之間、棄家共可壊取」[39]。

天正十八年（一五九〇）三月、豊臣軍の来攻という切迫した事態のなかで、鎌倉妙本寺の日惺（関東の日蓮宗比企谷＝両山系の十二世貫首）は、有力な旦那であった北条方の武将たちのすすめで、小田原に籠城することになった。そのとき、寺の什物のうち、法衣・日蓮遺文・常用の聖教など、とくに重要な品々は、土中に埋めるわけにいかないので、竹若の土蔵（鎌倉の土倉か）へ移し、仏具の敷物や経文などは、ほかの荷物といっしょに、小田原城に預けた、という[40]。ここにも、隠物をして大名の城に避難する、非戦闘員の姿がある。

戦乱のさなかに私財の保全をはかるには、①土中に埋める、②土倉の土蔵に預ける、③城に籠る、④よそに隠すというような、さまざまな方法が併用されていたことがよくわかる。

①の土中に埋める方法も、よく行なわれたらしく、十七世紀後半の成立とみられる『雑兵物語』（岩波文庫）は、隠物の埋め方と、戦陣でそれを摘発する心得にふれて、

家内には米や着類を埋るもんだ。そとに埋る時は、鍋や釜におつこんで、上に土をかけべいぞ。その土の上に霜の降た朝みれば、物を埋た所は、必霜が消るものだ。それも、日数がたてば、見へないもんだと云。能々心を付て堀（掘）出せ。

と説いているほどである。食糧や衣類は家の中なら床下に穴を掘って隠し、屋外なら鍋や釜に詰めこんで穴に埋め、上から土をかける、というのである。いま土中から発掘される中世の遺品にも、埋められたまま遺棄された、隠物が含まれている可能性は大きいとみてよいであろう[41]。

さて、非常時に道具をよそに預ける行為は、ふつう「物ヲカクス」といわれたが、また「領中郷民等、物ヲ退（のく）敷」（薬師寺「検断之引付」）とか、「道具悉以ノク」「荷物ノケ」るなど、「退ける」とも表現された。退避するという意味であろう。



預物（あずけもの）と隠物（かくしもの）は、よく同じ意味に使われているが、「乱世にて、道具の隠所無之」[42]というように、隠物はとくに戦乱など非常時の預物をいい、日常的によそに物を預けるのは預物で、隠物とはいわなかったらしい。

預物・隠物の内容は、食糧・金銭・文書・衣類・家具・農具・武具・文具・仏具から、牛・馬・猫・鶏にいたるまで、ほとんどあらゆる種類の家財にわたっていた。それらを容れて運ぶために、どの家にも俵・袋・箱や皮子・櫃・食籠など、道具入れが用意されていたらしく、人々はふだんからごく気軽にしかも頻繁に預物をし、必要があればそのつど、要る分だけ取りに行ったりしていた。

ロドリーゲスは戦国の家屋がどれも貧しく惨めだと証言していたが（前掲）、戦乱になると、家はやむなく見捨てても、米穀や家財はしっかりどこかに隠し、身一つで逃れることで、乱世をきりぬけていたのであった。とすれば、ごく富裕の人々を別にして、これらの容器に入れて人や牛馬の背で持ち運べるていどの家財道具が、非常時に自力で保全できる財産の限度であったことになり、それ以上のものや、とくに大切なものは、ふだんから分散して預物にしておいたものらしい。

十四、五世紀ころの農民の家財の規模は、

小百姓クラス――〔食糧〕米5斗・粟1石、〔農具〕鉞1・鍬2・斧1、〔衣類〕布小袖2・綿2・帷2・布2端、〔家具〕鍋大小3・金輪2、

名主百姓クラス――〔食糧〕蕖籾30・豆俵1・粟1・乾菜芋茎30・味噌桶1、〔家畜〕牛1、〔農具〕舂臼1・杵1・磨臼1・犂1・馬鍬1・鉞1・鍬1、〔家具〕釜2・鍋大小3・結桶大小4・金輪1、〔武具〕鑓2・弓1・的・ヤマテ、

というように、牛・馬鍬など牛馬による耕作の有無に、階層の差がみられはするが、食糧や家具にみる生活の規模は、同じようにささやかなものであった[43]。大きな百姓なら、多くの家具を牛馬に運ばせても逃げられようが、小百姓は身

一つでの隠物がやっとであった。

## 2　預　け　先

預け先には、山あいの村や、近くの親類や知人の家のほかには、寺坊や神社の例が多く、また領主の居館や城の例もよくみられた。地域の寺社や城の存在理由は、村の隠物・預物ともふかい関わりがあったことになる。

いま、とくに注目したいのは村どうしの預物である。先にみた熊取村をはじめ、佐野・井原・上郷・新花・木島など、和泉の里方の村々は、きまって近くにある山あいの入山田の村々に、財物・牛馬等を預けるのを常としていた。これらの村どうしのふだんの関係を、『旅引付』によってみると、

○井原・上郷と日根野・入山田の四ヵ村は、もとは同じ荘園の村どうしという由緒があった（「皆一庄にて候を、守護半済分に、井原・上郷両村をば取られ候」永正元・十二・二）。

○熊取・上郷と入山田四ヵ村は、「クミノ郷」として、かねて軍事協力の関係を結んでいた（文亀元・九・二十三）。

○入山田の槌丸・菖蒲の用水樋が洪水でずっと下の長滝庄まで流されると、日根野東・西の村人のほか、上郷三ヵ村や長滝一庄の地下人まで、四百人余りも出て、その引揚げに協力し、酒の振舞までもしていた（文亀二・九・二）。

○入山田の人々は、いつも佐野の二・七の市（六斎市）に「市立」していたが、もし思わぬ質取りにあったりすると、佐野の地下として庇護を加えていた（文亀元・六・十七）。

このように、村どうしの預物・隠物の習俗は、軍事・用水・市立ちなど、近隣の村々のあいだの多彩な共同や結びつきを土台とし、その一環として成立していた。村の隠物や預物の背後にも、「クミノ郷」の契約と重なるように、「あらかじめ他領の農民に家財をあずける契約」（勝俣氏）が結ばれていた可能性は大きいのである。



なお、預け先をめぐって、紀伊の粉河寺の法に、まだナゾの多い隠物の掟がある。永禄三年（一五六〇）八月、寺家・山下・門前の人々を対象に定めた「条々」の一条である（王子神社文書二一三）、

一、不慮の儀候はば、寺・里、造作の事に及ぶ共、寺より物をかくす事、有るべからず、里より、悉く寺へのけべし、

たとえ不測の事態が起きても、寺から里に「物をかくす」ことは禁止する、里の隠物はことごとく寺へ退避すべし、というのである。

いったい、なぜ寺から里への隠物を禁じ、寺領の村人の「物をかくす」先を寺に限らせようというのか。あるいは、最初にみた「隠物の村掟」のように、「物をかくす」ときに寺宝が紛失するのを防ごう、というのであろうか。または、隠物の預り料を寺で独り占めしようというのか。その背景はまだよくわからないが、隠物をめぐって、寺と村の対立さえも感じられる。

## 3　預り状・割符

物を預けると、預け先から預り状や請取をとるのが例であった。天正十六年（一五八八）のある秋の夜、三人の僧が多聞院にやってきて、豊臣秀吉からもらった春日神社の奉加米の代銀六五枚を預かってくれという。大金なのでまことに迷惑と、いったんはことわったが、結局は預かることにし、

従関白殿、当社へ奉加米之代銀ノ革袋弐ツ、預リ申候、両三人符被付候、中ノ物躰ハ不見請候、以上、

という、三人充ての「預り状」を「切紙」に書いて渡した（九・二十三）。預物の預り状で本文のわかる、めずらしい例である。皮袋二つというだけで、「中ノ物躰ハ不見請」といって、あえて中身を確かめもせず、金額も預り料も利息も記していない。一般の「預り状」は料紙を小さく切った「切紙」に書いたものらしく、「ビタ十九貫預ケ置、今

日取了、則切紙被返了」(同十三・九・十五)という「切紙」も預り状のことらしい。ほかにも「符ヲ付サセテ預リ」(同二十・六・二十二)という例がみえるから、よく行なわれたのであろう。『フロイスの日本覚書』が「彼らは(貴重品の入った)籠を、紐や紙の封、もしくはシナのえび錠で閉じる」と記すのも、このことにちがいない。また「皮子ニ衾入テ、カクシ物一荷……箱ニ入替テ、多聞院ト書付」(永禄十二・正・三)と、容器に名前を書いたり、先の菖蒲村の百姓のように「預置主」の名を書いた「切紙」を、こっそり中に入れたりもした。

預物の封といえば、「本福寺跡書」(44)は、「幼イモノニ、封ヲ付ケ習ハセベキナリ」とか、「大事ノモノハ、錠ヲオロシ、ソノ錠ニ封ヲ付」けよなどといい、「封ノ付ケヤウ」を、生活に必須の心得として、じつに微細にわたり長々と書き遺している。たとえば、預物の箱に「緒ヲシテ、ソノ緒ニ封ヲ付クル」方法は、こうである。その後半だけを引こう。

> 三ツクリノ緒ナラバ、ソノアヒ〳〵ヘ笄ノ先ヲ通シ入テ、ソノ穴ヘ封ノカミヨリヲ入テ、ソノ結目ノ端ノ際ヨリ、ヨク切ル、小刀ニテ切リ、封結目ノ真中ニ、筆先ニテ細々ト、竪ニ一文字ノゴトク一筋引ク、ソノ上ヲ幅広ニ、白紙ヲ女房ノ畳ミ元結ヨリチト広クシテ、ソノ封ノ上ニ結ビ、端ヲ短ク切リテ、前ノゴトク筆ニテ筋ヲ細々ト墨ヲ引キテ、モノニ当ラヌヤウニ、纒イ入テ置クナリ、コノ封ヲ切ルニハ、墨ノトコロヲ切リ、ソノ判ヲヨク見ヨ、捨テベカラズ、

封締めの技術についての驚くばかりの工夫に、預物の習俗の広がりがよく反映している。また、いくども預物を抜き取られた、苦い経験からであろうか、封破りの手口にもふれて、

> 町屋ニ預クルモノヲバ、封ヲ斜切リニ切リテ、飯・続飯ニ付ケテ、墨ノトコロバカリ見セテ、主ノ方ヘ手渡シヲスルゾヤ、中ニハ何ヲ入換ヘテ置クモ知ラズ、



と戒めている。

さらに『多聞院日記』によれば、「柳屋へ預ケ、札ノアヰモン✡」(永禄十・八・十五)とか、「預ケノ具足可渡之由、ワリフノ貝判来ル、取ニ来次第ニ可渡之」(天正十七・十一・二十二)というように、預物にあらかじめ「預ケ札ノアヰモン」「ワリフノ貝判」など、合せ札をあらかじめ用意しておく場合も多かったらしい。

「アヰモン」というのは、✡印の符牒をつけた合紋のことで、「ワリフノ貝判」というのは、二枚貝の一片ずつを合印とした、割符のことであろうか。まるで勘合符や通信符のように、引渡しのさいの証拠として、詐取や間違えなどの事故に備えていたのである。「柳屋へ預ケ、札ノアヰモン✡」というのは、プロの土倉の発行した符牒らしくもあるが、「ワリフノ貝判」は多聞院自身がやりとりしているのであるから、この慣行は広く民間に行なわれていた、とみてよいであろう(45)。

また、使いをやって預物を返してもらうときは、「今井の道具共、取りに来るべきの旨、注文を遣す」(天正十一・七)とか「道具取るべきの由、中状来り了」(同十二・十六)というように、横取りを防ぐために、道具の明細を書いた「注文」や、預け主自筆の「中状」をも、証拠として持たせてやるのが、例となっていた(文禄三・三・三)。

## 4　預物の札

このようにして、寺社や村が日常的に人々から貴重品や家財道具を預かっているのは、今日の貸し金庫やトランクルームなどの機能とよく似ている。鎌倉～室町期の土倉が、高利貸しの質草とは別に、財貨の安全のための保護預りを行ない、預り状を出していたことは、よく知られている(46)。

もともと中世の土倉は、文字通りその「土蔵」を利用した、財貨の保護預りにはじまるのであり(たとえば朝廷や室町幕府の財貨を管理した土蔵の一群が禁裏御倉や公方御倉)、土倉といえば利殖本位の質屋土倉を指すようになる

のは、室町期になってからのことであった、という。[47] こうして、中世の預物・隠物の習俗は、土倉や質屋による財産の保管や、寺の祠堂銭の運用などとも、その底で一つにつながっていたのはまちがいない。

だが、一般の寺や村で、隠物・預物の預かりが営業として成り立っていた、という事実を示す手掛かりは、意外に乏しい。『多聞院日記』のばあい、ほとんど全編にわたる預かり物の記事の多さにくらべれば、謝礼受領の記録はほとんどないに等しい。つぎにあげるのは、そのほぼ全記事である。

○今度、道具預け給るに付き、一瓶両種送給り了、(永禄十・六・二十六)

○道具取りに来る……大根廿八給り了、(同十一・十一・六)

○旧冬預かる米二石五斗の内、一石五斗、渡すべき由、申上げらる間、則ち渡す……木綿一タン給り了、(元亀二・二・二)

○山崎屋礼に来り了、道具預かるに付て也、鈴一対・赤飯・瓜ツケ持たれ了、(同二・八・二十七)

○上坊道具悉く取り了、餅五十来り了、(天正二・二・二十六)

○北法印、昨夕、佐和山ヨリ帰宅に付き、預ケ道具悉く以て渡す、帰執手に、ミノ紙十・椎茸一連・尺子一給り了、懇切の儀也、(文禄二・四・二十六)

これらの例からみると、預り主へは、預けるときか引取るときかに、礼物が出されている。ただその内容は、酒肴・大根・木綿・鈴・赤飯・瓜漬・餅・紙・椎茸・尺子など、雑多な品物ばかりで、米銭の例はない。これは、「腹巻屋へ、クラ敷ニ五斗遣之」(天正七・七・十二)というように、土倉への「倉敷料」の支払に米銭が充てられているのと、はっきりした対照をなしている。

しかも、もらった礼物を、「給る」「送り給る」「懇切の儀」などといっているのは、所定の預り料を取ったというよりは、思いがけない贈物をもらって喜んでいる、といったふうである。預物の礼は、「志ノ施物」ともいわれたように、もっぱら預ける側の志=裁量に委ねられていたのではあるまいか。



また、多聞院英俊の書いた預り状(前掲)の文面からみると、大金を預かっているのに、その金額を確かめもせず、物品と同じ扱いをし、利息を約束してもいないから、預かった金銭を運用して高利貸しを営んでいるわけでもないらしい。

預かった道具の重みで坊の床も抜けそうだ、と日記に書くほど多くの預物を引受けているのに、あらかじめ預り料=倉敷料もきめず、ただ預け主の懇志だけをあてにしていた、というのであろうか。あるいは、大根二八本・木綿一端・餅五〇枚などといえば、ばかにならない収入であったのかもしれないが、こうした謝礼の記事も、じつはきわめて乏しいのである。

それは村でも同じことである。十六世紀はじめの播磨の鵤庄で、制札銭を調達するのに、政所と村人が相談して隠物のうち俵物(米穀)を対象に石別八〇文を取立て、その後はこれが先例になっているが、それ以前にさかのぼるものではない。

また、同じころ、和泉の日根野庄の百姓たちは、よその隠物から銭をとるのは「不当の沙汰」だと強調していたし、近江堅田の一向宗の僧は、「志ノ施物」を出しても受取らないような、「有得の人」こそが信頼できる「物ヲ預ケテ違ヌ人」だ、と説いているほどである。

このように、隠物にきまった預かり料=倉敷料をとっていたふうもなく、預物が営業として成り立っていた形跡も乏しいのである。隠物・預物の習俗は、いったい何に支えられていたのか。道具の預かりにどのようなメリットがあったのか。土倉の保護預かりと村の隠物は、はたして同じ性質のものだったのか。いまはまだ、興味ふかいナゾとしておくほかはない。

## 四　預物改め

村の百姓が盗みのとがで処刑されると、領主の検断は犯人の家財ばかりか、その預物にまで及んでいた。道具改め・道具尋ね・道具糺しともいわれた、戦国大名たちによる「敵方の預物改め」の習わしも、この「罪人の預物検断」とじつによく似ていて、ナゾ解きの興味をそそるものがある。地域ごとに、年次をおって、その実情を探ってみよう。(48)

### A　丹波・播磨の預物尋ね

①天文二十二年（一五五三）ころの春、松永久秀は丹波八上城攻めのあと、ただちに播磨の清水寺にたいして、寺にある敵方の預物や残党の捜索を命じ、預物の引渡しを要求した。

「彼方（大野原方）の預り物、また牢人衆を、寺中に拘え置くか」という「御尋」を無視した「寺中」は、「一向、左様の段、これ無く候」といい、寺が滅びてもかまわぬとはねつけたが、松永方は「預ケ物これ無き由……此分にては、同心あるまじ」とか「ご難渋候へば、私曲に似たり」と、きびしい追及の姿勢を変えようとしない。(49)

②（天正八年カ、一五八〇）四月、織田軍の中国攻めで播磨を制圧した羽柴秀吉は、網干惣中に「英賀にげのき候もの共預ケ物これあるべし」といって、預物の「運上」を命じ、もし隠匿すれば成敗すると脅迫し、小西立佐を派遣した。英賀といえば、播磨一向一揆の拠点となった本徳寺の寺内町であり、網干の漁村と預物の関係をとり結んでいたものらしい。(50)

### B　近江の預物改め

①永禄四年（一五六一）六月、江北の大名浅井長政は、琵琶湖の北に浮ぶ竹生島の寺社に、「敵方四木衆」五人の名を列挙して「右の衆、荷物・俵物、有り次第、相渡さるべく候」と命じた。この荷物・俵物を「敵方四木衆、荷物以下預ケ物」ともいっているから、まさしく敵方の預物の没収指令であった。



これを執行した奉行人は、早くもその二日後に、「敵方預ケ物、からびつ参ツ、請取候」という請取状を出している。竹生島側は唐櫃に三つの預物を、あっさり差出したものらしい。さらに、その一ヵ月後にも、奉行人は「請取申候事」と題し、

かま三ツ・茶つぼ一ツ、わん一束・味噌桶八ツ・ゑニコ〳〵ちやわん二ツ・俵物有次第、

と品目・数量だけを一つ書きに列挙した、請取の目録を交付している。なかに「味噌桶」八つや「俵物」多数が含まれているから、これは先の唐櫃三つの内容明細ではなく、重ねて「預ケ物」の捜索が行なわれたにちがいない。

②天正二年（一五七四）正月、この浅井氏を滅ぼして、江北に入った羽柴秀吉も、竹生島の寺家中にあてて、

当島に備前（浅井長政）預け置き候材木の儀、急度改め、相渡すべく候、如在においては、曲事たるべく候、

という、きびしい預物（材木）改めを指令した。指令書の裏には、

此の御折紙を以て、ざい木悉く相渡し候、皆済也、使内保藤介、

と追記されているから、この命令もすぐに実行されたものらしく、三月にはその「注文」＝目録も送られている。(51)

### C　大和の道具改め

①天正三年八月、大和守護の原田直政は、山城の槇島の戦いで奈良の大多喜氏らを破ると、その家を検封するとともに、被官たちの道具にまで及ぶ、「道具改め」を、奈良中に行なった（「道具等改之、奈良中、被官同前ニ改」）。

②同四年五月、こんどは原田直政が石山合戦で戦死すると、筒井順慶は奈良中の寺と町に「触」れて、原田一類の「預リ物」があれば、紙一枚残さず差し出せ、残党に宿を貸すこともならぬ、と指令した（「原田一類ノ衆、預リ物アラバ、紙一枚ノコサズ可被出、并彼流類ニ、宿ヲモ不可借トテ、厳重ニ中来了」）。多聞院でも、一類の塙小七郎から預かっていた米を差出し、「今更、不便之次第也」と歎いている。

③同九年六月、筒井方が吐田某を郡山で殺し、奈良の知足坊へ「道具尋」に使者を派遣すると、坊主は追及をおそれて、逃げてしまった。

④同十三年九月、豊臣方は、先苅りの催促といって、「預道具」の糺明を行なった（「国中、先苅為催促、諸方預道具相糺」）。先苅りと預道具糺しがどう関係するのか、よくわからない（以上『多聞院日記』）。

**D　駿河の隠物改め**

天正初年ころ、駿河の穴山信君は望月与三兵衛あてに、郷内の「かくれ物」を厳重に「改」めよ、と指示していた。隠物改めの指令らしいが、「かくれ物」は残党のこと、とみる余地もある（「松野の郷かくれ物有之由候……厳重ニ相改、可奉公候[52]」）。

**E　紀伊の隠物取り**

①天正九年八月、かねて十津川に追放中の佐久間信盛が死ぬと、織田信長はその預物の接収に、高野山の宿坊へ上使を派遣したところ、皆殺しにされてしまった（『多聞院日記』）。

②年次も未詳であるが、南部某の「かくし物」の摘発が、路次の封鎖という軍事措置と並行して、断行されている（「南部よりかくし物、若衆とられ候由候……今日より、路次留候までにて候」）。これもおそらく隠物改めの例であろう[53]。

**F　越前の預物制札**

天正十一年四月、柴田勝家と戦って越前に侵攻した羽柴秀吉は、三ヵ条の指令を出し、冒頭に、「一、兵粮并あづけ物の事」を掲げた。その末尾に、「秀吉、条数を以て申しいだし候こと、みかへし候にをいては、其の一町残らず、妻子以下ともに成敗」と付記しているから、これもまた、敵方の町に兵粮や預物などの隠匿を禁じ、その提供を求めた、隠物改めの指令にちがいない[54]。



こうした戦国大名たちによる敵方の預物改めは、奈良の栄順房という坊主が、盗みや放火・殺人をはたらいて処刑されると、「預物これあるべし」と追及され、見付かった荷物は封印されてしまったという検断の措置とも、じつによく似ている（天正二十・七『多聞院日記』）。

「敵方の道具改め」と「犯人の預物検断」とは、たしかにその底で一つにつながっていたのであり、もとは、ともに検断権の執行の一環、という性格をおびていたにちがいない。しかも、戦国の末には、敵方に属するいっさいの兵粮や預物の隠匿を禁じ、その提出を求める、広域にわたる隠物・預物改めが一般化し、戦国大名たちの重要な戦後処理策となっていた。

寺院に預物をするのは、もともと、こうした世俗権力の道具改めを逃れるためでもあったろう。「不入」の権をめぐる、戦国大名と寺社の対抗の底には、「税のアジール」や「人のアジール」だけでなく、こうした隠物＝「物のアジール」の習俗も、秘められていたのであった。

播磨の寺では、預物や牢人衆を寺内にかくまって、あくまでその引渡しを拒もうとし、高野山では、預物の接収にきた織田方の使者を皆殺しにしていた。ほんらい預物・隠物は預かり主が死守すべきもの、とされていたのではあるまいか。

大名の要求に屈して、預物を大名に差出しながら、多聞院英俊はしばしば「不便の次第」とか「咲止々々」などと歎いていた。戦国の末に老境を生きたかれの自嘲には、織田や豊臣の預物改めに抗いきれない、無力感がにじんでいる、とみては深読みに過ぎようか。

## おわりに

人ノ有メイ・ウトクノ人ヲ頼ミ、預リ状ヲサセテ、預ケラレヨ、又ソノ状ヲバ手ニモテ、人ヲ見テ、ソレヲモ預ケベシ、預ケモノヲバ、糠灰汁ヲツクルヤウニ、走リコミ〳〵見レバ、ムツカシガリ、ウルサガルモノゾ、アマリニ久シク見ヌモ、違フコトアリ、

これは、子孫への置文の形をとった、戦国はじめの「本福寺跡書」の一節である。(55) 物を預けるには、名望ある有得の人（有メイ・ウトクノ人）を頼み、預り状をとって預け、その預り状も、別に人を選んで預けるがよい。預物を気にして繁く見にいっては、うるさがられようが、さりとて、あまり放っておいてもいけないものだ、というのである。

まさに預物心得の要諦というところであるが、その「有得の人」については、こうもいう。

一、物ヲ預ケテ違ヌ人ハ、仏法ノ志アリテ、コトニ世帯心安、有得ノ人ハ、惣ジテモノヲ違ヘヌモノナリ、カ、ル人ニハ、イカホド預ケテモ取ラヌモノナリ、カヤウノ人ハ、「何ヲモ預カルマジイ、綺ウマジイ」ト斟酌アルナリ、志ノ施物ヲモ、畏レイヤガラル、ゾヤ、コノ人ハ、苦ラル、モ、笑ワル、モ、人ノ出逢イタガル、人ゾヤ、（同二一九頁）

「物ヲ預ケテ違ヌ人」つまり預物をして安心できるのは、信心あつく名望ある世俗の素封家（世帯心安き有得ノ人、人ノ出逢イタガル、人）で、預かり物をしたがらず、お礼（志ノ施物）をしても受け取ろうとしない。そういう人にこそ預物をせよ、という。やはり、預かり料は「志の施物」といわれ、しかも、その礼物を「畏レイヤガル」人こそいい預かり手、とされていたのである。

戦国の期待される預かり者像がここにある。「仏法の志アリテ」というのは、いわば筆者の坊主の手前味噌で、とくに寺僧を指しているわけでも、預ける絶対の条件でもない。頼るべきはあくまでも「有得ノ人」つまり世俗の素封



家なのである。

その逆に危険なのは、こんな人物である。うわべは「心得ヨキ人」とみえても「根性ヲ下ゲタルモノ」があり、「万モノヲ預クルコトマデモ、違ユルモノ」だから、「銭モ米モ、カリソメニモ、扱ハセマジ」く、また、世に「全イ人ゾト……沙汰アル人」でも、「心ノ替ルコト」がある。とくに「世帯適ワヌモノ、、モノヲ読ミ書キスルモノ」は、「何ヲ預クルトモ、違ユルモノゾヤ」と知識層に対してひときわ辛辣で、なにやら耳が痛い。

こうした細心・周到な預物の心得が書かれる背景には、本願寺一門から、

マヅ無礙光・御影・御伝絵ヲアゲヨ、嫌ナラバマヅ預ケヨ、サナクバ惣ニ預ケヨ、誰ハ全ゾ、ソレニ預ケヨ、

と本尊類を本寺に預けるよう強要され、破門で脅迫されながら、どうやって寺の什物を隠し守るかという、本福寺のおかれた特異な状況があった（以上、二一六～二一九頁）。だが、ここにいう預物の心得や作法それ自体が、戦国前期の村々に日常に広く行なわれていた、隠物・預物の広い習俗を背景としていることは、疑う余地がないであろう。

先に「こもる・つつむ・かくす」という身体的行為のレベルから、中世王権の特質を追究した黒田日出男氏は、そうした行為の行なわれる特有な場について、その見通しをこう述べていた。(56)

たとえば、戦乱の〈死穢〉や略奪から最も遠い、聖なる空間としての寺社や御所は、民衆の財産の〈隠し〉場所でもあった。……そうした場所＝空間の特質の解明は、民衆の諸身体行為を社会的・政治的に位置付けるために、不可欠のテーマであろう、

と。これは、戦乱のときの避難所や民衆の財産の隠し場所に、はじめて着目した、まことに大切な指摘であった。

ただ、本章をかえりみると、民衆の隠物・預物は「戦乱の死穢や略奪の時」だけではなかったし、その空間も「聖なる空間としての寺社や御所」だけに限られてはいない。「有得の人」こそが「物ヲ預ケテ違ヌ人」といわれたほど

に、中世の村々の預物・隠物は、ごく日常の時間にも、世俗の空間にも、ほとんど習俗といえるほどに広がっていた。
いまの私には、こうした習俗を同時代の民俗や政治に位置づけて論じる用意はないが、とくに興味をひかれた、いくつかの課題を挙げて、むすびとしよう。

第一に、たしかに在地の寺や神社は、預物・隠物の習俗に、重要な位置を占めていた。人をかくまう駆込寺＝「人のアジール」は、また民衆の家財の安全を守る、隠物の寺＝「物のアジール」でもあり、それは地域社会における、寺社のもう一つの重要な存在理由であった。

第二に、「村としての隠物」も行なわれていた。惣結合の中心として知られる、村の惣堂や鎮守は、また村人の財産を守る、村の隠物の場でもあったらしい。

第三に、村々では農民の家も預物の場となっていた。戦国前期の「物ヲ預ケテ違ヌ人」＝「有得ノ人」像は、こうした事態の上に形成されてきたものにちがいない。村々や町場で有得（徳）人といわれた、地主や商人などのもつ土蔵もまた、寺社や城館とならぶ隠物・預物の場として、地域の人々に当てにされていたのである。

第四に、「里」の村と「山」の村とのあいだには、隠物・預物によるふかい結びつきがあり、それは日常に検断・軍事・相論・水利・市場・祭り・墓地など、村々のさまざまな共同や庇護の関係とも交錯していた。山野河海のナワバリをめぐって激しく対立しあう村々は、また互いにふかい連帯の関係をも作り上げていた。この対立と連帯こそは、中世の村の自立をじかに支える基盤であった。

第五に、村の自立という視点から、とくに注目したいのは、村の山小屋＝「百姓持タル城」のことである。

これまで、全国の山あいに数多くある、ごく小さな中世の城跡をみるのに、ふつうは「誰の築いた城か、誰の居た城か」といって、あくまでも特定の土豪や領主とのつながりを想定するか、さもなくば著名な大名の築いた城郭ネットワークの一環とみなすかのいずれかで、特定の領主と結びつかず、文献にも所見のない城がなぜ多いのか、その意



味がつきつめて考えられたことは、まだないように思う。

しかし、いま、村の隠物・小屋籠りの史実と、村の山籠り・山上りなど「山林に交わる」習俗の広がりと、文献に所見のないごく小規模な山城の密度の濃さと、これまで苦心して積み重ねられた中世城郭の実踏・実測の成果とをつき合わせることで、あらためて「自立した村」を支える「村持ちの城」「村の城」の具体的な検証に、新たなみちが開かれることに、大きな期待が寄せられる。

東国の戦国に村はあるかなどという、いわれもない先入観を振りかざして、この作業をさまたげてはなるまい。かりに土豪（村落領主）主導型の村といえども、その土豪もまた、村の共同の秩序を体現することによってのみ土豪たりえた、という可能性を排除することはできないからである。

第六に、守護使不入の荘園の政所堀の内や、在地領主や大名の城までも、村人たちの避難所や預物の場となり、在地の寺社とよく似た役割を果たしていた。この点は、領主の城の社会的な存在理由や、民衆にとっての守護使不入の意味を追究する視点からも、さらに広い検証が求められる。

第七に、中世の人々がふだん預物をする習俗は、土倉の保護預かりを専業として成立させる土台でもあったにちがいない。ただ、その土蔵がもともと限られた階層の人々のものであったのにたいし、村の預物ははるかに大きい広がりをもって在地に展開し、そこには預り状・割符・合紋など、かなり整った預物の手続きを成立させていた。まだ推測の域を出ないが、こうした習俗のなかで、中世の村々のあいだにも、土倉の質屋営業や寺の祠堂銭の運用などが、意外に早く広く芽生えていたのかもしれない。

第八に、戦乱の時にみられる小屋籠り・城籠り・山籠りなどは、隠物の習俗や逃散の山入りとともに、中世の「籠りの作法」の広がりをうかがわせて、心ひかれるものがある。さきに私が、「面ヲバカコキテ、家内ニハ住ス」という家に籠る逃散を、「御太子閉門、御宝前エ取籠」という寺の閉門ともつながる、籠りの作法を示すもの、とみたの

もそれである。[57]

だがその後、小山雅之氏のご教示によって、もと寺の閉門は籠りとはかなり様相を異にしていたことを知った。『明月記』にみえる鎌倉初期の例がそれである。[58]

○天王寺の事により、園城寺門戸を閉ざし、逐電す、(嘉禄元・十二・二十四)

○横川衆徒御廟拝殿を打付け、諸堂を閉ざし、退散、(同二・七・十八)

○高野山堂塔三百余宇、閉扉し、住侶三千七百余人、来る十三日、離山し参洛すべし、(同二・八・十)

○南都大衆等、昨日、群議の後、南円堂已下、四面の門下、皆以て打付け、僧徒離散し、仏神事等退転す、(安貞二・五・二十八)

こうして、園城寺でも、延暦寺でも、高野山でも、奈良の寺々でも、堂塔の門戸を閉ざし仏事をやめて、坊主たちは寺を退去(逐電・退散・離山・離散)してしまっているのである。つまり、ほんらい寺の「閉門」は「逐電」「退散」へつづく抗議行動であったのであり、閉門を籠りの作法とみたのは、即断に過ぎたことになる。

とすれば、「逃散様、面ヲバカコヰテ、家内ニハ住ス」という家に籠る逃散を、「名主・百姓悉以柴ヲ引、逃散畢」という記事といきなり結びつけて、柴で家を閉ざし家内に籠る逃散も多かったとみたのも、もういちど検討し直してみなければなるまい(「鵤庄引付」)。

つまり、「閉門」から「逐電」へという寺の閉門をみると、「面ヲバカコヰ」ながら「家内ニハ住ス」というのは、むしろ例外的な逃散ぶりを特記したもので、ふつうは、家を閉ざしてよそに逃散したとみるのが、やはり自然かもしれない。「柴を引く」とか「篠を引く」というのも、「杖を曳く」(旅をする)とか「山林に交わる」ということばと同じように、もとは家を閉ざして山入りする、逃散の所作のことであったにちがいないからである。

さいごに、戦乱を克服した近世の社会で、ふだんに自力で家財をまもる、隠物・預物の作法がどう変わっていくのかは、近世の「村の平和」の内実を検証するうえでも、まことに興味ある課題となる。



慶長十九年(一六一四)、大坂冬の陣のとき、京都では所司代が、「禁中」への「洛中アズケ物」を禁止したし(黒田前掲論文)、寛永五年(一六二八)、京極忠高の若狭の郷組あての掟も、「走り申す者の諸道具、預り候者は、過銭として米弐石」と定めて、走り者と預物の習俗に、規制を加えようとしていた。[59] これらは、あるいは預物習俗の変化への予兆でもあろうか。

なお、突発的な非常事態の下で自身の力で家財の保全をはかる、隠物という習わしそれ自体は、もとより、近世から近代の疎開まで、ごく一般に行なわれていた。明治六年に筑前で竹槍一揆を体験した「横田徐翁日記」には、[60]

神代より諸道具ヲ持込来ル、当村内ハ、俵物并衣類等ヲ、屋敷ニ掘埋候……此方モ格別要用ノ品并夜具・衣類等、荒々掘埋メ候、

とあって、戦国とあまり変わらぬ光景もみえている。ただ、いずれも個人的な措置ばかりで、村ぐるみできまったところへ隠物をするとか、「格別要用ノ品」をふだんから預物にするというような習俗は、うかがわれない。近世以降の隠物・預物の習俗の変貌ぶりに、新たな興味をそそられる。

(1) 勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書、一九八二年)。
(2) 高木昭作「乱世」(『歴史学研究』五七四、一九八七年)。
(3) 宮本常一『絵巻物に見る日本庶民生活誌』(中公新書、一九八一年)。
(4) 安治区有文書、宮川満『太閤検地論』Ⅲに収録、現存せず。
(5) 日本思想大系『中世政治社会思想』下、掟書五五、岩波書店。
(6) 天文七・三・十、佐奈五宿売券『伊勢神宮官文書の世界』8号、京都大学文学部博物館。
(7) 「最勝光院方評定引付」天正二・閏十一・二十八。

(8)　『多聞院日記』天正九・九・十七条。
(9)　「晴豊公記」天正十九・二・二一～二三条。
(10)　明治六年の地積図全図、滋賀県野洲郡中主町役場所蔵。
(11)　元亀二年「尋憲記」、藤木『戦国の作法』（平凡社選書、一九八七年）、参照。
(12)　西光寺文書六七『和歌山県史』中世史料一。
(13)　藤木「村の惣堂・村の惣物」（『月刊百科』三〇八、本書第一章）、参照。
(14)　筑後大友文書、北居誠也氏のご教示による。
(15)　奥野高広「室町時代に於ける土倉の研究」（『史学雑誌』四四―八）。
(16)　久下文書三七『兵庫県史』史料編中世三。
(17)　フロイスの記事は『史料京都の歴史』3。山科家の預物は、史料纂集『山科家礼記』『言国卿記』参照。
(18)　『大日本史料』八―一、二三三・二九五・四二五頁。
(19)　藤木『戦国の作法』二一六頁以下参照。
(20)　『太子町史』史料編参照。
(21)　東寺百合文書ゆ―三九・三一・四五。
(22)　井原今朝男「山城と山小屋の階級的性格」（『長野』一一〇）。
(23)　大航海時代叢書Ⅸ上、三二三頁。
(24)　藤木『織田・豊臣政権』日本の歴史15（小学館、一九七五年）。
(25)　黒川古文化研究所所蔵文書四、『兵庫県史』史料編中世三。
(26)　笹本正治「戦国時代の山小屋」（『信濃』三六―七）。
(27)　新谷慶馬氏所蔵文書、『日本歴史』三九三に掲載の写真による。
(28)　藤木「村請けの誓詞」（『中世東国史の研究』、本書第一一章）。
(29)　井上哲朗「村の城について」（『中世城郭研究』2）。



(30)　小穴芳実「山小屋は避難所か」（『信濃』三六―一〇）。
(31)　黒田日出男「中世民衆の生産と生活」（『一揆』4、東京大学出版会、一九八一年）。
(32)　藤木「村の当知行――ムラのナワバリ」（『戦国期職人の系譜』角川書店、本書第六章）。
(33)　横山勝栄「中世の川に臨む城館」（『両越地域史研究』創刊号）。同「新潟県北部の中世の小型城郭について」（『三川中学校研究紀要』昭和六十三年度）。
(34)　峰岸純夫「地衆――後北条氏による百姓の軍事編成」（『戦国史研究』2）。
(35)　『東松山市の歴史』上。小著『戦国史をみる目』（校倉書房、一九九五年）、一五八頁。
(36)　藤木『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）、一六六頁以下。
(37)　『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第1期第1巻、一七〇頁。
(38)　『聖武記』第九、石橋秀雄・石塚直隆両氏のご教示による。
(39)　『政基公旅引付』文亀元・九・十九、二十一、二十六。
(40)　雲金妙本寺文書『東松山の歴史』上に掲載の写真版による。他に『長久手町史』八五頁（天正十二・六・四）。フロイス『日本史』8、一八七・一九二頁。『大日本史料』一二編一五、七八九頁、同一二編一六、八七四頁など参照。なお小著『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社、一九九五年）Ⅲ章にも、戦場の隠物の事例を数多く収めている。
(41)　たとえば『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡』Ⅹ・Ⅸ参照。
(42)　『多聞院日記』永禄十二・正・三。
(43)　黒田日出男『日本中世開発史の研究』（校倉書房、一九八四年）。
(44)　日本思想大系『蓮如・一向一揆』二三二～二三三頁。
(45)　『言国卿記』一、文明七・五・六条に「豊将監方へ、楽方事共入カラヒツ二合、私くらの入カラヒ（ツ）一合、アツケヲク也、楽方入カラヒツ二合ノアイシルシ〈絵〉(梅松)也、くらの入カラヒツノアイシルシ〈絵〉(鳥)是也、以上三合也、同可三合内有也」とあり、「アイシルシ」に記した梅・松と鳥の絵を、日記に丁寧に書き留めている。また同八日条にも「蓮如坊へカワコ二、アツケヲク也、アイシルシ、ヒツニハ〈絵〉是也、又一〈絵〉(コレ)也」と二つの「アイシルシ」をメモしている。

(46) 奥野高広、注(15)論文。

(47) 桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」(『史学雑誌』七三―九)。

(48) なお近世初頭にも、大坂冬・夏の陣の際の預物・預物改・預物帳など、事例は数多いが、ここでは省略する。たとえば『大日本史料』一二編のうち、巻一五(一三三一〜一三三六頁)、巻一八(一〇四一頁)、巻二〇(三〇四・三一一〜三一九・三五三・三五九〜三六二・四九七頁)、巻二一(一四七・一五〇頁)など参照。

(49) 清水寺文書三四四〜三四九『兵庫県史』史料編中世二。

(50) 網干郷文書『兵庫県史』史料編中世三。

(51) 以上①②は竹生島文書『東浅井郡志』四。

(52) 望月文書『清水市史』資料中世編二七九、以下のD・E②・Fは平山優氏のご教示による。

(53) 湯河家文書三二『和歌山県史』中世史料二。

(54) 森田文書五『越前若狭古文書選』。

(55) 日本思想大系17、二一七頁。

(56) 黒田日出男「こもる・つつむ・かくす」(『日本の社会史』8、岩波書店、一九八七年)。

(57) 注(19)小著のうち「領主政所と村寄合」。

(58) 小山雅之「中世における寺社の閉門」(『常民文化』一一)。

(59) 清水三郎右衛門文書『小浜市史』諸家文書編四。

(60) 石瀧豊美「「筑前竹槍一揆」と「解放令」」(『部落ふくおか』四一)、石瀧氏のご教示による。

# Ⅴ　世直の習俗

安治周辺の地形図
(建設省国土地理院 1/25000 地形図「堅田」「近江八幡」, 1988年11月発行)

# 第九章　村の越訴

## はじめに

豊臣が平和令を以て切りこんでくるのは、はたして大名と大名、村と村というような、水平な社会的対立の場だけに限られたのか、領主権力と村落という垂直な対立関係は、もはや課題とならなかったのであろうか。

これは先に小著『豊臣平和令と戦国社会』によせられた、酒井紀美氏の大きな批判点の一つである。(1) しかし私は、すでに同書の序で、秀吉の天正十二年（一五八四）五月令をあげて、こう書いていたのである。

一、百姓以下、中事於在之者、秀吉可被相尋、理非ニ立入、成敗可申付事、(2)

というような、百姓に越訴を認める政策は、豊臣政権の法にはじめから現われ、惣無事令の体系の重要な一環を構成したとみられる、と。また、徳川家康期の百姓直目安制を、中世の暴力的支配から近世の法度支配への推転を画するもの、とみる深谷克己氏の見解に注目しつつも、(3) それはなにも徳川初期に固有の特質ではない、と指摘することによって、私は豊臣の平和令が「領主権力と村落という垂直な対立関係」にどう切り込もうとしていたか、を簡潔に示そうとしたのであった。

しかし、いうまでもなく、それさえも豊臣の独創ではなかった。

たとえば、この秀吉令より先、天正七年（一五七九）六月、戦国大名北条家の裁許朱印状に、こう明記されていたのであった。(4)

私領之百姓中、列致血判、対領主企訴訟候、領主非分之於子細者、公儀江可訴申処、無其儀、一列ニ可取退擬、
重科不浅候条、雖可刎頸……

ここでは、「公儀……訴申」つまり大名の裁判による平和的な解決が、百姓の「血判……訴訟」（強訴）や「一列ニ……取退」（逃散）など、実力による自力解決の対極におかれていた。領主にたいする異議申し立ては、すべて前者の手段（裁判）によるべきであり、後者の手段（強訴・逃散）は「重科……刎頸」に当る重罪として排除する、というのが大名側の基本的な立場であった。つまり「公儀……訴申」という越訴の方式は、「血判……訴訟」「一列ニ……取退」という村の実力による自力解決の排除と引き替えにもちだされてきていたのであった。越訴のこの性格は、以下にみる豊臣以後にも一貫する。

この北条氏の百姓に宛てた言明の背後には、領主・百姓の対立の上に裁定権力として超越的にのぞむ公儀権力の形成という、天文末年いらい大名権力が直面した、大きな課題がひそんでいたのである。この点については、なお後段で述べるが、こうした戦国大名「公儀」論には、中世を通じた領主・農民関係の総括の主題として、すでに厚い蓄積がある(5)。先に『豊臣平和令と戦国社会』の序で、私が多言を省いたのはそのためである。

だがここでは、豊臣の百姓越訴令の発動の断面をもういちど見直すことで、あらためて酒井氏の懇ろな論評に応えたいと思う。

## 一　豊臣の百姓越訴令

はじめにあげた秀吉の天正十二年（一五八四）令というのは、羽柴秀吉が尾張の一部を四人の子飼い給人に委ねたさいに与えた「覚」七ヵ条である。これによって秀吉は、まだ統治経験の乏しい給人に「百姓をも召出、裁許可仕事」という心得を説くとともに、百姓からの「申事」、つまり百姓から給人への異議申立てや抵抗などのもめごとは、



個々の給人の処理に委ねず、上位の権力である秀吉じしんがこれに介入し、自ら百姓に「相尋」ね事情を聴取したうえで、「理非」によって「成敗」すると、百姓と個別領主との紛争を処理する基本原則を提示したのであった。

個別領主・百姓間の紛争に、秀吉の権力は公平な裁定者として臨むのだという、秀吉初期に表明されたこの百姓越訴令は、かれがその権力をどう自己規定し、「領主権力と村落という垂直な対立関係」にどう切り込もうとしていたか、を端的に示す。

秀吉の時代、越訴保障の明示的な規定がとくに目立つのは、敵地＝戦場の村に出された禁制・高札の類である。たとえば天正八年（一五八〇）閏三月、羽柴秀吉の定めた、戦場での乱妨狼藉禁止の「条々」五ヵ条の第四条に、

一、於理不尽族者、為地下人中、からめ置、可直訴事(6)、

とあるのがそれである。これによって秀吉は、地下人中つまり村人が、この秀吉禁令を掲げて、秀吉軍の兵士のうち村に濫妨狼藉（略奪暴行）をはたらく「理不尽族」を、村の自力で「からめ置」いたうえで、秀吉に「直訴」することを認めたのであった。軍隊の統制を実現し戦場の平和を維持するのは秀吉の責任だが、この禁制を実現できるかどうかは、村の自力次第だ、という仕組みであった。村による軍勢の濫妨阻止（暴力兵士を「からめ置」）が、村のもつ相応の武力を前提としていたことは明白であろう。つまり、この「直訴」のシステムは、大きな軍隊を統轄する秀吉が、戦場で見境ない略奪をはたらく強力な軍隊と、小なりとはいえこれまた武装する村（味方の村）の間に予想される、激しい対立・戦争を回避し、平和裏に調整するための重要な紛争処理の回路として、明確に位置づけられていたことになる。

天正十一年（一五八三）四月、羽柴秀吉が越前の戦場の町（坂井郡三国町）に出した「覚」には、つぎのように指示されていた。

一、下々ことを左右にヨセ、ミたりかはしき儀於在之者、無用捨、直そせう可仕候、并秀吉以条数申いたし候コ

ト、ミかくし候にをいてハ、不残其一町、妻子以下ともに、成敗可申付候条、為其心得、只今書付相定者也、[7]

ここで「ミたりかはしき儀」をはたらく「下々」というのは、秀吉軍の雑兵たちを指しており、「無用捨、直そせう可仕」と越訴権を認められているのは、「其一町」つまり戦場の町場の人々であった。「用捨無く」という文言の背後にも、先の「からめ置」と同様、暴力兵士への村の自力による対抗措置が予定されていたことは疑いない。このばあいは、戦場となった敵方の町や村を確実に味方につけ、早急に領域の平和を実現するために、自軍の濫妨狼藉を抑制し、軍の略奪暴行をめぐる紛争が、武装する町や村との武力対立（戦争）に転化しないよう、円滑に紛争を処理するためのシステムとして、「直訴訟」が設定されていたことになる。ここでも戦場の村の実力行使（戦争や武力対決）の回避と越訴とは表裏の関係にあった。

天正十五年（一五八七）、秀吉の直臣であった浅野長吉は、その七月、若狭の大名として入部し、代始の施政方針を明らかにした掟書七ヵ条を出すが、その第三条でこう定めていた。

一、給人・代官、百性に対し、不謂やから申かけ、人夫等むさとつかひ候事、承引仕間敷事、かうきに仕にをひては、直訴可申事、[8]

浅野麾下の給人・代官が、百姓に過大な人夫役をかける場合は、直訴せよ、というのである。戦争状態の緊張が続く国替の直後だけに、直訴の保障は領域の平和と百姓の統治を実現するうえに、扇の要のような地位を占めていた。のち天正十九年（一五九一）七月、第二次奥羽仕置（一揆紛争の処理）のさい、豊臣秀次はこう定めていた。

百姓ニ横合非分之儀、何方よりも申懸族候者、則めやすにて可申上候、速ニ可相澄事、[9]

戦場の村と百姓の平和の実現は、ここでも直目安の保障と不可分の関係にあった。同じ天正十九年閏正月、蜂須賀氏「定」五ヵ条（仲村・大幸村政所宛）は、こう指示していた。

一、此方へ不召置年貢等、代官幷為下代、隠納族在之者、則小百姓ニ而有之候共、罷出可申上、可令褒美也、物



別地頭・百姓ハ末代之儀、代官ハ当座之事ニ而有之条、代官下代之非分於有之者、不隠、為百姓可申上、万一代官と致一味、於構非儀者、其身は不及論、一類悉はた物取あくへきの事、[10]

ここでは大名支配の貫徹つまり私的支配の排除が目指されているが、それは、小百姓にまで「罷出て申上げる」弾劾権を保障することによって、よりよく実現されうる、という判断が大名の側にあったことをうかがわせる。ことに「惣別地頭・百姓ハ末代之儀、代官ハ当座之事」という、バテレン追放令（天正十五年）以来の認識が、代官弾劾の正当化つまり百姓越訴の正当化の論理として、持ち出されているのが注目される。大名直轄領の代官支配をいかにして正常に作動させるかは、諸大名に共通する大きな課題であり、その実現には百姓への越訴権の保障が不可欠である、というのが大名側に共通する認識であり、この姿勢は近世大名にまで一貫する。

また、これも同じ天正十九年二月、能登の前田安勝は、「今度、在々百姓共はしり、百姓共いづれもきゝ迷惑、ちくでん之由」という、大規模な走百姓の展開に直面し、「百姓に立帰、かう作かん用」と還住を促すために、「利米之義も用しや」（債務の利息を破棄）し、さらに「給人幷代官下代以下、非分族申におゐては、急度可注進候」と、越訴を保障する措置を講じていた。[11]

また、文禄五年（一五九六）三月、石田三成は近江の領域あて「村掟条々」で、こう指示していた。

一、何事によらず、百姓めいわくの儀あらば、①そうしやなしに、②めやすを以、にわそせう可仕事、如此申とて、③すちなき事申上候はゝ、きうめいの上、けつく其身くせ事たるへく候間、④下にてよくせんさく候て、可申上候事、[12]

①百姓に「そうしや（奏者）なし」の越訴を保障しながら、②それを「めやす（目安）を以、にわそせう（庭訴訟）」つまり文書（訴状）による大名法廷への直接提訴に限り、③しかし「すちなき事申上候はゝ……くせ事」といって、百姓の集団的な強訴を排除し、④さらに「下にてよくせんさく候て……申上」げよといって、村自身の自己規制による越訴の抑制までも求め

ていたのであった。この①〜④の四条件は、石田の地位からみて、豊臣越訴制の集大成でもあったにちがいない。

さらに慶長四年（一五九九）正月、豊臣家奉行人は越前の豊臣蔵入地に、こう指示していた。

町人・百姓ニたいし、不届儀申者候ハヽ、此方へ可申届候、堅可申付候者也。[13]

こうして百姓直目安の政策は、「下にてよくせんさく」という、村としての提訴責任を問う抑制措置を伴いつつ、ともかくも豊臣の基本方針として一貫していた、と認めることができるであろう。

問題は、現実に起きた百姓らの実力による異議申立て事件に、豊臣権力が実際にどう対処していたか、であろう。ことばで表明された方針や政策だけから、越訴制の本質を軽々に結論することはできないからである。つぎに興味ある一例をあげよう。

態中触候、御蔵入免相之事、御代官衆　上様へハ過分ニ遣置候様申上、下にて免少遣、百姓迷惑させ候之由、上様被聞召候之間、天正十六年・同自十七年以来、年々之免相等幷升之上、如何程ニ代官衆相定被取候与、一々近来代官衆さいはん之趣慥書立、地下之長百姓、自一在所五人十人ニよらす相越候て、可申上候、様子被聞召、有様ニ可被仰付と御諚候、其上にて免等之儀も可被成御定候、又以来も百姓共請所ニも可被仰付之旨候間、得其意、急度可罷上候也。[14]

これは（天正十七年＝一五八九年、推定）正月八日、豊臣家奉行人の浅野長吉・増田長盛が「播州内御蔵入」諸郡に充てた触状の全文である。ここ播磨の豊臣直轄領では、広い範囲にわたって、百姓たちが豊臣代官衆を相手どって、「免相」（年貢率）・「免」（控除率）・「升」（計量方式）など、年貢収取の基軸をめぐって、代官の私的支配を暴露し、「百姓迷惑」と抵抗して、「上様」秀吉も座視しえないほどの、緊張した事態となっていた。

これをみた豊臣家奉行人衆は、「様子を聞召され、有様に仰付らるべし」という、裁判による事態収拾の方針を秀吉の「御諚」として表明しつつ、百姓側に一々の書立つまり目安書による「上様」への異議申立を求め、さらに「地



下之長百姓」たちに「一在所より五人・十人によらず相越し候て申上」という、ほとんど強訴や一揆にちかい、村ごとの集団的な越訴行動や、「百姓共請所ニ仕度」という、年貢村請の要求までも認めよう、としているのである。

この措置の背後に私は、村々の土一揆的な実力行使の広い展開（戦争）とその動きを、強訴すれすれの提訴（平和）に転化させることによって、切迫した百姓・代官の武力衝突の危機を回避しようとする、豊臣方の高度な政治の力わざの対決をみる。

おなじ意味で、つぎの事例も見逃すことができない。天正十五年（一五八七）九月、肥後国一揆と佐々成政の処分を公表した、周知の豊臣秀吉朱印状である。

一、国侍共、無異儀被立置、知行等宛行在之、放火をも不被仰付候処、国侍・百姓等、陸奥守（佐々成政）裁判悪ニ付ては、目安状を以成共、御理申上候者、早速可被仰付候処、一旦不申上、一揆起候事、不相届儀候歟事、[15]

もし国侍・百姓等が成政の「裁判悪」に抗議したければ、秀吉に「目安状」をもって「御理」をすべきであった。そうすれば、直ちに「仰付」けて問題を解決したであろう。しかるに、一度も訴訟の手続きをとらず、一揆を起こしたのは不法だ、というのである。こうして一揆（実力蜂起＝軍事行動）の不当性・違法性を告発する文脈と論旨は、はじめにみた天正七年の北条家裁許朱印状の論旨とそっくりである。

この秀吉朱印状は、結果からみれば、たんなる事後のいいつくろいに過ぎないことになる。だが、「目安状を以成共、御理申上候者、早速可被仰付」という目安＝越訴制（裁判＝平和）が、「一揆」の実力解決（戦争）を回避するための装置として、真剣に構想されていた事実もまた、否定すべきではない、と思われる。

じつに、豊臣の百姓越訴令は、「領主権力と村落という垂直な対立関係」が危機に直面するような局面でさえ、百姓との戦争を平和に転化し、秀吉が「上様」つまり超越的な調停者として、領主・百姓間の対立に臨むことを可能にする有効な手段として構想され、また現実に機能することが、権力によって切実に期待されていた、というべきであ

ろう。

なお、以上の諸例はいずれも、直接には、いわば豊臣の家領もしくは特異な紛争地点での個々の発動例に過ぎず、いわゆる全国法令（豊臣基本法）とみるべきものではない。一般に領主・農民の「垂直な対立関係」は、一揆などよほど大きな紛争でもないかぎり、個々の大名＝公儀に委ねることを原則としたからである。豊臣の平和令が広く「水平な対立関係」と共同利害の調停を主題として立ち現われるのもそのためにほかならない。

## 二　戦国大名の百姓越訴令

なお、このような村から大名への「越訴」のシステムの成立は、じつは戦国期にさかのぼる。ここでは、はじめにあげた北条領国の越訴制を検討しよう。

天文十九年（一五五〇）四月、北条氏は「国中諸郡就退転ニ、庚戌四月、諸郷公事赦免之様躰之事」という事書を掲げた政令をもって、「諸点役」の替りに「百貫文之地より六貫文懸」という新たな統一税制を、伊豆・相模・武蔵の全領国に打出した。この措置は北条氏の税制改革として高く評価されるが[16]、この政令は同時に、領主・村落間の紛争を処理する、つぎのような訴訟制度の改革をも伴っていた。

一、地頭（代官）ニ候共、百姓及迷惑候公事以下申懸ニ付而者、御庭へ参、可申上事[17]、

もし私領の地頭や公領の代官が「百貫文之地より六貫文懸」という新たな総合税制に違反して、百姓が迷惑するような公事などを賦課することがあれば、御庭つまり大名法廷に越訴せよ、というのである。

それは「国中諸郡就退転」という重大な危機（明応七年の巨大地震に匹敵するといわれた、天文十八年四月の大規模地震の惨禍か[18]）に直面した大名が、懸命に打出した領国の建て直し策であった。したがってこの政策を素朴な支配強化策とみる通説には同意できない。その施策の核心は、たしかに新たな税制の実現であったが、それは地頭・代官



の私的支配を排除して、領国支配の収取体系の合理化をはかろうとする点にあり、百姓越訴の保障による私的支配の排除を、実現のカギとしていたのであった。

この百姓越訴の保障が、領国復興策の焦点としていかに重要視されたかを、ときの大名北条氏康自身が、永禄初年の大飢饉という新たな危機に直面して、自らの引退を決意した、永禄四年（一五六一）五月にこう述懐していた[19]。

国中之聞立、邪民百姓之上迄、無非分為可致沙汰、十年已来、置目安箱、諸人之訴お聞届、探求道理候事……天道明白歟[20]、

「邪民百姓」にいたるまで「非分」のない沙汰に浴させるために、ここ一〇年来つまり天文十九年いらい、「目安箱」を設けて「諸人之訴」を「聞届」けてきた、というのである。天文十九年令にいう「百姓……御庭へ参り申上ぐべき事」という越訴の保障を、のちに大名自身が「目安箱を置いて諸人の訴えを聞いた」と表現し、政策の要（みずからの主要な功績）として、とくに強調していたことになる。この目安箱の設置には確かな傍証がある[21]。

この述懐に注目した小笠原長和氏は、これを百姓にたいする「直目安（越訴）による地頭・代官の弾劾権」の保障とよんだ。百姓越訴の保障は、すでに秀吉の政策に先立って、戦国大名の民政の確立（恣意的な私的支配の排除）のために、大きな地位を占めていたのであった[22]。この天文十九年（一五五〇）の政策は、はじめに述べたとおり、「領主非分之於子細者、公儀江可訴申」というように、天正七年（一五七九）の北条氏の裁許朱印状まで一貫しているから、大名＝公儀の支配原則として長く生き続けた、と断定してもよいであろう。

こうした百姓越訴の保障は、平和な本国内部ばかりではなく、戦乱渦中の戦場の村にも適用されていた。たとえば永禄十一年（一五六八）十二月、北条氏が駿河の八幡郷（駿東郡清水町）にあてた「禁制」がそれで、「当手之軍勢甲乙人等濫妨狼藉」は「死罪」と定めたうえで、「若当郷の者不及手柄者、旗本へ来而可申上者也[23]」と保障していた。この禁制を犯すものがあれば、「当郷の者の手柄」つまり武装した村の自力によって、軍の濫妨狼藉を阻止し、その

者の身柄を拘束したうえで、大名の側近に提訴（申上）せよ、というのである。この定めと、「為地下人中、からめ置、可直訴事」という先の秀吉令が、同じ趣旨であることは明白である。

このような戦場の村や町にむけた政策は、天正二年（一五七四）正月、織田政権下の越前（南条郡諸寺院宛）富田長繁の「制札」のうち、

一、したく〳〵として不相届儀、就在之者、雖為土民、不及申次、可為直訴之事[24]、

という箇条にも、はっきりとみることができる。「したく〳〵」つまり自軍の雑兵たちにもし非法行為（略奪・暴行）があれば、たとえ土民でも「申次」を経ないで直訴することを認める、というのである。越訴の趣旨はいっそう明確であり、越訴システムの広がりが、よくうかがわれる。

このような戦場の村の「直訴」のシステムは、北条氏のもとでは、戦争で荒廃した村に村人の「還住」を実現する政策においても、重要な前提条件となっていた。天正二年（一五七四）十二月、北条氏は下総・常陸の戦場の村々に、戦争で村を捨てた人々の還住を認めて、つぎのような保障の措置を指示していた。

右、当郷之百姓、如前々、無相違可致帰住、自今以後、横合非分不可有之、……猶向後、仮初ニも狼藉有之者、百姓不及用捨、可捧目安、遂糺明、背掟輩、可処厳科者也、仍如件[25]、

ここでも北条軍の狼藉を禁止し、もしこの「掟」を破る「狼藉」の事実があれば、村の「百姓」は直ちに「目安」を提出し、これを受けた北条軍は「糺明」のうえ「厳科」に処す、というのである。ここでも、越訴の保障は、「当郷之百姓」の円滑な「帰住」を実現するための、不可欠の前提となっていた。

織田期の天正三年（一五七五）九月、柴田勝家「定」（越前の北山五村宛）にも、よく似た施策が認められる。

一、当郷百姓等、早々可還住事、
一、新儀非分之族中懸輩在之者、為地下人、可直奏、并祀銭・礼物已下、於立入者、双方可為同罪事[26]、



ここでも「地下人直奏」の保障が、やはり戦後の還住推進策の一環として打出されていた。天正中期以降の秀吉の百姓越訴令は、このような戦国期いらいの直訴・越訴制形成の動向をふまえて展開されていたことは、まず疑いないであろう。

## 三　近世初頭の百姓越訴令

さいごに、徳川期の越訴制のあり方についても、少しは見通しを得ておきたい。

もとより越訴は合法的訴願形態ではないが、その違法性は「不束」程度のものであるから、処罰を受けないか、受けたとしても極めて軽微であったこと、また幕府はあくまでも越訴は不受理であることをたてまえとするのであるが、実際には受理されることが多々あったわけであるから、実質的には越訴は半ば合法的訴願としての位置にあったといいうる。公儀としての幕府は、国家公権であることを標榜する以上、民衆の直接訴願の権利を否定することはできなかったのである。

これは、保坂智「百姓一揆」論に明記された、最新の「越訴」論の核心部分の引用である[27]。すなわち、徳川期の越訴はもともと合法的訴願形態ではなく、不受理をたてまえとした（つまり越訴は非合法だった）が、民衆の直接訴願の権利を否定できなかったため、越訴は現実に半ば合法的訴願としての位置を占めた、という。つまり徳川法のもとで越訴は原則禁止、現実黙認であった、という。はたしてそうか。

徳川の百姓直目安制は、家康が関ヶ原の戦争態勢を解いて伏見城から江戸城に帰還した直後に定めた、慶長七年（一六〇二）十二月六日付け、A徳川家康黒印「定」三ヵ条（代官領＝御領所の百姓あて）およびB「定」五ヵ条[28]（旗本領＝私領の百姓あて）の二令によって、まず打出された。

ついで、将軍宣下をうけた直後の翌慶長八年三月二十七日付けで、関東総奉行の地位にあった青山常陸介忠成・内

藤修理亮清成の連署奉書「定（覚）」によって、先のA（代官領の法）・B（旗本領の法）という二つの家法は、統合されて一つの法に編み直され、「御領所并私領之百姓事」を包括した、徳川領域の基本法（家の法）として、集大成されたのであった。[29] じつはこのA・Bのあいまいな統合（公領の法と私領の法の混在）が、後世の解釈にただならぬ混乱をもたらすことになった。

これら二法については、すでに近世史の厚い研究史がある。[30] したがってここでは、やや平仮名の多い「御制法」本の慶長八年三月令をもとに、戦国期いらいの越訴制がどう近世社会に受け止められたかを見通すだけにとどめよう。

定

①一、御領所并私領之百姓事、其代官・其領主、非分有によつて、所を立のき候付而ハ、たとひ其主より、相届候とも、みたりに不可返付事、

②一、年貢未進等有之者、隣郷の取を以、於奉行所、互之出入令勘定、相済候上、何方に成共、可居住事、

③一、地頭之儀申上事、其郷中を立退へき覚悟を相定、可申上、さもなくして、むさと地頭の身上、直目安を以申上儀、御停止事、

④一、めんあひの事、近所の取を以、可相計候事、

付、年貢高下之儀、直に目安上事、曲事に思召事、

⑤一、惣別目安事、直に差上申儀、堅御法度也、但、人質をとられ、せんかたなきに付てハ、不及是非、先御代官衆並奉行所へ、再三さし上、無承引に付てハ、其上、目安を以、可申上、不相届して申上に付ては、御成敗あるへき事、

⑥一、御代官衆之儀者、於有非分者、届なしに、直目安を以、可申上事、

⑦一、百姓むさところし候事、御停止也、たとひ科ありとも、からめ取、奉行所にをいて、対決の上、可被申付事、



まず冒頭の①と②は、「所を立のき候」こと、つまり百姓の逃散手続き法の規定である。①代官・領主に非分があれば、百姓に「所を立のき候」こと（逃散権）を保障し、代官・領主がかってに立退き百姓に還住を強制することを禁止する。②ただし「所を立のき」逃散するには、「年貢未進等」の決済を要件とする。その決済には奉行所が介入し、「隣郷の取」つまり地域の貢租水準にしたがって「出入勘定」を行ない、年貢滞納分の決済を完了すれば、自由に村を退去し「何方に……居住」してもよい、というのである。百姓逃散について年貢皆済を前提に居留の自由を保障した、鎌倉幕府法第四十二条いらいの強固な逃散の習俗がしのばれる。つまり、この徳川令①と②は、こうした中世以来の逃散の習俗を基礎として定められていた。

なおこの施策は、寛永二十年（一六四三）三月の「土民仕置条々」[31]にも、

一、地頭・代官仕置悪候て、百姓堪忍難成と存候ハヽ、年貢致皆済、其上は所を立退、近郷に成共居住可仕、未進無之候ハヽ、地頭・代官構有間敷事、

という。未進のない百姓については、地頭・代官の干渉を排除すべきだ、という後段の特記が印象的である。ここに慶長令①②の趣旨がそのまま継承され、徳川領に基本法の位置を占めていたとみられる。

ついで③〜⑤は、地頭＝旗本領つまり私領の百姓にたいする直目安の抑制規定である。

③地頭を越訴する直目安は、原則的に禁止する（「直目安……停止」）。ただし（逃散とおなじ）離村を前提とした直目安は容認する。④年貢率（免相）の相論は、地域の年貢水準（近所の取）を基準に裁定し、年貢率についての直目安は認めない。⑤直目安は原則的に禁止（「目安事、直に差上申儀、堅御法度」）とする。ただし地頭に人質を拘禁されてやむをえない時に限って直目安を容認する。だがその場合も、まず代官衆と奉行所にくりかえし訴状を提出し、それでも受理されない場合に限る。もしこの訴訟手続きに違反すれば処刑（成敗）する、というのである。私領でも直目安は絶対禁止ではなかったのである。

⑥は公領の法で、徳川直轄領では、もし代官衆に非分のある時は、⑤の訴訟手続きを超えて、越訴（「届なしに直目安」）することを保障する、という。私領の法⑤との対照が印象的であり、じつはこれが論議の焦点となる。

⑦は地頭（旗本）や代官に、領内の（罪を犯した）百姓の私的な処刑を原則的に禁止する。たとえ罪を犯した百姓でも、殺さずに逮捕し、奉行所で公平な裁判（対決）を行なったうえで、処刑を執行することとする、というのである。この⑦の私的成敗の禁止（私的な死刑の廃棄と裁判の保障）は、中世までは社会の諸集団に分有されていた「人を殺す権利」の公儀による独占を意味し、惣無事令（秀吉の平和）の基軸をなす措置であった。中世と近世の決定的な違いの一つはここにあった。

すなわち、(1)この旗本・代官あて「定」で家康は、年貢決済を条件にして百姓の逃散権を保障する一方、(2)私領の百姓の徳川家への越訴権（とくに年貢率をめぐる越訴）を原則的に否定した。ただし、(3)領主に暴力的に人質を拘禁された場合、および代官衆・奉行所に訴状を再三提出しても無駄な場合（所定の訴訟手続きが機能しない場合）には越訴を許容する、という救済の措置を講じ、さらに、(4)御領所（直轄領＝公領）百姓には代官越訴権を全面的に保障したのであった。

問題の核心は、⑤の「惣別目安事、直に差上申儀、堅御法度也」（直目安＝越訴の原則禁止）と、⑥の「御代官衆之儀者、於有非分者、届なしに、直目安を以、可申上事」（直目安＝越訴の保障）の顕著な対照をどう統一的に理解するか、であろう。徳川の慶長八年令全体から、この正反対の規定⑤⑥を矛盾なく説明するには、⑤「私領の百姓」が地頭（私領主）を越訴するのは原則禁止だが、⑥「御領所の百姓」が直轄領代官を越訴するのは自由だ、と解釈せざるをえないであろう。

なお、⑥の代官越訴規定は、前年末のB慶長七年令「定」五ヵ条（「私領の百姓」あて立法）では、全体の末尾に「付、代官之儀、於有非分者、直目安を以、可申上事」と、付記の形で明記されていた。このBの付記措置は、こう解釈すべきものであろう。第一に、Bの「定」五ヵ条は「私領の百姓」あて立法であり、「御領所の百姓」を対象にしていないから、独立の箇条をたてるべきものではなかったからであろう。つまり、この「付けたり」はあくまでも念のための但し書きに過ぎなかった。第二に、この但し書きをあえて掲げた理由は、「地頭之儀、直目安を以申上事、御停止事」という直目安停止令（越訴禁令）は「私領の百姓」だけが対象であり、けっして御領所（公領）つまり徳川の全領域を包括する基本法ではないことを表明することにあった、と。



私領と御領は峻別されていたのである。そう判断すべきもう一つの傍証は、B慶長七年令（定五ヵ条）の第三条である。そこでは八年令④にいう私領の年貢訴訟不受理の理由を、もっとわかりやすく説明して、こう定めていた。

一、年貢之儀、何として可有御存知候哉、以直目安申上事、御制禁之事、

つまり、徳川家が私領の年貢訴訟を受理しないのは、個々の私領の年貢事情について、徳川家がまったく与り知らない（だから介入できない）からだ、というのである。徳川家は八年令の冒頭に「御領所并私領之百姓事」と両者を統合した立法であることを明示しながら、じつは両者を二つの「定」に分離していた七年令の性格をひきついで「御領所」と「私領」を峻別し、「御領所の百姓」と「私領の百姓」の徳川家に対する権利を峻別していたことになる。「御領所并私領之百姓事」という冒頭の事書は、御領所と私領の百姓の徳川家に対する法的地位の差別を解消して統一したことを意味しなかった。したがって、⑤で「私領の百姓」の地頭（私領主）越訴は原則禁止だが、⑥「御領所の百姓」の直轄領代官越訴は自由だとしたのも、これと同じ理由からであり、通説のように、⑤からいきなり越訴の原則禁止を結論することは、明らかに一面的に過ぎることになる。

しかも、先に(3)で指摘したとおり、私領百姓の直目安もじつは全面禁止だったのではなく、越訴の余地を保障していた。③郷中立退きの決意と引替えのばあい、⑤地頭に暴力的に人質を拘禁されたばあいには、所定の手続きをふんで、越訴すべし、というのがそれである。したがって「幕府がこの『覚』（慶長八年令、藤木注）で意図したことは、

直目安の全面禁止ではなく、制限することにあった」という最近の越訴論は、⑤の私領にはひとまず妥当するが、⑥代官領（徳川直轄領）には当てはまらない。

そもそも慶長七～八年令の立法の動機は、私領と公領の紛争処理システムの峻別（とくに旗本領を徳川の家支配から分離すること、つまり旗本の領主としての自立）にあったのであり、この立法意図を無視して、直目安停止令とか年貢公事目安停止令などと一般化するには、よほど慎重でなければなるまい。

したがって、第一に、最新の越訴論（前掲）にいう「もとより越訴は合法的訴願形態ではない」とか、「幕府はあくまでも越訴は不受理をたてまえとする」という断定は、もういちど検討の余地がある。また、第二に、原則は禁止だったが現実には黙認された、という評価はあいまいに過ぎよう。現実には越訴が受理されつづけた事実こそが再評価されなければならない。第三に、同越訴論のいう「民衆の直接訴願の権利」という措辞にも、「国家公権であることを標榜する以上、民衆の直接訴願の権利を否定することはできなかった」という、実証的な分析を欠いた超抽象にも、大きな飛躍があるといわざるをえない。

なぜなら私は、権力の打出してくる越訴規定というのは、組織された武装を背景とした村の異儀申し立て（自力・戦争）を、惣無事令の体制（裁判・平和）に転化させるためにとられた必死の力わざであった、とみるからである。歴史的な検証ぬきで、ただ抽象的に「民衆の直接訴願の権利」の存在を説く越訴論（かつての越訴非法論はもはや問題外である）は、戦国の一世紀を通じた権力と民衆の厳しい対決を通じて百姓越訴のシステムが誕生した、とみる私の見解とは、やはり異質のものである。

さいごに、このような私の見通しを、慶長八年令前後の個別大名法のなかでも、検証しておきたい。

〔事例1〕　慶長八年（一六〇三）二月、池田照（輝）政（姫路城主）「定」

①一、所々百姓にたいし、非分之族申懸もの在之ハ、其村中としてからめ置、此方へ可理事、

②一、郡々百姓共、申上度事候ハヽ、以目安□□□可罷越事、[32]

①は池田家中の者が百姓に非分をしかけた場合、「村中としてからめ置」くこと、つまり村が実力によって逮捕したうえで提訴することを保障している。この定めには、戦国大名が禁制の実現に村の自力を認めたのと同じ姿勢が貫かれている。②は領域の「郡々百姓」に異儀申し立て権を保障し、その方法を「目安」つまり訴状による平和的な手続きに限定するところに、立法の狙いがあったとみられる。なお、この施策は、池田輝政が家康外孫にあたる次男忠継に備前二八万石を与えたさいに、つまり代替りに表明された施政方針で、いわば代替り徳政の一環とみられる。

〔事例2〕　慶長八年十一月、大久保石見守（信濃松代城主松平忠輝の代官）「覚」十箇条[33]

①一、惣別、百姓迷惑之儀あらハ、何時も以御目安、可申上候、我等所迄者、程遠候間、於松城、次郎右衛門（雨宮）申付候間、尚次郎右方へ書付指上へき事、

②一、代官幷下代、かりそめも非分之儀あらバ、無憚、以目安可申上候、是も次郎右衛門方へ上可申候、若次郎右とり上なく候ハヽ、何れの代官へ成共、手より次第、上へく候事、

付、非分之代官・下代者、糺明之上、めしはなち、正路之人に可申付候間、少も無機遣、可申上候事、

①②ともに「百姓迷惑」にたいする「目安」「書付指上」を全面的に保障している。とりわけ②では、代官・下代の「非分之儀」については、訴訟手続きを特定せず、「何れの代官へ成共、手より次第」に目安を上げよと積極的であり、その付則では「非分之代官・下代」の放逐を約束し、「少も機遣なく申上」げよと、越訴を奨励する姿勢までみせている。とくに代官越訴を奨励する姿勢は、徳川の家法とも一貫していて注目される。この「覚」もまた、松代入部に当り施政の綱領を示した、代替り徳政の一環であった。

〔事例3〕　慶長九年（一六〇四）閏八月、上杉景勝（出羽米沢城主）掟十七箇条

一、百姓、地頭・代官にたいし、申分於有之者、家をあけす、有なから、書付を以、郡下代へ可申上候、縦十分

之理有之共、所をあけ申上候においてハ、百姓の非分に可被仰付候事、(34)

この上杉令は、以上のような近世初頭の百姓越訴令の性格を、もっとも露に示している。ここでは、百姓に地頭・代官にたいする異議申し立て権を保障しながら、「①家を明けず、②（村に）有りながら、③書付を以て、④郡下代へ申上げる」という手続きを示しているのが、とくに注目される。

すなわち、①「家をあけ」「所をあけ」るという逃散の手段をとらず、②大名法廷へ強訴に押し掛けるのではなく、在村のままで、③書面（訴状）によって、④じかに大名にではなく郡下代に提訴することを求める、というのである。そう定めたうえで、さらに、たとえ百姓に「十分の理」があっても、もし「所をあけ申上」るならば、「百姓の非分」にすると強硬で、①〜④の手続きの焦点（大名の最大の関心）が、とくに①にあったことを鮮明にしている。

つまり、大名による越訴の保障も、じつは百姓たちが「家をあけ」「所をあけ」て企てる実力行使の抑制策として、持ち出されていたのであった。中世的な逃散権の否定とひきかえに、百姓の越訴を認める独自の法を定めていた、ということもできるであろう。

この趣旨をより明確に語った、近世前期（いわゆる幕藩制確立期）の立法の例をつぎにあげよう。

①寛文九年（一六六九）二月、「覚」（公儀仰出につき百姓等の請状）

一、公儀へ御訴訟、又ハ公事之節、百生（百姓）大勢不可罷出、自今以後、御訴訟之節者、三人ニ不可過、公事者、相手々其外、庄や・長百生壱人可罷出、証拠人者各別、其外、用なくして、壱人も罷出候者、過料可申付候間、急度此旨可相守者也、(35)

②元禄三年（一六九〇）二月、越後村松堀家「郷中定」

一、不依何事、百姓一同いたし、以連判、訴訟申候事、堅令停止候、不叶子細有之而、訴訟人有之ハ、庄屋或肝煎或組頭之内差添、役人江書付可差出之、僉議之上、其沙汰有へし、若不義之始末於申出ハ、可為曲事候、尤訴訟人ハ、可限其身也、様子も不知者、組いたさせ候ハヽ、可為罪科、其意趣合点無之に、何程達而申者有之といふ共、其組江入間敷候、若令違背ハ、可為曲事、随分佗言いたし、其上にも押而中族有之ハ、役人江可申出候事、(36)



①によれば、公儀への訴訟や公事のさいに「百姓が大勢で罷出」ることを禁止し、「御訴訟之節者、三人ニ不可過」と訴訟に出頭できる定員を三人までに限り、とくに「公事者……庄や・長百生壱人可罷出」と定め、公事に出頭できるのは一人だけ（ただし「証拠人者各別」）と厳しく限定している。上杉令だけに限らず、大名（公儀）に共通の関心の焦点は、一貫して百姓の集団強訴の抑制にすえられていた。

②でも、いかなる事件にかかわらず「百姓一同いたし連判をもって訴訟」することを「堅く停止」し、もしやむをえない訴訟があるときは、庄屋か肝煎か組頭を同伴して「役人へ書付を差出」すよう規制されていた。百姓一同・連判・訴訟が村の自力による一揆的な強訴をさしていることは疑いあるまい。

以上の諸例からみて、幕府の徒党禁令がこうした強訴禁圧の法として作動し、この絶対禁圧にかわって、合法的な紛争処理のシステムとして機能するよう、重要な地位を与えられていたのが越訴であった。徒党禁令（排除）と越訴制（救済）は、幕藩制の紛争処理システムの全体系のなかで、あたかも表裏の位置を占めていたように思われる。

## おわりに

以上で越訴システムの歴史的な形成過程の検討を終る。

強訴（自力救済＝一揆・戦争）から、越訴（法的解決＝裁判・平和）への必死の転換。越訴システム形成の史的な意義はじつにここにあった。越訴は百姓の一揆や強訴（村と領主の激突）を抑止する懸命の方策として持ち出され、積極的に推進された。それは強訴・一揆と越訴を峻別する過程であり、越訴の奨励と引き換えに、強訴は厳しく抑制

された。
　こうした越訴システムの形成過程を中世の側からみると、近世史に通説の地位を占めた越訴非合法論や、玉虫色の原則違法・現実受容論は、ともに越訴形成の歴史過程の特質（自力＝戦争から、裁判＝平和への転換）を無視し、強訴と越訴の峻別さえも無視した立論といわざるをえない。
　ことに、通説的な越訴非合法論の根拠をなすとみられる、徳川の慶長八年「直目安停止」令の解釈にも、厳密な法的・政治的な判断を欠くという意味で、再検討の余地がある。慶長八年令にいう直目安停止令の政治的意義は、おそらくつぎの点にあった。
　その春、将軍宣下（いわゆる幕府開設）を機に、それまで徳川家の家人に過ぎなかった旗本を、諸大名に準ずる自立した領主として位置づけ、徳川家はその内政（年貢率問題・百姓との紛争処理）に原則として介入しないことを宣明し、その支配領域に私領（もはや徳川の家領ではない）としての地位を保障するための法的措置であり、いわば旗本領主の独立宣言にほかならなかったのではあるまいか。
　したがって、この慶長八年令の政治的性格を無視し、御領所百姓にたいする直目安権の保障の事実を無視して、旗本領百姓にたいする直目安停止令だけを恣意的にぬきだし、越訴禁止は徳川の基本法であり、全国法であるかのように論じるのは、誤りとしなければならない。また現実には幕領でも大名領でも越訴が受容され、越訴受理の事実も数多いという事実と立論とが乖離する結果となったのも、そのためというべきであろう。
　近世史の門外漢ゆえに、井蛙の独断は免れないであろう。中世史の側からみた一知半解の越訴論に、もし批判をいただければ幸いである。

（1）藤木『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）。酒井氏の書評は『歴史学研究』五六三（一九八七年）。



（2）池原十郎氏所蔵文書。
（3）深谷克己「幕藩制国家の成立」（『講座日本近世史』1、有斐閣、一九八一年）。
（4）（武蔵足立郡）鳩ケ谷百姓／船戸大学助宛、「牛込武雄氏所蔵文書」『戦国遺文』（三）―二〇八五。
（5）藤木『戦国大名の権力構造』Ⅰ（吉川弘文館、一九八八年所収）、参照。
（6）竹内周三郎氏所蔵文書、東京大学史料編纂所影写本。
（7）宛所なし、森田正治家文書六『福井県史』4、三九九頁。
（8）福井県小浜市、清水文書ほか。
（9）伊達家治家記録。
（10）「阿波国徴古雑抄」（宇山孝人「蜂須賀氏の阿波入部直後の検地と年貢徴集」『史窓』二一から再引）。
（11）（能登）本郷くみ・浦上くみ・内保組・和田村組在々百姓中あて、『加賀藩史料』一。
（12）小室文書・弓削文書など。
（13）木村孫右衛門家文書。
（14）案、芥田文書一。
（15）深水三河入道宛、『豊公遺文』一五八頁。
（16）佐脇栄智『後北条氏の基礎研究』（吉川弘文館、一九七六年）。
（17）『戦国遺文』三六五～三七二号。
（18）「国中諸郡退転」といわれた大規模な百姓退転がなぜ起きたかについては、これまで本格的に追究されたことがないが、その退転対策が伊豆・相模・武蔵三国にわたっている事実からみて、大地震をはじめ深刻な天災を原因とする飢饉・疫病など、かなり広域的な災害を想定せざるをえない。甲斐の「妙法寺記」によれば、天文十八年四月十四日の夜半に「言語道断」「不及言説」といわれた激しい地震（ナイユリ）があり、その規模は「五十二年先ノナイ程」と語られていたという。五十二年前の大地震といえば、まさに明応七年の東海地方中心の巨大地震がそれに当る。なお裏づける傍証に乏しいが、かりに『戦国遺文』後北条氏編を検索すると、天文十八年五月いらい同二十四年にわたって、一五ヵ寺をこえる寺社などの再興

が集中的にはかられている事実があり、他の時期にはこのような再興や造営の集中ぶりは認められない。

（再興・修造の事例）　鎌倉法泉寺再興（『戦国遺文』三五〇）・分国中大社御修理（同三五一）・相模江ノ島上下宮造営（同三五三）・武蔵泉沢寺再興（同三五七・三六四）・相模玉縄城普請（同三五九）・相模熊野三所権現造立（同三六一）・相模浄智寺鐘突堂（同三七六）・武蔵吾野神社再興（同三七七）・相模本光寺修理（同三九三）・武蔵世田谷満願寺再興（同四〇八・四六一）・武蔵六所明神釈迦堂修理（同四一九）・相模川村郷御嶽社造立（同四二九）・相模大貫村熊野堂大破（同四三〇）・武蔵長房白山神社造営（同四五六）・相模西郡八幡宮・天神宮修造（同四八七）・相模赤田八幡宮造営（同四九六）。

(19)　藤木「永禄三年徳政の背景」（『戦国史研究』三一、一九九六年）参照。

(20)　安房妙本寺文書『戦国遺文』七〇二号。

(21)　北条氏康のいう目安箱が、たんなる比喩でなかったことは、つぎの傍証がある。永禄元年五月の北条家撰銭規制（朱印状、恒岡殿・長尾百姓中あて、『戦国遺文』五八〇）に、規制に違反して銭を選ぶものがあれば「其郷之代官・百姓出逢、可搦捕」といい、もし「権門」が恐ろしく逮捕できないときは、「則時認目安、可入箱也」と明記しているのがそれで、現実に「百姓らが目安を入れる箱」が設けられていたことは、まず確実であろう。

(22)　小笠原長和「北条氏康と相州箱根権現別当融山僧正」（『古文書研究』5、一九七一年）。

(23)　清水八幡宮文書。ほかにも類例がある。

(24)　慈眼寺文書一〇『福井県史』6、七七二頁。

(25)　『戦国遺文』一七五〇—一七五三号。

(26)　春日神社文書三『福井県史』5、四二九頁ほか。

(27)　『岩波講座日本通史』13、近世3（一九九四年）、一二四頁。

(28)　「徳川禁令考」五帙、御制法「御旗本并御代官中江之御条目下知状覚書等」（『徳川家康文書の研究』下、一—二八〇頁）。

(29)　「御当家令条」二七三・「徳川禁令考」二七七五、「御制法」三（『徳川家康文書の研究』下、一—三二一頁）。なおこの慶長八年の定書は、『徳川十五代史』によれば、関東郷中に高札として立てられたものという。つまりこの法の性格は、代官領・旗本領の百姓を対象とした徳川の家法（私法）であり、徳川幕府法（公法・全国法）とみるべきではあるまい。



(30)　北島正元『江戸幕府の権力構造』四八八頁、山田忠雄『一揆打毀しの運動構造』（校倉書房、一九八四年）第一章一節、保坂智「百姓一揆——その虚像と実像」（『日本の近世』10、中央公論社、一九九三年）。以上は須田努氏のご教示による。

(31)　「御当家令条」巻二三『近世法制史料叢書』二。

(32)　「芥田文書」二、大日本史料一二—一、五二頁。

(33)　宮島文書、大日本史料一二—一、六五三頁。

(34)　「上杉編年文書」三二、大日本史料一二—一、五八四頁。

(35)　「大滝神社文書」七『福井県史』6、五〇九頁。

(36)　山崎留七氏所蔵『新潟県史』資料編八—四四。

# 第一〇章 村の世直

## はじめに

ここに検討する安治区有文書は、表記の課題について、じつに豊かな手掛かりを提供する。もともと近江国野洲郡安治村（滋賀県野洲郡中主町安治区）に伝存した、戦国のはじめから近代にいたる、膨大な村文書群である。〈惣の文書〉ともいうべきこの安治区有文書は、中世文書（徳川期以前の文書）だけでも、断簡をふくめて延べ一三〇点をこえる。時期の広がりは、明応六年（一四九七）から文禄二年（一五九三）まで、約一世紀にわたるが、その多くは織田期前後だけに集中しているのが大きな特徴である。

とくに、織田信長の死の前後に作られた、「指出」とよばれる検地関連の土地台帳類（以下この類を検地指出とよぶ）は、その数量ももっとも多く、とくに宮川満・脇田修両氏の研究を通じて、その豊かな内容は広く知られる。私もまた先に、安治の文書群に数多く収められた、村同士の湖沼相論に注目して第六章「村の当知行」を書き、相論が領主の代替りごとに再発している事実に注目した。

ここでは、①検地指出群を含む数多くの指出類の文書と、②村どうしの湖沼相論文書とを貫く、代替り文書とでもいうべき、奇妙な共通性について、第六章との重複をいとわず、あらためて検討を加えてみたい。なお、この文書群と本論の概要については、先に小稿「戦国安治文書の魅力」でも述べた。[1]



## 一 村の指出

まず、①検地指出群は、大きくA天正八年（一五八〇）九月、B天正十年（一五八二）九月という、A・Bの二つの時期に集中し、この作成時期には共通した特徴がある。結論的にいえば、A群の作成された天正八年九月は、この地域を知行した佐久間信盛の改易直後であり、B群の作られた天正十年九月は、織田信長の滅びた本能寺の変の直後という、ともに領主の変動期にあたっている。

つまり、これら安治の検地指出群は、領主の代替りのつど、しかも九月という収穫の時期を期して、新たに作成されていたらしいのである。これら指出群にいまあらためて注目する理由はこの点にある。

### 1 天正八年の指出

まず、天正八年の検地指出A群のうち、年次の明らかなものだけを列挙すると、[2] 以下の六点がある。

①九月 九 日 前欠、安治ノ百姓指出案、末尾一紙（安治区有文書二九）
②九月 十 日 「五条領内安治村出つくり分」指出案（三一）
③九月十四日 「安治領指出之事」案、長谷川御竹・野々村三十郎宛（三〇）
④九月 吉 日 「安治村指出分」案、同両奉行人宛（四六）
⑤十月十三日 「安治村御検地之内荒クル」案（五四）
⑥十月 日 「安治領指出之内」（荒田畠指出）案（五七）

つまり村の指出は、天正八年九月上旬にはじまり、十月にいたっている。これらのほかにも、事書や日付などを欠くが、①～⑥とほぼ同じ記載形式をもつところから、同時期の作成とみられる、数多くの検地指出（案）の断簡が伝

存する。安治一帯の天正八年の検地指出は、この九月に集中的に実施され、さらに十月には荒田畠の指出が取られた、とみてよいであろう。

指出の宛所は、③・④以外は不明であるが、この二つの指出が、信長直属の蔵入地（安土城領）の奉行人であった、長谷川御竹（秀一）・野々村三十郎に宛てられていることからみて、佐久間改易とともに、その旧領全域は、この両奉行人の手で、いったん安土城領として没収され、指出が実施された可能性が大きい。

もともとこの安治一帯の地域が、佐久間信盛父子の知行地となったのは、近江が織田信長の支配下に入ってから後のことである。安治区有文書にも、数点の佐久間氏発給文書が伝存しており、天正二年（一五七四）三月朔日、佐久間甚九郎信栄（定栄）の三ヵ条掟書写（一四）から、天正七年十一月二十二日、佐久間氏奉行人連署の安治村公事藁覚書（一六）にわたっている。

佐久間氏に与えられた所領が近江のうち野洲・栗太両郡であったことは、天正二年三月朔日の佐久間甚九郎三ヵ条「定」写（一四）の冒頭に、

一、野洲・栗太在之知行分、前々小作田地上置、ふさたにおいてハ、可為曲事、

とみえるとおりである。この「定」は、三月朔日という農耕の始期にのぞんで、広く「野洲・栗太在之知行分」の全域に出された、名主・百姓支配の基本法ともいうべきもので、その内容からみて、おそらく、代替りにあたって表明された、佐久間氏の施政の基本方針であった、と推定される。

また、同じ天正二年十二月二十八日の安治惣中起請文案（一五）に、

あわちむら、さんもんふん、すこしあるよし、すけ三郎もうされ候、せんさく申候へとも、ちともこれなく候、
若いつかたにても申候共、我々ハ不存候由、可申候、……

とあるのをみると、佐久間氏の入部とともに、安治村内にあった山門分（延暦寺領）の調査など、在来の権益について、村々の指出が求められたものと推定される。



さて、ここでは佐久間改易の事情には立ち入らぬが、その改易の時期は、これまでほぼ天正八年八月十五日前後か、とみられている。その根拠は、石山合戦での怠慢を理由に、信長が佐久間父子の高野山追放を、「天正八年八月　日」付けで諸大名らに通告した一九ヵ条「覚」が数多く伝存し、それらの日付が、文書ごとに八月十二日・十五日・二十二日・二十三日にわたっていることにある。[3] 佐久間の改易が広く公表されたのは、この八月十二日から二十三日の間であったらしい。

安治の検地指出の初見は、①の九月九日であるから、安治に宛てた指出の作成指令は、佐久間改易からわずか半月前後のころに、織田奉行人によって出されていた。だが安土城にごく近い安治などの佐久間旧領では、遺領の接収がすでに九月はじめに開始されていた。このことからみて、指出の開始時期は改易の公表からほぼ一ヵ月後、ということになる。

### 2　天正十年の指出群

つぎに天正十年九月の指出B群の成立事情をみよう。この時期の安治の指出で、月日が明らかなものは、

⑦九月廿一日　兵主郷内安治村指出之事、進藤殿宛て、（「堤ノ新五郎之指出あとかき」八二）、
⑧九月晦日　前欠の「屋敷方之安治惣指出」案（八三）、

のわずか二点である。しかしほかにも、これらとよく似た記載形式をもち、同時期の作成とみられる検地指出（案）の断簡が、六点ほど伝存する。だから、この年の九月にも、新たに検地指出の作成・提出が、ふたたび集中的に行なわれたことが知られる。

天正十年九月下旬といえば、その六月二日に織田信長が本能寺で滅びてから約一一〇日後、羽柴秀吉が主導権を握

りつつも、ともに近江を基盤とする柴田勝家との対立が激化していた時期に当る。

ただ、安治の文書には、これよりさき同八月二十五日付けで、安土城の城米四石二斗を借りた、安治惣代六名連署の城米預り状案（七九）があり、先の③と同じく、長谷川御竹・野々村三十郎に宛てられているから、この領域は、安土城の炎上後ただちに、信長直属だったこの二人の城領＝蔵入地奉行に委ねられていたらしい。

指出の宛所や内容からみると、安治の一帯は、安土城領とみられる「御蔵入」のほか、進藤氏ら多数の給人の知行地に分割されていた。秀吉の指令による検地指出は、山城ではすでに七月に実施されていたが、ここ湖東にも、九月に入って、指令されたものと推定される。

なお、⑦の九月廿一日「兵主郷内安治村指出之事」は、この地域の給人のひとりであった進藤氏宛てであり、ほかの宛所を欠くB群の指出断簡に、給人宛ての指出が含まれている可能性もある。これは、B群の指出すべてが、じかに安土城奉行人のもとへ画一的に集中・掌握されたのではなく、村々から個々の給人宛てに提出された可能性を示唆する。つまり、蔵入分＝安土城領は別として、個々の給地については、本能寺の変の激動後に、新給もしくは再安堵された給人ごとに、村の指出が行なわれたかもしれないのである。それは明らかに、中世を通じて村と領主との間で行なわれてきた、代替りの作法の一環であり、織田期・豊臣初期の検地指出は、この代替り習俗の回路を通じて実施された、とみることができる。

このような意味づけは別としても、まずは、A・B二つの検地指出群が、ともに領主の改易・滅亡による領主の代替りを機として作成された、という事実だけは、共通して確認することができるであろう。

### 3 検地指出の起請文

検地指出の後には、村の請文の提出が行なわれていた。以下のC・Dがそれである。



C 天正九年正月二十一日づけ、安治村請文案（六四）

①検地之外、指出其外、浦役・郷役・少之上り物、此外無御座候、②斗代付、年貢之入方、少も相違候ハヽ、何様ニも、可被成御糺明候、為其、一筆如此ニ候、

すなわち、①検地＝指出で申告した以外に、「浦役・郷役・少之上り物」つまり雑公事・夫役の申告洩れもまったくない、②斗代・年貢の算定にも虚偽はない、という二点を、村として領主側に誓約しているのである。

ここから、(1)検地指出が村の側の主体的な申告によって行なわれていること、(2)指出の対象には、田畠屋敷のほか、浦役・郷役・少之上り物の申告も含まれていたこと、などが明らかとなる。指出といっても、検地指出つまり土地台帳の申告だけではなかったのである。(2)の夫役については、つぎの4項であらためて検討しよう。

D 年月日不詳 起請文前書案（六二）

敬白 霊社上巻起請文前書之事、

①一、今度、水所指出ニ付而、名主百性申合筋目、聊如在申間敷事、

②一、自然、安治領一円ニ、雖有御知行、此之段、少も相違不可有事、

③一、地下中江御順路ニ被懸御目、被下候ハヽ、（付記）（少も如さい申間敷事、）忝令存候、於此上者、非分之族於申者、

此霊社起請文御罰、深厚可罷蒙者也、

これは、(1)の主体的な申告の実情を、より詳しくうかがわせてくれる。すなわち、①では、この水損状況の申告は、村人の総意にもとづき、厳密に行なわれたことを明言し、②はやや難解であるが、安治領一帯がすべて安土城領となっても、指出に相違はないことを誓い、③では、領主が秩序ある村支配をするかぎり、村も忠実に従おう、と両者の双務性を特記したのである。

本書の年次は不明だが、①に「今度、水所指出」とあるから、おそらくA・B二群いずれかの指出に伴うもので、

②の「安治領一円に御知行……」という文言が、もし佐久間領の没収を意味するものならば、A群の時期の指出起請文ということになる。しかし「水所指出」とは、それが起請文の冒頭に特記されることからみて、天正十年九月の指出そのものが、全体として水損の申告であったことを意味するようである。B群の指出の内容がそれを裏付ける。①で注目されるのは、その「水所指出」の正当性を、「名主・百性中合筋目」つまり村人の総意によって保障している点である。村の指出の信頼性は、「名主・百性中合筋目」によって担保されるべきもの、と広く考えられていたことになる。

つぎに重要なのは、領主が「順路」の支配をするかぎり、村も「如在」はしないという、③の特記条項であろう。村が①「名主・百性中合筋目」をもって誠実に指出を行ない、②「御知行」にしたがうかぎり、③領主側も村にたいして「順路」の政治をするのは当然の義務だ、という。このように特記される村の指出の背後には、確かに双務契約的な意識が秘められていた、というべきであろう。

その点で、想起されるのは、天正十年の暮、紀州三上庄极沢村（和歌山県海南市极沢）起請文である。これは、同村（地頭職）が領主の粉河寺から、村内にある願成寺へ売り渡されたとき、村の百姓たち一二名が連署して、新しい領主に指出したもので、こう記されていた(4)。

极沢村地頭職之事

①右、粉河寺雖為所持、願成寺御観音江、依被成買徳候、极沢百姓共納所之儀、毎年十月・霜月二度ニ、結句ニ皆済可申処、如在有間敷候、此納所者、如加地子、定米ニ少モ無沙汰中間敷候、為其、新起請文カキ、令進上候、万一在(於)背此旨輩者、敬白、梵天・帝尺・四大天王……ウカフ(浮かぶ)コトナカルヘク候ト申上、仍起請文之状如件、

天正十年壬午十二月十五日　クミサワ村上畑下畑百姓

②追而堅申上候、如此納所速ニ仕候上者、御地頭方之儀も、不謂非例之儀、少も於被懸仰事有ニ者、此起請文之御罰、御当リ可有候、仍後日状、如件、

极沢村／惣行事　（略押）／下畑形部　（略押、以下十名連署略）



すなわち、①われわれ极沢村の百姓はこぞって納所の年内皆済を神仏にかけて誓うが、②領主の方も、もし少しでも百姓に不法なことをしたら、この誓約に背いた罰を受けることになる、というのである。新しい領主との間に交わされる代替りの誓約には、村だけが一方的に拘束されるのではなく、これを受け取る領主側も、等しくこの誓いと神仏の罰にしばられるのだ、というのである。ここでも、領主と村の関係は双務的なものだ、と考えられていたことが明らかである。

このような村と領主の起請の習俗については、後の第一一章「村請の誓詞」であらためて追究しよう。なお、村が売り渡された時、新しい領主に指出を提出する事例については、第三章「村の公事」で詳しく述べた。

### 4　夫役指出

つぎは、安治のCの起請文の①に、検地指出のほかに、「浦役・郷役・少之上り物」なども申告洩れはない、と特記されていた事実に注目しよう。領主の代替りを機とする村の指出は、第三章でもみた通り、検地指出つまり土地台帳の提出だけではなかったのである。

安治文書には、「安治村人夫詰アトカキ」（跡書、写し）と付記された、天正八年九月五日付け、長谷川御竹・野々村三十郎奉行衆宛ての、つぎのような文書の写（二八）がある。

E　当郷夫丸之儀、六人として、御陣・御在京之時、二人つゝ、被召遣候、右之外、相違御座候者、重而御成敗可有候、仍如件、

つまり、安治村のばあい、夫丸（夫役）の賦課対象（算定の基礎となる数字）は六人であり、実際に在陣・在京の

折に徴発されるのはそのうち二人、というのが先例であり、この申告に偽りはない、という村の確約書である。

天正八年九月五日といえば、佐久間改易の一五～二〇日後、A群の検地指出の初見よりも四日前にあたり、宛所の長谷川御竹・野々村三十郎は、佐久間旧領の接収とA群の検地指出の徴収にあたった、安土城領の奉行人である。したがって、この夫丸数の申告は、代替り指出の一環として、検地指出つまり土地台帳の申告とほぼ並行して行なわれた、村の陣夫役の指出もしくはその請文、とみることができる。

ところが、これに先立つ佐久間時代の安治の夫丸の実情をみると、天正六年八月二十四日付け佐久間定栄書状（折紙、二〇）には、

F 当村陣夫九人、成三人壱人、定夫三人、但、此内、来年秋迄、壱人者免候、

とある。佐久間領の陣夫割当ての基準は、三人につき一人の割というのが原則であったらしい。だから安治村のばあい、陣夫役の対象（算定の基礎）となる人数（役屋）は、もともと九人であったから、実際に徴発される陣夫（定夫）は、三人という計算になる。ただし、この天正六年秋から翌七年秋までの一年間だけは、特例として、定夫一人分を免除し、二人だけ徴発する、というのである。

なお、別の年不詳のG「安治村夫丸之事」（二二）にも、冒頭に総数「九人之内、三人ツメ夫」とあり、つぎに「夫ニ被遣衆」として、青山・笠原・中井という三給人の名前があり、その下には、主計・彦二郎・与六・彦三郎・小四郎・彦六・与介・弥六・与九郎という、陣夫役の対象となる、安治村の九人（役屋の当主）の名前が記されている。文中には「三人ツメ夫」という実際に徴発される陣夫数が書き込まれているから、やはりほんらいの積算の基礎は九人で、「定夫」は三人が原則であったらしい。

とすると、当郷の夫丸は六人から二人出す例である、と届け出た天正八年の陣夫指出Eは、Fの天正六年から一年間だけ与えられた、一人免除・二人勤役という、特例の方を村の先例とし、算定の基準となるべき基礎役屋数を、こ



の詰夫数に合わせて、九人から六人にかってに減額補正して、申告したことになる。

だから、この安治村の陣夫指出Eを、明らかな虚偽の申告とみることもできる。しかし、与えられた時限的な年貢半済の措置を、自らの正当な既得権として主張したという、戦国期の畿内の村々の行動を参照すれば(5)、むしろ、Fのようないっときの陣夫軽減が、領主にとってはただいっときの時限措置であっても、村にとっては自らかちとった既得権であり、公然と主張できる先例として、村人には意識されていた、とみるのが妥当であろう。

いずれにせよこの安治村でも、村の代替り指出というのは、検地指出だけでなく、みぎの陣夫役指出をはじめ、「浦役・郷役・少之上り物」（公事）など、多彩な収取の先例の申告を含むものであったことは確実である。指出といえば未熟な検地の同義語とだけみる、これまでの指出検地論の通念には、再考が求められよう。なお、こうした中世的な指出の性格については、第三章「村の公事」および第四章「村の指出」で詳しく分析を試みた。

## 二 代替りの棄捐

佐久間改易とともに、織田権力による佐久間旧領の接収が行なわれ、村の指出の作成と並行して、領主側の善後処置が講じられた。ここでは、その措置の内容を、互いに関連するつぎのH・Iによって、検討しよう。

H 八月五日、宮野政勝書状、兵主郷名主百姓中宛（七五、折紙）、

急度申候、①仍先日、五郎左様（丹羽五郎左衛門）、今度、両郡（栗太・野洲）之御蔵米、御改之為御奉行衆、借米幷未進、可相拘由、折帋被付候、②就其、竹（長谷川秀一）為使、五郎左様江参、得御意候処ニ、③借米・未進一切無御捐（棄捐）由、被仰候て、竹方へも御一札候、④向後も、五郎左様御墨付於無之者、承引仕間敷由、我等ニも被仰聞候、⑤其心得候て、為下々、何かと被申候共、不可有許容候、為其如此候、恐々謹言、

⑥猶以、未進於無沙汰者、弥々譴責可申付候、以上、

I　十一月三日、織田信長朱印状写、長谷川御竹・野々村三十郎宛（折紙、六二）

以上、／⑦佐久間甚九郎（定栄）家中借銭・借米之事、悉令寄破（棄）訖、一切不可及其沙汰、⑧若違乱輩有之者、可加成敗旨、存其趣、可申付者也、

まずHは、①この八月五日よりも前に、丹羽五郎左衛門長秀が「今度、両郡（栗太・野洲）之御蔵米御改」を執行する織田奉行衆宛てに、御蔵米の借米・未進の取立て（相拘）を指令した。そこで、②奉行衆のうち長谷川秀一の使いとして、その家来の宮野政勝が出頭して、丹羽長秀の意向を確かめたところ、③「御蔵米の借米・未進については、いっさい棄捐の措置をとらない。④今後も、長秀直接の指示（五郎左様御墨付）がないかぎり、佐久間領の御蔵借米・未進の棄捐は、認めてはならない」という指示を受けた。だから⑤村々（下々）が嘆願してきても、許容しない。⑥御蔵米の未進は、きびしく取り立てるぞ、というのである。(6)

このHは年次未詳であるが、織田信長重臣の丹羽長秀の指令の下に、織田奉行衆による栗太・野洲両郡の御蔵入地の立ち入り調査（御蔵米御改）が行なわれるという事態からみて、この両郡を領域とした、佐久間氏の改易直後でなければならない。先に述べたように、もともと佐久間氏は栗太・野洲両郡を領知していたが、それとともに、両郡域にある織田蔵入地（安土城領）の代官をも勤めていたものと推定される。

ただ問題は、①によれば、御蔵米の借米・未進の「相拘」指令が出たのは、「先日」つまり八月五日以前だったことで、これでは、ふつう佐久間改易の公表が、八月の十二日から二十三日の間とされているのと、食い違ってしまう。だが、佐久間領は安土城まぢかの野洲・栗太両郡にあっただけに、改易が実際に断行されたのは、世の中に公表されるよりも早く、八月五日より以前にすでに執行されていた、とみても不自然ではない。いまは仮に、このHの年次を天正八年八月に比定し、佐久間改易を示す初見史料、とみておきたい。

つぎのIも年次未詳であるが、⑦「佐久間甚九郎（定栄）家中借銭・借米之事、悉令寄破（棄）訖」という措置からみて、佐久間が改易された直後、天正八年の十一月とみることができる。すなわち、織田信長は佐久間改易を断行するとともに、直臣の長谷川秀一・野々村三十郎の二人に、佐久間遺領の接収を命じ、その一環として、それまで佐久間家中が領内の村々に貸付けていた、借銭・借米はすべて棄破すると、指示したのであった。なお⑧で「若違乱輩有之者、可加成敗」と定めているが、この「違乱」の排除とは、佐久間の旧臣やその旧領を継承した織田方の代官や給人が、佐久間氏の旧債権をかってに取り立てる行為を禁止したもの、とみることができる。



さて、以上のH・Iから、佐久間領＝栗太・野洲両郡の蔵入地および給地の没収、つまり領主の代替りにあたって、織田権力は、(1)御蔵つまり織田直轄分の借米・未進については、棄捐はいっさい認めない。しかし、(2)給人私領からの借銭・借米はすべて棄捐するという、まったく相反する二つの措置を、同時に推し進めたことになる。

(2)のような徳政の指示が、なぜ(1)より三ヵ月もおくれて、とくにわざわざ織田信長朱印状をもって示されたのか、その理由は明らかではない。まだ推測の域を出ないが、その理由として、つぎの二つの推測をあげておこう。

一つには、それまで代替り徳政を渋っていた織田権力への反発が強まり、ついに私領分に限って棄捐令を出さざるをえなくなった、という可能性が考えられよう。

二つには、栗太・野洲両郡にわたって、佐久間氏が自分の給地と安土の蔵入地を、同時に支配していたところへ、突然の改易によって、(1)御蔵借米・未進は棄捐しないという、領主に有利な政策と、(2)佐久間氏からの借銭・借米は棄捐する、という村々に有利な政策とが、改易当初から並行して推し進められた。その結果、改易後の前後処置に、双方の利害の対立という大きな混乱を生じ、あらためて(2)という村々に有利な棄捐の措置を、信長朱印状をもって広く公示することが求められた、という可能性も考えられよう。ここでは、この見方をとりたい。

なお、安治村がしばしば御蔵米を借入れていた、という事実を示す関係文書は少なくない。佐久間時代の傍証としては、天正七年十月二十二日、安治惣代連署米預り状案（二五）がある。

預り申御まい(米)之事／合壱石八斗者　無利定
何時成共御用次第ニあけ(上げ)可申候、若無沙汰仕候ハヽ、安治惣中江、何様ニも御存分次第ニ、御かゝり可被成候、
其時、一言之子細申間敷候、右如件、

ここには、蔵米とは明記されていない。しかし、年貢納期の借入れであり、しかも無利子とあることから、「預り」といっても、じつは年貢蔵米の未進分で、それを惣中の借入れ分として請けた証文の可能性が大きい。

佐久間以後の例としては、たとえば、天正十年正月吉日の「安治村惣之帳」(七七)の一端をみると、

(中略)
天正拾年午二月十四日
①五条村御蔵米也、使ハ孫三郎・与一方
弐石ハ四わり之定、此内
午十一月一日
②五条村御蔵米かり米返申候　使ハ二郎左衛門
壱石　但、神事米也、　九郎左衛門
かんニ　八升入　衛門二郎

などと、安治に隣接する五条村の御蔵米からの借入れと返済の記事が多い。①は蔵米二石を四割の利息で借りたもので、農耕の始期に近い二月の借入れであることから、種籾の借入れ(種子の下行、種借)つまり蔵米の出挙が行なわれていた可能性を推測させる。②は収穫期後の十一月に、先に村の神事米として借りた御蔵米一石の返済を示している。これらの記事はともに「惣之帳」の記事であることから、蔵米の借入れを村として決算していることがわかる。

また、天正十年十月から十一月にかけての記事をもつ、安治村惣中御蔵借米返弁日記(九二)にも、その冒頭に、



五条村御蔵米之内、安治惣中へ借米之、午(天正十年)才ニ参石、四わり分ニかり申、則返弁申候処……

とあり、四割の利息というのも、「惣之帳」の記事とよく対応している。なお記事のなかに、「御城米　八夫■■(少将)方にて借申候分」ともみえるから、安治の借入れは、五条村御蔵米のほかに安土城米も含まれていたようである。いずれにせよ、佐久間改易ころの安治村の経営が、蔵米・城米に依存していたことは明らかで、織田方の(1)の措置も、このような事態を背景として、とられたものであることは疑いないであろう。

さて、(1)・(2)のような代替りに伴う複雑な棄捐措置(私領の棄捐、蔵米の除外)については、戦国から近世にかけて、よく似た事例をみることができる。主な例をあげよう。

その一つは、小田原の北条氏康が引退して、子息氏政に代替りした直後、東国の飢饉さなかの永禄三年(一五六〇)二月に発令した、「諸百姓御侘言申付而、御赦免条々」という徳政令である(7)。その主文「御赦免条々」には、

①一、来秋御年貢半分、米成ニ被定畢、……
②一、借銭・借米・懸下・日拾、徳政被入事、……
③一、妻子・下人等、年記売分、可取返事、
④一、田畠年記売之事、……

とあった。①年貢半分の米納への切り換え、②借銭借米以下の破棄、③妻子・下人の年記売りの破棄、④田畠年記売りの破棄など、多彩な徳政の措置が列記される。ところが、ついで「此外、徳政入間敷条々」という、三ヵ条の徳政除外条項があげられ、その一つに、

一、御一家中蔵銭、被除之事、

と明記されていた。年貢半分については特別の優遇措置を講じ、一般の債務関係はすべて徳政の対象とするが、大名家の蔵銭の債務は、徳政の対象にしない、というのである。この措置は、みぎにみた織田領の、(2)給人からの借銭・

借米はすべて棄捐するが、(1)御蔵からの借米・未進の棄捐はいっさい認めない、というのと酷似している。

その二は、天正十八年（一五九〇）八月、徳川家康の関東国替を円滑に処理するため、その旧領に出された、豊臣秀吉令の第三条である[8]。

一、①去年・去々年号未進、百姓前へ催促入べからず、御国かはり候上者、未進可為棄破、②并代官・蔵奉行等、不遂算用、逐電之輩於在之者、さき〳〵を追、相拘候もの共ニ、可被加御成敗事、

まず①では、旧徳川領（第一条に「駿河・遠江・三川・甲斐・信濃城々の事」とあり、この五ヵ国を指す）の百姓については、このたびの国替に当り、去年以前にさかのぼって（今年はまだ年貢の納期を迎えていない）年貢の滞納はすべて破棄し、未進分の督促を禁止する、という。つぎの②は、①の棄捐令に便乗して、蔵米の算用を済まさずに、逐電する代官・蔵奉行は徹底的に追及する、という。①にみえる「御国かはり候上者、未進可為棄破」という文言には、この棄捐令は万人の認める国替の原則だ、とでもいうような響きがあって、とくに心ひかれる。国替（領主替）に伴う①未進年貢の破棄、②蔵米の完済はともに、戦国期いらい、いわば万民周知の原則であったらしいのである。

その三は、近世初期の国替条目である。たとえば元和五年（一六一九）七月二十一日、徳川幕府の「国替条々」案をあげよう[9]。

国替条々

①一、武具其外諸道具、替地之所江可取越事、

②一、竹木一切不可剪採之事、

③一、先納可返置事、

④一、種借之事、従蔵出之、借付儀、於無疑共（者カ）、可返弁事、

⑤一、借物者、可為互之一札次第事、



⑥一、未進分、可棄破之事、

⑦一、未進方に取候男女之事、未進同前、可棄捐事、

⑧一、家僕之儀、主従相談次第たるへき事、（後略）

すなわち、大名の他国への移転にあたって、①武具・②竹木・③先納年貢などの処置を示したうえで、とくに領内の貸借関係の処理を、大きな問題とし、これについて、

④大名の蔵から貸付けた種借は、かならず返納させるべきこと、

⑤一般の貸借は、証文の契約によるべきこと、

⑥年貢の未進は棄破すること、

⑦未進の抵当に取った男女も、棄捐すべきこと、

⑧家に奉公する家僕の措置は、主従の話し合いによるべきこと、

を定めていた。

同様の規定は、すでに元和四年四月九日、江戸幕府老中連署条々[10]にもみえているし、この後、寛永二十年（一六四三）七月二十六日、山形から会津への国替にあたって、保科氏が山形領に出した条目にも、確かに受け継がれている（記号④〜⑦は、みぎの④〜⑦と対応することを示す）[11]。

④種貸之事、従蔵出貸付儀、於無疑者、可返弁旨、

⑤貸物者、可為証文次第旨、

⑥年貢未進、可為棄捐旨、

⑦未進方ニ取候男女之事、所替之地迄送届、其上、本国へ可返候、但し、過廿ケ年者、可為譜代事、

この徳川直系大名の出した国替実務の指令④〜⑦は、幕府の国替条目の④〜⑦と、ほとんどそっくりである。

先の安治文書H・Iにみる佐久間領接収の措置、および北条氏の徳政令との関連で、とくに注目したいのは、みぎの④および⑥・⑦の規定である。徳川の国替条目の④で、蔵出の貸付けであることが確実な種貸は棄捐しないというのは、Hで織田権力が定めた、(1)御蔵からの借米・未進の棄捐はいっさい認めないという措置や、蔵銭の債務は徳政の対象としないという、北条氏の徳政除外規定とそっくりである。また徳川の国替条目の⑥で、未進年貢は棄捐とし、⑦未進の抵当に取った男女も棄捐とするというのは、Iで織田権力が定めた、(2)給人からの借銭・借米はすべて棄捐するという措置や、戦国の北条氏の徳政規定と、みごとに対応する。

これら北条・織田・徳川にわたる徳政・棄捐措置に共通するのは、それぞれが大名領主の譲位・改易・国替など、代替りに当っているという点であり、したがって年貢未進の棄捐とは、代替り徳政の一環にほかならず、それが戦国から近世初期を通じて、権力によって一貫して採用されていることを確認することができる。

権力の間にまったく一貫性がないにもかかわらず、代替り徳政だけがみごとに一貫している背景には、領主の代替りには、とうぜん徳政が行なわれるべきものという、社会の通念が潜んでいたことを、想定せざるをえないであろう。つまり、領主の代替りは世直の時である、と意識されていたにちがいないのである。[12]

それだけに、大名の蔵からの貸付けは棄捐しないという規定が、これまた戦国から近世初期を通じて、一貫している事実にも、注目しなければなるまい。このような徳政除外規定がなぜ強固に存続しえたかも、やはり大きな問題であろう。みぎの国替条目などに、「④種貸之事、従蔵出貸付儀、於無疑者、可返弁」とあるのをみると、大名の蔵からの貸付けの核心は、明らかに「種借」であった。「種借」といえば、種子農料（中世）・夫食種借（近世）の貸付けを意味し、中世のはじめいらい領主勧農の中心に位置し、凶作・飢饉・戦争など緊急時における、領主の果たすべき危機管理の基軸をなしていたことに思いいたる。

それを示唆する鎌倉末の事例に、万福寺（未詳）百姓等申状案がある。[13]



> ことしのけかつ（飢渇）ニいのち（生命）をたすかり、たね（種子）をりせん（利銭）・すつこ（出挙）ニとり候て、田畠あらし候ハしと存候て、かうさく（耕作）つかまつり候ところニ……ひやくしやう（百姓）ら、妻子のわかれをし候、

ここでは、飢饉に襲われた百姓たちが、飢えをしのぎ種籾を確保するうえに、領主の利銭・出挙が重要な役割を担っていたことを知る。

また、中世末の例としては、春の農耕の始期に当る、天正十五年（一五八七）二月十五日、若狭太良庄の林蔵主等九名連署誓約状に、こう明記されている。[14]

> 太郎庄成滝村田畠之事、米御かし相成候ハヽ、涯分たね（種）かい（買）たつね（尋）、あり（有）次第ニ、ちよさい（如在）なく、作可申候、されバ共、たね御さなき分は、成申間［　］まめ・ひゑをも、少もうへ（植）可申候、是をも［　］いと、御取可被成候、然共、皆まてハ作事成申間敷候、

ここでも、春先の借米（種借）が作付けの開始にきわめて重要な位置を占めていた、ということができよう。

さらに、近世初期のもっとも顕著な事例としては、寛永二十年（一六四三）二月、寛永の大飢饉のさなかに、春の作付け対策を講じた「旗本・関東代官衆へ申渡」がある。[15]そこには、

> 去年作毛損毛ニ付て、百姓等及飢也、然ハ、当作種米以下、面々地頭・御代官方、致種借、作等仕付候様ニ可仕、給人かた手前、不罷成輩有之て、於不致種借は、其番頭可救之、番頭於難計ハ、其刻遂吟味、相談之て、可致言上旨、被　仰出之也、

と、飢餓に苦しむ百姓等を救済し、「当作種米」を補給するために、給人レベル—番頭レベル—幕府レベルという、三段階にわたる援助の手立てが示されているが、一貫してこの緊急措置の中心となっているのは、「種借」の保障であった。

とすれば（まだ断定は避けなければならないが）、(1)御蔵からの借米・未進の棄捐はいっさい認めないという措置

が、安治の織田権力の政策にもみられ、戦国から近世初期を貫いていた背景には、領主のになうべき緊急時の危機管理費用は保護さるべきもの、という社会の通念が潜んでいた可能性を想定すべきであろうか。

## 三　代替りの公事

〈領主の代替りは世直の時〉と意識されていたらしいという推測を、いっそう確実にするのが、代替りの度ごとに提起された、村同士の相論と公事＝裁判沙汰である。その特徴を典型的に示す、安治の村の代替り公事の実情については、先に「村の当知行」で詳しく追究した。ここでは、村の代替りの世直の全体像を明らかにするという視点から、安治の公事が起こされた時期について、あらためて検討を加えてみたい。一部に重複を免れないことを、おゆるしいただきたい。

安治区有文書には、いかにも湖畔の惣の文書らしく、蘆刈りの権利や磯海の漁業権など、琵琶湖の用益をめぐる、村どうしの相論に関係する文書・記録が、数多く含まれている。そのうち、中世（徳川以前）の分をほぼ年次順にあげると、⑯を除くすべてが蘆刈り相論であり、時期的にはつぎのA～Cの三群から成っている。

[A群]

①年不詳　十一月六日、織田氏奉行人三名連署状（六三）
②年不詳　四月十三日、六条与太郎等七名連署書状（六五）
③天正九年　四月廿八日、長谷川秀一家中二名連署状（六六）
④天正九年　四月廿八日、林与左衛門等公事榑銭請文（六八）
⑤天正九年　四月廿八日、安治村蘆之掟（六九）
⑥天正十年　正月吉日、　安治村惣之帳（七七）



⑦天正十年　二月廿八日、安治村蘆刈覚書（七八）

[B群]

⑧天正十年十一月廿五日、安治村惣中掟（九二）
⑨（天正十一年正月？）、安治村蘆公事申状断簡（九四）
⑩天正十一年正月十九日、洲原村地下人中申状（九五）
⑪天正十一年正月十九日、安治村礼米配分状案（九六）
⑫天正十一年正月廿一日、安治村惣代申状案（九七・九八）
⑬（天正十一年正月？）、安治村申状案（九九）
⑭（天正十一年正月？）、安治村申状案（一〇〇）
⑮（天正十一年正月？）、安治村申状案断簡（一〇一）

[C群]

⑯文禄二年　四月十六日、安治村惣代六名連署諸役免許状案（一三二）

以上から、注目すべき事実が明らかになる。

すなわち、A群の①（天正八年？十一月）～⑦（天正十年二月）は佐久間改易後の時期にあたり、検地指出A群の作成時期に対応する。つぎの⑧（天正十年十一月）～⑮（天正十一年正月？）は、本能寺の変・安土炎上後の時期にあたり、検地指出B群の作成時期と対応する。

のこるC群の⑯は、村の相論への犠牲者に補償措置を講じている。年次は文禄二年（一五九三）四月であるが、これは安治・野田の漁場相論に領主が介入して、処刑が断行された時点であり、現場で実際に紛争が起きたのはその前年（天正二十年＝文禄元年）であった可能性が大きい。追筆には「御奉行ハいゑやすさま（家康様）衆日向守殿（石川家成）」とみえるから、

天正十九年四月二十三日、徳川家康が秀吉から、近江に野洲郡六万四三七五石六斗三升ほか計九万石を在京賄料（推定）として与えられ、この地域を領した、代替りの時期にきわめて近いことになる。[16]

どうやら、琵琶湖岸の用益をめぐる相論と公事（裁判沙汰）は、いずれも、領主代替りの時期に、集中して起きていた形跡が、きわめて濃厚なのである。冒頭に「代替りの公事」と標題したのはこのことである。一連の公事（裁判過程）の委細は第五章「村の当知行」に譲り、ここでは、なぜ代替りの公事なのか、だけに問題をしぼって、再論しておきたい。

村どうしの相論は、じつは領主代替りの時期に集中して起きていた。この事実を端的に物語るのは、⑬・⑭の天正十一年正月？　安治村申状案である。[17]

安治村申上条々

一、①安治村之蘆之儀、永田形(刑)部少輔殿御知行分として、先規より安治村才判仕候、然処、②永原大炊介殿御若ニ付而、須原村衆新儀申出、蘆之儀何かと申候へ共、相抱、御理を申、当知行仕候事、

一、③其後、佐久間殿御代ニも、須原衆何かと申候へ共、永田形部少輔殿ヨリも被成御届、安治村も有様申上、知行申事、

一、④上様御蔵入御代官、御竹さま・三十郎殿御代ニも、とかく又須原衆申上候間、被召寄双方、数度被遂御糺明、対安治村、自先々如有来、可致知行旨、御一行を被下候、然処、須原者くわんたいを申ニ付候て、助左衛門と申者、山田又右衛門殿衆より、生害させられ候、⑤其御なけき申候旨候つる、定城州(進藤山城守)さまへも事新□申上候共、自先々度々御沙汰以来（後欠）

これによれば、安治村と須原村のあいだの蘆をめぐる相論は、傍線を付した部分から明白なように、②の「須原村衆新儀申出」から、③の「須原衆何かと申」へ、さらに④「とかく又須原衆申上」をへて、⑤の「事新□申上」にいたるまで、いずれも領主の替り目ごとに、四回も再燃をくりかえしてきた。そして、安治側の言い分によれば、それら相論のつど安治村は、①〈先規より安治村才判〉の事実をもとに勝訴し、②〈当知行〉、③〈知行〉、④〈自先々如有来、可致知行旨、御一行〉をかちとってきた、というのである。



つまりこの申状は、二つの村の間の蘆相論が、①永田形部少輔殿御知行、②永原大炊介殿御若、③佐久間殿御代、④上様御蔵入御代官御竹さま・三十郎殿御代、⑤城州さまと、領主の交替するごとに、前代に敗訴した側から、新たな領主のもとで失地回復をねらうかたちで、再発しているという注目すべき事実を、あからさまに物語っている。村どうしの紛争は、わけもなくだらだらと蒸し返されていたわけではなかった。

なお、参考までに、村の犠牲者に対するCの補償措置とよく似た事情をうかがわせる、近世初期の事例をあげよう。布に墨書されたという、慶長十四年（一六〇九）、伊賀の奥鹿野村惣百姓中連署証状がそれである。[18]

今度村方、岡田・寺脇ト山事ニ付、善三郎惣代ニ相立、迷惑に候間、奥鹿野村あらう間、諸之事免きよ、村よりゆるし可申、自然、殿様替るとも、末世免可申候、公儀の出し物迄、ゆるし可申候、但、代々につたへて、村より高拾四石五斗者、家わかり候とも、末々迄、ゆるし可申候、

慶長拾四年酉六月四日

庄や与八郎（印）　金三郎
彦四郎（爪印）　源左衛門（爪印）　宗三郎（爪印）
平二郎（爪印）　源一郎（爪印）　甚二郎（爪印）
奥五郎（爪印）　甚右衛門（爪印）　弥七　（爪印）
孫太郎（爪印）　与吉　（爪印）　小太郎（爪印）
甚九郎（爪印）　分九郎　（爪印）

善三郎殿江

すなわち、岡田・寺脇両村との山論で、村の惣代として奔走（「迷惑」）した善三郎にたいして、奥鹿野村の惣百姓中[19]が連署して、末代にいたるまで、その持高一四石五斗にかかるべき、村の諸役を免除し、公儀の課役をも免除（村として肩代わり）することを保障した。[20]「自然、殿様替るとも、末世免可申候」というのは、領主の代替りによっても、この村の中の約束ごとが、けっして破棄されることはないという、売券以外ではじつに珍しい特約文言で、領主代替りは世直のとき、という村人たちの観念をよく表わしている。

この奥鹿野村の惣百姓中は、その後、寛永三年（一六二六）八月にも、近隣の伊勢地村惣百姓中あてに、つぎのような証状を与えている。[21]

一、岡田・寺脇と、奥鹿野村と、長々山論ヲいたし、小村ニて、耕作手後れ申ニ付、伊勢地村より耕作之手伝を致し呉申ニ付、其時之礼として、此世あらん限り、殿様替り候とも、（山の四至省略）立合ニ而かり可申事、

山論が長引いて遅れていた耕作を助けてくれた伊勢地村に、礼として「柴草とも立合ニてからせ」る、というのである。ここでもまた、末長く便宜を供与するという趣旨（入会山の約束）を、「此世あらん限り、殿様替り候とも」と明記しているのが注目される。

近世初期の百姓たちの土地売券に、徳政排除の文言と並んで、国替・領主替・代官替（による徳政の排除を特約する）文言が顕現することはよく知られている。だが、領主代替りの時は、土地売買の契約だけではなく、広く村の中の約束ごとや、村どうしの約束ごとにいたるまで、じつに幅広く世直が行なわれる時（さまざまな関係が見直され、断絶してしまう瞬間）と意識されていたことになる。

## おわりに



中世末いらい近江の安治村には、ほとんど①検地指出群をふくむ多数の指出類と、②村どうしの湖沼相論文書だけが集中して伝えられてきた。①指出書類と②裁判書類こそは、この村の最重要書類であった。①と②に共通するのは、その成立がともに領主の代替りに当っていることである。

①の指出は、新しい領主と村の間で行なわれた、収取の先例の確認と契約更改の手続きであり、領主の交替で破棄されてしまった両者の関係を結び直す、代替りに不可欠の作法であった。領主が替ると村との関係も破棄される、つまり領主の代が替るときは世直のとき、と意識されていたからであろう。

②の裁判書類も同じことで、領主が替ると、それまでの権利関係も破棄される、と信じられていたから、紛争を抱えていた村々は、自分のナワバリの再確認や失地回復を求めて、新しい領主に裁判を起こした。村に伝わった大量の裁判書類は、そうやって獲得した権利の証拠であった。こうして、上（領主）からの指出請求と、下（村々）からの裁判の請求が、領主の替り目に連動することになった。

中世に領主の替り目ごとに、さまざまな徳政が行なわれることは、代替り徳政と呼ばれ、代替り検地（①の指出書類はその一環）とならんで、よく知られるようになっている。[22]村が起こす裁判（②の裁判書類はそれ）も、明らかにその一環であった。また前の領主にたいする未進年貢はすべて破棄される（ただし蔵米の未進分は除外する）、という代替り棄捐の習俗も、おそくとも戦国大名の法にはじまり、近世の国替条目に定式化される、という道筋をたどっていた。

中世の村と領主の関係は、〈領主の替り目は村の世直のとき〉という意識に、深く規定されていたのであった。

(1)『近江国野洲郡安治区有文書目録――戦国・近世の湖の村の素顔』（中主町教育委員会、一九九五年）、所収。なお小著『戦国の村を行く』（朝日選書、一九九七年）、参照。なお、数次にわたる安治調査では、辻広志・河崎幸一両氏の懇切なご

教示をえた。

(2) カッコ内の数字は、中主町の文書整理番号を示す。

(3) 奥野高広『織田信長文書の研究』下巻。

(4) 天正十・十二・十五、桛沢村地頭職証文写、「持伝之古書写」等所収、間藤家文書四九『和歌山県史』中世史料一。

(5) 田中克行「村の『半済』と戦乱・徳政一揆」(『史学雑誌』一〇二―六、一九九三年)、参照。

(6) 中口久夫「一文字の難字」(『日本歴史』三八八)に多くを学んだ。

(7) 永禄三年二月晦日、北条家朱印状(牧之郷百姓中宛、三須文書『戦国遺文』六二三～四)。なお、この徳政については、藤木「永禄三年徳政の背景」(『戦国史研究』31、一九九六年)、参照。

(8) 豊臣秀吉朱印「条々」、前田家文書『信濃史料』補遺巻上、六九九頁。

(9) 徳川秀忠黒印「国替条々」案(御制法七)。

(10) 堀丹後守あて「御制法」『武家厳制録』。

(11) 『会津藩家世実紀』四、一二九頁。

(12) 勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書、一九八二年)、笠松宏至「中世の安堵」(『日本の社会史』4、岩波書店、一九八六年)。

(13) 金沢文庫所蔵「初非中後裏文書」『神奈川県史』資料編2、古代中世(2)二九〇九、網野善彦「未進と身代」(『中世の罪と罰』東京大学出版会、一九八三年、一四四頁)参照。

(14) 遠敷郡高鳥居文書『越前若狭古文書選』七三七頁。

(15) 『御触書寛保集成』一三七九『徳川実紀』二月四日条参照。

(16) 大谷雅彦氏所蔵文書『野洲町史』二、三四頁、河崎幸一氏のご教示による。

(17) ⑬⑭ともに同趣旨であるが、⑭にはやや時期の錯誤が認められるので、⑬によって検討する。

(18) 村惣代善三郎宛て、青山町奥鹿野区有文書、『三重県史』資料編近世1、六三〇頁。ただし奥鹿野村百姓内済証文という県史の文書名は不適当、なお同頁に関連する同年の「奥鹿野邑領山際目書之事」がある。

(19) 庄屋ほか一五名の百姓、金三郎は印欠、次の証状では村の年寄役をつとめている。



(20) こうした村の補償措置については『豊臣平和令と戦国社会』一二六頁の「自力の犠牲と補償」参照。

(21) 前掲『三重県史』資料編近世1、六三四頁。

(22) たとえば勝俣鎮夫『一揆』・笠松宏至『徳政令』(岩波新書、一九八三年)ともに岩波新書。

# 第一一章　村請の誓詞

## はじめに

中世の社会を村の視座から追究し、中世の村の達成のほどを見届けようとするとき、たとえば近世の「村請」をどうみるかは、まことに興味深い課題の一つとなる。だが、その「村請」も、幕藩体制の固有の基礎といわれ、断定的に論じられるわりには、あいまいなところが多く、とくにその成立の過程については、まとまった研究がほとんどない。これまでの幕藩専制論の奔放さは、「村」の正当な位置づけを欠落させることによって支えられているのではないか、と疑われるほどである。

たとえば、近世の社会では、村あてに幕藩領主の法令が出ると、そのつど村の側から惣百姓連判の請書が提出される、「法の村請」ともいうべき手続きが制度化されていた、という注目すべき事実が確かめられている。[1] しかし、この事実から、幕藩制による階級支配の道具としての村とか、百姓にたいする「なでぎり」支配というような、通説的な幕藩専制のイメージをひきだすことが、はたして妥当なのであろうか。

この「法の村請」といわれるような慣行は、しかし、なにも江戸時代になってから始まるわけではなく、すでに豊臣期にはたしかに成立していた、とみられる。その形式もたんなる請文ではなく、牛玉宝印という護符の裏に罰文＝神文を記した起請文によって、ときには血判までも添えて「請」けるのである。たとえば、豊臣の政策の核心というべき検地・刀狩・人掃などの実施には、しばしば村ごとに百姓起請文の提出が求められ、あらかじめ、その「前書」



に政策の細目をくわしく盛りこんだ起請文の雛形が下付され、村側はそれに「神文」や「連署（血判）」を加えた護符を添えて提出する、という建前となっていた形跡がある。

つまり、豊臣権力は「村」に依存して政策を実現しようとし、そのため豊臣と村とのあいだには（手続きとしては領主を介して）、そのつど説得と同意の回路が設定され、起請文前書（じつは実施要綱）と、誓詞の授受という仏神に誓う約束、つまり「村請」の作法が成立していたのではあるまいか。しかも、領主側の施策を「百姓等」が起請文によって「請」けるという慣行は、さらに中世前期にまでさかのぼる。[2]

さきに私は小著『戦国の作法』で、中世の村や村請についての関心を少し述べたが、ここでも村のナゾ解きの一環として、豊臣の主な政策に不思議にまつわりつく百姓起請文の存在に注目し、各政策のおよその発令年次の順に、関係史料の検討をこころみよう。

## 一　検地令のばあい

(1)　天正十二年（一五八四）十月、秀吉による近江今堀の検地のさい、つぎのような村の起請文が作られていた。

敬白天罰起請文前書之事

一、こほりさかへ・庄さかい・郷さかいをまきらかし申間敷事、
一、めん〳〵てまへかゝへ分田畠諸成物、一りう一せんのこさす出可申事、
一、けんちの時、礼物・れいせんにて御ようしや之ところ、ありやうに可申上候、同百しやうの内、たれ〳〵てまへ之右之御ようしやのところ候共、見かくさす可申上事、
一、御けんちの以後、しんひらき幷うゑ出しの田畠御座候ハヽ、これ又ありやうニ可申上事、
一、上・中・下をまきらかし、斗代をさけ申間敷事、

一、御給人・同下代となれあい、かくし中間敷候事、

右条々、少もあやまりかくし儀御座候者、一類けんそく女子共まて、はた物ニ御あけあるへく候、なをもつて
いつハり申上ニおいてハ、忝も此起請文御罰をかうふり可申者也、仍前書如件、

この起請文前書は案文とされ、提出主体が誰であったかは記されていない。しかし、第二条の「めん〳〵てまへか、へ分田畠」、第三条の「百しやうの内」などの文言をはじめ、全体の文脈からみて、今堀惣中に秀吉方から示した村の誓約書（神文は別）の雛形または控えとみることができる。この「けんち」というのは、前年の検地につぐ再検地の実施を意味していたようで、同十二月二日付け今堀惣分「定一書之事」（案）には、「今度又御けんち参候ニ付而」とか「去年ノ御ちやうにてなりとも、又今の御ちやうにてなりとも」などの文言がみえている。こうした異例のやり直し検地らしいのに、郡・荘・郷の境界、個々の百姓の田畠＝耕地面積や諸成物＝現行地代高、斗代＝年貢率の基準となる田畠ごとの上・中・下の等級など、検地の基礎となる諸データは、原則として村の責任ある申告に委ねる、という態勢がとられている。

ある田畠の一筆ごとに、それが誰のものか、その等級はどうか、境界はどこか、在来の地代総額はどれだけか、というような事柄は、ほんらい外来の検地役人が当事者ぬきに短時日で特定できるものではない。その確定を、個々の百姓にではなく、村の力に委ねたのである。こうした態勢ははじめの検地以来のものであったらしく、前年の七月、「今堀惣中」は「連判」をもって、「定　掟目条々事」（案）で、検地帳登録者を基本的な村の構成員と明記しつつ、つぎのように申合わせていた。

一、検地之水帳付候物、相さはへ（く脱カ）き事、
一、人之田地のそむへからさる事、其ぬしかてん候ハヽ、不可有別儀事、
一、為百姓内、迷惑仕様仕物候在之（者脱カ）、掟目ことく、中をたかい可申候、



検地を「村として請ける」態勢は、自らこうした「掟目」を定め、「仲たがい」制裁を執行しうるような、村の自立的な能力に基礎をおいていた。第一次検地の終わった前年の冬、この惣中は八九名「一ミ」の連署をもって、免相以下の三ヵ条について、「そせうかなわさるニおいてハ、一とうニいゑをあけ、御事ハり可申」と決議していたし、第二次検地後のこの冬にも、「今堀惣中」は「一ミとうしん」の「御そせう」を組織していた[3]。

横田冬彦氏のいう「中世惣村の惣掟から近世村落の村掟へ」という展開を画した太閤検地そのものが、このような村自体の主体的な能力を基礎としていたとすれば、領主の「はた物」文言や神仏による「御罰」文言から、性急に検地の強圧性だけを結論しては、「村請」つまり村の能力に依存せざるをえないという事態のもつ意味を見失ってしまうことになろう。いわゆる指出検地も竿入検地もともに、おなじ村請という態勢の上に成立していたのである。

(2)　百姓起請文によって検地を請ける態勢は、天正十八年の陸奥の検地にも認められる。「片倉代々記」四、同年九月十日条の、つぎのような記事がそれである。

十日、景綱（片倉）に、田村惣百姓共、隠田等の不義仕間敷由、熊野牛王血判の書付を指出、如左、

敬白　霊社前書之事、

一、田村領田畠諸成物、少もふミかくし無之、有様に付、上可申事、
一、田村領之内、年貢幷諸成物、当秋納抱置、一粒一銭、弾正殿（浅野長吉）無御合点間、地頭江出し申間敷候、但、九月十日より以前之儀者、弾正殿次第たるへき事、
一、如是御請申上者、郷々村々の給人衆、地下人自然とりうせ仕候共、御年貢等弁、有様ニ可致納所事、

右条々、偽申においてハ、乍恐此霊社　御罰、身上深厚可罷蒙候、仍而前書如件、

天正十八年
九月十日

次第不同

なお、この末尾の「次第不同」という差出し記事の下には、割注で「熊野牛王裏返、惣百姓中名元血判、名本略之不記」と付記されている。つまり、本書のもとはたんなる雛形ではなく、げんに惣百姓が熊野社の牛王宝印を翻し、順不同に連署血判して提出した、陸奥国田村領（福島県三春地方）惣百姓起請文の原本であった。ただ、この起請文の提出主体である「惣百姓中」というのは、「片倉代々記」には連署が略され「田村惣百姓共」とあるだけなので、村ごとの惣百姓ではなく、検地実務をになった田村領の各村代表たちの連署のようにもみえるが、断定はできない。なお、このような起請文が片倉家に伝存したのは、「片倉代々記」によれば、その八月、奥羽仕置のため会津に進駐した秀吉から、片倉景綱が陸奥田村地方の仕置を委ねられたことによる、とみられる(4)。

さて、これについて、宮川満『太閤検地論』Ⅲは、天正十八年の奥羽検地の直後書かれたもの、とみている。いま伝存する陸奥黒川郡など数冊の天正十八年検地帳からみるかぎり、検地は八月下旬から一日に一ヵ村ほどのハイペースで進められたらしく、いかにも村請の検地らしい様子がよくうかがわれる。なお、その終了する九月下旬からは、大名による知行宛行が開始されているが(5)、ここ田村領でも、この起請文から十一日後に、片倉景綱は秀吉から「田村之内公領之所当」一五〇〇貫文を宛行われ、翌十月九日には蒲生氏郷家中の長野次介を奉行として、総計「合百八町七反、ゐいらく壱万八百七拾貫文、壱反付而拾貫文つゝ」におよぶ「田村領知行方指出御帳」が作成されている(6)。

以上の経緯から、この起請文にも豊臣検地との密接な関係が認められる。また内容的には、第一条の趣旨が先の今堀起請文第二条のそれとほぼ同一である事実に注目すべきであろう。起請文の徴集手続きは、検地に先立って雛形を村ごとにくだし、惣百姓中の連署・神文を添えて領主に提出させる、というものであったらしい。

(3)　ついで天正十九年八月二十日、第二次奥羽仕置のさいにも、一柳四郎右衛門宛ての豊臣秀次朱印条書（案）「定検地置目事」(7)には、田畠・等級別の斗代などの明細とあわせて、



一、棹打之下奉行、同さをうちの者共、悉誓紙申付、并横目可出遣事、

一、さをうちの場にて、百姓之棹打者共、寄合ささやく儀、可為曲事、

一、於在々所々、右置目通、百姓召寄、あまねく合点仕様ニ可申聞事、

などと指示されていた（抄出）。ここに「さをうちの者共」というのは「百姓之棹打者共」のことらしいから、実際に検地を施行する百姓たちに「誓紙」の提出が求められていたことになる。つぎの年の御前帳＝検地帳の作成にふれて「時慶卿記」にいう、「石場村百姓一紙、又下代共一紙申合」というのも、おそらくはこれとおなじ事態にちがいない（後述）。「さをうちの場にて、百姓之棹打者共、寄合ささやく」とか「於在々所々、右置目通、百姓召寄」などという記事には、さながら村請の検地風景を眼前に見る趣がある。

(4)　なお、文禄三年（一五九四）八月、豊臣奉行人から和泉蔵入地あての「御検地御掟条々」には、検地終了時の措置について、「一、検地帳、百姓ニも写させ、請状ヲ申付、以来、斗代違・竿違等無之様ニ、可申付候、即検地為奉行、其在々之帳面、判をすゑ、可渡置事」と定めているのをみると、作成された検地帳の写を、検地奉行が加判し百姓に交付するさいにも、あらためて村の「請状」の提出が求められていたのである(8)。

## 二　海賊停止令のばあい

天正十六年七月、海賊停止を発令した豊臣秀吉朱印条書は、その第二条にこう規定している。

一、国々浦々船頭・猟師、いつれも船つかひ候もの、其所之地頭・代官として速相改、向後聊以海賊仕ましき由、
誓紙申付、連判をさせ、其国主取あつめ、可上申事、

ここでは、主題に対応して、海浜の村落ごとに「船つかひ候もの」を対象として、「海賊仕まし」という連判誓詞の徴集が指示されていたのである。その伝存例はまだ知られないが、「国々浦々船頭・猟師、いつれも船つかひ候も

の……相改」という以上、この連判の誓詞は海民の調査・書上という実を備えていたはずであり、たんなる治安法令とのみはみなしがたい。[9] この指示は、同時に発令された刀狩令と並行して、たしかに実施されたらしく、加賀の溝口氏の場合は、「浦方之者共賊船御停止之誓紙」を取り集め、徴集した「武具」とともに、京都の豊臣奉行人に提出し、奏者の長束正家から請取状を交付されていた。[10]

## 三　刀狩令のばあい

おなじ天正十六年七月、海賊停止令と同時に発令された刀狩令についても、同十一月六日付けの前田利家印判状に、つぎのような実施例が知られる。[11]

大仏殿之釘かな物の為御用、国々在々百姓共の刀・脇指を改候て可上旨、被仰出候間、代官所々在々家並ニ、刀・脇指・鑓・鉄炮有次第可出候、若かくしをくにおいてハ、後日ニ聞出候共、可成敗候、急与令糺明可上候、其上、村々のおとな百姓共ニせいしをさせ、可上候也、

よく知られた豊臣の刀狩令書には、明示的な規定はないものの、この前田領の事例からみると、その実施過程でやはり「村々」に「せいし」の提出が求められていたことが知られよう。大名から代官（直轄領）に実際に指示された刀狩令の施行細則は、「在々家並ニ、刀・脇指・鑓・鉄炮有次第可出」、つまり村ごとに個々の家を対象として武具を提出させよ、という厳しく徹底したものであったが、「村々のおとな百姓共ニせいしをさせ」という以上、現実にどう執行するかという実務責任は、もっぱら「村々のおとな百姓共」の裁量に委ねられていたのである。

また、同十一月二日付けの給人（家臣知行地）宛て前田氏印判状もほぼ同文であるが、冒頭には矢田村・院内村など能登羽咋郡の五ヵ村を列記し、末尾には「給人として急度令糺明、可上之候、其上、村々のおとな百姓、おやまへ罷出せいしさせ、可申上候也」と付記している。[12] ここに「村々のおとな百姓」をじかに「おやま」へ出頭させ「せい



し」を提出させよというのは、家臣知行地についても、「おやま（尾山＝金沢城）」つまり大名にたいして、「村々のおとな百姓」つまり「村」が直接に主体的な責任を負う態勢がとられたことを意味している。

## 四　盗人追捕令のばあい

天正十八年八月、豊臣政権は奥羽仕置にあたって、つぎのような盗人対策を発令した。[13]

一、盗人之儀、堅御成敗之上者、其郷・其在所中として聞立、有様ニ可申上之旨、百姓以連判致誓紙、可上之、若見隠・聞かくすニ付而ハ、其一在所可為曲事、

ここでは盗人取締りについて、「成敗」を権力の手に留保しつつも、盗人の「聞立」「申上」など、いわば盗人追捕の実際は、あげて「其郷・其在所中」つまり当該村落の自検断に依存する態勢がとられ、その確認のため百姓に連判誓紙が求められているのである。ただし、このときの百姓連判誓紙はまだ伝存する例が知られない。

さかのぼって天正二年三月、羽柴秀吉が近江に出した「在所掟」は、村の紛争処理について、「惣在所衆押しよせ生害に及ぶべく候」と、中世の村の自検断の慣行を土台とした態勢をとり、盗人対策についても、「一、とう人の事、其の仁生害は申すに及ばず候、ならびにくせ物宥し仕し候はば、とう人同前たるべき事」と定めていた。[14] これは秀吉のごく初期の施策に属し、いまだ村に盗人成敗（生害）権を公然と認めている点では中世的であり、天正十八年の盗人政策とはっきり区別される。しかし、追捕権の行使をもっぱら村側に期待している（だからこそ、村にたいして盗人を「宥し仕」＝見隠・聞隠しないよう求めている）点では、初期以来まったく一貫している、というべきであろう。[15]

なお、盗人をめぐる見隠・聞隠の起請文については、中世社会には早くからの慣行が知られているが、これについては最後に述べよう。

## 五　御前帳作成令のばあい

天正十九年に発令された御前帳の作成にさいしても、村々ごとに百姓起請文の徴集が行なわれたらしいことは、「時慶卿記」天正十九年七月九日条の「五条ヨリ石場村百姓一紙、又下代共一紙申合事在之、御前帳ノ下書一覧」という記事が示唆的である。(16) その実情をよくうかがわせるのは、和泉国の豊臣直轄領の現地代官宛てに検地奉行人から出された、御前帳作成の実務指令（書状および起請文前書案）である。(17)

猶々、由断ハ為間敷候へ共、早々可申付候、致無沙汰百姓候ハヽ、その名をかき付て、此方へ可下候
（下略）、

一、指出之事、無由断候（ママ）、急度可申付候、於由断ハ、左右を可申越候、明日催促入可申候、
一、きせうの事、御くまの・牛王・御あミたのうら、此方ゟ遣あんもんことく、いかにも慥かゝせ可申候、下判ハわれら見て、させ可申候、さし出しときしやうとを、上様へ上可申候条、念を入可申候、爰元も大かた隙明申候間、其元やかて可差越候、

五月廿二日　　吉清（吉田）右衛門尉　（花押）

吉源次殿（吉田）
まいる

起請文前書

一、従先年之未進仕者には田畠あて申ましき事、但時分柄ニ御座候条、請人お立申者、田畠耕作させ可申御事、
一、失人・死人の家・家財・田畠作職をも、御代官様へハ被召上間敷之由、被仰聞候、忝存候、然上者、地下中へとり申、御年貢米をも下地中（地下カ）としてたて申、うせ人・死人御田畠、すこしも不荒様ニ可仕御事、



一、御蔵之御番、従先規如御国置（固カ）、為地下中、慥なる者可仕之間、可御心安事、
一、海川山林以下之小成物、すこしも不残、直ニ指出可仕候事、
一、高頭之外余米、直ニ指出可仕候事、
一、若御代官下々以下まで、あしき事候ハヽ、御代官へ直ニ可申上事、
一、如先年、くミをいたすましき事、若隣郷ニ有之共、則可申上事、
一、田畠毛を付候とも、筆水無沙汰候之作人御座候ハヽ、公私之御ために候間、夏中に急度可申上候、もし左様之儀用捨たてをいたし、御届不申にをいてハ、その在所の庄屋を即可有御成敗候、其時一言之儀申ましき事、
一、進いたすましく候、もし無沙汰仕もの候ハヽ、何様にも可被仰付事、
一、千石夫をはしめ、いつれの夫丸、万のはりつなきも、為地下中、すこしの小作迄も算用をきかせ、為惣郷、夫銭にて引ならし可申条、少も不相紛、小百姓出作以下まて、順路ニ可申付候間、公方へ御みたりかましき儀申ましき事、
一、公私御夫丸之事、慥なるものをゑらミ候て、進上可申候、雖然、自然御荷物越し（をカ）つつゐ候ハヽ、為地下中、其弁を可仕事、
一、御納升之儀、従先年去年まで納所申升を出可申候、若何方ゟ升を出候て、きよ言申候ハヽ、何様にも被成御糺明、可被仰付事、
一、惣指出田畠、斗代違・字畝ちかい・小作之名違、并領境に、少も虚言申ましき事、
一、もしあれ地御座候共、年貢はりかけ申ましく候、有様ニ可申上事、
一、禅宗・一向宗・浄土宗・其外諸衆、有様ニ可申上事、
一、如　御法度之、地下中の者奉公に出申ましき事、

右条々、少も虚言於申上者、如何様にも可被成御成敗候、只今被仰出条々、小百姓中迄よく中きかせ、如被仰付、なにをも真実ニ可仕候、もし於致相違者、忝も日本国中大小之　神祇、殊ニ愛宕・地蔵権現、熊野三所之権現、閻魔法王・五道のミやうくハン、天満大自在天神、氏神、并奉頼阿弥陀如来上人御罰を深重ニ罷蒙、於今世者、諸人ミやうか、六同ミやうかう尽、白癩黒癩病を受、於来世者、無間之底ニたさい可致者也、仍起請文如件、

この書状・起請文前書という一組の書類を、その時期および内容から、御前帳の作成指令とみるとき、書状の第二項に「きせうの事、……此方ゟ遣あんもんことく、いかにも慥か、せ可申候」とあるとおり、この時もやはり起請文の徴集が求められ、その「あんもん」つまり雛形が示されていた事実が確かめられる。しかも「さし出しときしやう」は「上様へ上」げるとあるように、指出・起請文をセットで徴集する方式は、じかに豊臣の指示によるものであった。前書案の一・四・五・八・一二条などの規定の趣旨は、さきにみた検地の施行細則とほとんど同一であり、検地のさいに村の起請文が徴されたことは、この御前帳の事例からも傍証されるわけである。

この書状に添えられた起請文前書がその「あんもん」の現物らしく、実際に提出すべき起請文の料紙には、「御くまの、牛王・御あミたのうら」など、提出する側の信仰にそくした護符を用いることが求められていた。じつに一六ヵ条からなる長文の起請文前書は、領主側から提示される起請案文が、形ばかりの誓約の雛形＝書式などではなく、在地に詳細な実施要綱の実を示して同意と遵守の誓約を求める、政策の徹底のための重要な回路であった、という事情をよくうかがわせる。なかには「若御代官下々以下まて、あしき事候ハヽ、御代官へ直ニ可申上事」と、領主側への批判や越訴を認めるような条項までも確保されていたのである。

この一件書類には、誰に起請文の提出を求めているのか、が明示されてはいない。しかし、書状の「致無沙汰百姓候ハヽ、その名をかき付て」という追而書や、地下中として・惣郷としてなど、行為の主体を示す前書の文言をはじ



め、「小百姓中迄よく中きかせ」「若隣郷ニ有之共、則可申上事」「在所の庄屋を即可有御成敗」「地下中の者奉公に出中ましき事」などにみえる、小百姓中・くミ・隣郷・在所の庄屋・地下中の者などの文言をみれば、この実施要綱を在所・地下中（ここでは横山谷、いま和泉市内）に求められた、百姓起請文の案と特定することができる。

## 六　人掃令のばあい

天正二十年三月発令の人掃令でも、よく似た方式がとられていた。

(1)　これを執達した毛利領の安芸国では、三月十七日、大名奉行人の佐世・安国寺両氏連署条々案で、厳島社領など宛てに、つぎのように指示（抄出）されていた[18]。

急度中候、

一、従当関白様、六十六ケ国へ人掃之儀被仰出候事、付、（中略）

一、家数・人数、男女・老若共ニ、一村切ニ可被書出候事、付、奉公人ハ奉公人、町人ハ町人、百性ハ百姓と、一所ニ可書出事、但、書立案文別紙遣候事、

一、他国之者、他郷之者、不可有許容事、付、請懸り手有之ハ、其者不可有聊爾之由、以血判神文、可被預ケ置事、付、（中略）

一、御朱印之御ケ条、并地下究之起請案文進之候、被引合、可然様ニ可被仰付之事、

右之究於御延引者、従御両人直其地罷越、可致其究之由候、一日も早々家数人数帳ニ御作候て可有御出候、於御緩者、其地下（部カ）〳〵へ可有入郷之由候間、為御届こま〳〵申達候、以上、

すなわち、豊臣人掃令の大名領における実施過程でも、安芸の厳島領の「地下」には、「厳島領家人数付立之事」という「書立案文」が示され、提出する「書立」には、家数のほか、出家・社家・奉公人・職人・町人・男女別の数

を記したうえ、末尾に「右神文」を添えるよう指示されていた[19]。また村にいる「他国之者、他郷之者」の「請懸り手」については、とくに「血判神文」で「請」けることが求められていた。なお、「御朱印之御ケ条、并地下究之起請案文」については、後の欠落禁令の項であらためて述べよう。

さて、人掃の書立と神文は、村ごとに雛形が提示されて、その作成と提出を求められたものらしい。たとえば、厳島社に伝存する同月二十八日付けの「防州山代五ケ村之内藤谷、厳島領家人数付立之事」をみると、「家一　弥一郎　助三郎　千代松　女二人」などと、家ごとに男子は名前を女子は人数だけを記載し、末尾に「以上、男四十人、但出家一人共ニ、女三十一人、家大小廿六間之定」と集約し、最後に、「并男女七十一人、此外ニ人数一人茂於相残者、日本国中大小神祇、殊厳島両大明神可蒙御罰者也、仍神文如件」と総計および神文を明記し、弥一郎・与四郎・与太郎の三名が、それぞれに「きもいり」という肩書で連署し花押をすえている。かれらの名前はともにこの書立本文の中にみえているから、かれらはこの藤谷村を代表する「きもいり」として、この調査と届出に責任を負ったのである[20]。まさに、この家数人数改は、村内の肝煎層の指出によるものであった[21]。

(2)　人掃令による村ごとの書立に百姓らの神文を添えることは、陸奥の伊達領でも確かに実施されていた。つぎの天正二十年五月二十一日、伊達政宗代官石田宗朝起請文前書写がその実情をよくうかがわせる[22]。

敬白天罰起請文前書之事、

一、御朱印五ケ条之御置目、并百姓三ケ条誓紙之趣、慥ニ御請取申上候事、

一、羽柴伊達侍従分国之内、奥州名取南方岩沼ノ城、石田豊前守居城拝領分、在々所々村々家数、奉公人・侍・中間・百姓・舟人、何程是有書付、有様ニ其従村々帳ヲ一帖ツ、作リ立、村々所々百姓之起請文相添、使者来六月十五日ニ此方ヲ出シ可申候、急度京着可仕旨、堅御請取申上候、則政宗分国中之帳、百姓之誓紙相添、従岩出山定日如御請取、可被指登候条、此方之帳右同前ニ京着可仕候、御法度之通、毛頭相違之義候者、被聞食出、可有御成敗候事、



一、唐御陣御留主中、石田豊前守分領之内在々、猥之義無御座様、村々所々申触、堅可申付候事、

右条々於相背者、忝も此起請文御罰可被蒙者也、仍前書如件、

この起請文は、大名（その代官）から豊臣（その奉行人）に提出した、豊臣の欠落禁令（一・三条、後述）および人掃令（二条）にたいする請状であるから、右の内容は豊臣から大名宛ての人掃令の指示内容そのものであった、といえる。伊達領に宛てた豊臣の人掃令でも、「在々所々村々家数」および「奉公人・侍・中間・百姓・舟人」を調査し、村ごとに「帳ヲ一帖ツ、」作成し、「村々所々百姓之起請文」を添えて提出させ、最後にそれを「政宗分国中之帳」として集成し、「百姓之誓紙」を添えて豊臣方に提出することが求められていた。

以上、安芸と陸奥の二例からみて、人掃令は原則的に「村々所々百姓」の責任において「村々家数」等を申告し、その内容については、大名（代官）と「村々所々百姓」が誓詞によって二重に担保する、という実施態勢であった。

## 七　欠落禁令のばあい

天正二十年正月、唐入り動員令の断行を目前にひかえて、国内の態勢づくりのために、関白豊臣秀次の名で、右の人掃令とほとんど並行して、つぎのような朱印「条々」＝「五ケ条之御置目」が発令された[23]。

条々

一、唐入に就て御在陣中、侍・中間・小者・あらし子・人夫以下に至る迄、かけおち仕輩於有之者、其身の事ハ不及申、一類并相拘置在所、可被加御成敗、但類身たりといふ共、つけしらするにおひては、其者一人可被成御赦免、縦使として罷帰候とも、其主人慥なる墨付無之におひてハ、可為罪科事、

一、人足飯米事、惣別雖為御掟、猶以給人其念を入、可下行事、

一、遠国より御供仕候輩者、軍役それ〳〵に御ゆるしなされ候間、来十月には替りの儀可被仰付候条、上下共に可成其意事、

一、御陣へ召連候百姓の田畠事、為其郷中、作毛仕可遣之、若至荒置者、其郷中可被成御成敗旨候事、

付、為郷中も作毛不成仕合於有之ハ、兼而奉行へ可相理事、

一、御陣へめしつれ候若党・小者等とりかへの事、去年之配当半分之通、かし可遣之、此旨於相背者、とり候者事ハ不及申、主人共に可為曲言事、

右条々、於違背之輩者、可被処厳科者也、

この「唐入」という全国的な規模をもった動員態勢づくりは、たとえば、島津義弘領の場合、軍役一万二四三三人のうち、村々から徴発される夫丸・加子はじつに五九〇〇人と、全軍役人数のほとんど半数近くにものぼるというように、明らかに全村落からの徴発という実質をもって強行されようとしていた。動員態勢の成否をかけた徴発百姓の「かけおち」抑制に、この第一条が掲げられたのであった。

その規制の特徴は、もし違反した場合、「成敗」つまり死罪の対象は、「其身」および「一類」のみならず、その「在所」にまで及ぼし、在所つまり村落としての責任を問う、という点にある。まさしく、村の自検断の態勢に依拠して、軍陣から脱走する百姓の規制を実現しよう、というのである。この村の自検断の態勢は、検断の面だけではなく、徴発された百姓の田畠を「郷中」つまり村落によって維持する、という面でも期待された。第四条がそれである。中世以来、村々は犠牲者にたいする共同補償の態勢を備えていたが、これに依拠して、動員百姓の耕地を維持しようというのである。おなじ時期、和泉の豊臣直轄領に、

一、失人・死人の家・家財・田畠作職をも、御代官様へハ被召上間敷之由（中略）、然上者、地下中へとり申、御年貢米をも地下中としてたて申、うせ人・死人御田畠、すこしも不荒様ニ可仕御事、



と指示されたように（御前帳の項参照）、村の失人や死人の家・家財・田畠作職も、領主が没収せず、すべてを「地下中へとり申、御年貢米をも地下中としてたて」ることが期待されていた。ともに村落側の主体的な協力なしには実現しえない態勢であった（第二章「村の跡職」参照）。こうして、説得と同意の回路が設定されることになる。「五ケ条之御置目」とよばれたこの欠落禁令にも、つぎのような起請案文が添えられていたのである。[24]

敬白起請文之事、

一、今度唐入御陣（ママ）付而、五ケ条之御置目　御朱印之通、聊相背中間敷事、

一、侍・中間・小者・あらし子ニ至る迄、在所に年来居住之者之外、新儀ニ参候もの居住させ中間敷候、親子兄弟たりといふ共、武士奉公に出申者にハ、一夜之宿をもかし中間敷事、

一、武士の奉公人、商売人・諸職人ニあひ紛来る事可在之、其段念を入相改申、惣而慥なる商売人・諸職人たり共、新儀ニ来り候も、置申間敷事、

右之通、若相背もの於有之者、不移時日、親子兄弟ニよらす、可申上候、若於相違者、梵天・帝釈・四大天王、惣而　日本国中大小神祇、殊氏神蒙御罰、今生にてハ癩病を請、来世にてハ八万地獄ニ被堕罪、うかふ世有間敷候、仍起請文如件、

右の第一項は、先の五ヵ条全体をうけたものであり、第二項と第三項はその細目とみることもできるが、それよりはむしろ、前年八月二十一日に発令された、いわゆる身分法令の第一・三条と酷似している事実に注目すべきであろう。次の三ヵ条からなる秀吉朱印条書がそれである（浅野家文書二五八ほか、多数の伝存例がある）。

定

一、奉公人、侍・中間・小者・あらしこに至るまで、去七月奥州へ御出勢より以後、新儀ニ町人・百姓ニ成候者有之者、其町中・地下人として相改、一切をくへからす、若かくし置ニ付而ハ、其一町・一在所、可被加御成

敗事、

一、在々百姓等、田畠を打捨、或ハあきなひ、或賃仕事ニ罷出輩有之者、其もの、事ハ不及申、地下中可為御成敗、并奉公をも不仕、田畠もつくらさるもの、代官・給人としてかたく相改、をくへからす、若於無其沙汰者、給人くわたいには、其在所めしあけらるへし、為町人・百姓於隠置者、其一郷・同一町可為曲言事、

一、侍・小者ニよらす、其主にいとまをこハす罷出輩、一切か、へへからす、能々相改、請人をたて可置事、但右者主人有之而、於相届者、互事候条、からめとり、前之主の所へ相わたすへし、若此御法度を相背、自然其のものにがし候ニ付てハ、其一人の代ニ三人首をきらせ、彼相手之所へわたさせらるへし、三人の代不申付ニをひては、不被及是非候之条、其主人を可被加御成敗事、

右条々、所被定置如件、

以上の三ヵ条は、大別して「武士の奉公人」を対象とした「町人・百姓」化の規制（一・三条）と、百姓を対象とした「田畠打捨」「あきなひ・賃仕事」規制（二条）とからなっている。先の起請文の二・三条は、直接にはこのいわゆる身分法令の一・三条をうけた箇条であることは明らかであろう。その意味で、先の起請文は同時に、この三ヵ条にたいする確認の百姓起請文という性格をもあわせもっていた、とみることができる。朝鮮への動員令を機とする、両令の一体性がよくうかがわれよう。

なお、「かくし置ニ付而ハ、其一町・一在所、可被加御成敗」（一条）とか、「為町人・百姓於隠置者、其一郷・同一町可為曲言」（二条）と、在所・郷・町・百姓・町人に協力を期待している事実からみて、いわゆる身分法令にも、独自に百姓起請文の提出が求められていた可能性は濃厚であるが、いまのところまだ確かめることはできない。

なお、みぎの欠落禁令への起請案文には、提出主体を明示しないが、先の石田宗朝起請文は、その第一項に「御朱印五ケ条之御置目、并百姓三ケ条誓紙之趣、慥ニ御請取申上候事」と記し、毛利氏奉行人連署条々案の第五項にも、



「御朱印之御ケ条、并地下究之起請案文進之候」とみえていた。この「御朱印五ケ条之御置目」とか「御朱印之御ケ条」というのは、右の五ヵ条の令書に相違なく、それにたいする起請文は「百姓三ケ条誓紙」「地下究之起請案文」つまり百姓＝地下＝村から提出さるべきものであった。しかも、つぎにみる文禄二年の再令は、その冒頭に「五ケ条之御置目……起請ヲ書上」と明記しているから、この欠落禁令の百姓起請文は実際に徴収されたものとみてよいであろう。

## 八　欠落禁令の再令

文禄二年（一五九三）正月、関白政権は「所々留主(守)居中」あてに、肥前名護屋の陣中から許されて一時帰郷中の、「国々諸奉公人」つまり下級の武家奉公人を対象として、

来三月、太閤御方高麗御渡海ニ付而、国々諸奉公人之儀、去年正月以五箇条守被仰出旨、高麗并名護屋在陣之面々ニ奉公のともから、為寛罷帰於有之者、侍・中間・小者・あらしこに至迄、当月中ニなこやへ可参陣、若背法度、諸国在々所々ニ於隠居者、其者の事ハ不及沙汰、類身・其所代官・給人、別而地下人越度可為曲事者也、

という帰陣命令を発令した。このときも、とくに「地下人越度」を警戒してか、ふたたびつぎのような起請文の提出を求めたのである。[25]

敬白起請文之事

一、去年唐入御陣ニ付而、五ケ条之御置目御朱印之通、聊相違申間敷之旨、起請ヲ書上申上候といへ共、尚以、来三月高麗へ御渡海ニ付而、重而以　御朱印被仰出儀、存知仕事、

一、侍・中間・小者・あらしこニ至るまで、在所ニ年来居住之者之外、新儀参候者居住させ申間敷候、親子兄弟たりといふ共、武士奉公ニ出申者ニハ、一夜之宿をもかし申間敷候事、

一、武士奉公人、商売人・諸職人ニ相紛来事可在之、其段念ヲ入可相改申、惣而慥なる商売人・諸職人たりといふ共、新儀ニ来候者置申間敷きの事、

右之通、若相背者於在之者、不移時日、親子兄弟ニよらす、可申上候、若於相背者、梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊氏神蒙御罰、今世にてハ癩病ヲ請、来世にてハ八万地獄ニ堕在せられ、うかふ世有間敷候、仍起請文如件、

この三ヵ条は前年の禁令をじかにうけたもので、その内容も神文もほぼ同文である。これにも提出主体を示す直接の手掛かりはないが、第一項にも明記されたとおり、秀吉の朝鮮出陣を目前に控えて、前年の五ヵ条に再度の確認を求め、「在所」の「かけおち」統制をいちだんと徹底するよう期待しているのであるから、これまた地下＝百姓にあらためて提出を求めたもの、とみてよいであろう。

このときは、軍事的には秀吉自身の朝鮮への渡海・出陣という、いわば侵略態勢づくりのピークの段階をむかえていながら、豊臣の願望する「地下」統制の強化策は、これまでどおりに、起請文前書案によって再通達され、これを百姓たちが誓詞をもってあらためて「請」ける、というかたちがとられているのであり、そこには戦時統制的な変化はなにも認められない。

## おわりに

以上はまだ片々たる事例の紹介にすぎないが、検地・海賊停止（海民改め）・刀狩・盗人追捕・御前帳・人掃・欠落禁令・同再令というように、豊臣の在地にむけた主な政策のほとんどが、村の起請文を伴って実施されている、という事情が浮かびあがってきたように思う。まだ、知りえた事例が限られている以上、その貫徹ぶりについては、断定は避けなければならないが、検地をはじめ刀狩・人掃など、時代を画したといわれるほどの基本政策までもが、村



に実施要綱を示し村の誓約を求める、という手続きを通じて実現されていたことになる。

この手続きは「在々所々において、みぎ置目の通り、百姓召し寄せ、あまねく合点仕る様に、申し聞かすべきこと」（読下し）という起請文前書に明記された豊臣の基本姿勢にもとづいて、領主と百姓の間に設定された「合点」の回路にほかならず、まさにこの点で、百姓起請文は領主側の恣意を下から拘束しえた。つまり、豊臣の支配に、天下一統の強力による脅迫よりは、仏神の名による誓約という道が選ばれたのであった。したがって「右条々、少しも虚言申し上ぐるにおいては、如何様にも御成敗なさるべく候」とか、「少もあやまりかくし儀御座候者、一類けんぞく女子共まで、はた物に御あげあるべく候」（同上）というように、成敗の正当性もまた権力と村のあいだの誓約によって担保されていたのであり、ほんらい「なでぎり」も誓約違反にたいする制裁としてのみ発動されるべきものであったことになる。

一方、この誓約は豊臣と百姓との契約関係の成立を意味する、と断定する論者があっても、絶対に誤りとまではいえない。だが、在地の側の誓約の主体は、百姓個々人ではなく、あくまでも惣百姓中つまり村である以上、この誓約の特質は「村請」の全面的な展開という点に求められなければならない。

もとより、百姓たちの連署する「村の起請文」の提出という慣行それ自体、豊臣政権の独創などではなかった。百姓連署の起請文は、中世の初期に、特徴的には十三～四世紀の交わるころ、惣結合や荘家の一揆とともに、百姓申状とのセットというかたちをとって、すでに一般的に成立をみていた。よく知られる一味神水の作法もそれである。あたかもこの時期は、仏神への誓言つまり罰文が濃密化し、料紙には牛玉宝印（護符）を用いるなど、起請文の形式の整備に一つの段階が画された時代にもあたっていた。それは起請文が「人々の約束のさいに交わされる文書」として一般化する、という事態に対応していた[26]。

荘園領主は、名主百姓等との応酬の過程で、たとえば百姓たちに申状（年貢の減免要求の根拠など）の真実を担保

させ、あるいは領主の決定（年貢減免額の提示など）を百姓側に確認させるため、しばしば連署起請文の提出を求めていた。一方、百姓の側もまた、みずからの主体性において数十名にも及ぶ連署の起請文を書き、領主にその受理を迫るようになっていた。こうして、両者の対立や緊張のなかで百姓等連署起請文という文書の呪術は生まれ、中世を通じて成長をとげたとすれば、入間田宣夫氏も力説するとおり、この慣行をもって、領主が宗教的な呪縛や威嚇を通じて一方的に百姓や村を絶対的な統御のもとにおいた、などということはできないであろう。[27] 起請文はなによりも「人々の約束のさいに交わされる文書」として一般化しつつあったのである。

豊臣期の村の起請文がこうした中世社会の習わしを背景として成立したことは確実で、十三～四世紀の領主がその施策に百姓等の起請文を求める慣行は、いわば非日常的な提訴や一揆の過程だけではなく、日常的な所務や検注の領域でも成立していた。比較のため若干の例をあげよう。

(1)　所務の領域＝領主の検注と百姓等起請文の事例

敬白　起請文事
右意趣者、就今度御検注事、於百姓等者、地本并在家桑代共、雖為少分、相互不可見隠聞隠、任有目悉可申上者也、若構虚言申候者、
罰言同奉行衆起請文、
応永元年甲戌十一月十六日　官省符廿村百姓等

この起請文案の袖には「但、於正文者、護法裏書之、於神通寺御宝前、以麗水呑之」とあり、端裏には「官省符大検注御百姓等呑之起請文案」と記されている。応永元年（一三九四）高野山は寺領の官省符荘に大検注を実施するにあたり、検注奉行衆と荘内二〇ヵ村の百姓等の双方から起請文を徴し、これをうけて百姓等は、検注に協力を誓う起請文に、護符の裏を用いて連署を加えた後、誓約の呪法にしたがって、地元の寺で（正文を焼いてその灰を）麗



（霊）水にまぜて呑み、この案文だけを報告のため領主側に提出したものらしい。

伝存する豊臣期の起請文のほとんどが案文であるのは、こうした誓約の作法からみれば、むしろ当然の結果であった。しかも、右の誓約の内容は、さきにみた太閤検地のさいの村の起請文とじつによく似ている。同時期の東寺領にもよく似た事例がみえるから、もともと検注というのは、領主と百姓のあいだの厳粛な約束によって実現されるべきものであったか。十一世紀以来の起請文による田数確定の方式、つまり「起請田」の慣行も想起されてよい。[28]

(2)　検断の領域＝領主の盗人取締と百姓等起請文の事例

治安にかかわる法令に広く村びとの起請文を求める慣行もまた、中世に早くから成立していた。[29] たとえば、建長八年（一二五六）六月、「奥大道夜討強盗事」について、「不嫌自領他領、不可見聞隠」という「住人等之起請文」を取ることが求められたし、[30] 正応三年（一二九〇）八月、紀伊荒川荘の「庄官・百姓等」は、「牛馬放飼」禁制について、「不可見隠、不可聞隠」という「庄家一同」の「厳重起請文」を書いて三船社に籠めること、が求められていた。[31] また鎌倉幕府の悪党対策については、御家人・住人・沙汰人等から「不可見隠・聞隠」旨の起請をとることが、鎌倉後期を通じてくりかえし指示されていた。

ことに、盗人問題にかかわる百姓等起請文として著名なものに、嘉暦四年（一三二九）六月の加賀国軽海郷の公文・百姓等起請文案（前欠）がある。[32]

一、ぬす人かうたうの悪名候ハヽ、□ちうちなとの候ハん時ハ、□き・かくし、百姓のなこ・わ［きの物にいた］り候まて、さやうの事承及□申入まいらせ候へく候、
一、御領をひころの様ニけちらし□候物の候ハん時は、村々にふれ□をよひ候ハん程ハ留候て、い□入るへく候、
一、地頭殿の御との人も、ひふんに□にあたられ候ハん時ハ、かくし［申］さす、申あけへく候、

若此条々いつはりをも申候物ならハ、上奉始梵天・帝釈・四大天王、下者ミたけ、王城の鎮守諸大明神、八□所、北陸道前後の鎮守気多□、殊ハ当国惣社滝浪の五所大明神、惣ハ日本国中の仏神之御はちを、公文・百姓等子共、なこ・わきの物・下人等にいたはり候まて、ふかく□をかふり候へく候、仍起請文状、如件、

本状は、これに添えられた同筆（公文か）の書状によれば、「村々の百姓ニ、格別ニ」署判させたものであり、公文・百姓だけでなく、その子どもや名子・脇の者・下人たちまでが個別に起請に連署する、という徹底したものであった。この郷の秩序維持は「村々にふれ」というような在地の緊密な結びつきを軸にして成立していた、と酒井紀美氏は指摘した。盗人追捕令に百姓連署の起請文をとる豊臣の政策は、明らかに中世の「村々」の主体的な力量を基礎に、村と領主のあいだのこうした起請の慣行を背景として成立していた。

ついで戦国期にいたれば、起請文の様式の整備つまりその形式化はいっそう進み、約束の内容を書いた前書（白紙）と、誓約の言葉を書いた神文（護符＝牛玉宝印）との分離、つまり霊社上巻起請文の成立をみる。さきの豊臣期の村の起請文でも、前書部分だけで伝わる例の多いのはそのためであり、神文とは別に領主側から村に提示された雛形や起請文の控えとみることができる。[33] そうした形式化とともに、この時代にはまた「起請返し」という起請文を破棄する呪法までも現われて、起請文は仏神の呪縛よりは人と人の約束という本質をいっそう露にする。[34]

こうして、豊臣期に書かれた起請文が、もし仏神の呪縛というよりは、むしろ人と人の契約という色合いを濃くした誓約であったといえるなら、起請文で結ばれた豊臣と村の関係、つまり村請の作法もまた、誓約の呪術よりは約束の色の濃いものに、変化していたというべきであろう。こうして、中世の政治における合意・約束の回路として一貫する、十二世紀以来の「百姓等」の起請と十六世紀末の村のそれとは、何がどのように違うのかが、あらためて中世の村の研究に本格的に問われなければならないことになる。



なお、いうまでもなく起請文という誓約の形はさらに近世にも長く続くが、その形だけから、仏神の呪縛や威力までもが近世に同じように続いたとみたり、領主による百姓支配の呪縛や威力の大きさを論じたりすることには、よほど慎重でなければならないであろう。

(1)　横田冬彦「近世村落における法と掟」（『文化学年報』5、一九八六年）。なお、最近（一九八八年段階）の近世社会像をめぐる論議は、百姓なでぎり論・百姓契約論と、かなり分極化してはいるが、ともに領主農民関係論という点で共通し、かならずしも自立した村の存在を不可欠のものとして緊密に組みこんでいない点では、戦国大名論の一般的な傾向とも共通している。

(2)　研究の到達点は入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界』（東京大学出版会、一九八六年）二～三章参照。本論は同書から多くの示唆をえた。

(3)　以上、今堀日吉神社文書（『八日市市史』五）。

(4)　片倉重信氏所蔵文書「片倉代々記」、原本は仙台市博物館寄託。閲覧は学芸室長佐藤憲一氏のご高配による。

(5)　大石直正・小林清治編『中世奥羽の世界』（東京大学出版会、一九七八年）終章（藤木執筆）参照。

(6)　以上、注(4)参照。

(7)　伊予一柳文書。なお、秋沢繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」（『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年）、とくにその注(84)参照。

(8)　福原文書（『太閤検地論』Ⅲ）。なお、同書には、近世の事例として、ⓐ文禄三年三月、豊臣秀次領「御算用立之覚」（「在々之百姓誓紙者、其村々より納候米之都合、并下代礼義礼物不仕通之事」駒井日記）、ⓑ慶長七年十月、近江国愛智郡平流村庄家・百姓検地請状案（「今度御検地ニ付て御請申条々」山田文書）、ⓒ延宝五年七月、摂津国検地条目「田畑仕付之儀」条（「但、位付之儀ハ、其村之百姓ニ堅誓詞申付」森田文書）などを収める。ただし、寛文九年越前岩本村の「地割之覚」に付された「棹取誓紙前書」は、神文を伴わないただの請文であるから（岩本区有文書『福井県史』資料編6）、近世

の「誓詞（紙）」はつねに起請文を意味しているわけではない。

(9) 藤木『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）第四章、参照。

(10) 溝口文書。

(11) 三輪氏所蔵文書（『加賀藩史料』一）。

(12) 菅君雑録（『加越能古文叢』四十二）。

(13) 豊臣秀吉朱印条書「定」第二条、大阪市立博物館所蔵文書ほか。藤木注(9)著書、第三章、参照。

(14) 雨森文書（『東浅井郡志』四）。読下し。

(15) 中世の村の盗人検断については、藤木『戦国の作法』（平凡社選書、一九八七年）参照。

(16) 以下、秋沢注(7)論文によるところが大きい。

(17) 池辺家文書（『和泉市史』二）。

(18) 巻子本厳島文書九二（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ）。吉川家文書九七五もほぼ同文。以下、三鬼清一郎「人掃令をめぐって」（『名古屋大学日本史論集』下巻、一九七五年）によるところが大きい。

(19) 野坂文書五七（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ）。

(20) 厳島野坂文書一八一四（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ）。

(21) 三鬼氏（注(18)論文）の指摘。なお、村の主体的な書立という特徴は、近江今堀惣分の「家数之事」の内容によくうかがわれる。この村では、届出られた全七五人のうち、じつに四一人が「あん・後家」つまり夫役免除の対象者であり、同じ名前の重複もあるなど、作為のあとが著しいからである。これに注目した三鬼氏は「中央権力による調査が（村の）内部に貫徹することを阻止するような力が働いていたように思われる」とした。

(22) 後欠、豊臣方の早見勝左衛門・乾源太郎宛て、後欠、「伊達政宗記録事蹟考記」十三。

(23) 浅野家文書二六〇。以下、三鬼注(18)論文によるところが大きい。

(24) 吉川家文書七四二。

(25) 以上、関白豊臣秀次朱印状、吉川家文書一二六、東寺百合文書イ（一）。



(26) 千々和到「起請文」（『概説古文書学』古代・中世編、吉川弘文館、一九八三年）。

(27) 入間田注(2)著書はこの視点で一貫する。なお、黒川直則「惣的結合の成立」（『歴史公論』五―九、一九七九年）参照。

(28) 『大日本古文書』高野山文書一六三一。千々和注(26)論文に詳細な解説がある。東寺領の事例は「教王護国寺文書」五四六・七九六など。久留島典子氏のご教示による。起請田については、入間田注(2)著書、七六頁以下、参照。

(29) 以下は酒井紀美「中世社会における風聞と検断」（『歴史学研究』五五三、一九八六年）によるところが大きい。

(30) 『中世法制史料集』一、鎌倉幕府法、追加法三〇七。

(31) 『大日本古文書』高野山文書七二二。酒井注(29)論文、参照。

(32) 金沢文庫古文書。

(33) 前書・神文の分離するこの時代には、神文の部分だけを呑むというように、起請文の作法が変化したとみる余地もある（千々和注(26)論文）。とすれば、伝存する前書には、雛形や案文ばかりではなく、正文そのものの前半部分も含まれている可能性があることになる。

(34) 千々和到氏はこれを、象徴的に「起請文の死」とよんだ（「中世民衆の意識と思想」（『一揆』4、東京大学出版会、一九八一年））。

# 〈補論〉移行期村落論

## はじめに

中世から近世への移行期、あるいは転換期といわれる、十六〜十七世紀に関する研究は、いま変化の兆しをみせている。その動向の核心は、これまで移行期の指標とされてきた、石高制論・兵農分離論あるいは村請制論について、実証的に再検討しようという点にある。とくに中・近世村落論の領域では、村を自立した主体とみる視点から研究が進められているが、新しい視角の特徴は水本邦彦「村共同体と村支配」によく現われている[1]。

たとえば、十七世紀中葉の裁判制度における内済方式の採用を、一面で、在地の自力救済権の復活であり、百姓たちが獲得した地歩であったと評価し、これを幕府の政策転換とみているのがそれである。自力救済権の「復活」「獲得」「転換」というとらえかたがよく示すように、その前提には自力救済権の全面的な否定あるいは喪失が想定され、いわば自力救済権の「死と再生」という図式が、十七世紀＝移行過程の基本コースとして構想されているのである。

他方で水本氏は、自力救済原理の否定、村切り・庄屋役設定・役賦課など、百姓を公儀へ一元的に編成するための諸政策は、在地の抵抗によって破綻した、ともいう。自力救済原理の否定策の破綻（否定はされなかった）というこの立論は、みぎの自力救済権の復活（否定されたが再生した）という理解と微妙にくいちがっている。もし、自力救済権の全面否定はなかったという主旨であれば、私の考えに近いことになるが、どうやらこの政策破綻論にも、自力救済の原理的な否定が自明の前提とされているらしいのである。

つまり、水本氏の新しい立論は、はっきりと従来の村落論の克服を目指しながらも、その前提に、兵農分離政策＝中世の自力の全面解体策、という仮説を無条件においている点で、なお旧来の通説をそのまま引き継いでいる、といわざるをえない。

しかし、はたして中世社会の到達点は、自力救済原理の死であり、百姓の一元的掌握であったか、という点こそが私の課題の焦点である。私は、自力の死と再生（自力は否定されたが復活した）という構図そのものを疑問とし、いわゆる兵農分離ははたして中世惣村の解体や土一揆の敗北であったか、を根底から疑ってみようというのである。移行期の政策の歴史的特質を、権力の衝動や指向性や原理のレベルだけで論断する傾向を排除し、その政策が現実の歴史のなかで具体的にどのように展開されたか、を見極めてみようというのである。

具体的な見極めというのは、たとえば、公儀権力は自力救済を否定し、訴—裁許のシステムによって在地紛争を掌握しようとしたが、村・百姓の抵抗によって、その意図を十全には貫徹しえなかった、という水本説に対し、権力が山野水論の領域で規制対象としたのは、百姓の刃傷＝武器行使（生命をかけた戦い）であり、在地紛争の自力解決そのものまでも非合法化したわけではない、と私が論証したのはその一例である。

また、たとえば、私が刀狩令の展開過程を実証的に点検し直して、この法は百姓の武器所持そのものを非合法化する、民衆の武装解除令というよりは、むしろ身分統制令の一環であったことを突きとめ、完全に武装解除された丸腰の民衆という、通説的な近世農民像に疑問を投じたのもその一例である。

このような視点から、以下、私じしんの村落研究や刀狩り研究の要点を集約し、これを新しい中世・近世双方の村落研究の到達点とつき合せることによって、移行期の村落像と村落研究の課題を探ってみることにしよう。[2]

## 一　喧嘩停止令と村



私は、とくに村落間の相論（山野水論）つまり近隣の村落どうしの紛争解決の過程を分析する、という方法をとることによって、つぎの二点を追究しようとした。第一には、中世後期の村が武力の行使を含む自力救済の主体としての地位を社会的に確立していた、という事実を具体的に確認することである。第二には、豊臣政権・徳川幕府が村レベルの山野水論の解決の体系を固有の規制対象とする、喧嘩停止令という村落規制のための法を発動していた事実を検証し、その規制の性格を明らかにすることである。

### 1　村の自力

その一は、村の自力の作法である。在地には、村レベルで完結する、紛争解決のための固有の体系と、社会的なルールが形成されていた。中世の村落の間で交わされる、山野や用水の相論は、しばしば合戦相論とか弓矢相論といわれた、武力衝突の様相を示すが、それはまったくの無秩序と暴力だけが、無限にくりかえされる過程であったわけではない。

十一〜十二世紀には、武家社会のレベルで、「つはものの道」とよばれる合戦のルールが存在した、とみられている。すなわち、①合戦の時や所をあらかじめ約定する、②軍使の安全を保証する、③戦場では名前や身分を明らかにする、④一騎打ちを行なう、⑤主な敵をむやみに殺さない、⑥非戦闘員の安全を保証する、⑦降伏するものを保護する、という戦闘儀礼ないし慣行がそれである。[3]

このような武力行使の場における自己規制や抑制のルールは、村社会のレベルでも確かに存在していた。たとえば、村どうしの山論の発端に行なわれた「鎌を取る」という山道具差押えの慣行が、「山方の作法」とか「山方の大法」とよばれ、秩序ある合法的な作法とみなされていたのはそれである。また、村どうしの実力行使も、兵具＝武装を正義とし相当＝同量補償の請求や、合力＝近隣の共同介入を正当なルールとしたが、「刀むねうち」とか「なからじに」

というような山論の場の慣用語がよく示すように、武器の使用にも、殺すことを目的としない、峰打ち・半殺しの抑制がみられるなど、自律的な体系をもって展開されていた。

また、この武力解決と表裏の関係をなす、平和的な紛争解決も、「近所の儀」とか「異見」「中違」とよばれる、近隣の村々が集団として介入する近郷共同の裁定や規制によってはかられていた。さらにその上には、神前で行なわれる鉄火起請・湯起請など、「神裁」とよばれる方法が、やはり独自の儀礼と作法をもつ、最終的な解決の方式として存在していた。

その二は、村の武力である。中世の村は独自に日常的に自前の兵具を装備し、武力を発動し自検断権を行使する、軍事・検断の態勢とその組織をもっていた。村どうしの合戦相論は、しばしば「ゆみ・やり・てつほう・其外ぶぐをたいし」とか、「千四、五百人ひき連れ、鉄炮百四、五十丁・弓五、六十張・鑓百本ほど・長刀八振、段々に備えを立て」といわれるように、多くの村人を動員し、多数の武器を装備して行なわれた。

その態勢の主力となったのは、村人のうち若者である。「をしよせ本意をとげん、と若者共申す」とか「わかき者ども、うちかへし（報復）仕るべし、と申す」などとみえるのがそれである。緊急事態のさいには、かれら若者が中心となって、寺の鐘をならして集結し、大将や頭取を定め「段々に備えを立」て、整然たる陣立てをもって、伊勢の御幣を旗印に掲げて出動するというように、村の武力は明らかに組織性をもっており、村の「年寄」衆はこれを統制する役割を果たしていた。

その三は、村の犠牲にたいする補償の態勢である。村は村人の犠牲や尽力にたいし、村として補償や褒美を与える独自の仕組みを成立させていた。人質・名代・使節・解死人など、村を代表し、村のために命をかける百姓には、村としてその惣領の家筋つまり直系の子孫一人に、万雑公事・夫役など、「公儀の出し物」や村役を永く免除する特権を与え、褒美として米銭や田畠を与えたり、村が耕作の肩代りや扶助をすることも行なわれた。



村の犠牲となるのが、公事や村役を負担する資格のない、「筋目なき者」や「乞食」など、正規の村構成員から排除された下層民であることも稀ではなかった。その場合には、新たに苗字を名乗ること、村の寄合や講に新たに加入することなど、家格ないし村内身分を変更して、正規の村成員として認める措置もとられた。このような犠牲（スケープゴート）の提供にそなえて、村では乞食や牢人などの外来者を村抱えで扶養していた形跡さえも認められる。

その四は、近郷の合力である。中世の村の紛争解決の態勢は、当事者の村を超える広がりをもつのがふつうであった。村は近隣の多くの村落との間に、日常的に広く協力し監視しあう関係を形成していたのである。その一にあげた、「合力」・「異見」・「中違」とよばれる、近郷の村々による軍事・裁定の共同や、この共同の態勢からの排除の規定などがそれである。協力した村々にたいしては、返礼として、年寄中に振舞をする慣行が儀礼として成立しており、また兵糧・酒肴・礼銭などが支払われる定めであった。

## 2 喧嘩停止令

戦国大名や統一権力の喧嘩停止令による規制は、豊臣期の発動例や徳川幕府の法令からみると、つぎのような特徴を示している。

その一、村が紛争の現場で刀・脇指・弓・鑓・鉄炮（いずれも刀狩令に明示された武器）を使って刃傷（死傷）事件を起こせば、死刑の対象とされた。しかし、村や農民による武器の保有そのものが違法とされた形跡は、まったく認められない。むしろ農民の武器保有を自明の前提とするからこそ、山野水論の場におけるこのような武力行使の規制法が必要とされた。

その二、村どうしが実力行使でみぎのような武器を用いて刃傷事件を起こさないかぎり、その実力行使は違法とされなかった。ただし十七世紀の後半になると、山論の実力行使の場、ないし相論文書の文面から、刀狩令に明示され

た武器の使用例が、しだいに姿を消していく傾向があり、武器行使の規制を逸脱し、死傷に及ばないかぎりで、山野水論の実力行使は合法性をもちえていた、という事情を示唆する。その意味で、幕藩領主は自力解決を否定し、訴訟・裁許のシステムで在地紛争を掌握しようとした、とみる水本説には再検討の余地がある。

その三、村の検断権と盗人成敗権の動向も、みぎの二の事情とよく似ている。中世の村は自検断権と、それを執行する自前の武力組織や褒美の仕組みをもち、盗人を見付けしだい処刑する村の現行犯主義は、領主側の自白主義と対立した。村が独自に検断権を行使することは、十七世紀になっても変わらないが、ただ、犯人を処刑するには事前に領主に届出るのが原則とされ、村の成敗権（死刑執行権）は大きく制約された。

その四、近郷の合力の規制については、六角氏の戦国法（六角氏式目一二条）にすでにその趣旨が認められるが、ごく初期の幕府法では、なお明示的な規制の対象とされていない。寛永十二年（一六三五）令の付則に、はじめて「他郷の荷担は当事者の村よりも重罪とする」という規定が現われ、十八世紀の藩法では、合力規制が喧嘩停止令に主文としての位置を占めるようになる。法の重点が、村の武力行使規制から、近郷諸村による連帯の抑制（徒党禁令）へと、しだいに変化しているわけである。移行期の合力、つまり近郷の武力共同への規制は、緩やかなものであったとみてよいであろう。また、武力共同と表裏一体の関係にあった、近郷の村々による中人＝共同裁定の慣行は、近世初期の領主裁判のなかでも、近郷証人制という形で固有の位置を占めた。

その五、幕藩領主は検地帳登録地の相論では、検地帳主義ともいうべき領主の直接裁定の原則を貫こうとするが、山野水論の領域では、在地の先例に委ねる方針をとった。そのため、村々の共同裁定主義は、この先例主義とともに、山野水論の領域で生きつづけ、ときに領主裁定と対立しこれを制約するほどの位置を占めた。したがって、検地帳登録地の相論の裁定だけを例として、領主裁判権の強さを強調するのも、水本氏のように、山野水論の裁定だけを例として、百姓たちは村の権益と「百姓成り立ち」が保証されるかぎりにおいて公儀の施策を承認するが、不利益をこう



むる場合には徹底的に対抗したと主張するのも、ともに一面的に過ぎることになる。

その六、相当（私的な同量補償の請求、対等な復讐）行為にたいする規制は、喧嘩停止令の先行法かとみられる、六角氏式目一二条を別にすれば、豊臣期以後の法の規定や発動例には、その徴証がなく、明示的に立法されていた形跡は認められない。ただ、山野水論のさいに村の年寄によって書かれた覚書や訴陳状の類には、相手方の不法行為にさらされながら、当方はいかに相当（対抗措置）を抑制したか、という点がくりかえし強調されている。領主への訴訟の道を選ぼうとするかぎり、実力によって中世的な相当＝自力を強行する手段（中間狼藉）は、自己規制を求められるにいたっているのである。

## 二　刀狩りと百姓

これまで移行期に関する通説は、豊臣刀狩令の発動、つまり政策意図の表明を、そのまま法の貫徹と読みかえ、武装解除された中世農民（丸腰の近世民衆）という既成の刀狩令＝兵農分離論の通念をうのみにして、土一揆と中世惣村の幕藩国家への屈服を歎き、移行期を「明るい中世」から「暗い近世」への歴史の暗転期、ないし民衆史の大きな断層とみなす、素朴な歴史像を作りあげてきた。

にもかかわらず、このような通念のもとになった刀狩令論の通説にたいしては、塚本学氏が近世の村に保有された鉄砲に注目しつつ、批判を試みるまで、本格的な検討が試みられたことはなかった[4]。しかし、以下のような豊臣刀狩りの過程、および近世前期の民衆にたいする権力の武器規制策の特徴からみて、丸腰の近世民衆という通念にそのまま従うことはむずかしいのである。

### 1 豊臣の刀狩り

その一、豊臣刀狩令は、百姓が武具（刀・脇指・弓・鑓・鉄炮）を所持することを禁止し、その没収を指令している。しかし現実に展開された政策は、通説のような百姓の武具保有の禁止措置や在村武器の廃絶策などではなく、むしろ百姓が武具を日常的に使用する慣行を前提としてこれを規制し、使用には限定的な免許を与える形で推進された。その免許制というのは、村人と用途を限定して武具の使用を許可する特別措置であり、免許の理由や対象は、さきに塚本学氏も明らかにした害獣駆除用・狩猟用・治安対策用などの実用上の目的だけではなく、在村する武家奉公人・役職・家格の標識、さらに村内の行事・儀礼用などの名目に及んだ。こうした規制がかならずしも廃絶策を意味しないことは、現代の厳しい運転免許制が、日本の車社会の展開を支えている、という事情とよく似ている。

その二、豊臣令にもとづく現実の武具規制策は、とくに帯刀規制に重点をおいて、百姓帯刀権を原則的に否定し、「百姓は農具さへもち、耕作を専に」という農民身分を確定しようとする、身分規制の性格を強く帯びていた。この政策が当時から「刀かり」とよびならわされたのはそのためで、実際にも諸武具のうち刀・脇指の没収例が広く知られる。

また、刀狩りが実用免許のほか、家格儀礼用の帯刀免許措置を伴って広く施行された事実がよく示すように、中世社会において、帯刀つまり刀・脇指＝大小一腰を帯びるというのは、たんに武装するというよりは、むしろその社会の正規の自立した構成員としての資格と自力救済能力を表わす、重要な標識にほかならなかった。なお、こうした標示の慣行として、烏帽子着（戴冠）があるが、それは帯刀の慣行と並行していたのか、烏帽子着から帯刀に移行するのかは未詳である。

その三、みぎのような実情からみて、この豊臣刀狩令は百姓の武装権の凍結策とみることができる。豊臣政権はこの政策を「国土安全、万民快楽の基」とか「百姓相たすかる儀」と強調し、百姓を現世では刀による流血慣行の惨禍から解放し、来世での利益をも約束するための方便であると説得した。そこには、喧嘩停止令にも共通する、苛酷な自力の法の支配からの解放、という中世社会の歴史的な課題が、公然と掲げられていることに注目する必要がある。権力が中世社会の帯刀および自力の慣行に立ち向かい、百姓の武装権の凍結策をすすめる背景には、このような社会的な要請があった。



### 2 徳川幕府の武器規制

徳川幕府法は豊臣刀狩令を立法措置によって明示的に継承してはいない。だが、とくに変更を加えた形跡もなく、また、百姓から武具の没収を強行した形跡もない。百姓町人の帯刀については、さまざまな規制を別にすれば、十七世紀の末期にいたるまでは、帯刀（刀・脇指＝大小一腰の携行）そのものが原則的に禁止された形跡は認められない。十七世紀末の帯刀禁止も、刀の所持禁令や村の武器の廃絶令ではなかった。とくに、百姓が脇指を携帯することは、帯刀禁止の対象外におかれ、脇指の長さ（一尺八寸＝約五五センチメートル以内）・さや色（朱・青・黄・白色以外）・つば形（大型・角型以外）など、標識的な外見の規制を別にすれば、近世を通じて百姓らの脇指を携帯する慣行が、原理的に否定されることはなかった。

刀狩令を中世農民の社会的自律性の喪失の象徴とみなし、武装解除された丸腰の民衆という通念を自明の前提とする、移行期の歴史像が、そのままでは成立しえないことは、以上によって明らかであろう。

## 三 村と村役

以上の検討によって、自力救済を正義とする中世において、村は自力の主体としての地位と機能を確立していたらしいこと、近世への移行過程においても、そのような村の地位と機能が全面的に否定解体させられたわけではないこ

と、権力の村落・百姓政策の背景には、中世の苛酷な自力の惨禍からの自己解放という、歴史的な課題が形成されていたとみられること、などがあるていどは明らかになった。

しかし、私の作業では、移行期の村落像はまだ不鮮明である。村の地位や機能そのものの実態も不明のままであり、新たに追究すべき課題はかえって多くなった。ここでは、とりあえず、村落論をさらに豊かにする手掛かりを、さいきんの中・近世の村落研究の成果のなかに、探ってみることにしたい。

## 1 村請制と村

まず、移行期の村そのものの実像をどうとらえるか、である。中世の惣村から近世の村請村落への移行の様相を、水本邦彦氏はつぎのように論じている。[5]

(1) 近世村落の村請制は、年貢の個人請から庄屋請への転換という特徴をもつ。その核心をなす「庄屋」という制度は、文禄検地以降、年寄衆の共同体ともいうべき惣村秩序のなかに、幕藩領主により村の年貢夫役の責任者として新たに設定されたもので、村の年寄衆のうち一人だけが庄屋となり、他の年寄たちは一般の惣百姓並みの地位におかれた。

(2) 年寄というのは、系譜的には中世惣村の運営に集団で関与し、宮座の頭役を勤めた、村の有力上層のことである。年寄衆による村の運営は、中世末に惣的結合を経験した近畿地方の村々には、近世初期にも認められる。かれらは、在地では村落間の水論・山論など地下の相論の主体ないし仲裁者としての役割を果たし、領主にたいしては「初期本百姓」として、年貢・夫役をあわせて負担した。その経営は、小百姓の小農経営とは明らかに区別されるが、小領主的な庄屋よりは規模の小さい、手作・下作の複合経営であった。

(3) この村請=庄屋請のもとで、初期村方騒動は庄屋と惣百姓（年寄衆と小百姓の一部）の対立という形をとって



展開するが、それは庄屋の設定に伴う、庄屋=村請（領主の村支配）の態勢と年寄衆=惣村（村の共同生活）の態勢との矛盾そのものであり、この対立を通じて年寄衆は、庄屋の年寄衆からの離脱を、村政委任という形で承認する。それは、村落が中世惣村から近世村に転換をとげたこと、つまり中世惣村の解体再編を意味する。

(4) 年寄たちが庄屋を承認する過程には、庄屋にたいして「後々まで貴殿に、惣中より頼み申し候」とか「よろず算用について、貴殿へまかせ申し候あいだ、いかようにも在所の始末、頼み申し候」というような、主体的な村政委任の意思表示が行なわれ、算用の不審に対して「過分にちがい申し候あいだ、百姓御うけ申すこと罷り成らず」というような異議申立てを行なっている。これらの事実からみて、年寄衆から庄屋への村政委任というのは、中世惣村にみられた村の集団的な運営の理念をうけて、不服従権を留保したうえで行なわれたものであった。

以上のように水本氏は、近世の村請制村落の成立を村の組織にそくして論じ、移行期の村落像をゆたかに描き出した。しかし、この立論の前提には、冒頭で指摘したと同じような疑問がある。

その一は、みぎの(1)で庄屋役を幕藩領主の新たな設定とし、これを中世惣村の解体再編の指標とみている点である。西国の庄屋というのは、すでに戦国期の庄園村落にしばしば姿をみせ、年ごとの毛見帳=検地帳を管理し、領主に年貢の算用や減免の交渉を行なうなど、近世の庄屋とほぼ同様な役割を果たしており、天正十五年（一五八七）の大和では、検地役人に贈賄したとして「国中の庄屋衆三七人」が処罰されるなど、村の庄屋の存在が戦国期にかなり一般化していたことは、ほぼ確実である。[6] また、西国の庄屋に当る東国の名主（「みょうしゅ」ではない）も、すでに戦国期にその存在が知られている。

これらの事実からみて、庄屋の制度を、中世の惣村を解体し村請制を創り出すために、新たに設定されたものとみる見解は、惣村の解体、庄屋の新設という二点で、実証的に再検討を加える余地がある。

その二は、みぎの(3)、(4)で、近世初期にみられる年寄りから庄屋への村政委任の事実を、初期村方騒動期に固有の

特徴とし、これを、いったんは否定された中世惣村の集団的な運営理念の再生、惣村の遺産の内在的な継承、とみなす点である。庄屋と年寄・惣百姓の闘争のなかで中世的な理念がよみがえったとする、「死と再生」という水本氏の構想はここにも一貫していることがわかる。しかし、庄屋を中心とする村請も、村による庄屋への村政委任も、ともに中世惣村から引き継がれた仕組みとして、中世の惣村にそくして追究してみる余地があり、近世の創出と断定するには、なお慎重でなければならない。

### 2 中世の村請

したがって、つぎに、中世の村請をどうみるか、が問題となる。このような視点に立ち、中世史の側から新しい村請制論を展開したのが、勝俣鎮夫氏である(7)。

中世村落が歴史的な主体として自己を確立するのは、村が集団として荘園領主と定額の年貢請負の契約を結び、年貢納入の主体となる、地下請＝村請制を通してである。その成立は、畿内近国では十四世紀から十五世紀にかけてのころ（鎌倉末・南北朝期）にはじまり、戦国期にはさらに広い範囲に一般化するものとみられている。その村請制の特徴は、つぎの諸点に求められる。

(1) 領主がその領域の土地と農民を個別に直接に支配する体制が消滅して、契約関係となり、
(2) 領主年貢分から控除する形で在地に与えられていた給免田畑は、村の管理する惣有財産として編入され、
(3) 個々の農民は村にたいして年貢納入の義務を負うことになり、
(4) 村の指導層は領主に代わって村を支配する地位につき、
(5) 共同体規制が領主規制にとって代わり、
(6) 領主年貢の未進は、村内における有力農民との高利の関係に転化される、



というのである。

さて、かつて私じしんは、惣村における地下請＝村請制が剰余を在地に留保させる体制を作り出す画期となったことを一応は評価しつつも、むしろ戦国期の村落の地下請が、(3)〜(6)を通じて、村落地主層の新たな収奪の装置として機能するようになること、そのことが戦国期の社会変動の焦点を形づくることなどに注目して、村請制を自治のとりでとして手放しで評価する、それまでの惣村研究史の傾向には批判的な見解をとったのであった(8)。

これにたいして勝俣氏は、(3)〜(6)をそのまま事実として認めながらも、むしろ村を荘園に代わる新たな歴史の主体の成立として重視する視点から、私のような惣村自治論への否定的な評価の姿勢が、かえって村請制と村の具体像を追究する道を阻んできたと批判し、荘園領主の歴史的な性格の決定的な変質を示す指標として(1)に注目し、さらに、村の自立の指標として(2)の惣有財産の成立に注目した。

村こそは新しい歴史の主体である、とする主張が勝俣説の核心をなしているのであり、たんなる惣村論をめぐる異なった評価の提出などではない。この視点は、自力の主体としての中世の村の社会的地位を追究し、近世の村請制を中世惣村の解体再編とみる通説を再検討するうえで、重要な拠点となるにちがいない。

### 3 村役と家役

つぎに、村の主体性を支える村役の仕組みが問題である。勝俣氏は中世の村役は基本的に家役によって実現されていたと指摘したが、これについては、すでに水本「村共同体と村支配」（前掲）にくわしい追究がある。

水本氏は中世の村を「惣村」、近世の村を「村惣中」というように区別してよびながら、両方に共通する村の特徴を追究する。とくに、村が村民の生産・生活を維持・統制する団体として、村による検断と成敗、職人の村抱え、つぶれ百姓跡の「ならし」耕作などの機能を果たしたことを重視する。

また、集団＝惣＝村が個人＝村民に優越する地位を占め、「惣をかすめ、私をおしつけなどする事」を禁止する村法を定めたことに注目して、惣村や村惣中というのは、小百姓の自立化に直面した乙名・年寄層が、それぞれ自己の私的支配を排して創出した、公的団体＝自己否定の場であった、と説いた。

その村の運営を支える基礎となったのが村役である。村の警備・防衛、用水や道路の整備・確保、神社の祭りの執行など、生産と生活を維持するための、村民による人夫・経費の共同負担がそれで、村役負担の仕組みはつぎのようなものであった。

(1) 村中の家を標準の単位として、「村中家別」とか「村中家並」といわれ、不参加の者には過料として銭や米を課した。「家並」とか「家別」といっても、すべての家と村民に均等にかかるのではない。その基礎単位となる家は、村内でも古くから特定の家格をもつ百姓（草分け・年寄りの家筋・公事屋など）の家に限られ、これが、標準的な家という意味で「一軒前」（一人前と同義）とよばれ、その他の小百姓とは厳密に区別された。

(2) 独り暮らし・部屋住み・後家は、半役とか三分二役など、標準＝一軒前以下の扱いとされ、未成年者と老人（年齢制限は「十五をかぎり」「六十一になり候はば、役なし」）、それに女子は無役とされた。なお、侍分・侍衆は村においても村役をつとめず、一軒前より上位の家格を占めた。

以上のように、村は一軒前の家格をもつ百姓とその家を基本の構成員とし、その村役を基礎として成立していた。一軒前の家は近世の村共同体における権利と義務の標準単位であった。こうした近世の村役の慣行が中世にさかのぼることは確実である。天文八年（一五三九）の近江の村の法に、「ゑほしき、地下に居たき方々は、地下のやくを仕るべきものなり」とみえている（『近江蒲生郡誌』六）。この戦国前期の地下（村）に居住して烏帽子をつけるということは、一軒前の地下の役＝村役をつとめる資格（烏帽子はその標識）と義務とを意味した。



### 4 家割と高割

近世の村役の体系には、ふつう家役＝家割と、高役＝高割の二つの方式が知られるが、もともとはどちらが基本であったか。

たとえば、矢沢洋子氏によれば、東国の近世後期のある村では、村人への経費割付に二つの方式があり、表の公的な部分では、名請人ごとに持高の多少による「高割」方式をとり、内所の内部操作の方では、村の一軒前の構成員に対する「家軒割」方式を採っていた（ただし、費目によっては、鍵割＝所帯割？・人別割・男子労働力人口割・馬数割・当事者割も併用された）[9]。

高割方式は表向きの決済に対応し、石高基準という公的な性格をもつとみられるのにたいして、家軒割というのは、むしろ村内部の非公式な決済に対応していることになる。それは表家つまり一軒前の村構成員を家軒の基準とし、裏家は半額という措置が採られ、名主をはじめ村役人は村役を免除された。村財政の土台ともいうべき部分で、高割ではなく、家軒割が採られている事実は、村がもともと一軒前の村人を正規の構成員として成立し、村の用・村の役も、ほんらい家役によって支える仕組みをとっていたことを示唆する。

また、矢沢氏より先、畿内村落の財政の特質を追究した、菅原憲二氏も持高割と棟役割という二つの方式に注目し、その性格について、以下のように論じた[10]。

(1) 棟役割の特徴は、基準棟役が設定されていることである。持高の大小にかかわらず、六〇人（うち無高八人）もの村人が、一律に三・〇～三・五匁を負担するから、これが標準棟役であった。

(2) 実際の割付は、この標準額を最高として、最小の〇・一匁＝三三人まで、二〇～二五段階にも分かれて、負担対象は無高農民のほとんど全体（無高一一七人、うち〇・一～〇・五匁の最小負担者が八九人）に及んでいた。つまり棟役割は、ほぼ全村民をその対象としていた[11]。

(3) 棟役銀で賄われる費目が、村の橋や番屋の修築経費・村寄合の費用・村役人の出張旅費・祭礼費用など、ほぼ村の共同生活上の経費だけに限られていた。これにたいし、領主夫役や支配関係の諸経費は高割で調達された。すなわち、二つの方式はもともと性格がちがい、使途と費目でも明確に区別されていたのである。生活共同体的な村入用の負担体系が棟役であり、無高層もこれを一部負担することで村に包摂されていたことになる。現実の持高と棟役額とがかならずしも対応せず、無高でも標準棟役を負担するものがある事実からみて、かつて一軒前の棟役を負担した家には、のち没落して持高を減らしたり無高となっても、標準棟役を負担しつづけたものがあったとみられる。

ところが菅原氏は、棟役割というのは、畿内村落に進行した「小農自立」と農民層分解による、大量の無高層の村内滞留に対応した負担体系であるとみて、この体系は、小百姓の運動によって達成された持高割原則の村に、十七世紀末に持ち込まれたもので、村＝高持層が無高層に強制した負担方法の再編成であった、と論ずる。しかし、この結論には疑問がある。

①これでは、高割が領主支配の経費の負担体系であるのにたいして、棟役がもっぱら村の共同生活の経費を賄う体系として機能し、村人全体によって負担されていたという事実を説明することはできない。石高制的な負担体系とは異質な、村内の家格身分を基準とする棟役を、十七世紀末に展開する新たな負担体系とするのは無理であろう。

②十七世紀の中葉以降、小百姓層を主体とする村方騒動が、家割方式を抑制し、高割方式つまり高相応に負担することを要求する事実がある。この家割から高割へという運動からみても、棟役割を石高割よりも後から成立した負担体系とみるのは無理であろう。

③下層ほど相対的に負担が過重となるはずの棟役が、小百姓の村政批判運動によって、村役の持高割原則が達成された後に広がる、という矛盾した事態は、持高割原則を達成した小百姓・無高層による、村内利権や発言権の獲得運動の成果であった、とみるのが妥当ではないか。



## 5 村請と地主

つぎに、村請は村落地主層の新たな収奪の装置としていかに機能したか。近世の年貢村請の制度は、もともと年貢の庄屋請すなわち庄屋個人による私的な立替機能を構造的に組みこんで成立し、庄屋の村貸し機能を拡大再生産した、と菅原憲二氏はいう[12]。村請と村算用の運営は、庄屋の日常的な立替と私的な裁量なしには成り立たない状況にあり、また庄屋は村貸しを通じて年三〇～四〇パーセント以上もの利息を確保していた。このような構造をもたらした原因は、つぎの点に求められる。

(1) 村請の制度が、在地の実情と乖離した土地台帳「本高（ほんだか）」、つまり年貢賦課の基礎として固定したこと。

(2) 村請制が庄屋を年貢以下の納入責任者とし、諸算用をその年ごとに完結させることを原則としたこと。

(3) 村請は荒れ地・失人跡などスタリ地の村人によるナラシつまり村の肩代りを求めたこと。

(4) 日常的な費用を賄うほどの惣有財産、つまり独自の財源をほとんど持たないこと。

庄屋の村貸しに依存する体質は、近世を通じて克服されないが、算用の方式そのものは、畿内では、初期村方騒動によって、十七世紀後半には、庄屋個人による算用から、村の相談方式へと転換をとげ、立替の利率も一五パーセントていどに半減する、という。村の相談方式というのは、庄屋を含む年寄たち複数の有力農民が、村算用を共同でチェックする態勢で、新たに年寄層の村役人化・補佐役化を内容とし、年貢夫役の庄屋個人請から集団請への転換という形をとって現われる。集団請という意味では、実質的な村請の形成、あるいは中世の村請から近世の村請への変化、とみることもできる。

### 6 惣有財産

さいごに、惣有財産の問題をみよう。

菅原「近世村落と村入用」(前掲)は、庄屋・村役人の立替機能の大きさは、村独自の基本財源が乏しいことに大きい原因がある、と指摘している。もし、庄屋の村貸しに依存する村請や村財政の体質が、村が独自の財源を持たないことに起因するとすれば、惣有財産をすべての惣村の指標としたり、惣有財産と庄屋の立替=高利貸機能とを同時に村請の特徴とすることはできないことになる。

しかし一方で、矢沢洋子「近世村落と村財政」(前掲)は、村の収支を決済する方式に、村人への割付けと村有財産からの収入が併用されており、後者が大きい位置を占めた、という例を紹介している。村有財産というのは、郷田(薬師田など)・郷林(村・社寺林)・郷地(芝原・河原・道・墓地など)から入る、年貢・物成・小作料をはじめ、落葉や下草の採取料などである。

これら村独自の恒常的な収入の額は、村が自律的・主体的に共同で行なう、祭礼・贈答・道造り・合力など、表の公式の決済には出ない、村の私的な共同生活上の支出のほとんどを賄って、なおその残額がしばしば高返し・家軒返しの方式で村人に割り戻されているほど、惣有財産は村の財政に大きい位置を占めた、というのである。以上から、惣有財産の有無はともに村の性格を大きく規定したことが明らかで、その追究は村落研究の重要な課題とされなければならない。

## おわりに

以上、中・近世村落史のゆたかな蓄積と新たな成果に学びながら、歴史の断絶を前提として、自力の死=否定と再生=復活という構図を立てたり、政策意図だけから移行期の特質を論じたりする傾向の強い、いまの移行期論をどのようにして克服するか、の方策を探ってみた。

移行期の研究がいま当面する課題は、断絶か連続かを論ずることではない。まず何よりも、じっさいに認められる移行期の両側面をできるだけ具体的に明らかにしてみることが必要であり、どちらが本質かというような二者択一の結論だけを性急に求めて、この作業を妨げてはならない。

私はこのように考えて、移行期の村落についての研究を集約し、移行期にあらわれた両側面を、たとえば、検地帳登録地の紛争における専制性と山野水論における先例主義、百姓の武器行使の規制と保有の容認、村の成敗権の規制と検断権の容認というような、個々の事実について具体的に追究を開始しようとしている。このような方法が移行期を解明するうえにはたして適切かどうか、ご批判をいただければさいわいである。

〔付 記〕

もと小稿は、小著『豊臣平和令と戦国社会』刊行の翌年、一九八六年三月にアメリカのワシントン大学で開かれた、中近世移行期研究会(永原慶二・池上裕子両氏とともに参加)の報告原稿として作成され、一九八五年十二月に主催者側へ提出された。

なお、その後、水本邦彦氏はこの小稿にたいして、『近世の郷村自治と行政』(東京大学出版会、一九九三年)第三章の「付記」(六一〜六三頁)で、「統一権力の政策の大枠は本来の自力否定策だった」という趣旨をあらためて明らかにした、まことに懇切な所見を寄せられている。氏のご教示にあつくお礼を申し上げたい。

(1) 水本「村共同体と村支配」(『講座日本歴史』5、東京大学出版会、一九八五年)、のち同『近世の村社会と国家』(東京大学出版会、一九八七年)に収録。
(2) 藤木『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)。
(3) 石井紫郎「合戦と追捕」(1『国家学会雑誌』九一—七・八、一九七八年)、のち同『日本人の国家生活』(東京大学出版

会、一九八六年）に収録。なお、鈴木国弘「東国武士団の『社会』と鎌倉幕府――『もののふの道』『つわものの道』展開史論」（日本大学人文科学研究所『研究紀要』四三、一九九二年）参照。

(4) 塚本学『生類をめぐる政治』（平凡社選書、一九八三年）。

(5) 水本「初期『村方騒動』と近世村落」（『日本史研究』一三九・一四〇合併号、一九七四年）。同「近世初期の村政と自治」（『日本史研究』二四四、一九八二年）。のち『近世の村社会と国家』（前掲）所収。

(6) 「尋憲記」元亀二年（一五七一）条（酒井紀美氏のご教示による）・「多聞院日記」天正十五年（一五八七）八月条。

(7) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（『社会史研究』6、一九八五年、のち同著『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、所収）。

(8) 藤木『戦国社会史論』（東京大学出版会、一九七四年）。

(9) 矢沢洋子「近世村落と村財政」（『史学雑誌』九四―一〇、一九八五年）。

(10) 菅原憲二「近世村落と村入用」（『日本史研究』一九九、一九七九年）。

(11) 数値は元禄元年（一六八八）のもの。

(12) 菅原憲二「近世前期の村算用と庄屋」上・下（『日本史研究』一九六・一九七、一九七八・一九七九年）。



# あとがき

『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社）の書き下ろしが終わると、私はそれまで書きためてきた中世村落論を二冊の文集にまとめる作業にとりかかった。この『村と領主の戦国世界』と朝日選書の『戦国の村を行く』がそれである。

還暦も過ぎたので自分の村論にひと区切りつけてみようというまでで、なにか成算があったわけではない。それに私の日本中世史への関心が、村の視座からもう少し踏み込んで、戦争や飢餓の視角から村や都市を論じる「歴史の中の危機論」の方向に、傾きはじめているからでもある。いや放っておいて反故になるのを怖れたという方が当たっているかもしれない。

中世の歴史やその近世への移行の姿を、できるだけ世の中の土台に根ざして見直してみようというのが、村論によせる私のささやかな願いであった。それに私の育った越後の山奥の村がダムの底に消えようとしていることも、私を村のナゾ解きに執着させる機縁になったし、村を調べているといつも里帰りのような安らぎを覚えたものであった。

しかし、いま地上をおびやかす戦争や飢餓や厳しい環境問題の現実は、中世の社会をわけもなく安穏無事な世の中とみて、安泰な村の世界ばかり描いてきた私の姿勢に深い反省を迫っている。私の『雑兵たちの戦場』はそうした反省にもとづく新しい試みの一環であったが、この村落論のまとめを機に、あらためて中世の戦争や飢餓をめぐる、つぎのナゾ解きに備えたいと思う。

本書に収めた全一二編のうち、もともとが手稿であった5・11・12の三編のほかは、パソコンの力も借りて、できるかぎりは補訂の手を加えた。ことに9・10の二つの章はほとんど新稿である。なお一編ごとの成稿の事情について

は別に「初出一覧」をそえた。

ふりかえると、三〇歳代の終わりに荘園制社会の終末期を論じた『戦国社会史論』(一九七四年)をまとめてから、四〇歳代の終わりに惣無事令を論じた『豊臣平和令と戦国社会』(一九八五年)をへて、五〇歳代の移行期村落論をまとめたこの『村と領主の戦国世界』(一九九七年)まで、ほぼ一〇年ごとに一冊のペースで、東京大学出版会にお願いして、文集を本にしていただいてきた。三冊のあいだには「はしがき」で述べたような曲折もあるが、ともかくもひたすら村人の側から戦国社会をみつめようとした点では一貫するから、ひとまず戦国を訪ねる三部作とよぶことが許されるだろうか。

とてものんびりした歩みだったようにも思うが、それさえ同窓でもある編集局長渡辺勲さんのゆったりと息の長い応援がなければ、ここまでは気根も続かなかったにちがいない。初めの二冊の編集は渡辺さんご自身に、この一冊は編集部高木宏さんに引き継がれて、まことにねんごろなお世話をいただいた。あつくお礼を申し上げたい。

この本を妻香代子の還暦の祝いにささげたい。

一九九七年三月　桃の節供に

藤木久志

## 初出一覧 (掲載順)

村の惣堂　(原題「村の惣堂・村の惣物」『月刊百科』三〇八、平凡社、一九八八年)
村の跡職　(『日本中世内乱史研究』11、中世内乱史研究会、一九九一年)
村の公事　(『戦国期東国社会論』吉川弘文館、一九九〇年)
村の指出　(『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社、一九九二年)
村の境界　(原題「境界の裁定者」『日本の社会史』2、岩波書店、一九八七年)
村の当知行　(『戦国期職人の系譜』角川書店、一九八九年)
村の動員　(『中世の発見』吉川弘文館、一九九三年)
村の隠物　(原題「村の隠物・預物」『ことばの文化史』中世1、平凡社、一九八八年)
村の越訴　(「豊臣の百姓越訴令」(『戦国史研究』14、吉川弘文館)を全面改稿、一九八七年)
村の世直　(新稿、一九九六年)
村請の誓詞　(『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)
移行期村落論　(『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会、一九八八年)

## な　行



## は　行



## ま　行



## や・ら・わ　行

か 行







さ 行



た 行

**著者略歴**
1933 年　新潟県に生まれる
1956 年　新潟大学人文学部卒業
1963 年　東北大学大学院博士課程退学
現　在　立教大学文学部教授

**主要著書**
『戦国社会史論』東京大学出版会，1974 年
『日本の歴史 15 織田・豊臣政権』小学館，1975 年
『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会，1985 年
『戦国の作法』平凡社，1987 年
『戦国大名の権力構造』吉川弘文館，1988 年
『戦国史をみる目』校倉書房，1995 年
『雑兵たちの戦場』朝日新聞社，1995 年

**現住所**
鎌倉市今泉台 3-14-5（〒247）

村と領主の戦国世界

1997 年 5 月 15 日　初　版

［検印廃止］

著　者　藤木久志

発行所　財団法人　東京大学出版会
代表者　西尾　勝
113 東京都文京区本郷 7-3-1 東大構内
電話 03-3811-8814・振替 00160-6-59964

印刷所　株式会社三陽社
製本所　牧製本印刷株式会社


ISBN 4-13-020112-3　Printed in Japan





# 索　引

この索引は史料上の用語を中心とした．

## あ 行

# 村と領主の戦国世界

藤木久志

東京大学出版会

村と領主の戦国世界

藤木久志

東京大学出版会

9784130201124

1923021056001

ISBN4-13-020112-3

C3021 ¥5600E

定価（本体価格5600円＋税）

田植えの祝祭——村の共同の高揚

紅色によそおい、緑の早苗を手ぎわよく植え進む早乙女たち、笛と太鼓にのって、陽気に囃したてる男たち。神々に豊作を祈る村の共同の大田植えは、早くも終わりに近づいている。村の春もこの日から一気に盛りを迎える。生産の始まりによせる村人たちの喜びの高揚、中世の自力の村のエネルギーの躍動を、これほど明るく力強くリズミカルに描きあげた例が、ほかにあるだろうか。

藤木久志

月次風俗図屏風（部分）　東京国立博物館所蔵